

平成 29 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国における現地情報の収集
(欧州地域等)

報 告 書

平成 31 年 3 月

林野庁

目 次

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の背景及び目的	2
2.2	事業の実施内容等	2
2.3	事業の実施体制	10
3	クリーンウッド法の概要	11
3.1	基本方針	11
3.2	合法性の確認方法	11
4	生産国における現地情報の収集	14
4.1	ルーマニア	14
4.2	エストニア	43
4.3	ラトビア	96
4.4	イタリア	138
4.5	南アフリカ	159
4.6	フィジー	187
4.7	フィンランド	216
4.8	スウェーデン	246

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 29 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計 8 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 30 年 3 月から 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 4 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、平成 31 年 2 月中旬に開催された成果報告会において広く関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28 年度の先行事業に引き続き、平成 29 年度補正予算において『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）』として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）に係る仕様書』に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ルーマニア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカ等
(文献調査対象国として、フィンランド及びスウェーデンが追加指示された)

(2) 調査内容

- ア 木材流通状況調査
 - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
 - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容
- イ 森林の伐採に関する法令等の調査
 - ・伐採に関する法令の概要
 - ・伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無
 - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- ウ 木材の流通段階における法令調査
 - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記の事業の目的及び実施内容等を十分に踏まえた上で、次の基本的な実施方針を掲げて、事業の効率的かつ効果的な実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

本事業の目的及び実施内容を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(欧州地域等)に係る仕様書』に記載された調査対象国7カ国に、イタリアを追加し、計8カ国を調査対象国とした。

イタリアは、木製家具の日本輸入額がアジア圏に次いで突出して大きく、製材や合板の輸入額も近年著しく増加している。その一方で、同国については、バルカン諸国やアフリカ諸国の高リスク国からの木材が混入する重大なリスクが報告されている。2018年2月時点で「クリ

ーンウッド・ナビ」に掲載されておらず、同国の現地情報の収集が重要であると判断した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【欧州地域】 ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア 【大洋州地域】 フィジー 【アフリカ地域】 南アフリカ 計 6 カ国
文献調査のみ	【欧州地域】 フィンランド、スウェーデン 計 2 カ国
合計	計 8 カ国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第 6 条において木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として課せられた「判断の基準」に基づいて、次のマトリックス表を活用した。なお、「判断の基準」は、EU 木材規則の「デュー・ディリジェンス」と近い概念となっている。

表 2.2.2 判断の基準に基づくマトリックス表

デュー・ディリジェンス	素材生産	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
合法性の確認							
追加的措置							

判断の基準の構成要素としては、①情報の収集、②合法性の確認、③追加的措置がある（EU 木材規則のデュー・ディリジェンスの構成要素は①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減となっている。）。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、素材生産から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。

木材流通の対象製品は、丸太、製材品、木材チップ・木質ペレット、合板・集成材、木製家具、紙を想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税表第 9 部第 44 類(紙の場合は第 48 類)に掲げられている品目を、基本的に調査対象とすることとした。

ただし、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、事例については、各国の日本への輸入が特徴的な品目に焦点を当てて、情報収集を行うこととした。

(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権（土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可）
- 税金と手数料（ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税）
- 木材伐採（林業（木材伐採）規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用）
- 第三者の権利（慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）、先住民族の権利）
- 貿易と輸送（樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES（ワシントン条約）、デュー・ディリジェンス/デュー・ケア）

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。

ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- 認証/証明木材を要求する
- サプライヤー代替
- サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

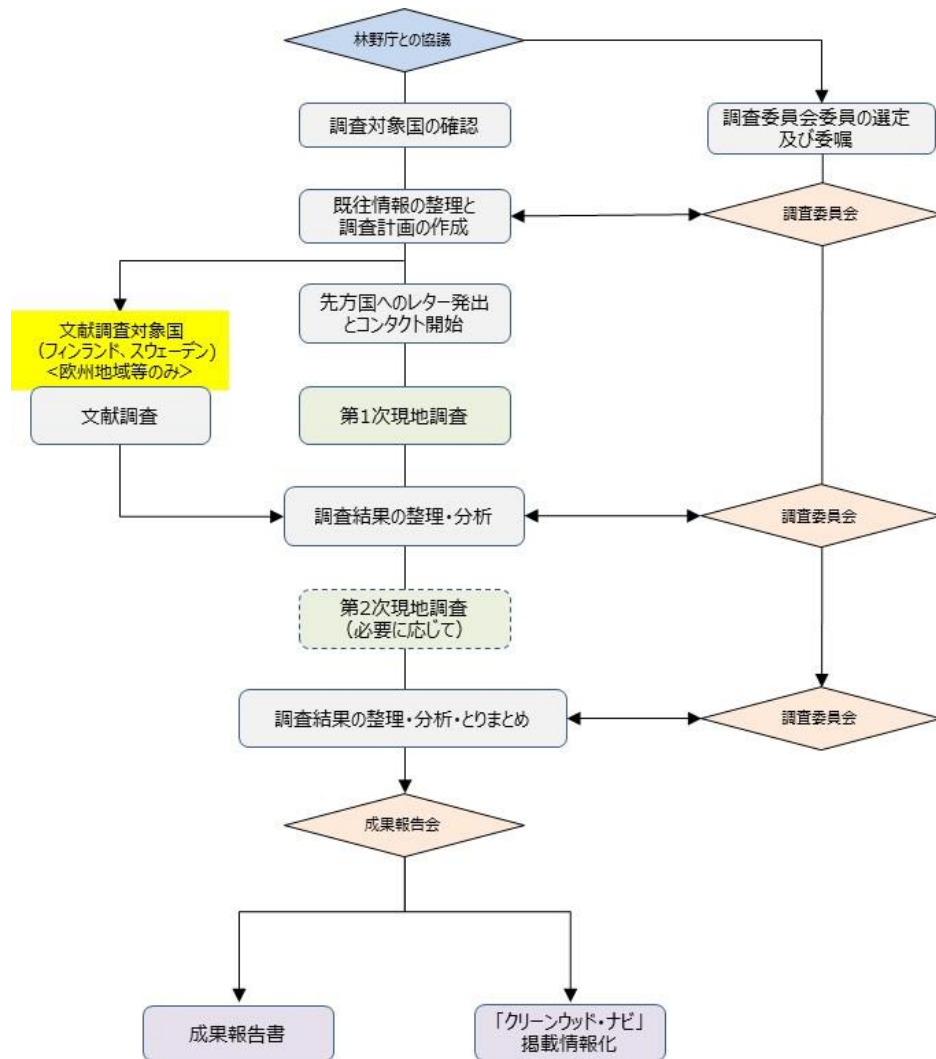


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。その際には、以下の Web サイトを中心とした違法伐採に関する情報も収集した。

◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンクである World Resources Institute が運営している。国別の関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト

(業界団体、NGO、行政機関)、リスク評価・低減ツールを掲載している。

◆ **NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)**

デンマークの合法性証明・森林認証関連 NGO が運営しており、上記と同様の内容である。特に、デュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所 Chatham House が運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境 NGO が運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、表 2.2.2 に示した工程別の判断の基準の構成要素に着目して、情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名	概 況	調査ポイント
欧 州		
ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集成材、合板などを日本へ輸出している。 ・ 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出輸入)に焦点を当てた。 ・ 特にオーストリアへの輸出に関連して、オーストリアの木材流通段階についても確認した。
エストニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、木材チップ、集成材などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
ラトビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 ・ 高リスク国からの原料を使用していると指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に木製家具の木材流通段階(原料の輸入・加工・輸出)に焦点を当てた。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
太平洋州		
フィジー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。
アフリカ州		
南アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。

(3) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー及び南アフリカの6カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ルーマニア	平成30年7月6日～7月22日
イタリア	平成30年9月2日～9月16日 平成30年11月21日～11月25日(注:中国上海において開催されたアジア向けのイタリア家具の展示会にて情報を収集した。)
エストニア	平成30年8月13日～8月24日
ラトビア	平成30年9月28日～10月11日
フィジー	平成30年9月4日～9月18日
南アフリカ	平成30年9月17日～9月30日

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者と協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種 別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		百村 帝彦	九州大学熱帯農学研究センター 大学院地球社会統合科学府 准教授
3	業界団体	上河 潔	日本製紙連合会 顧問
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		森田 一行	一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事
6	NGO	橋本 務太	WWFジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：平成30年5月25日（金）14：00～16：00 場所：TKPスター貸会議室 四谷 第1会議室 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-8-6	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画（案）の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時：平成30年8月31日（金）14：00～16：00 場所：主婦会館ブラザエフ 3F コスモス 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> ルーマニア、エストニアにおける現地調査結果の概要説明 ラトビア、イタリア、フィジー、南アフリカの事前情報収集調査結果の概要説明 今後の現地調査の実施方針・方法等に関する協議 等
第3回	日時：平成31年1月18日（金）13：00～15：30 場所：主婦会館ブラザエフ 8F パンジー 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化等の方針・方法等に関する協議 等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年2月15日（金）
13時30分～16時30分
場所：主婦会館ブラザエフ
9F 「スズラン」
〒102-0085
東京都千代田区六番町十五番
参加者数：62名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両構成員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区 分	氏 名	所属・役職
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役(国際協力グループ)
業務担当者		
	松本 淳一郎(副査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ リーダー
	久納 泰光	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
	佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
	祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
	藤井 創一郎	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 顕信	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	永野 裕子	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任

3 クリーンウッド法の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえ、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が 2016 年 5 月に制定され、2017 年 5 月 20 日に施行された。

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。

3.1 基本方針

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本的な方向、措置、及びその意義についての知識普及等について、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」に定めている。また、同法の対象となる木材等、木材関連事業者の定義や取り組むべき措置、合法性の確認方法、国が取り組むべき措置等について規定している。

3.2 合法性の確認方法

合法性の確認は、第一種木材関連事業を行う者において最初に行われ、第二種木材関連事業を行う者においては、第一種木材関連事業を行う者において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりに区分されている。

1) 第一種木材関連事業

- (a) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売を行う事業を含む。）
- (b) 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
- (c) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託又は再委託を受けた者（その者が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売する事業
- (d) 木材等の輸入を行う事業

2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、次の方法が上げられている。

(1) 第一種木材関連事業のうち、上記(a)、(c)又は(d)における合法性の確認方法

樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

- イ. 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類
 - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - ・ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
 - ・ 重量、面積、体積又は数量
 - ・ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所
- ロ. イの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ハ. 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記ロの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ニ. 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

(2) 第一種木材関連事業のうち、上記(b)における合法性の確認方法

法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

- イ. 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類
 - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - ・ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
 - ・ 重量、面積、体積又は数量
- ロ. イの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ハ. 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記ロの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ニ. 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認方法

木材等を譲り受ける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認する。譲り渡される書類には、以下の旨が記載されている。

- イ. 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第一種木材関連事業が合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- ロ. 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- ハ. また、クリーンウッド法第8条の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者から木材等を譲り受ける場合には、登録、認証または認定を受けている旨

4. 生産国における現地情報の収集

4.1 ルーマニア

4.1.1 木材等の生産及び流通の状況

1) 森林・林業の概況

東欧の共和制国家ルーマニアは、北にウクライナとモルドバ、西にハンガリーとセルビア、南にブルガリアと国境を接し、東に黒海と面している（図 4.1.1）。

同国の総面積は 2,384 万 ha であり、山地、丘陵地、平地が、面積の約 1/3 ずつを占める。首都ブカレストの他 41 の県で構成しており、人口は 2016 年時点で 1,976 万人である¹。

同国内に森林は 657 万 ha あり、国土面積の 27.5% に相当する。地形別分布は、山地に 382 万 ha（59.7%）、丘陵地に 216 万 ha（33.8%）、平地に 42 万 ha（6.5%）となる。

森林の構成面積比は、針葉樹林：広葉樹林=3：7 である。樹種別構成比は、上位よりヨーロッパブナ（European beech - *Fagus sylvatica*）が 33%、オウシュウトウヒ（Norway spruce - *Picea Abies*）が 23%、カシ類（Oaks - *Quercus sp.*）が 17% である。

所有形態別では、国有林が 50%、その他公有林が 15%、私有林が残りの 35% である。国有林のうち、保護林（条件付き生産林を含む）は 53%、生産林は 47% である（図 4.1.2）。



図 4.1.1 ルーマニアの地図

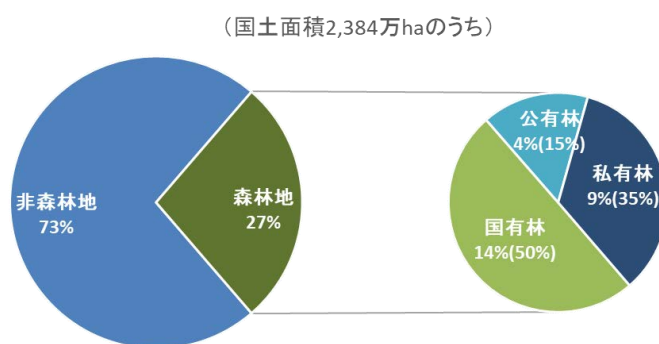


図 4.1.2 ルーマニアの国土面積に占める森林率と所有形態の内訳

森林の蓄積は 2,221 百万 m^3 であり、平均蓄積は $321.9m^3/ha$ 、年平均蓄積増加量は $7.8m^3/ha$ である²。このことから、年間伐採許容量を 22.05 百万 m^3 としており、2017 年の実際の年間伐採量の統計値は 18.3 百万 m^3 である。

¹ 本項の統計値は全て森林省配付資料に典拠

² NFI（国家森林インベントリ）の結果をもとに算出

2) 木材製品の生産・輸入・輸出の概況

国産材生産量は、利用可能な統計情報が限定的であるが、上述の通り 2017 年の統計値は 18.3 百万立米程度で、木材自給率は 100%強と推計される。

輸入材については、2016 年に総額 644 百万米ドル、総重量 3.3 百万トン記録した。

総輸入額・重量共に主に針葉樹の原木丸太が多く、過去 5 年間で金額ベースで 2 倍、重量ベースで 3 倍に増加している。また、ボード類も繊維版を中心に特に金額ベースで多く、また増加している（図 4.1.3）。

同年の輸入相手先国別割合の上位国として、金額・重量共に、北隣の EU 非加盟国であるウクライナが 2 位の国の倍以上という大差をつけており、特に重量ベースで過半数を占めている。その他は東欧の EU 加盟国、ロシアやベラルーシといった旧ソ連系国家が主であり、ウクライナとそれらの国々で金額・重量共に 8～9 割を構成する（図 4.1.4）。

また、同年までの 5 年間における輸入増加率が最も高い輸入相手先の上位国は、金額・重量共に、原木丸太の輸入先であるベラルーシやスロベニア、木質パルプのブラジルやバルカン半島諸国が顕著である。反対に、減少率が高いのは、製材類の輸入先としてのカナダやボード類の中国が挙げられるが、全体的に輸入規模が増大しており、減少傾向にある国は少ない（表 4.1.1）。

なお、詳細は後述するが、日本向け輸出実績のあるルーマニアの主要木材取扱事業者は、主にウクライナとの国境地帯に製材工場を設置しており、これらの工場においては、非 EU 加盟国として欧州木材規則（EUTR）の対象外にあるウクライナやロシア等からの木材利用が多いことが、現地調査で確認されている。

また、2018 年に、ポーランド等の風倒木処理材が大量に利用されているとの聴取結果もある。

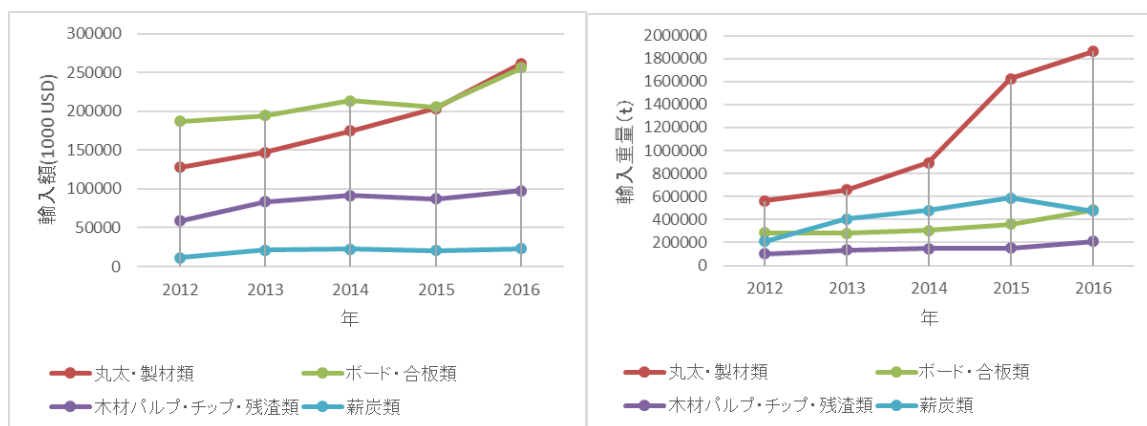


図 4.1.3 ルーマニアによる木材製品の品目別年間総輸入額（左）及び輸入重量（右）の推移（2012 年-2016 年）³

³ ルーマニアの木材貿易関連統計は、特筆しない限りすべて Royal Institute of International Affairs (Chatham House) のウェブサイト (<https://resourcetrade.earth/>) による

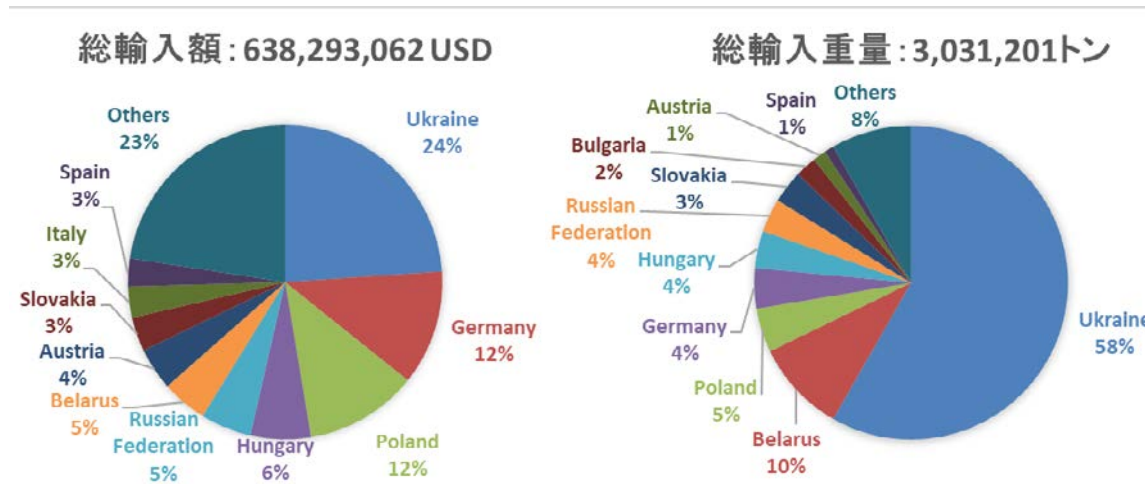


図 4.1.4 ルーマニアによる木材製品の輸入相手先国別割合 (2016年・輸入額(左)及び重量(右)ベース)

表 4.1.1 輸入増加率(左)または減少率(右)が最も高い輸入相手先の上位5か国 (2011年-2016年・輸入額及び重量ベース)

順位	増加率の高い輸入相手先国				減少率の高い輸入相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	ブラジル	+85%	ベラルーシ	+139%	カナダ	-44%	カナダ	-40%
2	ベラルーシ	+66%	スペイン	+87%	中国	-12%	中国	-12%
3	ホスニア・ヘルツェゴビナ	+42%	スロベニア	+71%	ブルガリア	-5%	該当なし	
4	セルビア	+39%	セルビア	+52%	フランス	-4.7%		
5	スペイン	+31%	チェコ	+45%	イタリア	-4.3%		

輸出材については、2016年に総額15億米ドル、総重量3.6百万トンであり、金額・重量共に輸出超過であるが、特に金額ベースの対輸入比は2倍強と、大幅な超過を記録している。

金額・重量共に、主に針葉樹及び広葉樹の製材、またボード類はパーティクルボードや配向性ストランドボード(OSB)、繊維板等を輸出しており、品目を問わず若干の減少傾向にある(図4.1.5)。

同年の輸出相手先国別割合の上位国としては、金額・重量共に、中国や日本、一部のEU加盟国、中近東諸国が占めており、多様な構成である(図4.1.6)。

品目内訳も、輸出相手先国毎に大きく異なり、特定の品目に限定される傾向にあり、金額・重量共に、中国は広葉樹製材、日本とオーストリアは針葉樹製材、その他のEU諸国や中近東諸国は主にボード・合板類に特化している。

また、同年までの5年間における輸出増加率が最も高い輸出相手先の上位国として、チリや米国、ベルギー等が挙げられるが、金額・重量共にOSBの輸出が増加している。反対に、減少率が最も高いのは主に中近東諸国向けの製材であるが、減少量は限定的である(表4.1.2)。

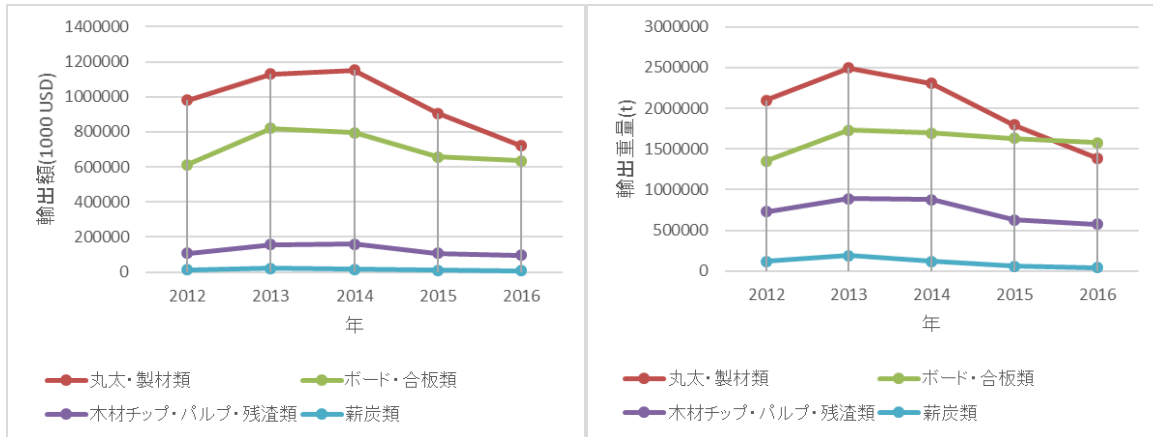


図 4.1.5 ルーマニアによる木材製品の品目別年間総輸出額（左）及び輸出重量（右）の推移（2012年-2016年）

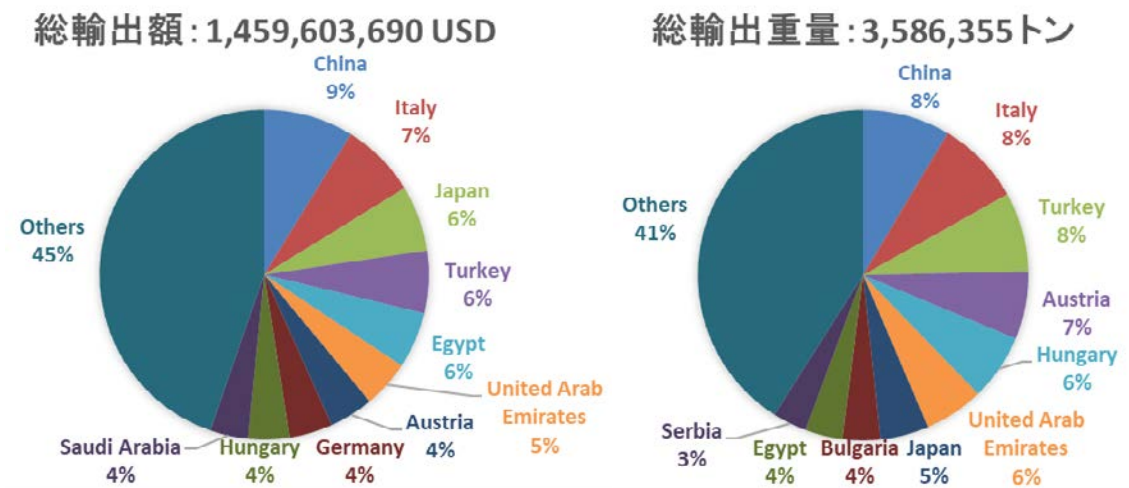


図 4.1.6 ルーマニアによる木材製品の輸出相手先国別割合（2016年・輸出額（左）及び重量（右）ベース）

表 4.1.2 輸出増加率（左）または減少率（右）が最も高い輸出相手先の上位5か国（2011年-2016年・輸出額及び重量ベース）

順位	増加率の高い輸出相手先国				減少率の高い輸出相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	オーストラリア	+199%	チリ	+190%	シリア	-39%	シリア	-38%
2	チリ	+134%	米国	+89%	フィンランド	-39%	オーストリア	-19%
3	アジア (国名不明)	+72%	アジア (国名不明)	+65%	ロシア	-19%	イラク	-14%
4	米国	+58%	ベルギー	+64%	カタール	-13%	カタール	-14%
5	ベルギー	+49%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	+58%	サウジアラビア	-13%	サウジアラビア	-11%

ルーマニアから日本への輸出材については、2016年に総額94百万米ドル（輸出相手先国中3位）、総重量170千トン（同7位）であり、日本は主要な輸出相手である。

取扱実績の少ない木材チップ・パルプ・残渣類及び薪炭類を除く輸出統計によれば、日本への輸出は金額・重量共に前述した針葉樹の製材が大半を占めており、約1割がOSBと積層パネルである。特に針葉樹の製材は、2016年までの5年間に大きな振れ幅で変動しながら、減少傾向にある（図4.1.7）。

結果として、2016年の我が国にとり、ルーマニアは丸太・製材類及びボード・合板類について、主要な輸入相手先国である。したがって、その輸入に当たって木材の合法性確認の重要性は高い（表4.1.3）。

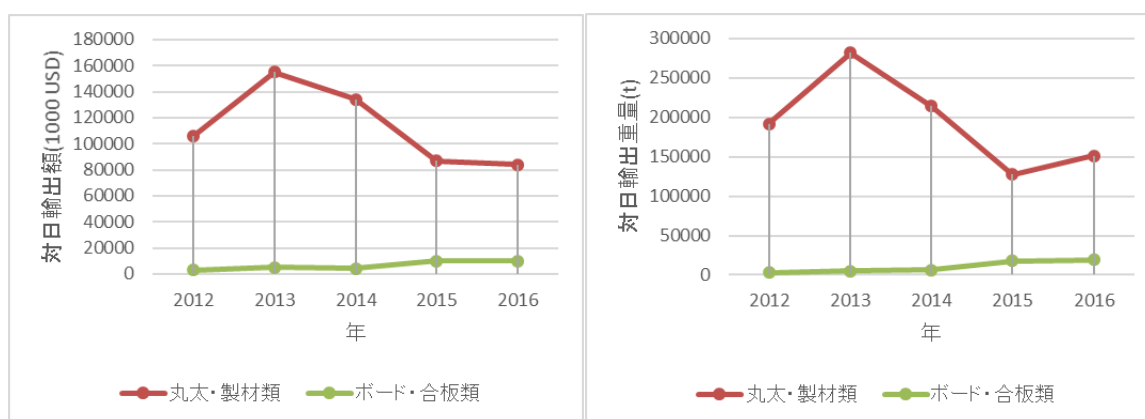


図 4.1.7 ルーマニアによる日本向け木材製品の品目別年間総輸出額（左）及び輸出重量（右）の推移（2012年-2016年）

表 4.1.3 日本の相手先国別・品目別輸入額順位におけるルーマニアの順位（2016年）

品目	順位
丸太・製材類	10位
ボード・合板類	10位
木材パルプ・チップ・残渣類	52位
薪炭類	58位
総額	17位

4.1.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権と管理権

土地所有権

前述の通り、所有形態別では、国有林が 50%、その他公有林が 15%、私有林が残りの 35%である。国有林のうち、保護林は 53%、生産林は 47%である。

特に国有林については、1991 年の社会主義体制の崩壊を受け、長期にわたり土地返還作業を実施中である。

返還の端緒となった土地返還法⁴においては、1 家族あたり 1ha を返還することが規定された。この際は、土地の断片化を防ぐために、もともとの所有界ではなく山塊により集約化して返還した。続く法令^{5,6}においては、本来の所有者に上限 10ha（個人）及び 30ha（集団）で返還する権利を与えた。

これら法令により返還された森林は、土地返還法に基づくものが総森林面積の約 5.7% に当たる 362,335ha、続く法令に基づくものが約 29.9% に当たる 1,902,275ha であった。更なる法令⁷により、15 年間かけた完全返還原則を掲げ、現在もプロセスが進行中であるため、今後も主に国有林が減少して、私有林が増加することが予想される。

しかし、2013 年の土地返還に関する会計検査院レポート⁸によれば、返還プロセスには問題が多く、違法な主張により不当に土地が返還された例が多いとされる。特に当初の所有時より広い土地の所有権の主張や、共産主義政権移行時以外に国有化された土地の所有権の主張、ねつ造された書類や古い段階の書類に基づく土地の所有権の主張等により、561,168ha が違法に返還されたものと推定される。

また、返還手続きが長引いていることから、本来の権利者が死亡していることがあり、相続人への返還に際しても問題が発生することがある。本来は相続人であることを証明する書類が無ければ返還は不可能であるが、相続の自己宣誓書のみに基づいて返還してしまう事例が発生している。本来他に多数の相続人がいるはずが、特定の相続人にしか返還されないという事例も見られる。

土地管理権

ルーマニアの森林管理当局は水・森林省⁹（以下森林省）であり、様々な許認可の権限

⁴ Land Resources Law 18/1991 – Articles 2, 45,46,47,48,95. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/1459>)

⁵ Law 107/1996, articles 30,31. (<http://www.cdep.ro/legislatie/eng/vol28eng.pdf>)

⁶ Law 1/2000 on reconstitution of the property right over agricultural and forest land claimed in keeping with the provisions of Land Law 18/1991 and 169/1997, Article 24,25,26,27,28,9,30,31. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/20557>)

⁷ Law 247/2005 on the reform of property and justice, and other measures [Legea nr. 247/2005 privind reforma in domeniile proprietății și justiției, precum și unele măsuri adiacente)], Titles IV, V, VI. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/63447>)

⁸ Romanian Courts of Accounts (2013). “The patrimonial situation of the forest resources in Romania, in the period 1990-2012”. (<http://www.curteadeconturi.ro/Publicatii/economie7.pdf>)

⁹ <http://apepaduri.gov.ro/>

を持つ。また、森林のうち国有林については、国有企業である Romsilva¹⁰が実際の管理を一手に担っている。

同国の森林管理は、国内を細分化した森林区域 (Forest District) の単位で管轄される。国有林の森林区域は 313 あり、公有林・私有林の森林区域は 145 ある。

森林法¹¹によれば、後述する各森林区域の森林管理計画において、前述した所有権に係り係争中の土地に関しては、係争地として明記され、いかなる施業も認可されない。

また、全ての森林区域は、森林省またはその出先機関の森林保護官事務所と契約して、登録・管理されることが義務付けられている。その際に、森林管理計画において係争地でないことが明記される場合にのみ、管理登録が可能となる。

そのため、森林管理計画と管理登録情報の両方を参照することで、所有地に係る係争の有無を間接的に確認することができる。

表 4.1.4 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
権限証書	相続証明書、売買証明書
森林管理計画	(特になし)

② コンセッション・ライセンス

森林法¹¹は、国有林・公有林をコンセッション制度の対象外と定めているが、ただし例外的に、国家級森林当局が地上建物を売却した土地や、地上建物を 1990 年以前に築造した土地については、森林へ土地利用転換を図ればコンセッション運営が可能である¹²。

表 4.1.5 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
権限証書	(特になし)
コンセッション合意書	(特になし)

③ 森林管理・伐採計画

森林所有形態は、前述の通り、国有林、公有林、私有林により構成されるが、原則としてルーマニアの森林管理の法的枠組は所有形態によって異なるものではなく、本項目の以下の規則は全ての所有形態に適用される。

森林法¹³は、10ha 以上の森林所有者に森林管理計画の作成を義務付けており、履行により 3 m³/ha/年を超えない範囲で伐採権を与える。また、10ha 未満の場合についても作成を奨励しており、森林の土地改良のための国設基金が作成費用を支払う。

実際の森林管理計画の作成は、森林省の審査委員会及び担当者、更に森林管理計画の一部である環境影響評価を担当する環境保護局の 3 者による承認を得た者が実施でき、主に同国の森林総合研究所 (ICAS) が担当している¹⁴。

¹⁰ <http://www.rosilva.ro/>

¹¹ Law 46/2008, republished in 2015 Forestry code (Art. 11, line 3) (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/170527>)

¹² Order of the Ministry for Environment and Forests no. 367/17.03.2010, published in the Official Journal, Part I, no. 196/29.03.2010, with subsequent amendments. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/117505>)

¹³ Forest Code, 2008 (森林法 law 46/2008 modified, republished 2015)

¹⁴ Ministerial order no. 460/2010 regarding the approval of the Methodology for certification of specialised units to establish Forest Management Plans. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/118103>)

森林管理計画は、林分単位のインベントリに基づいて、GIS を使用して作成される。作成の依頼料金は ha 当たり 10 ユーロ程度で、森林保護官事務所が認可する¹⁵。認可後の有効期間は高木林で 10 年間、灌木林で 5 年間である。

計画内容は、主伐に係る伐採計画と、除伐・間伐・更新伐（衛生伐を含む）等に係る育林計画の二部構成である¹⁶。

このうち伐採計画については、10 年間の施業計画を策定する。各年度の許容伐採量を、公式収穫予定表を参照しながら年間成長量及び歩留まり率に基づき定めると共に、算定した各年度及び 10 年間単位の許容伐採量の一部を、更新伐の専用枠として設定する必要がある。これらの面積・材積・造林及び育林体系について、表に整理して詳述しなければならない¹⁷。

なお、各森林区域で所有面積が 100ha を上回る場合は、施業方法として小面積皆伐による輪伐も可能であるが、100ha に満たない場合は、環境性能の発揮を目指して皆伐でなく主に択伐を採用する必要がある。

一方で、育林計画においては、特に間伐について、面積のみを作成段階で記載すればよく、材積は実際の施業時に間伐対象木を特定してから林分構造を考慮して計算する。

なお、許容伐採量のうち専用枠を設定した更新伐の一部に、病虫害被害木・風倒木・雪害木の処理が含まれ、主に予防措置としての衛生伐（1ha 当たり 1 m³未満）もしくは主に事後対応としての災害処理のための伐採（1ha 当たり 1 m³）に区分する。

このうち後者は、伐採時の林齢が予定伐期（通例 60 年）の半分を超過しているか否かで扱いが異なる。超過している場合は、その伐採量が当年の許容伐採量の更新伐枠から差し引かれるのに対して、超過していない場合は、同更新伐枠からの差し引きはない。この災害処理のための伐採を私有林において実施する際は、森林保護官事務所へ通知後 5 日以内に実施する必要がある。

また、一年間の更新伐の実績量が、当年度の許容伐採量の更新伐枠を上回った場合は、翌年度以降の更新伐枠から差し引かれることになる。また下回った場合は、その年度末である 8 月に余剰分を伐採することが可能である。

一方で、森林管理計画の対象期間である 10 年間単位において、更新伐の実績伐採総量が同許容伐採総量を上回った場合は、それ以降の年度における更新伐枠外の伐採許容量を消費して、更新伐枠に充当することとしている。

これにより、年間及び 10 年間単位で、更新伐を含む年間伐採量が、年間成長量を超過しないように調整している。

表 4.1.6 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
管理計画	10ha 以上の森林所有者のみ
伐採計画	10ha 以上の森林所有者のみ

¹⁵ Ministerial order no. 1039/2010 for approval of the Methodology for certification of experts that technically guarantee the quality of Forest Management Planning and the Methodology to certify project responsables for the Forest Management Planning activities. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/120652>)

¹⁶ Technical regulation no. 5/2005 regarding the design of Forest Management Plans

¹⁷ Ministerial order no. 1651/2000 regarding the approval of the Technical regulations for evaluating the volume of wood for selling. (http://ocoalederegim.ro/norme_tehnice.html)

④伐採許可

所有形態によらず、伐採許可の前提として、10ha以上の森林所有者に前述の森林管理計画の作成を、素材生産者に伐採事業者認可の取得をそれぞれ要求している。

それ以降は一次加工までの管理制度・SUMAL（仮訳：木材原料追跡のための統合情報システム）¹⁸を導入して、森林省が運用している^{19・20}（表 4.1.7）。

表 4.1.7 施業段階別・対象者別の管理制度

	段階	対象者	制度
①	伐採準備	森林所有者 (10ha≤)	森林管理計画
②		伐採事業者 (20m ³ /年≤)	伐採事業者認可
③	伐採施業～ 一次加工	素材生産者～ 一次加工事業者	合法性管理システム (SUMAL)

まず全ての伐採事業者は、ASFOR（仮訳：ルーマニア林業経営者協会）から、事業体当たりの年間伐採許容量を付した伐採事業者認可を受けなければならない²¹。ただし、年間 20 m³未満の自伐の場合はこの限りではない。

年間伐採許容量は、事業者の従業員数、技術力、所有機械等の施業能力で決定され、例えばハーベスター一台につき年間 5,000 m³が付与される。

なお、木材の売買形態は森林の所有形態により異なり、国有林の木材は、前述の国営企業 Romsilva が、立木または丸太を原則として競売方式でのみ販売し、公有林の木材は、立木または丸太を原則として地方自治体が決定した定価で販売する。森林所有者としての国または地方自治体は、伐採作業を要する立木競売をする際に、入札条件として伐採事業者に競売対象の伐採量以上の伐採事業者認可を要求している（表 4.1.8）。

表 4.1.8 所有形態別・管理経営者別の売買形態と伐採事業者認可の要件

所有形態	管理経営者	売買形態
国有林	国営企業 (Romsilva)	競売のみ (立木売り ^{※1} or丸太売り)
公有林	所有者または 委託事業者	定価販売 (立木売り ^{※1} or丸太売り)
私有林		自由 ^{※2}

※1 競売対象の伐採量以上の事業体当たり年間伐採許容量が付された伐採事業者認可を入札者に要求

※2 年間 20 m³以上の伐採事業者に伐採事業者認可を要求

上記要件による伐採準備を前提として、実際の森林区域ごとの伐採作業に移行する。以降の許可制度を SUMAL において一元管理している。

¹⁸ <http://apepaduri.gov.ro/categorie/sumal/>

¹⁹ Ministerial Order 837/2014 regarding the approval of the Methodology for the organization and functioning of SUMAL, the obligations of SUMAL users as well as the structure and transmission of standardized information. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/162297>)

²⁰ Ministerial Order 596/2014 test methodology regarding the implementation of integrated information system for tracking wood materials. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/159489>)

²¹ Ministerial Order No. 1330/2015 regarding the organization, functioning and compentence of the Commission for certification of forest harvesting contractors, as well as the criteria for certification (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/171315>)

SUMAL の本項に係る該当箇所の詳細は、後述の別項 4.1.2「森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用」 2)「SUMAL (木材原料追跡のための統合情報システム) (1)「伐採」の通りである。

なお、2015 年の国家森林インベントリの結果における伐採量の実測値と、上述の各種書類から算出した伐採量の理論値の間に、年間 880 万 m³の乖離があり、これが違法伐採の量であるとされている。政府は緊急令²²を発して森林保護官の配備数を増やした。

会計検査院は、こうした違法材の流通原因について、いくつかの点を指摘しており²³、主に森林所有地の細分化により境界が不明確となり、所有地外の森林に対する伐採許可が下りてしまうことを挙げている。

ただし、Greenpeace²⁴によれば、違法伐採の件数は近年減少しており、これは市民参加による摘発強化システムを含む新たな法整備によるものとしている。

表 4.1.9 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採事業者認可	(特になし)
APV	仮訳：伐採許可材積推計書
伐採許可書	(特になし)

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

木材を販売する森林所有者を対象に、材積当たりの税金および手数料が存在するが、契約・ライセンスごとに取り決められ、これについて一般論を述べることはできない。

通常は森林区域に保証金を納付する必要がある、適切に施業が実施された場合に返金される。

ただし、税金および手数料として、燃料木材と装飾用材を除く全ての木材の販売価格の 2%が徴収され環境基金に充てられる²⁵。また、災害処理のための伐採を含む更新伐材の販売価格の 10%が徴収され森林基金に充てられる²⁶。

徴税法によると、地方議会や森林当局は、事業者が公道等の公共インフラで林業機械を使用したり、環境負荷のある行為を実施したりする場合は、地方道税や地方通行税を課すことがある。

伐採許可書の発行後は、森林保護官と監察官が、請求書、インベントリ、伐採許可書、SUMAL、納品書等の文書による突合検査を行い、脱税の有無を確認する。

²² lege5.ro (2015). Emergency Ordinance 32, regarding the establishment of the Forest Guards. [online]. (<http://lege5.ro/App/Document/g4ytmojrgi/ordonanta-de-urgenta-nr-32-2015-privind-infiintarea-garzilor-forestiere>)

²³ Romanian Court of Accounts (2014). An audit report on the performance of national forest found administration during 2010-2013. [online]. (http://www.curteadeconturi.ro/Publicatii/Sinteza_FF.pdf)

²⁴ Greenpeace Romania (2015). Illegal cuts in Romanian forests. [online]. (<http://www.greenpeace.org/romania/Global/romania/paduri/Publicatii/Raport%20taieri%20ilegale%202015.pdf>)

²⁵ Government Emergency Ordinance 1962 December 2005 on the fund for the environment (Art. 9, f.). (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/67529>)

²⁶ Government Decision no. 924 / 4 November 2015 for the approval of the rules for selling timber annually harvested in the public property forest fund (Art. 25). (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/172892>)

表 4.1.10 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
(該当なし)	(特になし)

②付加価値税とその他売上・販売税

丸太、厚板、板、細板、梁、製材は、付加価値税の課税対象外である。

なお、税務当局は、請求書が登録発行された後に、納税すべき金額や実際の納税履歴を全て電子会計簿やオンライン明細等のシステムで算出・記録している。

表 4.1.11 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
請求書	(特になし)

③収入及び利益税

収入税率は利益の16%で、素材生産業による売上はその0.5%が追加課税される²⁷。

ルーマニアは近年、徴税制度の近代化に多額の投資をしており、前述の通り、現在はほぼ全ての税金を、電子会計簿やオンライン明細等のシステムで計算・徴収している。

また2015年に、様々な許認可に先立ち、徴税に必要な財務記録や財務諸表等の書類を事前確認する特別機関が設立され、多くの企業が事業登録せざるを得なくなっており、事業と納税額の整合性を厳格に審査している。

事業体やその従業員個人の各種証明書の更新、入札参加や融資申請等は、納税義務の履行が条件となっている。

表 4.1.12 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納税証明書	(特になし)

(3) 伐採施業

①林業（木材伐採）規則

伐採許可書の発行を受けて、森林保護官は契約した伐採事業者に伐採地を公示する。

その際に、私有林における20 m³未満の伐採を除く全ての伐採作業を対象に、伐採区域、伐倒方法、搬出路、更新対策や残存木の保護等について、周辺木にマーキングしながら現場指導を行う。

森林区域担当官または森林保護官は、伐出作業の進行中及び完了時も、林内や土場において、林地や残存木の損傷低減及び関連法令の遵守を適宜監督・管理する。

伐採に係る指示法令²⁸は、伐倒木を枝条が付いたまま運搬することを禁止している。また、代替路がなく森林区域の担当官より例外を許可された場合を除き、水みちを通る牽引も認めず、横断の際は可動橋の使用等を求めている。

樹種による伐採規則もあり、皆伐の場合、オウシュウトウヒで3ha、ポプラ混交林で5haを上限としている。母樹保残型施業の場合、下層植生の成長期や雨雪により林床が

²⁷ Law 227/8 September 2015 Fiscal Code (Art. 2). (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/171282>)

²⁸ Ministerial Order 1540/2011 regarding the Instructions for wood harvest. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/129446>)

ぬかるんでいる時期を避けることとしている。

表 4.1.13 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採事業者認可	(特になし)
APV	仮訳：伐採許可材積推計書
伐採許可書	(特になし)
環境許可書	(特になし)

②保護地域及び樹種

ルーマニアの自然保護体系は、生物圏保護区（1件）、国立公園（12件）、自然公園（13件）、種にとって重要な場所（SCI・383件）、特別保護地域（SPA・148件）が存在する。

これらは、IUCN カテゴリーI・IIIの691箇所と部分的に重複している。

また、これらの保護区域は、種の保護や景観保全等の設置目的があり、その設置趣旨に沿う保護管理計画を策定して管理する必要がある²⁹。

そのため、全ての森林を森林管理事業者の管理下に置くこととしており、国立公園と自然公園は国営事業者（Romsilva）により管理され、SCI及びSPAは環境保護局の開催する公募に入札した官営または民営の森林管理事業者、環境NGO、教育・研究機関や、公園管理当局等により管理される^{30・31}。

これら保護区域であっても、伐採を禁止した保護区域でなければ、環境保護局または公園管理当局の許可を得れば伐採が可能である。

国立公園と欧州連合保護地域生態系ネットワーク Natura 2000の指定区域については、管理計画の策定が進行中³²であり、管轄行政機関のそれぞれで進捗状況が異なるものの、未策定の場合は、原則的に伐採施業は許可されない。

表 4.1.14 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
自然保護区域管理計画	該当する場合のみ、森林管理計画に付属
伐採計画	該当する場合のみ、環境保護局または公園管理当局の承認が必要

③環境配慮事項

契約を経た全ての伐採事業者は、翌年の全伐採予定地における全施業内容について、環境保護当局から環境許可を得なければならない。

環境許可のためには、以下が揃っている必要がある。

- ・関連文書に係る条件（森林管理計画、伐採許可材積推計書、伐採許可書）
- ・伐採技術に係る条件

²⁹ Emergency ordinance 57/2007 regarding the protected areas regime, conservation of natural habitats an wild flora and fauna. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/83289>)

³⁰ Law no. 95/2016 regarding the establishment of the National Agency for Protected Areas and for modification of Emergency ordinance 57/2007 regarding the protected areas regime and habitat conservation. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/178452>)

³¹ Decision no. 230/2003 on the delimitation of biosphere reserves, national parks and natural parks and setting up their administrations. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/42901>)

³² Ministry of Environment, Water and Forests (2016). The stage of approval of management plans for Parks reservations and Natura 2000 sites. [online]. (<http://www.mmediu.ro/articol/baza-de-date-privind-ariile-naturale-protejate-si-aprobarea-planurilor-de-management-ale-a-cestora/1664>)

- ・生物多様性に係る要件（保護樹種の伐採、希少種営巣地の攪乱）
- ・保護区域における伐採に係る要件（環境保護局または公園管理当局による伐採許可）

なお、環境省の調査³³によれば、森林管理計画に基づきながらも環境許可を取得せず伐採を行ったり、発行要件を満たさないまま環境保護局により許可が与えられたりする違反事例が存在しており、時には伐採終了後に環境保護当局から許可を得るなどということが発生している。

また、FSCの審査結果で不適合とされた事例のうち、半数弱が環境配慮事項における指定搬出路の利用、残存木の保護、みず道の保護等に係る遵守不足という報告もある³⁴。

合法性要件は2015年に変更されたが、施行規則や運営体制の不備により、環境保護局担当者が現地を確認せず書類ベースで済ませてしまう可能性が存在するため、形骸化を指摘する声が現地環境NGOに対する聴取調査においても確認された。

表 4.1.15 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
環境許可書	<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理計画に付属 ・伐採対象地ごとに伐採事業者へ発行

④安全衛生

森林施業における安全衛生は、労働・家族・社会保障省下の労働監督局の所轄である。

労働安全・衛生法^{35・36}が関連事項を規定しており、被雇用者の労働基準、健康に配慮した労働環境整備に向けた雇用者・被雇用者の義務と権利^{37・38・39・40・41}、労働安全衛生に係る内部組織、異議申し立ての方法、労働安全衛生に係る要求違反時の責任等を含む。

しかしながら、非正規の日雇い労働等が一般的で、これらの規定事項の履行が形骸化している傾向にある。

一例として、森林認証の審査結果における労働安全衛生に係る不遵守の指摘事項は、防護具等の労働安全装備の不使用や、労働安全訓練の未実施が特に顕著である。

³³ Hotnews (2014). Preliminary conclusions of the report of the control body of the Environmental Ministry in the case the floods in Novaci: illegal harvests and nonconformities in sand and gravel exploitation. [online]. (<http://www.hotnews.ro/stiri-mediu-17879288-concluziile-preliminare-ale-raportului-facut-corpul-control-ministrului-mediului-cazul-inundatiilor-din-novaci-defrisari-ilegale-exploatari-neconforme-nisip-pietris.htm>)

³⁴ Halalisan, A.F. (2014). Certification of forest management and chain of custody in Romania: a market instrument and a mean to promote sustainable forest management. PhD Thesis, Transylvania University in Brasov.

³⁵ Law no. 319/2006, on work health and safety. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/73772>)

³⁶ Government Decision no. 1051/2006 on minimal requirements for work health and safety during the manual handling of volumes which present risks for workers, especially back injuries. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/74429>)

³⁷ Government Decision no. 1146/30.08.2006 on minimal requirements for health and safety for the use of work equipment by workers. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/75585>)

³⁸ Government Decision no. 300 in 02/03/2006 on minimal requirements for health and safety on temporary or mobile sites. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/69995>)

³⁹ Government Decision no. 493 in 12/04/2006 on minimal requirements for health and safety related to the exposure of workers to noise risks. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/71198>)

⁴⁰ Order of the Ministry for Work, Social Solidarity and Family (MMSSF) no. 3/03.01.2007 for the approval of the Form for work accident recording – FIAM and of the instructions of filling in the form. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/79176>)

⁴¹ Government Decision no. 355 in 11 April 2007 on the monitoring of workers' health. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/82130>)

表 4.1.16 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働災害のリスク評価書	(特になし)
労働安全衛生ガイドライン	(特になし)
労働安全衛生研修の実施履歴	(特になし)
定期健康診断証	(特になし)
労働災害防止計画	(特になし)

⑤合法的な雇用

収穫作業に携わる者は、当該作業に係る技量証明書等を保持する必要がある、雇用者と定期雇用契約または日勤雇用登録⁴²を実施しなければならない⁴³。

雇用者は、法定最低賃金以上の賃金を支払い、労働監督局に支払額を申告する。

しかしながら、伐採の施業期間が短く小面積な場合は、雇用期間が短くなることから、納税や使用料支払い等の様々な煩雑さを避けるため、雇用者の多くは雇用契約の締結を避ける傾向にある。

表 4.1.17 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働契約書	(特になし)
雇用契約書	(特になし)

(4) 第三者の権利

①慣習的な権利

慣習的な権利について定める法制度は、同国に存在しない。

②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

FPIC について定める法制度は、同国に存在しない。

③先住民族の権利

同国において、先住民族は認識されていない。

(5) 貿易と輸送

①樹種、量、品質の分類

本項に係る SUMAL の該当箇所の詳細は、後述の別項 4.1.2「森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用」 2)「SUMAL（木材原料追跡のための統合情報システム）」 (2)「積載」、(3)「輸送」、(4)「受入」の通りである。

⁴² Law no. 52/2011 on activities carried out by occasional day labourers. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/127831>)

⁴³ Law no. 53/2003 Labour Code. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocumentAfis/179907>)

表 4.1.18 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
運送許可書	通称 AVIZ 固有コードの有効性を要確認
SUMAL 管理記録	管理当局に要照会

②貿易と輸送

本項に係る SUMAL の該当箇所の詳細は、後述の別項 4.1.2「森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用」2)「SUMAL (木材原料追跡のための統合情報システム)」(2)「積載」、(3)「輸送」、(4)「受入」の通りである。

表 4.1.19 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
運送許可書	通称 AVIZ 固有コードの有効性を要確認
SUMAL 管理記録	管理当局に要照会

③外国間貿易と振替価格操作

ルーマニアは OECD に加盟していないものの、OECD のガイドラインと独立企業原則 (アームズ・レングス原則) に準拠した振替価格操作に係る法律^{44・45} を施行している。

ある個人または法人が、直接的・間接的を問わず、当該組織の 25%以上の株式または投票権を持っているか、その組織に実質的に支配的な影響を及ぼしている場合⁴⁶、または当該個人と配偶関係や第三親等までの親戚関係にある場合⁴⁷に、その当該組織・個人の「関連当事者」とであると定義している。

この関連当事者間の商取引は、振替価格操作を防止することを目的に、必ず市場価格でなされなければならない。

表 4.1.20 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
(該当なし)	(特になし)

④税関規則

製品に添付されている AVIZ の写しを、税関にて提出しなければならない⁴⁸。AVIZ には固有コードが必要であり、これが無ければ、鉄道、港湾等のオペレーターは積み荷を受け取ってはならない。

なお、AVIZ が無かった場合に、税関職員は、それが森林法に定める木材製品等の分類に含まれているかを森林当局に確認して、含まれていない場合にのみ手続きを進める。

なお、薪炭材の EU 域外への輸出は禁止されている。

⁴⁴ Law 227/8 September 2015 Fiscal Code Article 11(2) (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/171282>)

⁴⁵ Order no. 222/2008 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/89707>)

⁴⁶ Deloitte (2015). Global Transfer Pricing Country Guide. [online]. (<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-transfer-pricing-country-guide-2015.pdf>)

⁴⁷ PWC (2015). International Transfer Pricing.

(<http://www.pwc.com/gx/en/international-transfer-pricing/assets/itp-2015-2016-final.pdf>)

⁴⁸ Government Decision (HG) no. 470/2014. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/158885>)

表 4.1.21 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
輸出または輸入許可書	(特になし)

⑤ CITES (ワシントン条約)

ルーマニアはワシントン条約を批准しており、管理当局に森林省を据えている⁴⁹。
同国内に条約登録種の樹木は生息していない。
税関は、木材製品等の輸入時に、対象種については CITES ライセンスを要求する⁵⁰。

表 4.1.22 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
CITES 許可証	ルーマニアに輸出する国が発行

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

同国の欧州連合木材規則 (EUTR) の監督当局 (Competent Authority) は森林省である。
同省内に EUTR 施行のための 2 つの担当機関があり、森林保護官事務所が森林レベル (伐採事業者、森林管理者) の operator を、環境保護局が全ての trader と輸入 operator のデュー・ディリジェンス・システム (DDS) を確認する。

その対象は、CN コード 4403・4406・4407 の木材・木材製品である⁵¹。

EUTR の施行は、政府決定^{52・53・54}により監督当局の責任と罰則規定等を定めており、閣僚決定⁵⁵により operator や trader の監督、更に監査機関 (Monitoring Organization) に係る規則、手順及び方法論等を定めている。

デュー・ディリジェンスが義務付けられる木材取扱事業者は、立木売りの場合は伐採事業者、丸太売りの場合は森林所有者または管理者、及び EU 域外から輸入する業者である。

違法に伐採された木材の市場への出荷は、15,000～20,000 ルーマニア・レイ (RON) の罰金、および関連木材と車両の没収が課される。

過料は、DDS を導入・実施していない、あるいは監督当局との協力を拒否する事業者に適用され、8,000～15,000 RON である。更なる取引に必要な書類発行を最長 12 ヶ月間差し止めることができる。ただし、初回は是正のために 45 日の猶予期間が設けられる。

過料は、DDS を適切に運用していない、または維持管理や定期的な評価をしていない場合にも適用され、5,000～8,000 RON である。繰り返し違反した場合は、取引に必要な書類発行が最長 90 日間停止されうる。

同国の林業・環境法の下で、刑事罰金は EUTR の違反過料よりはるかに厳しく、国内

⁴⁹ Law 69/1994 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora Endangered adopted in Washington on March 3, 1973. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/4273>) (http://www.speciesplus.net/#/taxon_concepts?taxonomy=cites_eu&geo_entities_ids=76&geo_entity_scope=cites&page=1)

⁵⁰ Order no. 255/2007 measures to implement EU regulations on trade in wild fauna and flora. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/80930>)

⁵¹ Government Decision (HG) no. 688/2012

⁵² Government Decision (HG) no. 787/2014 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/161388>)

⁵³ Government Decision (HG) no.170/2015 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/166652>)

⁵⁴ Government Ordinance no. 51/2016 establishing and sanctioning contraventions in forestry (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/181818>)

⁵⁵ Ministerial decision (OM) no.819/2015 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/168405>)

の違法伐採に適用され、罪状が深刻な場合の刑罰は最長 7 年の懲役刑となる。

さらに、監査機関についても、その義務を果たさない場合は、8,000～15,000 RON の過料が適用される。

同国は DDS の不遵守に係る制裁措置として、過料を増額する政府緊急令⁵⁶を承認して、2016 年 10 月末より施行している。

表 4.1.23 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
EU 木材規制 4 条 2・6 項に規定された文書	Regulation (EU) 995/2010 ⁵⁷ (木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務)
欧州委員会規則第 3 条に規定された文書	Regulation (EU) 607/2012 ⁵⁸ (DDS 及び監査機関による監査頻度と方法についての詳細規則)

⁵⁶ Government Emergency Ordinance no. 51/2016 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/181818>)

⁵⁷ (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:295:0023:0034:EN:PDF>)

⁵⁸ (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:177:0016:0018:EN:PDF>)

(http://apepaduri.gov.ro/wp-content/uploads/2014/08/R-607_2012-de-punere-in-aplicare-a-EUTR.pdf)

2) SUMAL（木材原料追跡のための統合情報システム）

先述した森林管理計画の作成と伐採事業者認可の取得による伐採準備を前提として、実際の森林区域ごとの伐採作業に移行する。

以降の許可制度を SUMAL において一元管理^{59・60・61}しており、運用手順のフロー図は下記の通りである（図 4.1.8）。

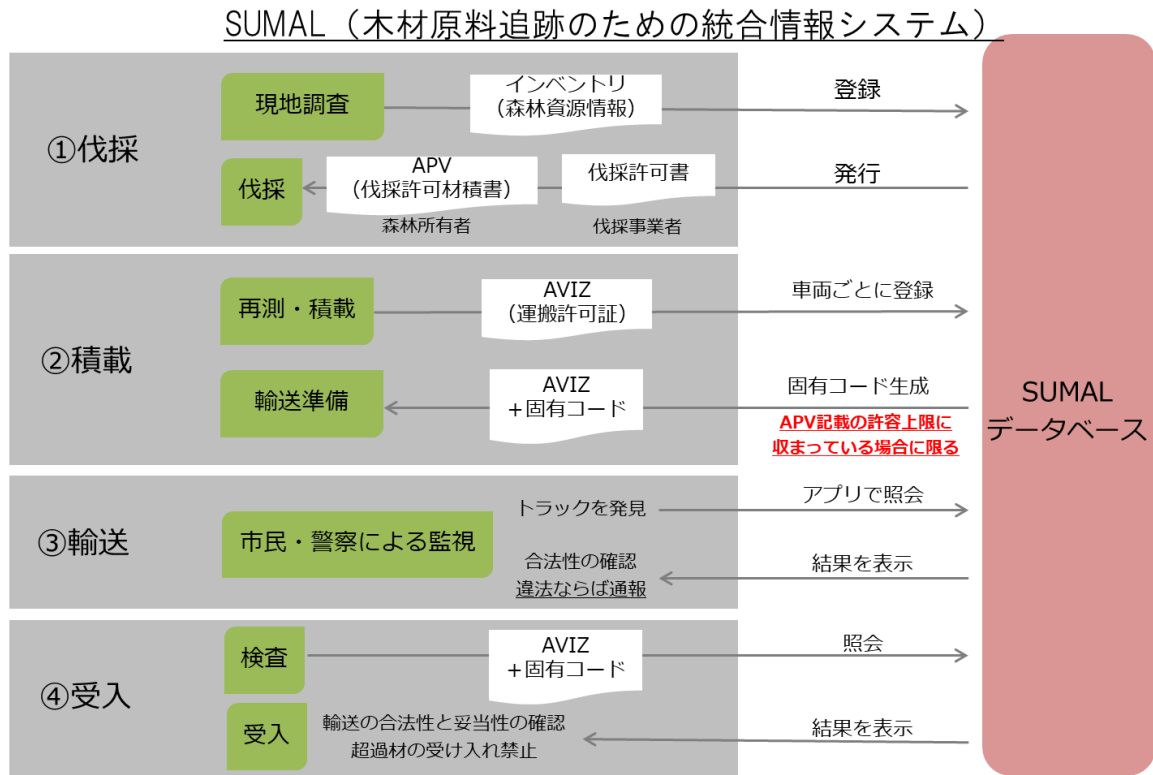


図 4.1.8 SUMAL の運用手順

システムの詳細を下記の 4 段階に大別して示す。

- (1) 伐採（インベントリの作成、伐採許可材積推計書の発行、伐採許可書の発行）
- (2) 積載（運輸許可証の車両登録と固有コードの発行）
- (3) 輸送（モバイルアプリケーションによる市民・警察による監視）
- (4) 受入（一次加工場または集積土場における固有コード付き運輸許可証の照合）

⁵⁹ Government decision no. 387/2016 Rules on the origin, trade and transport of timber (Art. 11, line 4a) (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/178912>)

⁶⁰ Government decision no 470/2014 regarding the approval of the technical regulations for origin, transport and trade of wood, (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/158885>)

⁶¹ Ministerial Order 1464/13.07.2016 for the modification of the Methodology regarding the organisation and functioning of SUMAL, user obligation, as well as the structure and method for transmitting standardised informations, approved by Ministerial Order 837/2014 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/180190>)

(1) 伐採

インベントリの作成（森林所有者に発行）

所有形態や森林管理計画の有無を問わず、全ての森林からの木材収穫に、伐採許可が必要である。伐採許可には、毎木調査と材積推計が必要となる。

毎木調査は、森林保護官が、その管轄する森林区域において、認可済み森林管理計画のうち、計画伐期に到達した林分について実施する。

各森林保護官に固有の番号を含む円形の刻印を、所有するハンマーを使用して、伐採対象となる立木の根元と胸高付近の計2箇所に打刻する⁶²（図4.1.9）。

打刻した伐採対象木の樹種分類、6 cm以上の胸高直径、樹種、等級（I-IVに分類）を記録すると共に、20～30本の樹高をサンプル測定する。



図 4.1.9 毎木調査における打刻

伐採許可材積推計書の発行（森林所有者に発行）

材積推計は、このインベントリを携帯端末を利用して SUMAL に入力することにより、システムが全国レベルで規定された係数と回帰式を利用して、自動的に全造材材積と、そのうちの商業用及び燃料用材積等を算出する。

この値を基に APV（仮訳：伐採許可材積推計書）を生成して、森林所有者に発行する（図4.1.10）。これは後述する運送許可証に紐づけられる⁶³。

なお、作成した全ての材積推計データを、森林区域の当局担当者が確認・承認した後、森林保護官事務所のウェブサイトで公開する。森林保護官事務所はこのうち2割以上を二重に確認することが義務付けられている⁶⁴。

⁶² Order 1346/2011 <http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/128644> for approval of the Ministry of Environment Rules regarding the shape and use of special marking devices, as well as the means of marking trees and timber (Art.16). (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocumentAfis/160811>)

⁶³ Ministerial Order 1540/2011 on harvesting rules

⁶⁴ Ministerial Order 1507/2016 regarding the approval of the Procedure for approving, modifying, annulment and expiration of the Volume Estimation Documents for timber originating from the national forest fund and the forest vegetation on lands outside the national forest fund (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/181215>)

CARNET DE MARCARE - INVENTARIERE								
amplasament: Obaioara LP I ua 173 A								
pa de inventariere este constituită din:								
lucător lucrare: Liră H. executare clopaj: TURBUREAN E.								
instruire cameră: aplicare clopaj								
grupe clasa: înregistrare nr. crt. 1726-07 2015								
Fila: 1								
Specia	Diametrul (cm)	Clasa de calitate	Înălțimea (m)	Nr. crt.	Specia	Diametrul (cm)	Clasa de calitate	Înălțimea (m)
Mo	18	II		26	Mo	10	III	
	18	IV		27		22	II	
	8	IV		28		10	III	
	18	I		29		14	I	
	14	IV		30		10	II	
Me	10	IV		31		10	II	
Me	12	IV		32		10	IV	
Me	20	IV		33		14	I	
Mo	30	IV		34		10	III	
	8	IV		35		14	II	
	14	II		36		10	III	
Me	14	IV		37		12	IV	dob
Mo	10	III		38	Me	10	IV	
	10	IV		39	Me	22	IV	
	8	IV		40	Mo	8	IV	
	10	II		41	Me	22	IV	
	10	IV		42	Mo	14	II	
	8	IV		43		18	I	
	16	II		44		16	II	
	10	III		45		18	I	
	10	III		46		12	II	
	10	II		47		10	IV	
	14	II		48		10	IV	
Me	20	IV		49		20	III	
Mo	18	I		50		10	IV	

ACT DE PUNERE ÎN VALOARE NR. 1201643 - XV - 364																
Lăceni de Proclivitate: 1 - BOTUS LUCINA										Informații privind N.T.S.M.						
Suprafața totală act (ha): 49,19										Starea profesională: SECUNDARE RARITATE						
Cantitatea: 5000 PIESE										Starea de exploatare: SORTIMENTE SIMPLU DE						
Data autorizării: 26.07.2017										Planșă pe - (ha):						
Procedura de inventariere: FIR CU FIR										Arbuști paraziți - (ha):						
Clasa terenului nr.: RP 33.177										Insuși - (ha):						
Cămin pentru nr.:										cu un volum de - (m ³):						
Cămin pentru nr.:										Total: 11311 1114						
SORTARE DIMENSIONALĂ																
Specia	Lemn					Cant.	Lemn de foc	Vol. total	Volum	Volum	Volum	Volum	Volum	Volum	Volum	
	GI	G2	G3	M1	M2											M3
LAPOC																
MOIȘ	1	14	27	127	147											
PIȘIȘIȘTE																
SORILE																
POP TRE MURATOR																
SALCIȘ CAPREASCA																
SORILE																
MEȘTECAN																
TOTAL	1	15	27	130	160	21	131	485	75	554	88	11311				
Sensibilitate utilizabilă																
U.A.	Suprafața	Verșina	Pană	%	5.00	Compoziție					Total					
U.A.	49,19	43,0	20,00													
U.A. JANA LA ME MO PL I Volum																
U.A.	28	16	314	750	4	1114										
Total																
U.A.	28	16	314	750	4	1114										
SORTARE DIMENSIONALĂ																
U.A. Specia	Diametrul (cm)	Înălțimea (m)	Volum (m ³)	Vol. arb.	No. arb.	Cant. arb.	Sortare dimensională					Cant.	Lemn de foc	Volum	Volum	
							GI	G2	G3	M1	M2					M3
U.A.	14	14	14,00	14,00	43	0,17										
MO	14	14	14,00	14,00	43	0,09										
PI	14	14	14,00	14,00	43	0,17										
JANA	14	14	14,00	14,00	43	0,08										
PL I	21	20	20,00	20,00	43	0,17										
SA C	14	14	14,00	14,00	43	0,17										
SC	14	14	14,00	14,00	43	0,17										
ME	16	16	16,00	16,00	43	0,12										
U.A.:	173A						1	15	27	130	160	21	131	485	75	554
Total U.A.:							1	15	27	130	160	21	131	485	75	554

伐採予定地のインベントリ

APV (仮訳：伐採許可材積推計書)

図 4.1.10 インベントリ及び APV

伐採許可書の発行 (伐採事業者が発行)

森林所有者に APV が発行されれば、伐採事業者は伐採許可書を森林保護官事務所から取得しなければならない (図 4.1.11)。

なお、森林所有者が伐採を実施する場合は、森林所有者が取得する必要がある。

森林保護官は、APV に基づき伐採許可書を発行すると共に、伐採前、伐採中、そして伐採後 60 日以内に、実際の伐採地及び伐採施業と伐採許可の内容の整合性を確認する。

また、伐採許可書と併せて、伐採事業者は環境保護局からの環境認可を受ける必要がある。

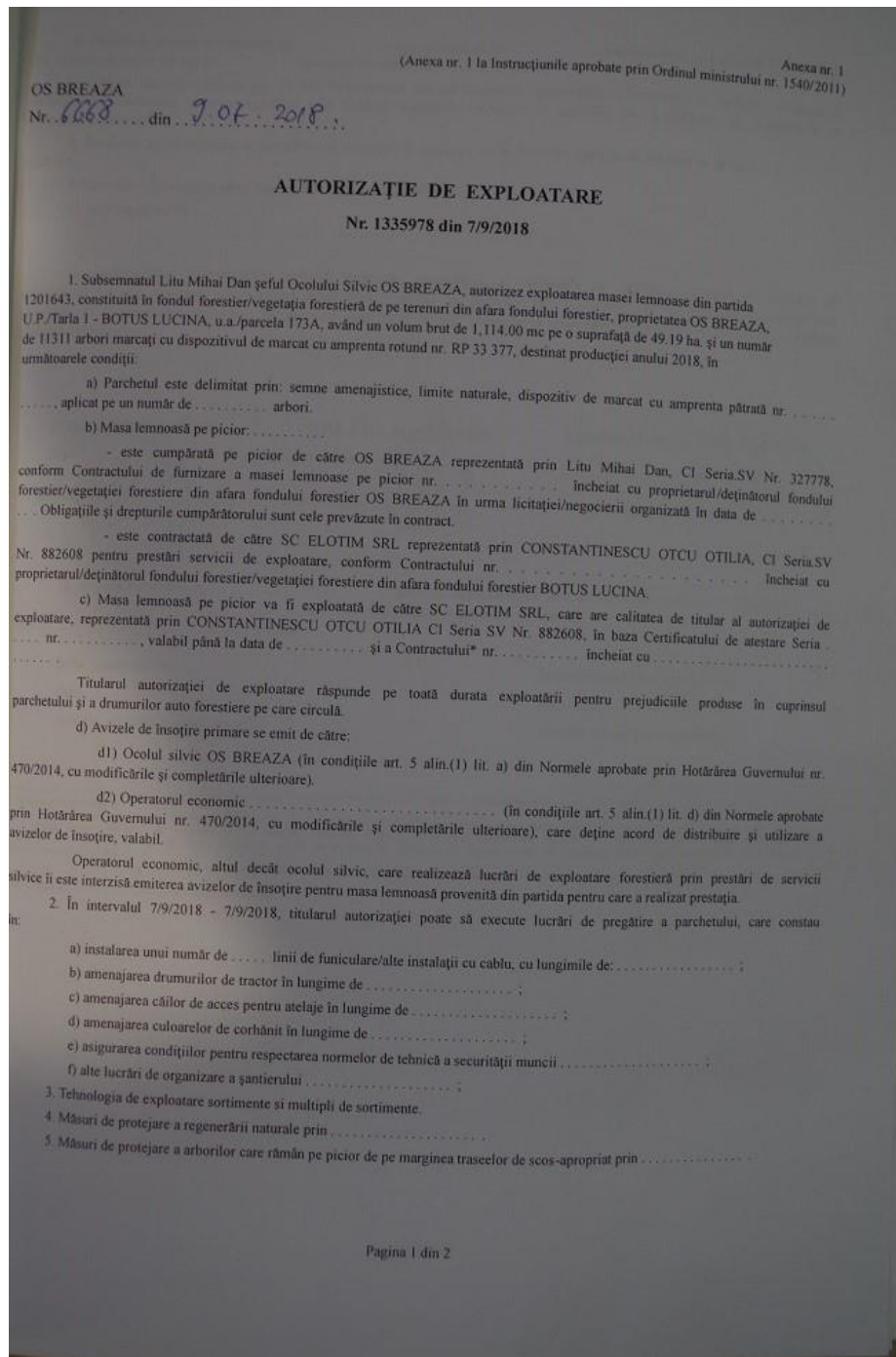


図 4.1.11 伐採許可書

(2) 積載

丸太の計測と AVIZ の発行

伐採区画に近接する積み出し土場に集積した丸太を運搬車両に積載する際に、末口の直径が 20cm 以上の丸太に、固有番号を付けた上で、長さ、中間点の直径、樹種、材積を記録する。森林保護官が、一本一本に長方形（衛生伐材は三角形）のスタンプを押す。

一方で、20cm 未満の丸太は、目分量で寸法が似た丸太を分け、その寸法及び本数を記録する。薪炭用材は、ステール単位による数量に約 0.6 の換算係数を乗じた m³単位の材積のみ記録する。なお、これらの 2 種類にはスタンプを押さない。

この情報を記載した所定用紙の画像データを、総材積、分類（産業用丸太・薪炭用材）、出所（伐採事業者、森林区域、林班）、目的地、車両登録番号、積載日時等の情報と共に、携帯端末のアプリケーションを利用して SUMAL 上にアップロードすると、伐採段階の登録情報との照合を経て、GPS に基づく積載地の位置情報と、有効期間付き固有コードが発行される。

この固有コードを上述の用紙に追記して、丸太の刻印に使用したものと同一スタンプをその裏面に刻印することで、運搬許可書（AVIZ）として有効となる（図 4.1.12・13）。

なお、SUMAL による自動照合により、AVIZ 登録時に入力した総材積が、APV 発行時に算出した伐採許可材積を超過しない場合にのみ、AVIZ 固有コードは発行される。

また、AVIZ の有効期間は、積載地及び目的地から自動算出した合理的な運搬所要期間が適用されるため、同じ AVIZ を複数回転用することを防止している。

携帯端末の電波通信状況が良好でない場合は、暫定的なオフラインコードが発行され、通信状況が良好になった時点でオンラインコードに置換しなければならない。



図 4.1.12 AVIZ 発行までの手続き

AVIZ DE ÎNSOTIRE PRIMAR

Id. AP 14 B754687 Data emisi: 2013.03.20

SA-FM/COC-006295
FSC 100%

RNPROMSILVA
DE ARGEȘ - CIRCULTEA DE ARGEȘ

1. Denumire: DE ARGEȘ - CIRCULTEA DE ARGEȘ
 2. Reg. Loc.: 140/450/1991; RO1590120
 3. Adresa: Str. Căminului, nr. 1, județ Argeș
 4. Localitate: Curtea de Argeș

SPECIFICAȚIA											
No. nr.	No. nr.	Număr de specie	Clasă	Dimensiuni la rădăcină [cm]	Volum [m³]	No. nr.	No. nr.	Sortiment/specie	lungime [m]	Diametrul la rădăcină [cm]	Volum [m³]
01	01	25	10	4	31	01	01	20	10	9	01
RECAPITULARE											
Total sortimente de spații										Volum (m³)	
Apăsare											
Fag											
Orăștie											
Fr. Fr. C. Kg											
M											
SM											
Altele											
TOTAL GENERAL											
11. Date și surse pentru întreprinderea						12. Date și surse pentru întreprinderea					
Căminul nr. 1						Căminul nr. 2					
13. Echipa						14. Date privind proprietatea					
Numele și prenumele persoanelor implicate în procesul de autorizare						Numele și prenumele proprietarului					
Numele și prenumele persoanelor implicate în procesul de autorizare						Căminul nr. 1					
Numele și prenumele persoanelor implicate în procesul de autorizare						Căminul nr. 2					
Numele și prenumele persoanelor implicate în procesul de autorizare						Căminul nr. 3					

図 4.1.13 運搬許可書 (AVIZ)

なお、SUMAL による APV の伐採許可材積と AVIZ の総材積の自動照合においては、産業用丸太と薪炭用材の分類別確認は行っていない。そのため、産業用丸太と薪炭用材を併せた一定の総材積の中で、薪炭用材を地下市場で売却して、その同等の材積の違法な産業用丸太を混入させることが可能であると指摘する、環境 NGO の聴取結果もある。

(3) 輸送

警察・一般市民による輸送過程の監視

警察及び一般市民が、ルーマニア国中の木材運搬車両を監視している。

林道においては森林保護官が、公道においては地方警察及び交通警察が、検問所ではなく路上でパトロールを行い、トラックの制止、固有コードの確認、SUMAL の運搬量と実際の運搬量の突合の権限を持つ。

森林省が携帯端末のアプリケーションとして一般に提供している Inspectorul Padurii により、一般市民は誰でも目撃したトラックの車両番号を入力して照会するだけで、AVIZ 取得の有無や運搬材積を確認することが可能である（図 4.1.14）。

また、市民は緊急電話番号 112 番に発信して、目撃したトラックの車両番号を伝えることによって、同様に確認することができる。

なお、国中の APV 及び AVIZ 情報等を網羅する同アプリの Web 版が開発中である。



図 4.1.14 木材運搬車両監視用の携帯端末アプリケーション (Inspectorul Padurii)

⁶⁵ (<http://www.inspectorulpadurii.ro/>)

(4) 受入

受入時の検査

輸送先である木材取扱事業者は、APV・AVIZの記載情報とSUMALの登録情報を確認する。特にAVIZの有効期限、出所（伐採事業者、森林区域、林班）、材積等に注目する必要がある。この際に、同事業者は丸太を再測して、材積が2～5%の許容誤差範囲内である場合にのみ受入が可能である（図4.1.15）。

また、製品加工後は、製品はSUMALに再登録する必要があり、加工事業者が事前に定めた変換係数を乗じることで材積を算出する。原料調達と製品販売の材積等の整合性がSUMALにより自動確認される。

なお、伐採現場の土場から加工事業者の工場へ直送せず、ひとまず木材集積場を経由して加工事業者へ輸送する場合には、木材集積場から加工事業者間の輸送に二次AVIZが発行され、一次AVIZと同様の監視を受けながら輸送される。

ただし、木材集積場においては、通常は物理的分離管理がなされず、異なる出所から複数の一次AVIZにより搬入した木材が混在することになるため、一次AVIZと二次AVIZの間で木材を同定してトレースバックすることはできない。したがって、木材集積場における全ての一次AVIZによる木材流入量が、在庫量及び全ての二次AVIZによる木材流出量の総量と一致する必要がある、SUMAL管理当局がその管理を実施している。



図 4.1.15 木材受入時の情報照会の様子

4.1.3 デュー・ディリジェンスの事例調査

1) 対象事例の概要

事例調査の対象である S 社は、オーストリアに本社を置く有数の木材会社であるが、ルーマニア国内に多くの生産拠点をもち、製材所の丸太消費量は 2016 年に 4 つの製材所の合計で 490 万 m³ に及んだ。丸太はルーマニア産のものが最も多いが、他に製材等の一次加工木材製品を含め、ウクライナ、スロヴァキア、チェコ、オーストリア等からも輸入・加工している。同社の製品は日本を含む世界 70 か国に輸出されている。

同社は、環境 NGO が 2015 年に発表した報告書⁶⁶により、違法伐採木材調達に関する指摘を受けたことに端を発し、この疑念を払拭するべく、独自に DD システムの構築・改善を図り、現在に至っている。

2) 対象事例のデュー・ディリジェンス・システム

S 社は EUTR に対応した DD の取組として、審査機関が提供する DD システムでなく、同社が独自に策定した DD システムを導入・運用している。

同 DD システムは、①リスク評価、②検証監査、③現地調査の 3 段階で構成される。

①リスク評価

丸太の購買契約締結前に、全ての丸太供給業者に対してリスク評価を実施している。

木材の合法的な出所（生産地）を確認するための、森林認証制度における管理木材の認証基準を最低限の要求事項として準用している。

具体的に、FSC-FM 認証、FSC 管理木材認証、PEFC-FM 認証を保有するサプライヤーを「低リスク」とみなして購買契約を締結し、それ以外を「未特定リスク」と分類する。

②検証監査

①において「未特定リスク」と評価された場合に、伐採現場から同社の製材工場までのサプライチェーンの合法性について検証監査を実施する。

これはサプライチェーンの全関連事業者を対象としており、サプライヤーの聴取調査と共に、APV・AVIZ 等の必要書類を収集して、入手情報の整合性を照合する。

その際に、下記の FSC 管理木材基準原則に準拠した 5 項目に着目するが、遵守が確認されたサプライヤーのみを「低リスク」とみなし、購買契約を締結する。ただし、許可の有無によらず、国立公園等の自然保護区の緩衝地帯からの木材は購入しない。

- ・違法に伐採されていないか
- ・伝統的権利及び人権を侵害して伐採されていないか
- ・保護価値が脅かされている森林に由来していないか
- ・転用（人工林または森林以外の土地利用）森林に由来していないか
- ・遺伝子組み換え樹木の植林地に由来していないか

⁶⁶ Environmental Investigation Agency. 2015. Stealing the Last Forest. (https://content.eia-global.org/assets/2015/10/Stealing_the_Last_Forest/EIA_2015_Report_Stealing_the_Last_Forest.pdf)

③現地調査

①・②を経て、S社の製材工場に丸太を供給する契約を結んだサプライヤーと供給源の森林所有者に、定期的な無作為抽出による現地調査を実施する。

サンプル箇所数は、該当する伐区数の平方根に0.8を乗じて決定する。

現地調査は、森林認証制度における管理木材の審査方法をベースに、森林管理計画における伐採計画策定の有無、伐採許可の有無、対象森林に係る法的な必要書類の具備等を確認して、なんらかの不備が認められる場合は契約が取り消すこととしている。

3) 独自開発の情報管理システム

S社は、上記のDDSを補完するため、情報管理システムを独自開発・運用している。

このシステムはSUMALに先駆けて開発され、後に森林省がSUMALを開発する際のモデルとして参考にしたものであるため、結果として同社もSUMALを利用した上で、更にGPSを利用した本システムにより、追加的・補完的に取引の透明性を向上している。

具体的な追加機能としては、丸太を同社工場に直送する際に、SUMALを利用したAVIZの発行後、固有コードを含むAVIZ情報を更に本システムに入力すると同時に、丸太の積載が完了した運搬車両の外観を4方向から撮影した写真データをアップロードする。

同社の自社所有者か否かを問わず、同社に丸太を供給する全ての運搬車両には、同社の自社負担により専用のGPS搭載通信機器を搭載しており、輸送ルートを実タイムで監視することを可能にしている。

同社の一次加工場において、SUMALの受入確認が完了すると、更にGPS情報により自動生成された経路情報の妥当性を確認すると共に、輸送開始前の荷姿写真を到着時の荷姿と比較して差異が無いかを確認する。



図 4.1.16 追加的な独自確認の様子

なお、同システムは、ポータルサイト⁶⁷を一般向けにも公開しており、ユーザー登録さえすれば、全輸送記録を誰でも閲覧することができる。

独自の積載状況の写真や経路情報に加えて、AVIZ の固有コード等の閲覧が可能である。

選択した日付の輸送ルート一覧

選択した輸送ルートの詳細

図 4.1.17 ポータルサイトの閲覧結果

なお、S 社が運用する前述の 3 段階の審査手順と本システムを組み合わせた DDS は、2015 年以降の 8 回にわたる EUTR の当局による監査で適合性が確認され、フィンランドの第三者監査法人による独立監査でも有効性が確認されている。

⁶⁷ (<https://www.timflow.com>)

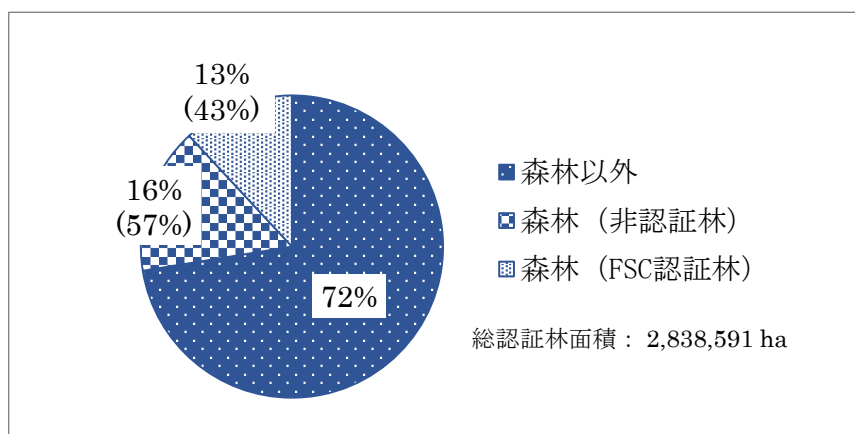
4.1.4 森林認証制度

1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が過去5年間で2割弱程度増加しており、総森林面積の4割強を占めている。

また、取得件数としては、過去5年間で5件から31件へと増加しており、従来よりも小規模な森林所有者による取得事例が増加していることが示唆される。

全てFSCのFM認証林であり、PEFCのFM認証の取得事例は存在しない。



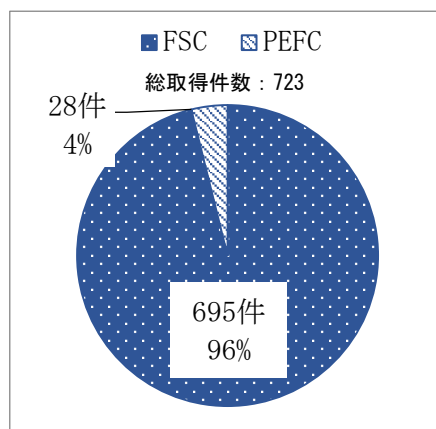
※国土面積及び森林面積は2015年統計値、FSCは2019年3月時点、PEFCは2018年12月時点⁶⁸

図 4.1.18 ルーマニアの国土に占める森林と認証林の割合

2) CoC 認証の普及概況

CoC 認証については、取得件数が過去5年間で3倍強に急増しており、東欧においてはポーランドに次ぎ2番目に多い。

CoC 認証におけるPEFCの取得事例は存在するが、FSCが総取得件数の9割強を占め、圧倒的な多数派をなしている。



※FSCは2019年3月時点、PEFCは2018年12月時点⁶⁸

図 4.1.19 ルーマニアにおける CoC 認証の取得状況

⁶⁸ FSC 及び PEFC "Facts & Figures"

4.2 エストニア

4.2.1 概要

エストニア共和国(以下、「エストニア」と略。)は、バルト海南岸北東部に位置し、ロシア及びラトビアと内陸で接している。エストニアはバルト海に1,520もの島を領有し、フィンランドとスウェーデンとはバルト海を隔てた隣国である。

エストニアは、1219年にデンマーク人が首都タリンを築いた後、ドイツ騎士団、スウェーデンによる領有を経て、1721年の北方戦争の結果ロシア領となった。その後、1918年に独立を宣言し、1920年にソビエト連邦と平和条約を締結するが、1940年にはソビエト連邦に併合されている。

エストニアがソビエト連邦から独立するのは、1991年にエストニア最高会議が独立回復に係る決定を採択し、同年にソビエト連邦国家協議会がバルト三共和国(エストニア共和国、ラトビア共和国及びリトアニア共和国)の国家独立を決定してからである。

エストニアは1991年に独立した後、2004年にNATO及びEUに、2010年にはOECDに加盟し、2011年にユーロを導入している。



図 4.2.1 エストニア共和国位置図

1) 森林

2016年のエストニアの国土面積は4万5,339 km²で、九州と沖縄県を併せた面積(4万4,516 km²)とほぼ同じ広さである。エストニアの最高標高は国の南東部の Suur Munamägi (Egg Mountain)の318mで、海に接する平坦な国土には、1,500の湖と数多くの沼が存在し、降雨量が多いときは冠水する「ウェットランド(Wet Land)」にも広く森林が展開している。2016年の用途別土地面積は、森林が231万2,500haと国土面積の51%を占めている。2016

年の森林の所有形態別面積の割合は、53%が国有林(121万7,900ha)、47%は民有林で(109万4,600ha)、民有林は66万4,300haの個人有林(森林面積全体の29%)と43万300ha(同、19%)の法人有林で構成している(表4.2.1)。

国有林が管理している森林の中には、森林面積全体の2%(4万6,300ha)にあたるソビエト連邦から独立した後に行われている民営化が完了していない「民有化係争地」が含まれている。エストニアではソビエト連邦からの独立後、動産及び不動産の民営化がなされ、森林の民営化もなされてきた。しかし独立後、25年以上の年月が経過しているものの、2016年現在、民営化は完了していない。環境省林業部の説明によれば、民有化係争地の森林はブラックアルダーを主要樹種とする低質林で、現在は国有林として管理し木材生産は行っていないとのことである。

表 4.2.1 利用形態別土地面積 (2016年)

区 分	面 積 (1,000ha)
計	4,533.9 (100.0 %)
森 林	2,312.5 (51.0 %)
内、立木地	2,142.2 (47.2 %)
農 地	1,290.4 (28.5 %)
草 地	68.7 (1.5 %)
市街地	189.0 (4.2 %)
内陸水面	71.3 (4.6 %)
その他水面	187.1 (4.1 %)
その他	414.9 (9.2 %)

資料: Keskkonnaagentuur, "Aastaraamat Mets 2016", 2017

表 4.2.2 所有形態別森林面積

		(1,000ha)							
		2005	2006	2007	2008	2010	2012	2014	2016
計		2,264.2	2,251.9	2,212.7	2,197.4	2,212.0	2,233.9	2,273.7	2,312.6
国 有 林	小 計	1,288.5	1,264.4	1,250.7	1,224.1	1,209.7	1,195.6	1,182.2	1,217.9
	国有林経営センター管理林	835.1	817.4	806.0	788.8	806.1	848.8	926.3	1,056.3
	民有化係争地	386.1	379.0	370.7	367.9	327.9	272.8	177.1	46.3
	その他	67.3	68.0	74.0	67.4	75.7	74.0	78.8	115.3
私 有 林	小 計	975.7	987.5	961.9	973.4	1,002.3	1,038.3	1,091.5	1,094.6
	個人有林	787.9	794.7	765.6	766.3	757.3	746.4	745.4	664.3
	法人有林	187.8	192.8	196.3	207.1	245.0	291.9	346.1	430.3

資料: Keskkonnaagentuur, "Aastaraamat Mets 2016", 2017

1920年には80万haであったエストニアの森林面積は、農地の土地利用転換により拡大を続けている。拡大した森林は、ソビエトに併合されていた時代の農業政策の失敗により発生した農業放棄地に森林が自然発生したものが中心であり、独立後は民有農地の用途転換によってもたらされている。2005年から2016年までの間に、森林面積は2%拡大したに過ぎないが、民有林面積は同じく12%も拡大している。

なお、森林法は、エストニア本土の20%以上を環境の安定化及び複数の形態の森林利用を担保するために国有林とすると定めてい

◆ 森林法における森林及び林地の定義 ◆
 森林法第3条の規定は、次のように森林を定義。
 1. 森林とは、林地及びそこで生息する動植物により構成する生態系をいう。
 2. 林地とは、次の要件の少なくとも一つを満たす土地をいう。
 (1) 土地登記簿に林地として登記された土地。
 (2) 面積が0.1ha以上、樹高が1.3m以上の立木があり、かつ、樹冠密度30%以上である土地。
 (3) 庭園、宅地、公園、墓地、緑地、ベリー農園、果樹園、苗圃、ガーデニングセンター、樹木園、樹木及び灌木のプランテーションは林地とみなさない。
 ※樹木及び灌木のプランテーションとは、クリスマスツリー農園その他の樹木または灌木が集中的に一定の間隔を保ち、樹齢別に管理された状態の土地をいう。

る¹。2016年には121万7,900haに達した私有化係争地を含む環境省及び国防省が管轄する国有林（国有林面積の96%に該当）の管理及び財政措置に関する実務は、国が出資して設立した独立機関である国有林経営センター（RMK: Riigimetsa Majandamise Keskus = State Forest Management Centre）が両省との契約に基づき行っている²。

表 4.2.3 私有林登記面積・件数（2016年末現在）

	(ha・件)		
	面積	件数	平均面積
計	922,342	90,259	10.2
個人所有林	578,667	59,171	9.8
法人所有林	341,105	30,891	11.0
共有林	2,570	197	13.0

資料： Keskkonnaagentuur, "Aastaraamat Mets 2016", 2017

私有林の登記件数は、2016年末現在、9万259件である。所有形態別登記件数は、個人所有林5万9,171件、法人所有林3万891件及び共有林197件である。登記簿上の森林面積を事業体数で除した平均所有面積は、約10haである。

エストニアにおける主要樹種は、マツ (*Pinus sylvestris*)、カバ (*Betula pendula* 及び *Betula pubescens*) 及びスプルース (*Picea abies*) である。これら三樹種が優勢な林相は、バルト三か国及び隣接国に共通し、丸太の材質もほぼ同等であるため、木材加工業の国境をまたいだ原料調達を容易にしている。2016年の資源蓄積量は4億7,600万m³で、主要樹種別内訳は、マツが約1億7,500万m³ (37%)、カバは約1億2,100万m³ (25%)、スプルースは約9,200万m³ (19%) である。資源蓄積量は増加を続けており、2016年の蓄積量は2000年の約4億5,800万m³から4%増加している。

エストニアにおける主要樹種は、マ

表 4.2.4 樹種別資源蓄積量、森林面積

		(1,000m ³ , 1,000ha)									
		1942	1958	1975	1988	1994	2000	2005	2010	2015	2016
蓄積量	計	126,600	131,181	196,106	259,639	284,491	458,278	424,473	440,913	474,930	476,009
	マツ	—	65,454	81,748	105,960	111,222	162,481	149,761	167,075	176,350	174,759
	スプルース	—	42,869	57,696	69,070	71,671	89,797	82,490	79,796	89,427	91,928
	カバ	—	25,475	44,217	65,060	77,000	121,660	110,554	113,230	122,366	121,337
	アスペン	—	2,804	4,129	5,370	6,462	29,122	28,788	29,068	30,423	31,187
	ブラックアルダー	—	1,584	2,657	3,520	4,100	13,250	14,800	15,696	18,761	19,179
	グレイアルダー	—	2,335	4,528	8,180	11,254	36,636	32,849	30,429	31,872	31,491
	その他	—	660	1,131	2,479	2,782	5,332	5,231	5,619	5,730	6,128
森林面積	計	1,473.1	1,420.3	1,777.2	1,916.4	1,937.8	2,244.8	2,270.3	2,221.1	2,309.5	2,312.5
	マツ	—	594.8	721.5	749.6	731.7	746.8	729.5	744.0	739.2	736.0
	スプルース	—	322.2	408.7	452.2	457.6	409.0	402.3	376.4	418.9	428.4
	カバ	—	386.1	506.5	540.4	585.3	663.6	702.8	680.9	691.6	681.3
	アスペン	—	32.7	28.4	30.1	31.5	129.4	123.9	123.6	134.4	138.2
	ブラックアルダー	—	22.7	26.6	28.9	28.2	68.2	68.2	71.7	78.3	82.7
	グレイアルダー	—	52.6	71.1	90.1	82.9	191.1	207.0	187.2	210.0	208.2
	その他	—	9.2	14.4	25.1	20.6	36.7	36.6	37.3	37.1	37.7

資料： Keskkonnaagentuur, "Aastaraamat Mets 2016", 2017

¹ 森林法第5条第1項。

² 森林法第43条第2項。

2) 木材伐採量

2016年の木材伐採量は1,381万9,000 m³で、ソビエトから独立した1991年の321万2,000 m³の4.3倍もの規模に達している。

環境省が策定した持続可能性を勘案して森林の年間許容伐採量を定める2001年から2010年までの10か年の森林開発計画では、年間許容伐採量を1,310万m³と積算していた³。しかし、2000年から2010年までの伐採量実績はこの水準を下回り、特に経済状態が悪かった2005年から2007年間の伐採量は、年間許容伐採量のほぼ半数にとどまる結果となり、老齢過熟林分が目立つようになった。このため、2011年に国会が承認した2011年から2020年までの10か年の森林開発計画では、「短期的にはシナリオの想定の水準を上回る伐採もあり得るが、持続可能な長期目標としては年間1,200万m³から1,500万m³までの水準」⁴の伐採を想定している。

2016年までの伐採量はこれらの計画が設定する年間許容伐採量を下回る水準で推移している。

表 4.2.5 伐採量、伐採面積

	伐採量 (m ³)				伐採面積 (ha)			
	計	国有林	個人有林 法人有林	その他	計	国有林	個人有林 法人有林	その他
1991	3,212,377	—	—	—	94,864	—	—	—
1992	2,245,805	1,848,946	150,481	246,378	77,327	50,952	12,742	13,633
1993	2,547,647	2,096,138	274,606	176,903	92,864	58,870	21,124	12,870
1994	3,745,383	—	460,494	—	102,731	—	23,677	—
1995	3,992,746	2,994,236	608,714	389,796	102,315	64,360	19,174	18,781
1996	4,250,738	2,888,691	943,329	418,718	92,658	54,687	18,506	19,465
1997	5,737,170	3,056,122	2,267,113	413,935	102,496	52,137	35,183	15,176
1998	6,319,070	2,925,818	2,919,230	474,022	109,349	47,824	44,812	16,713
1999	7,049,299	2,984,741	3,794,403	270,155	108,189	41,455	56,440	10,294
2000	6,891,981	2,922,587	3,799,744	169,650	113,391	44,922	61,134	7,335
2001	7,217,132	2,761,438	4,217,504	238,190	116,292	37,936	70,876	7,480
2002	7,558,731	2,943,825	4,321,476	293,430	128,364	43,706	76,845	7,813
2003	7,810,554	2,856,096	4,809,491	144,967	122,549	38,078	80,058	4,413
2004	7,632,843	2,504,379	5,019,257	109,207	132,097	34,394	93,212	4,491
2005	5,124,588	2,276,033	2,756,456	92,099	129,721	44,888	81,797	3,036
2006	5,899,053	2,562,164	3,259,696	77,193	101,414	34,471	65,280	1,663
2007	6,900,487	2,475,917	4,383,461	41,109	96,786	31,261	64,569	956
2008	7,485,277	2,609,200	4,803,561	72,516	106,079	34,424	70,384	1,271
2009	7,331,416	3,014,241	4,251,035	66,140	103,416	36,525	65,793	1,098
2010	10,471,310	3,336,842	6,987,458	147,010	131,141	39,826	89,616	1,699
2011	10,769,352	3,629,229	6,938,834	201,289	136,177	45,251	88,397	2,529
2012	10,770,760	3,779,433	6,856,570	134,757	142,021	47,399	92,559	2,063
2013	11,195,661	3,779,148	7,262,518	153,995	137,142	44,553	90,346	2,243
2014	13,158,671	3,947,350	9,082,374	128,947	133,118	49,036	82,258	1,823
2015	12,598,158	4,256,075	8,238,864	103,219	118,281	46,347	70,793	1,141
2016	13,819,442	4,527,441	9,203,619	88,382	124,618	46,876	76,841	901

資料： Keskkonnaagentuur Data Base

³ Eesti Statistika, “Eesti statistika aastaraamat 2016”, p 295

⁴ Keskkonnaagentuur, “Eesti Metsanduse Arengukava Aastani 2020”, p 6

エストニア政府は、IT 産業とともに林業及び木材産業を国の重要な産業部門として位置付けている。その理由の第一は、国土面積のほぼ半分が森林に覆われていること、第二は木材・木材製品製造業の雇用者数は製造業の業態別雇用者数で最も多く、特に地方経済において基幹的役割を担っていること、第三は 2008 年に生じた「リーマンショック」から経済が回復をみせた後、欧州で益々高まりをみせている「グリーンプロダクツ」利用促進の追い風に乗れ、林産部門が他の部門とは異なり一貫した成長を続け、今後もさらなる林産物の需要増加が見込まれることにある。

3) 製造業

エストニアで重要な位置を占める製造業⁵の特徴の一つは、国の人口が 132 万人と少なく⁶国内需要が限られているため、国外に消費市場を求めて製品を輸出している点にある。

2016 年のエストニアの輸出額は 119 億ユーロ、輸出相手国は 178 か国で、主要輸出相手国はスウェーデン（輸出額の 18%）及びフィンランド（同じく 16%）である。これらの国は、エストニアの主要輸出相手国であるとともに、エストニア製造部門への最大の投資国でもあり、木材産業においても例外ではない。エストニア全体の製造業の生産額に占める輸出割合は 71%であるが、木材・木材製品では 97%にも達し、製造業の部門別割合で最も高い割合になっている⁷。

なお、2016 年の製品別生産額に占める輸出額のシェアは、電器機器・設備が 22%と最も大きく、次いで木材・木材製品が 10%である。

表 4.2.6 部門別製造業企業数、雇用者数

部 門	企業数		雇用者数	
	(件)	(%)	(人)	(%)
計	7,053	100.0	109,538	100.0
木材・木材製品	1,102	15.6	17,185	15.7
食 品	552	7.8	13,837	12.6
金属機械製品	1,223	17.3	13,001	11.9
家具製品	704	10.0	7,942	7.3
衣料品	529	7.5	6,131	5.6
コンピュータ 電子製品	114	1.6	5,816	5.3
電器機器製品	131	1.9	5,482	5.0
機械設備	603	8.5	4,785	4.4
その他	255	3.6	4,413	4.0

出典：Statistics Estonia, "Minifacts About Estonia 2017", p37

エストニアで木材産業は、雇用面で重要な役割を担っている。2015 年の製造業雇用者数は 10 万 9,538 人で、製造部門別雇用者数は木材加工・木材製造業が 1 万 7,185 人（全雇用

⁵ “前掲書”, p 27. 2016 年の GDP209 億 1,640 万ユーロの内、産業部門別シェアは製造業が 13.5%（28 億 2,590 万ユーロ）で第 1 位。

⁶ Statistics Estonia, “Minifacts About Estonia 2017”, p 12

⁷ Statistics Estonia, “Quarterly Bulletin of Statistics Estonia, 2/2017”, p 99.

者数の16%)と第1位である。木材・木材製品製造業は、地方部で事業展開していることから、木材加工・木材製造業は林業とともに特に地方部の経済を支える重要な産業である。木材・木材製品製造企業数は、同年の製造業の総企業数7,053件の内、1,102件と金属機械製造業に次いで第2位である。

4.2.2 木材需給

エストニアの木材需給の特徴の第一は、1991年にソビエト連邦から独立してから以降、2000年代後半の経済不況期の数年を除けば、需給量が一貫して増加している点にある。

国内の森林における伐採量は、1991年の321万2,000 m³から2016年には1,381万9,000 m³に4.3倍にも増加している(表4.2.5)。

木材製品の生産量は、製材品については1992年の30万m³から2015年には177万500 m³に6倍に増加、集成材は1996年から生産を開始し、2015年の生産量は41万4,000 m³になっている。木質パネルの生産量は、1992年から2015年の間に、合板は7倍、切削板は3倍、繊維板は2倍に増加している。

木質燃料の需要拡大を追い風にして、木材チップ及び木屑の生産量が増加している。木材チップは2001年の159万2,000 m³から2015年には314万m³と2倍、木屑は1998年の27万m³から2015年には113万8,000 m³と4倍も生産量が増加している(表4.2.7)。

エストニアの木材需給の特徴の第二は、生産した木材製品の輸出割合が高い点にある。

統計局が発表する木材及び紙製品の貿易データの一部が重量または金額単位の数値であるため、エストニア林業木材産業連合会⁸は品目別換算係数を開発して木材及び紙製品の貿易量を算定し、これと国内の木材生産及び需要のデータを用いた木材需給表を発表している(図4.2.2)。

エストニア林業木材産業連合会の木材需給表によれば、2016年の木材総需要量1,558万7,000 m³の内、国内向け需要は41%、輸出向け需要は59%である。エストニアの需要部門で最も需要量が多いのは燃料用であり、需要量の88%を占めている。燃料用以外の国内需要は、紙が59万m³、木材製品は10万m³、家具製品が7万3,000 m³と限られている。

さらに、需要全体から燃料用需要を除くと、輸出向け需要の割合は極端に大きくなり90%に達している。燃料用需要量を除いた需要量は761万7,600 m³で内、同じく輸出向け需要量は685万4,600 m³である。

なお、エストニアでは製品輸出が盛んで、2015年のGDPに占める輸出のシェアは80%に達している⁹。

⁸ Eesti Metsa- ja Puidutööstuse Liit : Estonian Forest and Wood Industries Association。素材生産業者の組合として発足した団体で、現在は素材生産業者に木材加工業を加え、傘下に部門別地方組合を持つ全国団体として首都タリンに事務所を置き活動している。

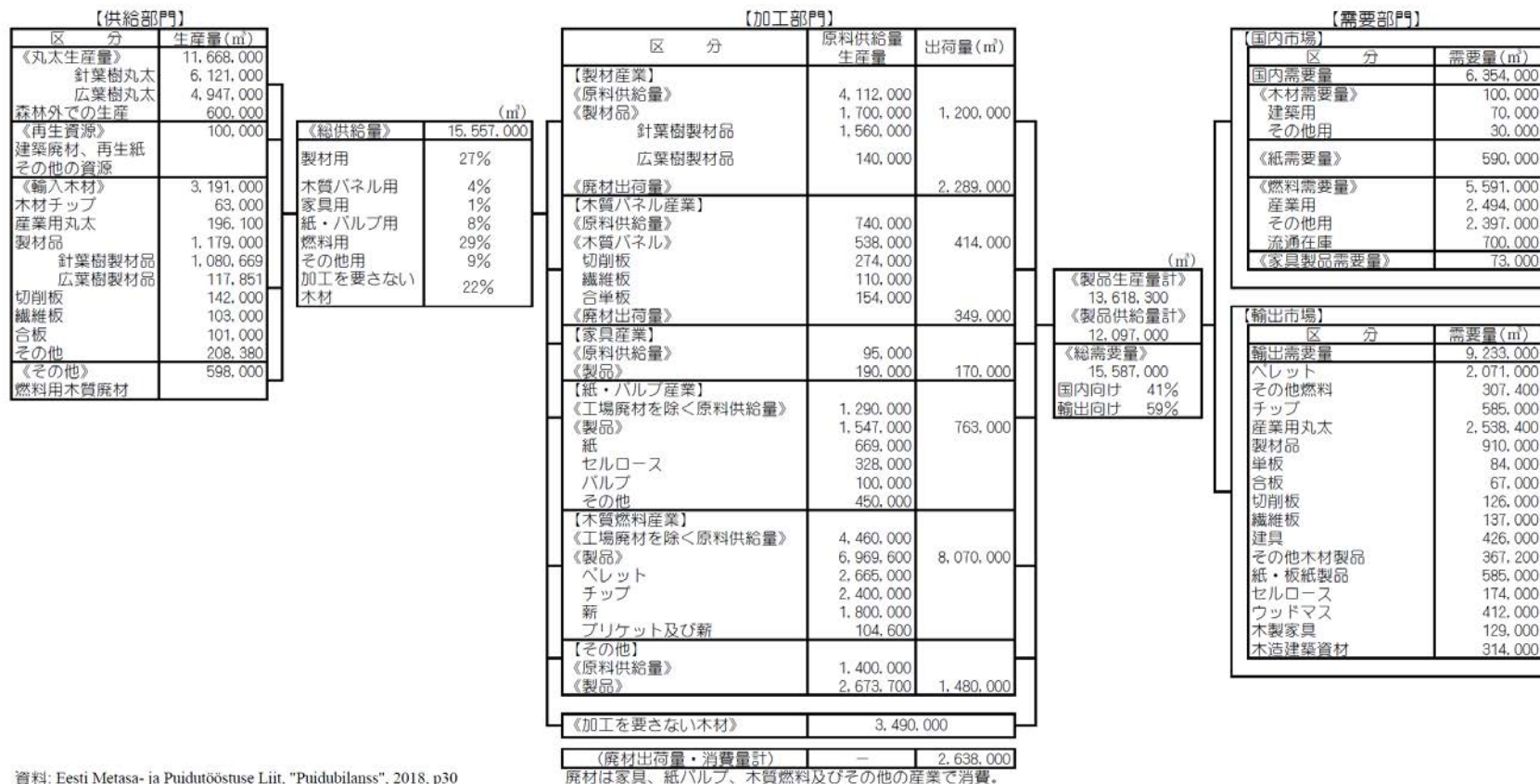
⁹ Eesti Statistika, “Eesti Statistika Aastaraamat 2016”, 2016, p 30

表 4.2.7 主要林産物生産量

	製材品			集成材 (1,000m ³)	木材チップ (1,000m ³)	木屑 (1,000m ³)	パルプ (1,000t・90%)	紙・板紙 (1,000t)
	計 (1,000m ³)	針葉樹 (1,000m ³)	広葉樹 (1,000m ³)					
1992	300.0	270.0	30.0	—	—	—	35.0	33.4
1993	300.0	270.0	30.0	—	—	—	0.0	0.6
1994	301.0	270.0	31.0	—	—	—	0.0	0.0
1995	350.0	315.0	35.0	—	—	—	6.7	5.9
1996	400.0	360.0	40.0	20.0	—	—	20.7	20.4
1997	729.0	656.0	73.0	38.9	—	—	35.5	35.4
1998	850.0	780.0	70.0	30.6	—	270.0	44.1	43.2
1999	1,200.0	1,100.0	100.0	47.7	—	270.0	49.5	48.3
2000	1,436.5	1,345.1	91.4	69.5	—	351.0	54.4	53.9
2001	1,622.7	1,505.4	117.3	84.2	1,592.0	644.0	51.7	53.3
2002	1,824.9	1,655.6	169.3	103.5	1,748.2	748.2	65.3	63.5
2003	1,953.6	1,767.4	186.2	129.2	1,636.1	1,237.2	57.1	67.3
2004	2,029.8	1,889.5	140.3	185.9	1,835.3	1,816.1	68.6	83.1
2005	2,062.6	1,909.1	153.5	225.2	1,860.0	1,300.0	67.1	86.0
2006	1,958.4	1,796.6	161.8	256.4	1,316.7	1,461.6	136.3	78.0
2007	1,554.7	1,438.1	116.6	240.7	1,440.3	1,178.3	185.2	72.1
2008	1,133.1	994.3	138.8	183.3	1,544.5	1,025.4	199.7	68.4
2009	1,127.4	1,017.6	109.8	220.9	2,451.6	1,827.3	199.1	60.7
2010	1,448.6	1,318.6	130.0	289.3	2,454.5	1,760.6	220.8	78.4
2011	1,503.3	1,369.0	134.3	329.1	2,958.1	1,480.6	221.4	76.1
2012	1,491.2	1,369.3	121.9	287.2	3,218.5	1,632.1	232.9	79.4
2013	1,557.9	1,418.1	139.8	264.7	3,315.7	1,517.8	223.9	76.5
2014	1,554.3	1,438.2	116.1	393.4	3,400.3	1,297.4	234.8	73.6
2015	1,770.5	1,624.7	145.8	413.7	3,140.4	1,137.9	233.9	69.4

	単板 (1,000m ³)	合板 LVL (1,000m ³)	切削板 (1,000m ³)	繊維板		
				計 (1,000m ³)	HB (1,000m ³)	その他 (1,000m ³)
1992	0.0	6.5	85.0	38.4	20.0	18.4
1993	0.0	6.4	60.6	65.0	29.0	36.0
1994	0.0	9.9	64.6	79.0	35.0	44.0
1995	16.6	11.2	128.4	109.6	84.2	25.4
1996	16.4	18.1	143.0	151.1	124.1	27.0
1997	20.8	19.5	179.4	166.8	134.3	32.5
1998	20.2	19.9	176.6	177.0	141.4	35.6
1999	23.9	17.3	147.8	170.0	140.6	29.4
2000	40.1	18.4	175.8	177.4	139.6	37.8
2001	62.1	29.2	185.9	172.9	135.6	37.3
2002	52.8	38.5	187.2	83.1	45.1	38.0
2003	31.8	32.9	187.3	84.3	43.0	41.3
2004	41.4	45.5	217.6	89.8	53.8	36.0
2005	31.9	45.4	230.6	93.0	61.0	32.0
2006	25.7	53.5	248.7	94.7	56.7	38.0
2007	50.0	35.5	275.4	46.8	5.9	40.9
2008	48.0	80.5	251.0	55.0	0	55.0
2009	27.6	21.8	133.5	26.8	0	26.8
2010	59.0	39.1	204.3	36.2	0	36.2
2011	40.6	42.5	206.9	31.0	0	31.0
2012	47.2	46.0	157.1	78.1	0	78.1
2013	90.6	46.8	178.3	66.6	0	66.6
2014	109.7	47.0	182.1	74.5	0	74.5
2015	116.4	47.8	253.2	78.5	0	78.5

資料: Keskkonnaagentuur, "Aasraamat METS 2016", 2017



資料: Eesti Metasa- ja Puidutööstuse Liit, "Puidubilanss", 2018, p30

廃材は家具、紙バルブ、木質燃料及びその他の産業で消費。

図 4.2.2 2016 年の木材需給量

1) 木材供給

2016年の総木材供給量をエストニア林業木材産業連合会は1,555万7,000 m³と積算している。その内訳は、エストニア国産材丸太1,166万8,000 m³、建築廃材、再生紙その他の再生資源10万m³、輸入木材319万1,000 m³及び燃料用木質廃材59万8,000 m³である。

エストニア国産材丸太生産量の内の612万1,000 m³ (53%) は針葉樹丸太、494万7,000 m³ (42%) は広葉樹である (図4.2.2)。エストニア国産材丸太の樹種は、針葉樹丸太はマツ及びスプリースが主体、広葉樹丸太はカバが主体である。マツ及びスプリースは主に建築用資材として、カバは主に合板、床板その他の建具の原料として用いられ、これらの製品の品質は、周辺国を中心に欧州各国、そしてアジアでも評価が高い。

環境省が発表したデータが示す2000年以降の主要木材製品の輸入量は、製材品及び切削板は増加し、2016年の輸入量は製材品が115万8,500 m³、切削板は8万9,900 m³を記録している。しかしながら丸太の輸入量は、2005年の188万3,900 m³をピークに減少した。丸太輸入量の減少は、隣国ロシアがそれまで6.5%であった針葉樹丸太の輸出関税を2007年7月に20%に引き上げ、さらに翌2008年4月に25%に引き上げたためにもたらされた。2008年の丸太輸入量は56万4,300 m³と前年比60%もの減少となった。2016年の丸太輸入量は19万6,000 m³で、ピーク時の10分の1までに減少している。

一方で、製材品の輸入量は増加し、2015年には100万m³を超えるようになった。

表 4.2.8 主要木材製品輸入量

	丸太	製材品	切削板	繊維板	合板・LVL
	(1,000m ³)				
2000	346.9	200.6	26.3	76.2	59.4
2001	583.1	215.0	26.2	66.1	66.4
2002	639.2	236.1	26.1	36.5	71.5
2003	941.6	363.4	27.0	28.3	77.7
2004	1,466.1	499.0	30.6	35.7	105.6
2005	1,883.9	627.2	31.1	33.1	126.7
2006	1,809.4	752.8	42.3	43.4	124.3
2007	1,423.4	824.4	56.4	71.2	141.1
2008	564.3	539.9	37.9	54.4	79.1
2009	268.6	499.4	31.3	31.0	51.4
2010	305.4	650.0	35.5	38.0	80.6
2011	339.7	719.3	41.2	44.4	83.7
2012	317.1	803.7	65.8	36.3	73.6
2013	280.8	865.9	68.1	37.5	94.3
2014	231.4	972.7	75.9	44.1	82.4
2015	291.1	1,066.1	86.2	53.3	83.7
2016	196.0	1,158.5	89.9	57.2	100.9

資料: Keskkonnaagentuur, "Aasaraamat METS 2016", 2017

相手国別の輸出入量のデータは、統計局のデータベースにより、重量単位の数値のみが発表されている。

統計局データベースによる丸太輸入量は、2016年の丸太輸入量13万8,635tの内、最も多かった輸入相手国はラトビアで11万2,356t（丸太輸入量の86%）であった。

2016年の製材品輸入量計65万7,611tの内、輸入量が最も多かった国はロシアで33万3,853t（製材品輸入量の43%）、次いでフィンランド14万1,149t（同、18%）であった。

前述のように隣接するラトビアやロシアの林相は、エストニアに似ているため、国境付近の木材加工業者による国境をまたいだ丸太調達が日常的に行われ、かつてはロシアからの丸太輸入量が多かったが、ロシアが丸太に高率の輸出関税を課しているから輸入量は少なくなった。ロシアからの丸太輸入量は、2015年には2万4,444tあったが、2017年には55tにまで減少している。木材取扱業者によれば、ロシアからの木材輸入は、丸太から荒挽き製材品に転換している。

この他の木材製品の輸入については、切削板はラトビア、繊維板はロシア及びポーランド、合板はロシア、木材チップはロシアとラトビアからの輸入が多い。

表 4.2.9 相手国別製材品輸入量

	2015	2016	2017
計	608,297	657,611	771,662
ロシア	307,709	333,853	333,522
フィンランド	147,809	141,149	205,158
ラトビア	65,290	79,077	103,315
スウェーデン	19,713	18,181	17,496
リトアニア	23,313	19,345	15,987
米国	5,413	4,669	6,956
ドイツ	3,240	4,077	5,452
英国	231	1,978	1,973
その他	35,579	55,282	81,803

注：集計対象品目は、HS 44.06及び44.07。
資料：Eesti Statistika Data Base

表 4.2.10 相手国別丸太輸入量

	2015	2016	2017
計	197,128	138,635	154,490
ラトビア	150,501	118,591	112,356
ポーランド	1,876	4,518	21,873
フィンランド	11,851	11,689	11,233
リトアニア	5,558	1,998	7,802
ロシア	24,444	1,014	55
ウクライナ	1,902	0	21
その他	996	825	1,150

資料：Eesti Statistika Database

表 4.2.11 相手国別木質パネル輸入量

		(t)		
		2015	2016	2017
切削板	計	53,251	56,027	62,862
	ラトビア	34,485	33,573	36,646
	ポーランド	5,880	5,981	7,200
	フィンランド	4,815	5,275	5,760
	ロシア	417	2,332	3,577
	ノルウェー	1,908	2,053	3,142
	ドイツ	1,957	1,755	2,352
	その他	3,789	5,058	4,185
繊維板	計	44,095	46,901	50,745
	ロシア	10,219	14,808	16,191
	ポーランド	9,896	10,659	11,927
	ドイツ	5,573	4,725	4,874
	オランダ	3,554	3,106	2,491
	チェコ	1,375	2,174	2,453
	リトアニア	1,611	1,540	1,563
	ラトビア	265	633	1,426
その他	11,602	9,256	9,820	
合板	計	55,653	66,907	68,846
	ロシア	38,820	44,987	46,071
	ラトビア	5,297	6,261	4,830
	イギリス	1,643	3,805	4,467
	オランダ	13	19	703
	リトアニア	110	135	590
	ポーランド	47	152	484
	中国	543	508	434
	キプロス	0	506	426
	ドイツ	360	114	372
	ノルウェー	137	131	212
	インドネシア	0	23	188
	スウェーデン	165	78	131
その他	8,518	10,188	9,938	

資料：Eesti Statistika Database

表 4.2.12 相手国別木材チップ輸入量

		(t)		
		2015	2016	2017
	計	100,819	116,217	104,510
	ラトビア	64,699	67,340	43,058
	ロシア	26,381	35,535	37,892
	リトアニア	2,382	7,203	5,592
	ポーランド	14	44	8,022
	フィンランド	97	225	334
	ドイツ	222	216	183
	ノルウェー	41	4,450	8,718
	イタリア	6,210	1	11
	その他	773	1,203	700

資料：Eesti Statistika Database

2) 木材加工

エストニアの木材加工産業は、1991年のソビエトからの独立以降、拡大を続けている。

木材加工産業は、そのほとんどがエストニア資本である多くの中小規模企業と近代的技術を持ち、国内外の市場で強い競争力を持つ外国資本によるいくつかの大規模工場とで構成している¹⁰。前述のように、木材・木材製品製造業は、エストニアが基幹産業と位置付ける製造業の中で重要な位置を占めており、2015年には1,102件の企業が1万7,000人を雇用している(表4.2.6)。エストニアでは加工製品別の工場統計が存在していないが、エストニア林業木材産業連合会の説明によれば、製材を行う工場は家具、建具、日用雑貨品の製造企業を含めて数多くあるものの、年間を通して製材品を生産している工場は約25工場とのことであった。

エストニアの木材産業の中でも活況を呈しているのは、欧州でのグリーンプロダクツ利用推進の追い風を受けて需要量が増加している木造住宅コンポーネント¹¹と木質燃料の製造業である。

木造住宅コンポーネントは近年成長が著しい輸出品で、2014年は販売量の80%が輸出用であった¹²。木造住宅コンポーネントは、製材品、木質パネル、CLT、グルーラムその他の木材製品を加工して住宅部材を製造し、住宅一棟分のコンポーネントとしてトラックで北欧諸国を中心に欧州各国、一部はアジア諸国にまで輸出されている。エストニアの木造住宅コンポーネント製造企業によれば、欧州では木造住宅の需要が高まっているが、現段階では製造工場が少ないため、需要を満たしきれていない状態にあり、この状態はしばらく続くとみられる。

木質ペレットの生産量は、2010年から2015年の間に1.5倍の増加をみせた。2016年の木質ペレット生産量は120万tで前年比20%を超えて増加し、その90%以上が輸出に向けられている¹³。

エストニア林業木材産業連合会の需給表によれば、加工部門では、合計1,361万8,300m³の製品が生産され、生産にともない発生した廃材の内、263万8,000m³が出荷された。加工部門が出荷した廃材は、家具、紙・パルプ、木質燃料その他の木材加工企業で全て消費している。

エストニア林業木材産業連合会が作成した図4.2.2の木材需給の図を読むときに注意しなければならないのは、加工部門内での製品流通量が示されていない点である。このため生産量と出荷量に大きな差が生じている。たとえば製材品は、170万m³の生産量があったが出荷量は120万m³で、両者には50万m³の差が生じている。この50万m³の製材品は、製

¹⁰ U.S.D.A., “Gain Report, Estonia”, Dec. 20, 2016, p 3

¹¹ 2000年頃から北米で開発が進み、現在、欧米でBJC (Builder’s Joinery and Carpentry) 製品と称されるようになった製品。

¹² Eesti Statistika, “Eesti statistika aastaraamat 2016”, 2017, p 304

¹³ “前掲書”, p 318

品在庫の他に図示していないが「その他の製品」の中に含まれている集成材（生産量 45 万 m³）、窓及びドア（同 40 万 m³）、梱包材（同 18 万 5,000 m³）その他の二次加工品の原料の一部として消費されていると推測する。このような状況は、木質パネルについても同様に推測できる。

なお、集成材については、国連の欧州経済委員会の報告書によれば、エストニアはフィンランド、ルーマニア、オーストリア及びスウェーデンとともに、欧州でグルーラム出荷量が多い国である¹⁴。エストニアでは、対日向けの森林認証材を原料としたアカマツの集成平角が出荷されている他、北欧を中心に幅 40cm 以上のグルーラムを積み重ねてログハウス調の木造住宅コンポーネントを製造し、出荷する事例もみられ、グルーラム及び CLT を用いた木材製品製造は拡大基調にある。

エストニア及びラトビアの木材加工産業の特徴の一つとして、丸太を原料にして最終製品までを一貫して生産する工場が多く存在する点があげられる。それは、日曜雑貨品、窓やドアのような木製建具の他、CLT を使った木造住宅コンポーネントを製造している工場でもみられる。

たとえば CLT を使った木造住宅コンポーネント製造工場では、丸太を購入して製材し、製材品に乾燥処理を施してラミナを作り、ラミナの縦継材を重ねて集成材、グルーラムまたは CLT から住宅用パネルを製造し、住宅コンポーネントとしてトラックに積込み出荷する。製材品を購入して CLT を製造し、住宅コンポーネントとして出荷している工場もあるが、丸太を原料として木造住宅コンポーネントを製造している工場によれば、購入した製材品を原料に使用すると原料コストが上昇するため、丸太からの一貫生産を行い価格競争力を維持しているとのことであった。

¹⁴ UNECE, Forest Products Annual Market Review 2016-2017”, September, 2017, p 9

3) 木材需要

エストニア林業木材産業連合会の需給データによると、2016年の製品需要量は1,558万7,000 m³である。エストニアの国内需要は限られており、木材出荷量の内、国内向けのシェアは全体で41%、燃料用木材を除くと同シェアは10%である。国内需要は木材需要量10万m³、紙需要量59万m³、燃料需要量559万1,000 m³及び家具製品需要量7万3,000 m³である。

輸出向け需要として最も量が多いのは産業用丸太で、輸出量は輸出向け需要量の27%にあたる253万8,000 m³である。

環境省が発表しているデータによると丸太の輸出量は、2000年には426万4,000 m³を記録し、経済不況の影響で2000年代後半には輸入量が減少するが、2010年以降は再び200万m³を超える輸出がなされている（表4.2.13）。

表 4.2.13 主要木材製品輸出量

	(1,000m ³)					
	丸太	製材品	単板	切削板	繊維板	合板・LVL
2000	4,263.8	1,072.8	8.2	193.0	195.8	47.0
2001	3,483.5	1,085.7	20.1	159.8	188.2	54.9
2002	3,133.8	1,247.5	13.8	152.4	159.5	59.6
2003	3,029.6	1,209.3	17.5	146.2	134.8	55.1
2004	2,297.1	1,029.5	18.1	158.3	86.5	69.6
2005	1,807.2	1,137.4	19.2	167.7	71.7	54.1
2006	1,606.8	970.0	12.4	182.6	65.0	61.2
2007	1,503.8	708.6	19.2	200.9	19.5	66.7
2008	1,469.8	565.7	15.3	201.5	33.9	34.1
2009	1,083.1	614.0	18.6	104.1	64.6	39.1
2010	2,270.8	762.9	28.8	130.7	51.8	68.5
2011	2,617.5	742.0	32.4	149.4	56.9	60.6
2012	2,393.1	754.5	36.4	137.7	72.7	55.9
2013	2,751.3	805.6	75.2	154.0	75.7	55.3
2014	2,759.4	851.3	85.7	157.6	89.0	48.1
2015	2,433.0	913.4	93.5	129.9	87.3	51.0
2016	2,538.3	909.7	84.2	98.7	91.3	67.0

資料: Keskkonnaagentuur, "Aasaraamat METS 2016", 2017

重量単位で国別輸出入量を発表している統計局データベースによると、2016年の丸太輸出量は219万8,116 m³で、主要相手国はスウェーデン（丸太輸出量の52%）、フィンランド（同19%）及びドイツ（同12%）であった。ここ数年は、カバを主体とした中国への丸太輸出量が増加しており、カバ取扱業者の中には、中国への輸出の増加が今後も継続するのであれば、カバ丸太の需給バランスが変わるので、原料である丸太の価格上昇と原料獲得競争の激化を懸念する声が聞かれた。

2016年に産業用丸太に次いで輸出量が多いのはペレットであり、輸出量は207万1,000

m³であった。ペレットは周辺国を中心に、欧州各国に輸出されている。

エストニアは、2016年に製材品を90万9,700 m³輸出した。統計局データベースによると、製材品の主要輸出相手国は、隣国のラトビア、英国である。日本は、第7位の製材品輸出相手国で、製材品対日輸出量は2015年の1万5,864 tから2017年には2万2,896 tに44%増加している。製材品輸出量は、2002年の124万7,500 m³から25%減少しているが、これは製材品の需要を集成材、グルーラムまたはCLTそして木造住宅コンポーネントの需要に振り替えた結果として現れた数字であると判断できる。

その他の国への製材品輸出の動きとしては、中国向け輸出が2017年になって前年比の2.5倍までに急増していること、さらに2015年から2017年までの3年間で、ポーランド向けが40%、スウェーデン向けが50%それぞれ増加した一方で、フィンランド向けが51%減少している。

なお、グルーラムを含む貿易品目コードH.S.4418の木製建具及び建築用木工品の輸出量は、2017年は16万4,689 tで、2015年以降の3年間は増加傾向で推移している。

日本はエストニアからグルーラムを輸入しており、エストニアの貿易品目コードH.S.4418の国別輸出量は、日本が第1位である。

木質パネルについては、エストニア林業木材産業連合会の集計によると2016年は国内生産量と同量(41万4,000 m³)の輸出がなされている。統計局データベースによると、輸出量は切削板が2015年の9万1,513 tから翌年の6万9,904 tに減少してから横ばい、繊維板は微増しているもののほぼ横ばいで推移している。

表 4.2.14 国別丸太輸出量

	(t)		
	2015	2016	2017
計	2,084,333	2,198,116	2,229,793
スウェーデン	1,071,610	1,137,982	1,096,656
フィンランド	419,127	410,520	350,559
ドイツ	380,648	274,534	339,809
中国	82,509	167,309	274,466
ラトビア	87,964	159,910	108,193
ノルウェー	119	10,111	14,657
スロバキア	0	0	11,584
日本	0	0	0
その他	42,356	37,750	33,869

資料：Eesti Statistika Database

表 4.2.15 国別製材品輸出量

	(t)		
	2015	2016	2017
計	522,892	506,204	601,227
ラトビア	137,476	111,479	109,993
英国	84,486	69,001	78,578
中国	15,334	17,894	45,013
オランダ	37,597	47,502	37,561
ドイツ	23,682	31,821	36,809
ポーランド	19,856	20,681	27,859
日本	15,864	20,813	22,896
フランス	11,756	12,375	22,529
スウェーデン	14,104	14,661	21,113
フィンランド	33,279	23,611	16,069
デンマーク	7,187	6,402	10,541
キプロス	1,060	3,220	9,230
ハンガリー	4,050	5,668	8,327
リトアニア	4,747	5,014	7,900
米国	5,294	5,307	6,140
チェコ	3,541	4,029	4,290
ノルウェー	2,339	2,880	2,371
スロバキア	1,255	977	1,900
ポルトガル	1,283	1,234	1,616
その他	98,702	101,635	130,492

注：集計対象品目は、HS 44.06及び44.07。

資料：Eesti Statistika Database

しかし合板については、2015年の3万4,459 tから2017年の6万5,014 tに89%もの増加をみせている。合板輸出については、ラトビア、フィンランド及びポーランドへの輸出量増加がみられる他、一か国あたりの輸出量は少ないものの輸出相手国が多様化した結果、輸出量が増えている。

なお、2017年に日本がエストニアから輸入した木材、木材製品（貿易品目第44類）の輸入額は、56億6,100万円で、品目別輸入額割合はH.S.4418の木製建具及び建築用木工品が61%、H.S.4407の製材品が33%であった。木製建具及び建築用木工品の内の98%はグルーラム、製材品の内の98%がマツ並びにスプルース及びファーで占められている。

表 4.2.16 相手国別木製建具及び建築用木工品輸出量

	(t)		
	2015	2016	2017
計	148,747	160,611	164,689
日本	31,092	29,452	32,113
スウェーデン	19,369	22,376	22,064
ノルウェー	15,688	17,956	19,884
デンマーク	16,767	17,594	17,737
フィンランド	16,738	18,887	16,280
フランス	10,478	10,084	10,408
ドイツ	9,390	9,628	8,991
米国	31	1,357	5,483
ポーランド	1,725	3,307	5,196
ラトビア	6,038	6,720	5,015
英国	4,984	4,038	3,968
ポルトガル	2,584	2,794	3,051
オランダ	1,118	1,868	1,731
中国	818	1,883	1,724
リトアニア	2,335	1,836	1,518
ルーマニア	0	2,794	1,203
その他	9,592	8,037	8,323

注：集計対象はグルーラムを含むHS 4418。
資料：Statistics Estonia Database

表 4.2.17 相手国別木質パネル輸出量

		(t)		
		2015	2016	2017
切削板	計	91,513	69,904	69,414
	スウェーデン	22,081	19,014	18,150
	リトアニア	21,072	11,790	10,952
	ポーランド	12,106	3,020	3,347
	ラトビア	3,240	2,688	2,856
	デンマーク	1,591	1,830	2,848
	ノルウェー	1,243	953	1,382
	その他	30,180	30,609	29,879
繊維板	計	29,903	33,277	33,592
	ドイツ	5,090	7,626	7,817
	フィンランド	8,684	8,265	7,244
	スウェーデン	2,782	3,764	4,589
	ロシア	3,352	3,002	3,158
	オランダ	1,752	1,775	1,803
	英国	2,758	2,580	1,378
	その他	5,485	6,265	7,603
合板	計	34,459	43,370	65,014
	ドイツ	15,055	14,613	19,832
	ラトビア	398	1,554	6,723
	フィンランド	1,697	1,617	3,682
	スウェーデン	4,131	5,061	3,192
	スイス	1,248	1,347	1,961
	英国	1,226	1,487	1,819
	フランス	1,059	1,274	1,756
	ポーランド	178	847	1,749
その他	9,467	15,570	24,300	

資料: Eesti Statistika Database

4.2.3 主要林業法令と関係官庁

1) 主要林業法令

木材の合法性を確認する上で、最も重要な法令は森林法である。エストニアの林業関連法令は、森林法 (Metsaseadus) 及びその下位法である森林管理令 (Metsa majandamise eeskiri) を核として構成している。

森林法は、森林法の執行のための詳細な規則を制定すると定めている。森林法により制定されている規則は、森林調査活動規則、検寸及び材積測定方法に係る規則、外来樹種に係る規則、重要棲息地¹⁵分類選定基準規則、重要棲息地使用料規則及び国有林経営センター規程である。

(1) 森林法

現行の森林法は、2007年1月に発効し、環境省を林業行政の主務官庁に定めている¹⁶。森林法の目的は、生態系としての森林の保護及び持続可能な管理の担保にあり¹⁷、同法の適用範囲を森林及びそこで生息する動植物¹⁸と定めている。森林法は「持続的な森林管理」に重きを置いており、持続的な森林管理を「森林の生物多様性、生産性、更新能力及び活力を維持し、生態系、経済及び社会並びに文化の必要性を満たす複数の形態の森林の活用を可能にするもの」¹⁹と定義している。

計画済の除伐を除く伐採及び深刻な森林被害に係る作業には林内作業届 (図 4.2.6) が必要で、林内作業届は森林所有者が環境省環境委員会に届出て、同委員会が承認すると証明書として発行される。環境省環境委員会は、森林所有者から届出があった計画に問題があればその実施を禁止する権限を持っている²⁰。

森林法は、伐採後の再生林を森林所有者の義務と位置付け、再生林の方法及び完了期限を定めている²¹。そして、同法第37条の規定は「伐採権、伐採木材の搬出及び木材輸送の合法性確保義務」を見出しとし、合法性確保のための義務として次の事項を定めている。

¹⁵ 重要棲息地とは、保全対象の自然環境の外に位置する面積7ha以下の保全を要する地域で、絶滅危惧種の生息可能性が多い場所をいう (森林法第23条第1項の規定による定義)。

¹⁶ 森林法第6条。

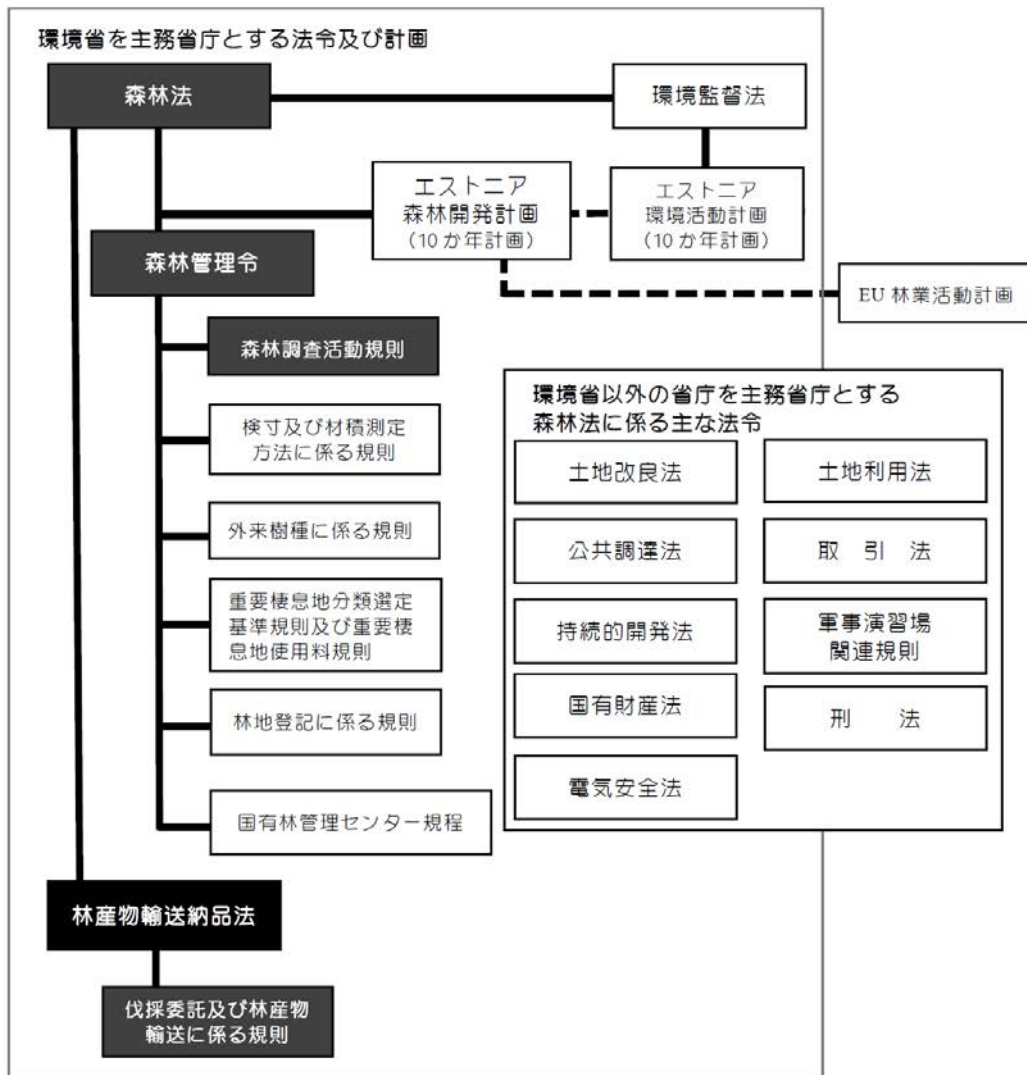
¹⁷ 森林法第2条第1項。

¹⁸ 森林法第4条。

¹⁹ 森林法第2条第2項。

²⁰ 森林法第41条。

²¹ 森林法第24条・第25条。



注 1 : 林業行政は、環境省林業部の所掌。
 注 2 : 黒塗りの四角に記した法令は、木材の合法性確保に深く関わっているもの。
 注 3 : 森林開発計画から点線により結んでいる計画は、同計画の策定または施行にあたり整合性を維持しているもの。

図 4.2.3 森林法に関連する主な法令及び計画

- 加工用丸太輸送における丸太の出荷者及び受領者または丸太売買当事者による伐採権及び丸太搬出権の確認。
- 伐採権及び丸太搬出権を証明するために必要な書類の所持。
- 伐採実施者への本人確認書類の携行及び権限付与者への伐採権所持の証明。
- 伐採委託者と受託者間で交わす合意書の要件として法令が定めた事項の記載。
- 伐採地の使用权取得その他の伐採権譲渡条件の証明。
- 搬出した木材を加工及び保管するときの売買当事者間の譲渡証明書及び契約書の作成。

- 木材の売買契約書の要件として法令が定めた事項の記載。
- 木材を納品するときの納品書の携行。

さらに、同法 38 条の規定は、木材を販売する者に丸太生産に係る伐採権または木材販売に係る通知書を環境大臣が定める様式で作成し、国税局に提出する義務を課している²²。

(2) 森林管理令

森林管理令は森林法の規定に基づき、森林の持続可能性と良好な森林管理の実践の遵守を確保するために、伐採、再造林及び森林保護の基本要件並びに再造林及び森林保護専門家へのアセスメント評価委託及びアセスメント実施手順を定めている²³。具体的には、伐採可能林分の伐採方法別要件、作業道及び山土場の設置要件、再造林方法及び再造林完了要件、森林保護要件、再造林アセスメントの委託及び実施手順、軍事演習区域における森林管理の仕様その他の森林管理のための詳細な要件を規定している。

(3) 森林開発計画（10 か年計画）

環境省は、森林法第 7 条の規定により森林開発の目的及びその目的達成のための手段を記載した 10 年間の森林開発計画を策定し、その実行を主導し、報告書を 2 年以内の周期で政府に提出する義務を負っている。この報告書を受領した政府は、報告書を国会に提出して承認を受けなければならない²⁴。現在の森林開発 10 か年計画は、「2020 年までのエストニア森林開発計画²⁵」と題し、森林の生産性向上及び多様性の可能性の拡大を主な課題として、2011 年から 2020 年までの期間を対象に策定されている。

森林開発計画の主な目的は森林の生産性及び活力の維持並びに利用の多様性及び効率性を担保することであり、環境省は欧州森林保護閣僚会議²⁶で合意された持続可能な森林管理の原則に基づき計画を策定する。

森林開発計画においてエストニア政府は、長期的な目標として森林を木材産業及びエネルギーのための再生可能な天然資源として利用すること及び絶滅危惧種及び固有種の個体数を確保するために少なくとも国土の 10%を保護すること²⁷並びに森林開発計画の実行により木材利用の拡大をはかり、木材の最終消費に占める再生エネルギーのシェアを 15%まで拡大することを掲げている。

さらに森林開発計画では、環境省が策定した「環境活動計画」により収集した過去 10 年

²² ただし、年間木材取引量が 20 m³を超えない者については、適用が除外されている。運用している書類の様式は、図 4.2.6。

²³ 森林管理令第 1 条。

²⁴ 森林法第 7 条。

²⁵ Eesti Metsanduse Srengukava Aastani 2020, Tallinn 2010

²⁶ European Ministers Conference on the Protection of Forests in Europe

²⁷ “Eesti Metsanduse Srengukava Aastani 2020”, Tallinn 2010, p 3

間の森林資源利用状況をレビューして、長期的に持続可能な森林経営のための年間許容伐採量を設定している。2020年までの現在の森林開発計画は、長期的に持続可能な森林経営のための年間許容伐採量を1,200万m³から1,500万m³と算定している²⁸。

(4) 林産物輸送納品法²⁹

林産物輸送納品法は、林産物の輸送及び納品に係る契約に含まれる契約または証明書類に記載する事項の最低要件並びに輸送するとき最低限必要な証明書の種類を規定している。

同法の規定では、林産物の輸送または納品に必要な書類に記載する最低限必要な事項として、次のものを掲げている。

- ① 書類作成日。
- ② 丸太の発送地及び納品地。
- ③ 輸送担当者及び代表者の氏名並びに個人登録番号及び法人登録番号。法人が輸送を行うときは、代表者の代表権証明書。
- ④ 丸太が伐採権または木材売買契約により取得したときは
 - 輸送契約の番号及び日付。
 - 輸送担当者の氏名及び個人登録番号。
- ⑤ 丸太を自からの伐採で得たときは
 - 伐採地の地籍番号。
 - 国有林の立木販売により伐採したときは、国有林伐採許可番号及び森林割当番号。
- ⑥ 丸太輸送に使用する積荷明細書の番号。
- ⑦ 樹種及び材積 (m³単位)。
- ⑧ 輸送担当者及び荷口受取者の確認を示す署名。

(5) 伐採委託及び林産物輸送に係る規則³⁰

伐採委託及び林産物輸送に係る規則は、立木の売買、伐採地からの丸太輸送、加工用または貯木用丸太の輸送または公道を使う丸太の輸送に必要な行為及び手順並びに必要な書類の記載内容及び様式を具体的に規定している。同規則は、林産物輸送納品法の下位法令

²⁸ “前掲書”, p 6

²⁹ Üleandmise ja vastuvõtmise akti nõuetele.

³⁰ Metsamaterjali veoeskiri, metsamaterjali üleandmise-vastuvõtmise aktile ja veoselehele esitatavad nõuded ning müüdüd või ostetud raieõiguse või metsamaterjali kohta Maksu- ja Tolliametile esitatava teatise vorm.

で、前文に森林法第 37 条第 11 項及び第 39 条第 1 項の規定³¹に基づき策定されたとの説明が加えられている。

後掲の図 4.2.6 の伐採証明書兼木材売買通知書の様式は、伐採委託及び林産物輸送に係る規則の別記様式 3 として定められている。この規則の第 3 条の規定は、この書類は丸太または立木の売買当事者が作成し、売買するときに国税局の税務委員会に紙ベースまたは電子ファイルで提出すると定め、加工用または貯蔵用の丸太の輸送は、第 2 条第 1 項の規定により売買当事者による協議を経て作成する正式な契約書によりなされなければならないと定めている。

さらに同規則第 5 条第 1 項の規定は、エストニアでも広汎にみられる丸太の委託輸送を行うときの木材輸送文書には、林産物輸送納品法が規定する林産物の輸送または納品に必要な書類に記載する最低限必要な事項の他に次の情報を加えると定めている。

- ① 荷口の数量及び日付。
- ② 丸太所有者の氏名及び個人登録番号または法人代表者の氏名及び法人登録番号。法人の代表権を証明する書類の添付。
- ③ 丸太に係る基礎的情報
 - 丸太数量
 - 輸送契約書番号
 - 輸送担当者の氏名及び個人登録番号。
- ④ 丸太出荷地の所在地及び地域または山土場の名称。
- ⑤ 輸送する丸太の樹種及び数量（m³単位）。
- ⑥ 輸送担当マネージャーの氏名及び個人登録番号。
- ⑦ トレーラーを使用して輸送するときは、トレーラーのナンバープレート番号。
- ⑧ 出荷日及び出荷時間。

そして第 5 条第 2 項の規定は、木材輸送文書は各荷口別に作成しなければならないと規定している。ただし、輸送を連続した 10 日以内の日で同一出荷地から同一の納品先に行うときの荷口の情報は納品時に確認すると定め、さらに同規則は、木材輸送文書は三部作成し丸太所有者、請負業者及び輸送業者が各一部を所持すること、丸太所有者及び受領者は書類を輸送後 7 年間保管すること、電子式出荷書類は丸太所有者、請負業者及び輸送業者によるアクセス及び印刷が可能なものであることを定めている。

同規定は第 4 条に合法性の確保に係る規定を設けている。同条の規定は、丸太輸送担当

³¹ 森林法第 37 条第 11 項の規定は「木材を納品するときの要件、納入及び受領証並びに納品書記載内容の詳細は環境大臣が定める。」と定め、さらに同法第 39 条第 1 項の規定は「木材及び木材チップの検寸、材積測定の方法、測定精度の要件及び測定結果の文書化は環境大臣規則に定める。」と定め、環境大臣が伐採委託及び林産物輸送に係る規則を制定する根拠になっている。

者に輸送時の合法性確保を義務づけ、丸太取得の合法性は森林法の規定³²が伐採権及び丸太搬出権を証明する書類として定めた次の書類によって証明すると定めている。

- 所有権を証する土地登記書。
- 伐採及び丸太搬出の委託証書。
- 環境省環境委員会が発した伐採許可証。
- 本人確認書類。

さらに伐採地から丸太を搬出する搬出担当者には、身分証明書及び丸太の原産地証明書の携行を義務づけている。

(6) その他の法令

森林法は、環境省以外を主務省庁とする主に九つの法令と関連している。

森林法において土地改良法は土壌管理、山林開拓及び林地の登記の規定に、土地利用法は森林管理及び施業計画の規定に、公共調達法は国有林の財産取得の規定に、取引法は国有林における商業活動の規定に、持続的開発法は森林開発計画の規定に、軍事演習場関連規則は森林における国防活動の規定に、国有財産法は国有林の管理・財産及び国有林経営センターの財産の規定に、刑法は没収規定に、電気安全法は山林開拓の規定に関係している。

2) 関係官庁

木材の生産及び流通には、主に次の官庁が関係している。

(1) 環境省

環境省は森林管理及び木材生産の主務官庁で、林業行政の直接担当部署は同省林業部である。環境省は、伐採許可書及び輸送許可書の発行、造林作業及び伐採作業が完了した後の監査並びに 10 年ごとに実施する森林調査その他の林業全般の管理及び監督を行っている。

(2) 国税局

丸太の生産を行う者が木材を販売するときは、伐採権証明書兼木材売買通知書の作成及

³² 森林法第 37 条第 3 項。

び国税局税制委員会への提出が義務づけられている³³。同通知書のデータは、納税額の確定とともに木材の合法性確保のために利用されている。

(3) 税関

税関は、EU 域外から輸入する木材に係る EUTR のデューデリジェンスの確実な実行を審査する役割を担っている。

(4) 統計局

加工工場は、丸太の入荷実績及び製品生産量を統計局に報告する義務を負っている。政府関係者は、加工工場が統計局に報告したこれらのデータを環境省及び国税局がデータベースで管理しているデータと照合し、報告対象の丸太の合法性が確認できるとともに正式な手続きを経していない木材の加工段階への混入がないことを確認している。

4.2.4 木材の合法性確保

丸太及び林地残材を含む木材の需要者には合法性が確保されたもののみが届けられるようにしているのが、エストニアの木材管理システムである。すなわち木材の合法性確保については、エストニア国産材については法令の執行により行い、輸入木材については EUTR のデューデリジェンスにより行い、これらによって木材加工工場に入荷する全ての木材原料の合法性を確保すれば、自ずから加工工場が生産する製品の合法性も確保できるというのが基本的な考え方である。

エストニア国産材丸太の合法性確保については、環境省による監督、監査及び森林調査並びに伐採許可書及び輸送許可書の審査で行うとともに、丸太取扱業者には森林法が定める国税局への丸太売買の報告義務を課して、売買する木材の量の確認と適正な納税の確保を行っている。エストニア国産材については、丸太の生産から加工工場に納材するまでの流通段階が合法性確保の対象である。

環境省は林業行政の主務官庁として、造林または再造林及び伐採の後に現場における監査を行っている³⁴。さらに同省は、民有林を含む全ての林地を対象に 10 年に 1 回の頻度で森林調査を行っている³⁵。林業活動による森林資源の変化は、伐採許可の申請並びに監査及び調査の結果により明らかになるため、環境省はこれらの情報をデータベースで管理し、

³³ 環境省規則第 84 号「木材の積載、木材の積替え及び輸送のための規則並びに売買する権利の正確な情報及び税務委員会と税関への伝達のための様式に係る要求事項」、2006 年 12 月 21 日施行（2017 年 12 月 18 日最終改正）。

³⁴ 環境省林業部による行政の施業監督方法の説明。

³⁵ 森林法第 11 条。

データベースの情報は、各種許認可だけでなく木材の合法性を確保するための基本的な情報としても活用されている。木材の合法性確保に係っては、環境省の他にも国税局及び統計局がデータベースシステムを運用しており、省庁別に許認可、報告、調査または監査に係るデータを管理している。これらのデータベース間には相互にリンクがはられ、データベースを管理する官庁が異なっても丸太の生産、流通及び加工工場への入荷並びに納税の整合性が確認できるようになっている。

エストニアではこのような方法で合法性を確保しているため、政府が発行する木材の合法性を証する証明書類は、丸太を対象にしたものは存在するが、製品を対象にしたものが存在していない。日本は、エストニアから主に製材品とグルーラムを輸入しているが、これらの製品の合法性を直接的に証する政府が発行する証明書は存在していない。

このため、丸太の合法性を証明する書類は存在するものの、製品の合法性を証明する書類が存在しないエストニアから輸入する木材製品の合法性を証明するためには、加工工場が合法性が確保されている丸太と出荷する製品のトラッキングが可能なシステムを導入し、運用しているか、運用しているとしたらどのような方法で、さらに単独の丸太単位、丸太の荷口単位、その他のトラッキングの精度を確認する必要がある。

今回の現地調査では、加工ラインにおけるトラッキングシステムの技術的内容及び精度の確認はできなかったが、訪問した製材工場の一つからは、品質管理のために生産した製材品のデータに原木のデータを関連付けるシステムを使っているとの説明があった。しかし、このようなトラッキングシステムが全ての製材工場に導入されているわけではないので、製品の合法性を確認するときは、加工工場にトラッキングシステムの運用を確認する必要がある。

加工工場で加工ラインにおけるトラッキングが正確になされていれば、次に掲げる丸太または原料の合法性を政府が発行した書類で確認できる。エストニア国産材丸太の合法性を証明する代表的な書類は、次の二点である。

- 木材輸送証明書（図 4.2.4）。
- 伐採権証明書兼木材売買通知書（図 4.2.7）。

木材輸送証明書は、森林法の規定³⁶に基づき丸太の売買当事者間で作成する書類で、環境省の承認を必要とし、距離や輸送手段に係わらず伐採林班の外で丸太を移動するときに必要な書類である。林産物原料輸送規則は、木材を輸送するときに輸送担当者は取得した木材の合法性を確保して輸送し、木材の合法性は木材輸送証明書により証明すると定め³⁷、合法性を確保した林産物の輸送については、林産物輸送納品法が木材を輸送するときに輸送担当者が合法性を確保すること、合法性は森林法が規定する情報と書類により証明する

³⁶ 森林法第 37 条

³⁷ 林産物原料輸送規則第 4 条第 1 項。

ことを定めている³⁸。木材輸送証明書は、たとえ伐採林班から数 10m離れた山土場に丸太をスキッピングして搬出するときでも、山土場から数 100km 離れた加工工場にトレーラートラックで丸太を輸送するときでも必要である。丸太を搬出する林内作業車のオペレーターまたはトラックドライバーは、丸太を移動しているときは常に木材輸送証明書またはその電子ファイルを携行しなければならない³⁹。木材輸送証明書に記載する主な事項は、次のとおりである。

- 氏名、住所その他の木材所有者に係るデータ。
- 買材を移動するときは木材仕入先に係るデータ。
- 輸送業者に係るデータ。
- 輸送起点及び出荷先に係るデータ。
- トラクター及びトレーラーのナンバーその他の輸送機材に係るデータ。
- 木材の合法的所有を確認した上で搬出または輸送した事実を確認するためのトラック運転手の署名。
- 積載する丸太の荷口の内容及び材積。
- 出荷地を出発する月日及び時間。
- 工場への入荷量、入荷日、受領者名及び受領確認者のサイン。

³⁸ 林産物輸送納品法第 4 条第 1 項。

³⁹ 森林法第 37 条第 10 項・第 11 項。

TÄIDAB METSAMATERJALI OMANIK

metsamaterjali omaniku nimi või nimetus	
isikukood / registrikood	telefon
aadress	
metsamaterjali omaniku volitatud esindaja nimi	
isikukood	telefon
aadress	
volituse alus	

Metsamaterjali veo lähtekoht

maakond	
vald / linn	küla
maaüksuse, metskonna või lao nimi ja/või muu veo lähtekohta iseloomustav nimi või nimetus	

METSAMATERJALI VEOSELEHT

Nr. kuupäev kuu aasta

Metsamaterjali valdamise alus

Metsamaterjal on saadud:				
omaniku enda kinnistul/riigimetsa puhul kaabstriüksuselt	nr.			
raieõiguse või metsamaterjali võõrandamise lepinguga / metsamaterjali ülevõtmise- vastuvõtmise aktiga	nr.	kuupäev	kuu	aasta
Metsatöötise alusel	nr.			
metsamaterjali võõrandaja (eelmise omaniku) nimi või nimetus				
metsamaterjali võõrandaja (eelmise omaniku) aadress				

Metsamaterjali veo sihtkoht

maakond	
vald / linn	küla
saaja nimi / nimetus	

Töendan metsamaterjali valdamise seaduslikkust ja enda poolt esitatud andmete õigsust.

alkiri pitser

TÄIDAB VEOKIJUHT

veoki mark	veoki riiklik registrinumber	veokijuhi nimi/isikukood/telefon/aadress	
haagise mark	haagise riiklik registrinumber		
veoki valdaja nimi			
isikukood / registrikood	telefon		
aadress			

Olen veendunud omaniku poolt metsamaterjali valdamise seaduslikkuses, võtan metsamaterjali vedamiseks vastu ja töendan enda poolt esitatud andmete õigsust.

alkiri

TÄIDAB METSAMATERJALI OMANIK	TÄIDAB VEOKIJUHT			TÄIDAB METSAMATERJALI SAAJA				
Puidusortiment	Lähetatud kogus (tm)	Väljasõidu			Vastu võetud kogus (tm)	Vastuvõtmise kuupäev	Saaja (vastuvõtja) nimi	Töendan metsamaterjali vastuvõtmist ja enda poolt esitatud andmete õigsust.
		kuu-päev	kuu	kellaeg				
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri
								alkiri

Märkused

資料提供：エストニア環境省林業部

図 4.2.4 木材輸送証明書の様式

木材所有者

木材輸送証明書

No. 日 月 年

木材所有者氏名又は職名

ID番号又は登録番号 電話番号

住所

木材所有者代理人名

ID番号 電話番号

住所

主な業務

木材所有基本データ

木材仕入先

所有者情報/ 国有林の公共部分の場合	No.
伐採契約又は木材販売契約もしくは法的に同意した木材	No. 日 月 年
林内作業番号	No.
木材輸送者の氏名又は名称(前の所有者)	
木材輸送者の住所(前の所有者)	

木材輸送起点

郡

自治体又は市 村

地番、林班、貯木場又は他の木材輸送起点の名称

木材出荷先

郡

自治体又は市 村

受領者名・職名

トラックナンバー 国に登録したトラックナンバー

トレーラーナンバー 国に登録したトレーラーナンバー

所有するトラックの名称

ID番号又は登録番号 電話番号

住所

林産物所有の合法性及びデータが正確であることを確認した。

署名

トラック運転手

トラック運転手の氏名、IDコード、電話番号、住所

私は、木材所有者による合法的所有を確信して木材の輸送及び提出したデータが正確であることを確認した。

署名

木材所有者	荷物内容	出荷量 (m ³)	トラック運転手			入荷量 (m ³)	入荷 日	木材受領者	受領者名	木材受領及びデータ受領・確認者
			日	月	時間					
										署名

備考

図 4.2.4 木材輸送証明書の様式 (仮訳) (つづき)

1) 木材生産及び木材輸送手続きの概要

エストニアの木材生産及び木材流通に係る行政手続とデータ管理の概要を図 4.2.5 に示した。この図は、環境省林業部、国有林経営センター、木材関係団体及び木材取扱業者による解説並びに森林法その他の法令文書に基づき作成している。

(1) 林地の登記

環境省による林地の管理は、その土地が林地として登記される時点から始まる。環境省は、土地が林地として登録されるときに森林資源の管理を行うための森林資源台帳を作成する。森林資源台帳には林地の場所、面積、資源蓄積量及び森林の状態を記録する⁴⁰。環境省は、森林資源台帳の内容を環境省のデータベースで管理するとともに、林班別データをウェブサイトで公表する。

(2) 再造林

伐採跡地または枯死した林地の再造林は、森林所有者の義務である。環境省は、再造林後、再造林地で森林の更新が達成状況を主目的とした監査を行っている。

森林法は、再造林を播種、植樹及び天然更新のいずれかで行うと定め⁴¹、造林樹種については、外来種を規制し、再造林樹種を指定している⁴²。

森林法では再造林は、面積 0.5ha 以上の枯死林地及び皆伐跡地では 2 年以内に実施するよう定めている。さらに再造林後の森林の更新については、スワンプ林以外は 5 年以内、スワンプ林では 10 年以内に表 4.2.18 に掲げた基準を達成しなければならない。ただし、森林所有者は、特定の自然条件もしくは森林の腐朽または経験もしくは科学的根拠により森林が腐朽した後の最初の 2 年間に於ける再造林実施が不適切であるときは、環境省に再造林実施期間の延長を申請できる⁴³。

なお、再造林の実施期限内に再造林を履行できなかった森林所有者には、環境省の環境委員会が再造林命令書を発する。もし、同命令書の期日までに再造林が履行されない場合は、環境委員会が強制措置を執行し、ha あたり最高 1,300 ユーロの罰金を課す⁴⁴。

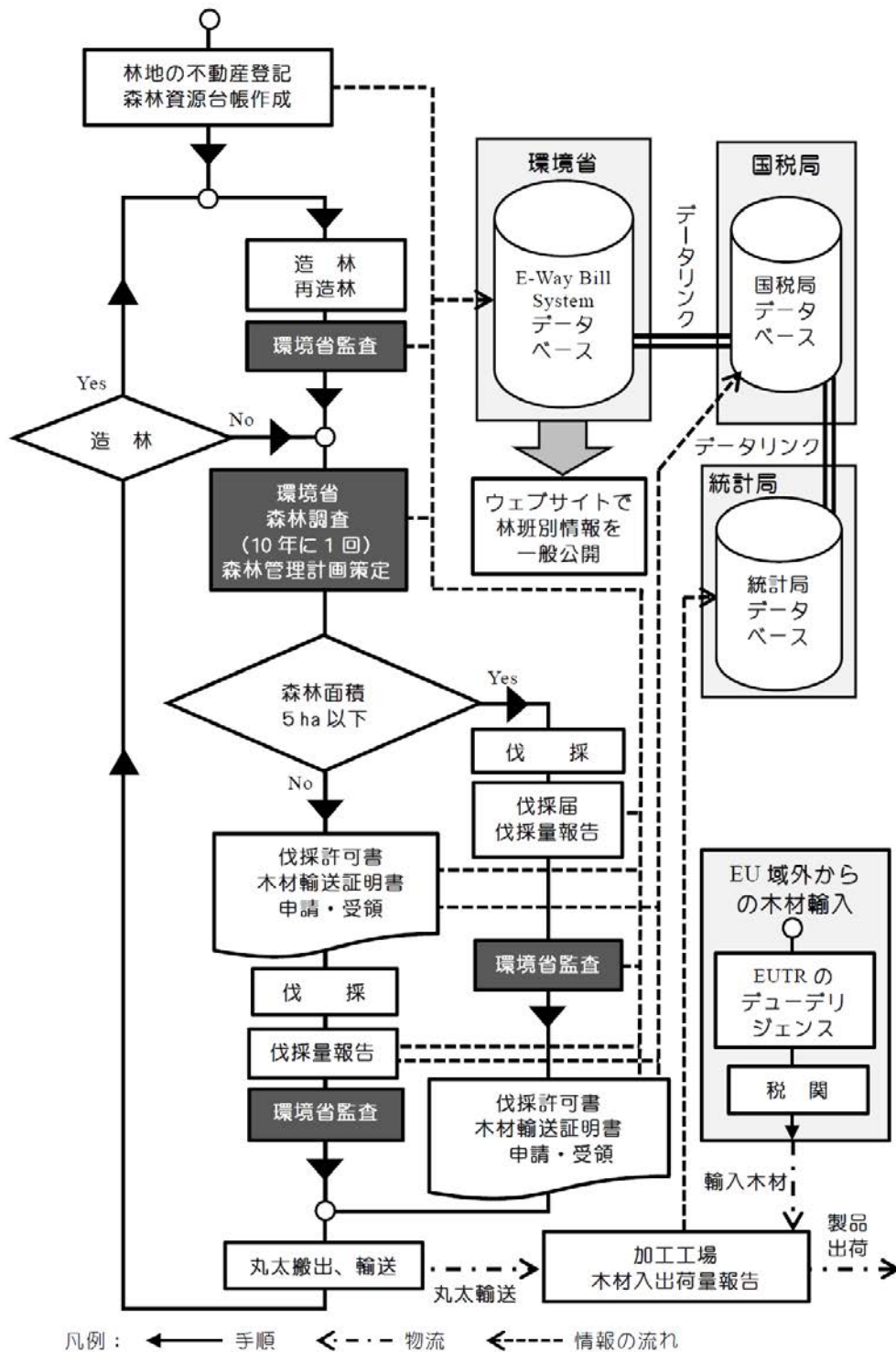
⁴⁰ 森林台帳の作成及びその内容は、森林法第 9 条の規定により定められている。

⁴¹ 森林法第 24 条。

⁴² 森林法第 25 条。森林管理令第 15 条では、林地に適すると承認された再造林用の樹種を指定している。

⁴³ 森林法第 25 条第 5 項及び森林管理令第 18 条第 1 項。

⁴⁴ 森林法第 25 条第 8 項。



注1：「伐採」には、主伐の他に森林法が規定する除間伐、整理伐その他の森林撫育のための伐採を含む。

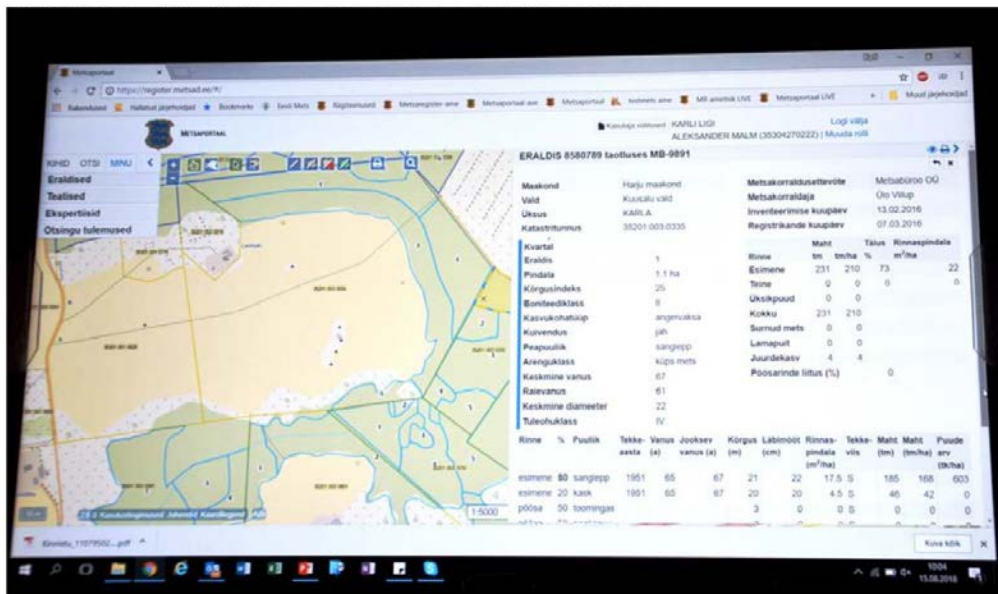
注2：環境省林業部、国有林経営センター、木材関係団体及び木材取扱業者による解説並びに森林法その他の法令文書を参考にして作成。

図 4.2.5 木材生産及び木材流通に係る行政手続とデータ管理の概要

表 4.2.18 再造林時の最低植林本数、播種箇所数、更新達成本数

	(haあたり本/箇所)		
	再造林		更新
	植林本数	播種箇所数	更新達成本数
マツ	3,000	3,500	1,500
スプルース	1,500	—	1,000
カバ	1,500	2,500	—

資料：森林管理令第14条第3項及び第16条第1項。



環境省ウェブサイトで公表されている林班の情報。
林班の森林資源に係る情報が地図情報とともに表示される。この林班の場合、位置、面積などの情報の他、2016年2月13日にこの林班で行われた森林調査結果の詳細データが見られる。
協力：エストニア環境省林業部

写真 4.2.1 ウェブサイトで公表されている林班別情報

(3) 森林調査と森林管理計画

環境省は、森林法第 11 条の規定に基づき全ての森林を対象に森林の状態の確認、立木資源蓄積量のデータ収集、森林所有者への助言及び森林管理活動計画の作成を目的とした森林調査を 10 年に一回の頻度で実施している。森林調査は、登記簿に記載してある地籍別林班別に行う。

環境省は、この調査で得られた立木資源調査のデータを調査実施後一年以内に森林資源台帳に記載し、10 年後に再び森林調査を行うまで有効なものとして管理する。なお、環境省は、次の森林調査までの間に伐採及び再造林を行った林班については、森林所有者か

らの届出及び監査結果を基に森林資源台帳のデータを更新する⁴⁵。

環境省は、立木資源調査で得られたデータを基に森林所有者用の森林管理計画を作成する。森林調査は森林調査許可書を所持している資格者または許可書が与えられた国の営利機関が行う。森林法第 12 条の規定は、資格要件、有効期間その他の許可書の運用のための規則を定めている。

森林所有者は、森林管理計画に基づき各種の林内作業を行う。ただし、風雪害、病虫害その他の森林管理計画作成時に想定できなかった事象により森林管理計画に記載がない作業の実施が必要になったときは、林内作業届を環境省に提出し、同省の承認を得た上で作業を行う。環境省が承認した林内作業届（図 4.2.6）によって生産された丸太には、合法性を証明する書類として、林内作業届の写しが添付されることがある。

なお、森林法第 11 条第 5 項の規定は、森林調査の内、立木資源調査及び私有林の森林管理計画を作成する費用は国の予算でまかなうと定めている。

⁴⁵ 面積 2 ha 未満の森林及び 5 ha 未満の私有林の立木資源調査のデータの更新は行わない（森林法第 11 条第 4 の 2 項）。

METSATEATIS

TÄIDAB OMANIK, KASUTUSVALDAJA VÕI VOLITATUD ESINDAJA

Omanik [] Volitatud esindaja [] Kasutusvaldaja []

Nimi või nimetus _____ Nimi _____
 Isikukood / registrikood _____ Isikukood _____

Kontaktaadress
 Address _____ Postindeks _____ Telefon _____ E-posti aadress _____

Maaüksuse asukoht
 Maakond _____ Vald/linn _____ Metskond _____
 Kinnistu number _____ Kinnistu nimetus _____

Kavandatud raietööd, avastatud metsakahjustused (iga kavandatud töö märgitakse eraldi reale)

Kavandatud raie / avastatud metsakahjustuse asukoht				Raie		Metsakahjustus	
katastritunnus	kvartal	eraldis	Pindala (ha)	liik	hinnanguline raiutav maht (tm)	põhjus	kahjustatud puuliik

Kavandatud raietööde ning avastatud oluliste metsakahjustuste asukoha skeem katastriplaaniil või metsamajandamiskava metsaalaaniil paljundada või trükkida pöördelel Nn vaba metsamaa korral asukoha skeem paljundada või trükkida põhikaardiil mõõtkavas 1 : 10 000!

Täitmise kuupäev _____ Kinnitan esitatud andmete õigsust _____

Sisse tulnud
 Täidab **KESKKONNAAMET**

kuupäev kuu aasta _____ Omaniku või volitatud esindaja allkiri _____

kuupäev kuu aasta _____ Vastuvõtja nimi ja allkiri _____

Metsateatise täitmisel kasutatavad koodid

Raieliigid		Puuliigid		Metsakahjustuse põhijused	
LR - lageraie	HR - harvendusraie	MA - mänd	LM - sanglepp	1 - tulekahju	7 - okkahjurid
AR - aegjärgne raie	SR - sanitaarraie	KU - kuusk	LV - hall lepp	2 - üleujutus	8 - lehekahjurid
HL - häilraie	VR - vaikraie	KS - kask	TL - teised lehtpuud	3 - torm	9 - ulukid
VE - veerraie	RD - raadamine	HB - haab	TO - teised okaspuud	4 - lumi	10 - muud
TR - trassiraie	KR - kujundusraie	TA - tamm	VP - võõrpuuliigid	5 - juuremädanikud	11 - männikarsakas
		SA - saar		6 - tüvekahjurid	

提供：エストニア環境省林業部

図 4.2.6 林内作業届の様式

林内作業届

森林所有者、作業請負者または代理人

所有者 [] 担当官 [] 作業請負者

氏名または職名	氏名
印番号又は登録番号	印番号

連絡先

住所又は所在地	郵便番号	電話番号	E-メールアドレス
---------	------	------	-----------

森林所在地

郡	自治体名	林区
不動産登記番号	不動産登記名	

伐採作業計画、被害林発生（計画した各作業を一行ずつ分けて記載する）

伐採計画地又は被害林所在地				伐採		森林被害	
地籍番号	地区	林班	面積 (ha)	方法	伐採見込量 (tn)	原因	被害樹種

作成日 提出データの整合性の確認 以下、環境省使用欄

日	月	年	所有者又は代理人 署名	日	月	年

担当官氏名・署名

林業活動届に使用するコード

区 分		樹 種		森林被害の要因	
LR - 皆伐	HR - 間伐	MA - マツ	LM - ハンノキ	1 - 火災	7 - マツ枯病
AR - 除伐	SR - 病害木伐採	KU - スプルース	LV - ハイイロハンノキ	2 - 水害	8 - 葉枯れ
HL - 整備木伐採	VR - 選木	KS - カバ	TL - その他広葉樹	3 - 風害	9 - 虫害
VE - 排水路工事	RO - 林地残材処理	HI - ドロヤナギ	TO - その他針葉樹	4 - 雪害	10 - その他
TR - 伐根処理	KR - 列状間伐	TA - ブナ	VP - 外来種	5 - 根腐れ	11 - マツノワムシ被害
		SA - タモ		6 - 病害	

図 4.2.6 林内作業届の様式（仮訳）（つづき）

(4) 伐採

①定義

森林法第 28 条第 1 項の規定は、次の行為のいずれかが林地で行われたときは、その行為を伐採とみなすと定めている。

- 樹木及び灌木の伐倒。
- 伐採木の枝払い。
- 伐採木のスキッピング。
- 木材⁴⁶の搬送。

②実施可能な伐採方法の規定

森林法第 28 条第 4 項の規定は、次の伐採を認めている。

- 皆伐、傘伐を含む主伐。
- 平均胸高直径 8 cm 以下の林分の除伐及び平均胸高直径 8 cm を超える林分の間伐及び整理を含む改善伐⁴⁷。
- 択伐。
- 環境保全地区における保護対象の特定種もしくは重要棲息地の保全または改善に向けた計画に基づく伐採。

択伐については、森林法及び森林管理令により、択伐後の ha 当たり最小胸高断面積が等級別に定められているので、択伐はこの数値を上回るように行わなければならない。

表 4.2.19 択伐後の林分の等級別最小胸高断面積

	(m ² /ha)						
	1A	1	2	3	4	5	5A
針葉樹及び硬質広葉樹	19.0	18.0	17.0	16.0	14.0	12.0	9.5
軟質広葉樹	16.0	15.0	13.0	11.5	10.0	8.0	6.5

注：硬質広葉樹は、White Oak、Ash、Scots Elm、European White Elm及びMapleをいい、軟質広葉樹はこれら以外の広葉樹をいう。
出典：森林管理令第 7 条の 1 の付表から転載。

皆伐については、森林法第 29 条の規定により、環境大臣が皆伐の下限として設定できる樹齢の範囲、母樹の伐採判断基準及び条件別最大皆伐面積が定められている他、森林管理令第 3 条の規定により皆伐対象林分の上層樹種の樹種別等級別輪伐期が定められ、皆伐するときは林分の最低平均樹齢が同輪伐期の樹齢を上回らなければならないと定められてい

⁴⁶ ここでいう木材とは、伐採木及びその樹幹、玉切した丸太の一部または林地残材をいう。

⁴⁷ 改善伐は、除伐については日照、栄養条件及び林分構成の改善、間伐については森林の価値向上、立木の密度及び構成の制御並びに木材利用目的の倒壊前の枯死木の採種を目的として行う。

る。さらに、生物多様性の維持に必要な既存のまたは保護対象の樹種を 5 ha 未満の皆伐地では 5 m³以上、5 ha 以上の皆伐地では 10 m³以上残さなくてはならないと定めている⁴⁸。

表 4.2.20 皆伐下限樹齢及び等級別輪伐期基準

	環境大臣が皆伐の 下限として設定で きる樹齢の範囲	2017年9月2日施行の輪伐期基準 (年)					
		1A	1	2	3	4	5 5A
マツ	90～120年	90	90	90	100	110	120
スプルーース	80～120年	60	70	80	90	90	90
カバ	60～ 80年	60	60	70	70	70	70
アスペン	30～ 50年	30	40	40	50	50	—
ブラックアルダー	60～ 80年	60	60	60	60	60	60
硬質広葉樹	90～120年	90	90	100	110	120	130

資料：森林法第29条第5項及び森林管理令第3条第1項の3。

表 4.2.21 地域条件別皆伐上限面積

地域条件	皆伐上限面積
砂丘、浸食地その他の縮小の可能性がある土地で、地下水の侵入の可能性がある地域。	2ha
湿地帯及び地衣類が多い地帯。	2ha
沼地、ビルベリー (<i>Vaccinium myrtillus</i>) 及びカタバミ属 (<i>Oxalis</i>) が植生する泥炭地、沼地並びに湿原で、皆伐可能地が同一輪班内に存在しない地域。	5ha
その他の地域。	7ha

資料：森林法第29条第5項。



国有林の皆伐跡地。

この伐採地の面積は 1.1ha なので、森林法の規定により皆伐地であるが 5 m³以上の立木を残存させなければならない。この現場は貴重種鳥類の棲息地であるため、残存させる立木として鳥類の営巣に適し、かつ、母樹に適しているものを選定している。

写真 4.2.2 皆伐跡地

⁴⁸ 森林法第 29 条第 1 項第 3 号。

③伐採手続き

伐採に係る手続きは、面積が5 ha以下の森林とそれを超える面積の森林で異なっている。

面積が5 haを超える森林を伐採する森林所有者は、環境省に伐採許可とともに木材輸送許可を申請し、これらの申請が承認されてから伐採を行い、環境省に伐採量を報告する。森林所有者から伐採量の報告を受けた環境省は、伐採跡地の監査を行って適正な伐採の実施を確認する。この監査で適正であるとの結果が出れば、伐採の手続きは完了する。

一方で、面積が5 ha以下の森林を伐採する森林所有者は、伐採を行った後に環境省に伐採届を届出るとともに伐採量を報告する。森林所有者から伐採量の報告を受けた環境省は、伐採跡地の監査を行って適正な伐採の実施を確認し、適正な伐採を行った森林所有者に伐採許可書及び木材輸送証明書（図 4.2.4）を発行する。これらの許可書の発行により、伐採の手続きは完了する。

5 ha以下の小規模な森林の伐採は、森林所有者が伐採許可書を受領する前に行える。この手続きは、伐採が森林管理計画の中ですでに承認された行為であること及び伐採面積が小さいため伐採による影響が限られていることに加え、伐採地から丸太の搬出及び販売に必要な木材輸送許可書が環境省の監査完了後に発行されることから、違法行為を含む障害が発生する可能性も小さいと判断して採用された「簡略型」の方法である。

なお、前述のように、森林管理計画にない伐採を行うときは、伐採前に図 4.2.6 の林内作業届を環境省に届出て同省の承認を受ける必要がある。森林管理計画にないものの行わざるを得ない代表的な施業には、獣害、腐朽菌、暴風雨または雪を原因とする枯死木の伐採がある。

（5）立木または木材の売買

エストニアにおける木材（丸太及び林地残材）の売買方式は、山土場での売買の他に、立木での売買が広く行われ、さらに国有林、民有林ともに伐採並びに丸太の搬出及び輸送は、素材生産業者または林業会社が請け負って行う場合が多い。

木材の売買当事者は、伐採権、伐採木材の搬出及び木材輸送時の木材の合法性確保義務を定めている森林法第 37 条の規定により、丸太の伐採権及び搬出権を確認する義務を負っている。森林所有者が素材生産業者に伐採を委託するとき及び木材所有者が木材の搬出または輸送を委託するときに委託者が証明し受託者が確認する最低限の必要書類として、同条第 3 項の規定は次のものを掲げている。

- 立木の所有権を証明する土地登記書類。
- 伐採権及び丸太搬出権の請負証書。
- 環境省環境委員会が発した伐採許可書。
- 本人確認書類。

さらに、同条第5項の規定は、委託者と受託者間で交わす上記箇条書き第2項目の請負証書に記載する最低限の項目を次のように定めている。

- 委託者及び受託者の氏名並びに本人確認番号及び登録番号。
- 代表者名で証書を作成する場合は、代表者の氏名、本人確認番号及び代表権を証する書類。
- 民有林にあつては伐採を委託する林班の不動産番号及び登記簿上の地籍番号、国有林にあつては林班番号。
- 伐採種別。
- 伐採面積及びm³単位の伐採推定材積。
- 委託者及び受託者の署名。

そして、同条第8項の規定は、丸太の搬出、加工及び保管をするときは、丸太の所有者（供給者）と受領者の間で譲渡証明書または販売契約書を締結し、販売契約書には次の事項を記載するよう定めている。

- 木材の所有者と受領者の氏名、本人確認番号及び登録番号。
- 代表者名で証書を作成する場合は、代表者の氏名、本人確認番号及び代表権を証する書類。
- 木材の保管場所。
- 用途別樹種別材積。
- 木材の出荷者及び受領者の氏名⁴⁹。
- 民有林にあつては伐採を委託する林班の不動産番号及び登記簿上の地籍番号、国有林にあつては林班番号。

森林法第37条が規定する売買契約書類の最低要件は以上の内容であるが、実際の木材の取引における合法性証明は、上記に掲げた多くの書類ではなく、これらの証明書類を用いて森林所有者が環境省に申請し、承諾を得た木材輸送証明書（図4.2.4）及び木材の売手が作成して税制委員会に提出する伐採権証明書兼木材売買通知書（図4.2.6）に代表させて行われている。

なお、伐採権証明書兼木材売買通知書の最終頁の末尾には、「毎年6月10日までに業務をとりまとめ、1月31日までにこの文書を提出すること」との注書きがある。ただし、加工工場は、付加価値税を毎月納付しなければならないため、現地の加工工場からはこの通知書の提出をインターネットを通じてオンタイムで行っていると説明もあった。現地の企業にこの通知書の写しの提供を要請するときは、証明したい物品に該当する通知書を税制

⁴⁹ 氏名以外の方法で本人確認をする場合を除く。

委員会に提出したか確認する必要がある。

Raieõiguse ning metsamaterjali müügi- ja ostutehingute teatis	
Esitatakse tehingute sooritamise aastale järgneva aasta 10. jaanuariks	
Tehingute tegemise aasta	
Tehingute tegija nimi	
Isikukood/registrikood	
Aadress	
Telefon	
E-posti aadress	

Tabel 1. Metsamaterjali müügitehingud

Jrk nr	Metsamaterjali ostja andmed			Tehingu andmed				
	Nimi	Registrikood/ isikukood või sünnikuupäev, -kuu ja -aasta	KMKR nr/riik ¹	Tehingu dokumendi nr	Tehingu kuupäev	Kogus (tm)	Tehingu maksumus (euro)	s.h käibemaks (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8	9

¹ Täidetakse välistehingu puhul

資料提供：エストニア環境省林業部

図 4.2.7 伐採権証明書兼木材売買通知書の様式

Tabel 2. Metsamaterjali ostutehingud

Jrk nr	Metsamaterjali müüja andmed		Tehingu andmed				
	Nimi	Registrikood/isikukood või stünnikuupäev, -kuu ja -aasta	Tehingu dokumendi nr	Tehingu kuupäev	Kogus (tm)	Tehingu maksumus (euro)	s.h käibemaks (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8

Tabel 3. Raieõiguse müügitehingud

Jrk nr	Raieõiguse ostja andmed		Tehingu andmed				
	Nimi	Registrikood/isikukood või stünnikuupäev, -kuu ja -aasta	Tehingu dokumendi nr	Tehingu kuupäev	Tehingu hinnanguline maht (tm)	Tehingu maksumus (euro)	s.h käibemaks (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8

資料提供：エストニア環境省林業部

図 4.2.7 伐採権証明書兼木材売買通知書の様式 (つづき)

Tabel 4. Raieõiguse ostutehingud

Jrk nr	Raieõiguse müüja andmed		Tehingu andmed				
	Nimi	Registrikood/iskukood või sünnikuupäev, -kuu ja -aasta	Tehingu dokumendi nr	Tehingu kuupäev	Tehingu hinnanguline maht (tm)	Tehingu maksumus (euro)	s.h käibemaks (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8

Kinnitan esitatud andmete õigsust

Tehingute tegija/esindaja ees ja perekonnanimi

Allkiri

Kuupäev

Teatise koostaja ees- ja perekonnanimi

Allkiri

Telefon

E-posti aadress

Märkus: Raieõiguse või metsamaterjali müüja või ostja esitab teatise tehingute tegemise aastale järgneva aasta 10. jaanuariks Maksu- ja Tolliametile

資料提供：エストニア環境省林業部

図 4.2.7 伐採権証明書兼木材売買通知書の様式（つづき）

伐採及び木材売買業務文書	
この業務文書は、毎年6月10日までに提出すること。	実施年
担当者氏名	
ID番号又は登録番号	
住 所	
電話番号	
E-メールアドレス	

表1. 木材販売

受注 番号	木材販売者のデータ			詳細業務内容				
	氏 名	登録番号、ID番号 又は生年月日	付加価値税番号 又はE-Tax番号 及び郡名(1)	業務文書番号	業務実施日	販売量 (m ³)	業務コスト (euro)	付加価値税 込み価格 (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8	9
(欄 省 略)								

¹ 業務遂行時に完結。

表2. 木材購買業務

契約 番号	木材販売者		業務詳細				
	氏名	登録番号若しくはID 番号又は生年月日	業務文書番号	業務日	販売量 (m ³)	業務コスト (euro)	付加価値税 込み価格 (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8
(欄 省 略)							

表3. 伐採請負業務

契約 番号	請負業者		業務詳細				
	氏名	登録番号若しくはID 番号又は生年月日	業務文書番号	業務日	販売量(m ³)	業務コスト (euro)	付加価値税 込み価格 (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8
(欄 省 略)							

図 4.2.7 伐採権証明書兼木材売買通知書の様式 (仮訳) (つづき)

表 4. 伐採委託業務

契約 番号	販売者の伐採権		販売量・ 価格				
	氏名	登録番号若し くはID番号又 は生年月日	業務文書番号	業務日	販売量 (m ³)	業務コスト (euro)	付加価値税 込み価格 (euro)
1	2	3	4	5	6	7	8

私は提出する情報が正確であると確認しました。

販売者または業務代理人氏名

署名

発行者氏名

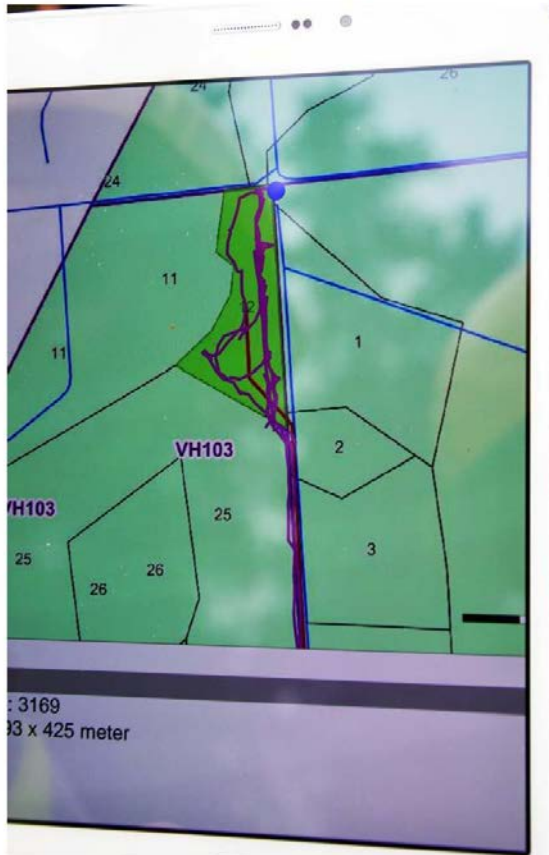
署名

電話番号

E-メールアドレス

注：木材販売者または伐採委託業者は、税制委員会に毎年6月10日までの業務をとりまとめ、1月31日までにこの文書を提出すること。

図 4.2.7 伐採権証明書兼木材売買通知書の様式（仮訳）（つづき）



国有林の伐採作業視察現場で国有林管理センターの担当職員が所持しているスマートフォンのモニターにハーベスタの移動経路を表示した。伐採現場では、この移動経路と現場での実際の移動経路が合致している事実を確認できる。

協力：国有林経営センター

写真 4.2.3 モニタリングシステムが表示する
ハーベスタの経路

なお、国有林経営センターは、委託した伐採及び造材作業の監督方法として、現場での確認の他、伐採作業を行うハーベスタに GPS 発信機を搭載し、進行中の作業状況を現場担当事務所内のコンピュータモニターまたは担当職員が所持しているスマートフォンによりハーベスタの移動経路をリアルタイムで確認している。ハーベスタの移動状況を示すモニターには、林班の地図の上にハーベスタの移動経歴が自動車のナビゲーションシステムが表す通過経路のように示される。伐採受託業者が適正な伐採作業をしているのであれば、ハーベスタは伐採地に続く特定の林道又は作業道及び伐採林班内で移動する。伐採作業は 24 時間体制で複数の伐採現場で行うため、同センターはこのようなツールも使用しながら伐採作業の監督を行っている。

(6) 丸太の搬出及び輸送

エストニアでは伐採現場で生産した丸太の移動には、木材輸送証明書が必要である。木材輸送証明書はたとえば伐採現場から山土場、山土場から木材集積地、山土場または木材集積地から加工工場、複数の加工工場間といったいかなる距離または区間においても環境省に届出をして承認を受けるとともに、丸太の搬送または輸送中はその書面または電子的な写しを携行しなければならない。

木材輸送証明書の記載しなければならない丸太のサイズ及び材積は、現在では多くの場合、立木を伐採した後の枝払い及び玉切をするときにハーベスタで自動測定できるので、その測定値を記載する。ハーベスタで伐採作業をしないときは、売買当事者が別の方法による検寸・検量での取引を書面で合意したときを除き、環境大臣が定める方法により検寸及び材積測定をしなければならない⁵⁰。



ハーベスタで枝払い、玉切作業をするときに、丸太の寸法及び材積を自動測定し、木材輸送証明書のデータとする。
協力：国有林経営センター

写真 4.2.4 ハーベスタによる枝払い、玉切作業

2) 行政が管理するデータベースシステム

民有林を含む森林に係るデータ及び林内作業並びに木材の生産及び丸太の取扱いについては、環境省が同省の E-Way Bill System（通称 ELVIS System）のデータベースで管理している。環境省は E-Way Bill System により林班単位で位置情報、地図情報、森林資源状況、作業経歴その他の森林に係る情報を管理し、管理している情報の多くをインターネットで公表して森林管理の透明性を確保している。

丸太の売買に関しては、丸太所有者が森林法の規定により、木材の売買及び輸送に際して所持が義務づけられている木材輸送許可書に記載する売買当事者、売買する丸太、輸送発地及び到着地並びに業務コスト及び価格のデータ並びに添付書類のデータを環境省及び国税局はデータベースで管理する。

さらに丸太を受領した加工工場は、原木または原料の入荷実績及び製品の出荷実績を統計局に報告する義務を負っている。

木材取引に係る税金は付加価値税であり、木材を売買したときは購入者（多くの場合は加工工場）が月単位で納税している。

⁵⁰ 森林法第 39 条。

環境省、国税局及び統計局がデータベースで管理しているデータは、データリンクにより省庁間のデータを照合できるので、適正な徴税を可能にするとともに、データベースで管理している情報のウェブサイトによる開示は、木材の合法性及び透明性の確保に貢献している。

エストニアはソビエト連邦から独立後、IT 産業と製造業を基幹として発展し、IT の利用が広範になされている。たとえば、政府が世界で初めて居住者にインターネット上で本人確認及び電子署名を確実にする「e-居住者カード」を発行し、このカードの取得者は2017年には2万人を超えている。さらに、2011年に実施したセンサスの回答の67%が、2016年の税務申告の96%がインターネットを通じて行われた⁵¹。

行政手続においても「ペーパーレス」が浸透し、行政への申請、省庁内の決裁、証明書発行その他の従来紙ベースで行われてきた手続きの多くがインターネット、イントラネットまたは電子メールを介して行われている。

IT 化の進展は林業部門においても例外ではなく、行政の許認可手続き及び民間から行政への申告手続き及び報告並びに行政から民間への許可書その他の文書の発行の他、前述のように国有林では管理者が林内作業車を使用して行う施業状況を GPS 及びインターネットを利用しリアルタイムに監視している。

なお、林業・木材分野に関係する国の許認可及び国への報告が IT 化された背景については、「エストニアの木材取引規則は硬直的、かつ、官僚的で改正の必要性が指摘されていたため、書類の電子化並びに木材取引関連情報の記録及び共有化を行うシステムの導入がはかられた」⁵²と「2020年までのエストニア森林開発計画」に記録されている。

⁵¹ Statistics Estonia, “Minifacts About Estonia 2017”, p 18

⁵² Keskkonnaministeerium, “Eesti Metsanduse Arengukava Aastani 2020”, p 28

4.2.5 森林認証

エストニアの木材製品の合法性を証明するときに、加工工場内で出荷製品とその製品の製造に使用した原木または原材料とのトラッキングがなされていない場合は、木材輸送証明書その他の丸太を対象とした木材の合法性を証明する公的な書類は活用できない。

このため、エストニア産木材製品の合法性証明は、主にインボイスその他の貿易関係書類または取引関係書類に森林認証の CoC 認証番号を記載した書類により行う状態になっている。

1) 森林管理認証

林産物生産量に占める輸出量の割合が大きいエストニアは、森林認証を積極的に導入している国の一つである。

エストニアにおけるスキーム別森林認証面積は、FSC が 149 万 2,081ha(2018 年 11 月現在)、PEFC は 124 万 1,612ha (2018 年 9 月現在) で、森林面積 231 万 2,500ha に占める割合は、FSC が 65%、PEFC は 54% である。

エストニアの森林所有者及び林産物製造業者は、顧客の需要に対応できるように FSC と PEFC の両方のスキームの認証を取得している場合があり、

2017 年中頃にエストニアで FSC と PEFC の認証を得ている森林の面積は 106 万 3,407ha と発表している⁵³。FSC と PEFC の認証両方のスキームにより認証されている現在の森林面積については新しいデータを確認できていないが、現在も 106 万 3,407ha の森林が両方のスキームにより認証されていると仮定すると、エストニアの認証林面積は約 167 万 286ha であり、森林面積の約 7 割を占めていることになる。

エストニアの森林認証の特徴は、国有林が森林認証を取得していること及び私有林はグループ認証を中心にして森林認証を取得していることにある。

国有林については、環境省及び国防省から国有林の運営管理を受託している国有林経営

表 4.2.22 森林認証の概要

		(ha、件)	
		FSC	PEFC
森林認証	森林認証面積	1,492,081 (2018年11月)	1,241,612 (2018年9月)
	認証取得事業者数	159	106
	グループ認証件数	4	3
	グループ認証参加事業者数	154	104
	単独認証事業者数	5	2
CoC認証	認証取得事業者数	266	99
	グループ認証件数	40	4
	グループ認証参加事業者数	108	10
	単独認証事業者数	158	89

資料 1 : 森林認証面積は、FSCはFSC, "Facts & Figures", January 2, 2018、PEFCはPEFC, "PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2018に掲載されている数値。

2 : 認証事業者に係る数字は、2018年12月3日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

⁵³ FSC & PEFC, "Estimated total global double certified area FSC/PEFC (end 2017)", January, 2018. 2018 年 2 月の FSC と PEFC の発表によると、世界で 2017 年中頃に FSC が認証している 1 億 9,900 万 ha、PEFC が認証している 3 億 400 万 ha、計 5 億 300 万 ha の森林の内の 16%にあたる約 7,110 万 ha の森林は、FSC と PEFC 両方の認証を取得している

センターが認証事業体になっている。同センターは FSC 及び PEFC の森林管理と CoC 認証を取得して、生産する丸太の全量をどちらかのスキームによる認証材として出荷できる体制を整えている。

エストニアにおける 2018 年 12 月 3 日現在の森林管理認証取得事業体数は、FSC が 159 件、PEFC は 106 件である。これらの内、単独で森林管理認証を取得している事業体数は FSC が 5 件、PEFC は 2 件で、国有林経営センターを除く取得事業体は、FSC は素材販売を行っている丸太取扱企業、PEFC は学校である。この他の森林管理認証は、FSC は四つの、PEFC は三つのグループにより取得されている。

PEFC の森林管理認証のグループを組織し、エストニアの森林管理認証取得者数の約 9 割（95 事業体）が加入しているエストニア森林所有者連合会（MTÜ Eesti Erametsaliit）によれば、同連合会は傘下の地方組合の会員⁵⁴に森林認証の取得を薦める活動を続けているものの、現在、認証を取得していない会員の森林所有面積が極めて小さいこともあり、近年は認証面積が伸び悩んでいるという。同連合会会員の森林所有面積合計は 37 万 ha で、既にこの内の 20 万 7,000ha 余りが PEFC の森林管理認証を取得している

なお、エストニア政府は森林所有者に森林認証取得を推奨しており、私有林の認証取得のために年間 20 万ユーロの補助金を支出している。

なお、エストニアの FSC 認証の森林管理認証取得者の中には、管理木材（コントロールウッド）を生産し出荷している者は存在していない。

2) CoC 認証

エストニアにおける 2018 年 12 月 3 日現在の CoC 認証件数は、FSC が 266 件、PEFC は 99 件である。CoC 認証でも、両スキームを合わせて 44 件のグループ認証がみられる。エストニアにおける CoC のグループ認証は、複数の加工工場を持つ林産企業が工場の CoC 認証を取得する際に行っており、他の国で見られる小規模事業者グループまたは特定の取引先もしくは流通ルートで構成するグループによる認証取得は行なわれていない。

エストニアでは、認証森林が広く存在し、丸太の売買は立木販売による方式が、伐採は素材生産業者への請負による方式が多く採用されているので、CoC 認証は、加工業者の他、伐採を請負う素材生産業者の多くも取得している。

⁵⁴ 会員数約 7,500 人。

4.2.6 森林に係る違法行為

森林に係る違法行為の取締りは環境省査察局及び警察庁が担当し、環境省は年次報告で森林に係る違法行為の統計を次の表のように発表している⁵⁵。

表 4.2.23 森林に係る違法行為

	環境省査察局発表データ								警察庁発表データ	
	犯罪防止 件数 (件)	発生件数 (件)	罰金額 (ユーロ)	有罪判決 人数 (人)	環境破壊		違法伐採		土場からの丸太窃盗	
					発生件数 (件)	被害額 (ユーロ)	発生件数 (件)	丸太材積 (m ³)	発生件数 (件)	被害額 (ユーロ)
2000	2,267	884	53,138	352	1,394	7,458,975	1,681	172,331	1,242	3,319,712
2001	1,975	884	53,990	316	867	6,788,279	1,089	141,405	934	2,959,221
2002	1,722	826	72,441	107	551	6,222,594	837	127,096	601	2,040,773
2003	1,761	956	86,081	91	486	4,750,429	689	112,001	487	1,825,940
2004	1,480	833	68,950	143	432	4,255,837	544	92,123	335	843,872
2005	761	565	75,138	115	170	1,241,799	136	96,782	335	843,872
2006	441	318	35,011	42	92	489,517	70	9,224	184	245,786
2007	303	242	33,988	30	51	124,592	43	1,363	118	106,482
2008	280	217	32,250	4	50	173,925	32	3,299	149	165,004
2009	156	124	16,740	6	22	84,934	10	530	125	79,214
2010	212	160	17,893	1	20	107,789	22	350	115	183,862
2011	160	119	16,389	1	21	100,766	22	1,502	108	103,297
2012	133	94	11,388	0	17	80,230	9	149	102	181,334
2013	95	74	7,080	1	18	50,425	11	276	67	80,433
2014	123	68	10,489	6	16	82,446	8	—	80	125,170
2015	111	79	15,128	7	27	87,040	14	—	41	115,333
2016	98	61	27,146	11	24	254,773	21	—	21	100,928

	その他の違反			
	林内作業届 に係る違反	木材輸送 に係る 違反	森林資源取 扱又は伐採 権に係る 違反	森林保護 違反
	(件)	(件)	(件)	(件)
2004	194	146	388	243
2005	103	59	230	259
2006	121	27	108	145
2007	82	16	76	116
2008	72	9	84	155
2009	46	9	58	73
2010	73	13	64	124
2011	35	4	97	34
2012	47	3	60	23
2013	29	3	22	20
2014	23	3	67	31
2015	28	4	41	32
2016	21	5	33	28

注1：表中の「—」は、四捨五入しても1に満たない数値。
注2：警察庁データの内、2004年と2005年の発生件数及び被害額の数値が同じなので何らかの誤りがあった可能性があるが、原文のままの数値を記載した。
資料：Keskonnaagentuur, "Aasaraamat METS 2016", 2017

環境省査察局が発表したデータによると、違法行為発生件数は2000年の884件から2016年には61件に、被害額は同じく5万3,138ユーロから2万7,146ユーロに、有罪判

⁵⁵ Keskonnaagentuur, "Aasaraamat METS 2016", 2017

決を受けた人数は同じく 352 人から 11 人までに減少している。しかし、2016 年においても環境省査察局は 98 件の犯罪を防止しており、件数は少なくなったものの依然として違法行為が発生している。

違法伐採も、発生件数及び被害にあった丸太の材積が減少している。2000 年に 1,681 件発生し被害材積 17 万 2,331 m³を記録した違法伐採は 2016 年には 21 件までに減少し、被害材積は 2014 年以降、0.5 m³に満たないまでに減少している。

表 4.2.24 環境破壊とみなす状態

1	若齢木または平均胸高直径断面積または林分密度の許容下限を下回る林分の伐採、伐採時期及び伐採方法に係る規定の違反、伐採間隔の違反並びに伐採禁止地域での伐採。	5	森林火災。
2	主伐の後に更新が完了する前に行う隣接林分の伐採並びに許容上限を上回る択伐及び林分の平均樹高を超える幅で行われる傘伐。	6	森林内へのゴミ投棄による被害。
3	樹木及び灌木並びに人工林及び天然更新林が機械的な被害を受け、その地域の状況が毀損された場合。	7	皆伐跡地または貯木場の未整地。
4	土壌への被害。	8	乾燥及び剥皮がなされていない針葉樹丸太の除去に係る規定に違反した場合。

資料：森林法第67条第2項。

環境省の定義では、違法伐採とは「環境破壊を含めた森林法を無視した伐採」をいう⁶⁶。

環境破壊につながった違法行為は 2016 年に 24 件発生し、被害額は 25 万 4,773 ユーロであった。環境省林業部によると 2016 年の同発生件数は前年比 3 件減少しているが、被害額は前年の 8 万 7,040 ユーロの約 3 倍に達している理由は、2016 年に発生した山火事の被害が含まれているためとのことである。

森林法における環境破壊の定義は、同法第 67 条第 2 項の規定により表 4.2.23 に掲げた状態のいずれかをいうと定められている。

さらに、犯罪件数及び被害額は減少しているものの、依然として山土場からの丸太の窃盗が発生している。警察庁発表データによると、土場からの丸太窃盗犯罪は、2000 年の 1,242 件から 2016 年には 21 件にまで減少した。被害額は 2009 年に 8 万



作業道脇に設けられた山土場。

山土場では、樹種別に極を作り、貯木している丸太の樹種、サイズ及び材積並びに樹別材積のデータを環境省に報告する。環境省はこれらのデータを確認して合法性確保に努めるとともに、データをデータベースで運用する。

森林管理令第 8 条の規定は、大型のハーベスタによる作業を可能にするため、作業道の幅を最大 4 m まで認めている。さらに同令第 8 条の 1 条規定は、山土場の設置要件の一つとして、「山土場からの林道の視界は、両方向に 50m 以上確保しなければならない」と定め、作業の安全と丸太の窃盗防止をはかっている。

平坦地に展開するエストニアの森林は、一般道とのアクセスが容易で木材の搬出コストが小さく済む利点がある一方で、同時に森林への立入りが容易である。ただし、私有林であってもフェンスや境界で制限されている場所を除いて、森林所有者の利益を損なわず、繁殖期の動物に影響を与えず、恒久的に滞在の痕跡を残さないベリー類、キノコ、木の实、装飾用の枝、ハーブ及び鑑賞用植物の採種を目的とした立入りは国民に与えられた森林利用権であり、さらに林道（作業道を除く）であれば所有者の許可なしに車輛で通行する権利が認められている（森林法第 35 条）。

写真 4.2.5 山土場

⁶⁶ Keskkonnaagentuur, “Aasaraamat METS 2016”, 2017, p 174

ユーロを下回るものの、その後増減を繰り返し、2016年にも10万ユーロの被害が出ている。

上記以外の違反としては、林内作業届、木材輸送、森林資源取扱又は伐採権及び森林保護に係る違反が統計上集計されている。これらの発生件数も、減少傾向にある。

4.2.7 その他の事項

1) デュー・デリジェンス・システムの設定と運用

エストニアでは森林法第37条に伐採権、伐採木材の搬出及び木材輸送の合法性確保義務を設定し、さらに林産物輸送納品法と伐採委託及び林産物輸送に係る規則により合法性を維持しながら木材を輸送し納品する法的な手法を導入している。

しかし、EUTRが求める木材調達時のデュー・デリジェンスの内容と履行状況は、今回の調査では明確にならなかった。現地調査では、現地企業は、輸入材についてデュー・デリジェンスを行っており、各方面から合法性について懸念の声が聞かれるロシア材については、ヨーロッパロシアの材はロシア政府が厳格に管理しているので問題がないと説明していたが、同企業が設定し運用しているデュー・デリジェンスの内容は開示されなかった。

エストニアにおけるデュー・デリジェンスの実施については、環境保護団体の報告書においても、デュー・デリジェンスの実行は証拠に乏しいが、伐採権、税制、伐採活動、第三者の権利及び貿易と輸送のリスク検証結果としてリスクが低いので、エストニア国産材の合法性リスクは低いと考えられる⁵⁷と記述している。

エストニアの木材製品の合法性を確認する上では、個別企業が行っているデュー・デリジェンスの実施状況の把握が課題であり、特に輸入材のデュー・デリジェンスの実施状況を把握する必要がある。

2) 第三者の権利

(1) 森林利用

森林法は、個人及び法人が所有する柵または境界線が設定されていない森林を含む私有林における次の行為を制限付きで認めている⁵⁸。

① 林産物の採取

ベリー類、キノコ、木の実、装飾用の枝、ハーブ及び鑑賞用植物の採取は、次の事項を

⁵⁷ NEPCo, "Timber Legality Risk Assessment, Estonia", September 2017, p42.

⁵⁸ 森林法第35条第1項。

制限事項として認めている。

- 森林所有者の利益を大きく損なわないこと。
- 繁殖期の動物に干渉しないこと。
- 恒久的な痕跡を残さないこと。
- 火気に注意すること。
- 森林所有者の指示に従うこと。

なお、森林法では森林の保有者がベリー類、キノコ、木の実、装飾用の枝、ハーブ及び鑑賞用植物の生産性を高めるためまたはこれらの生産性もしくはレジャー向けの森林価値を高めるために出費をしているときに、ベリー類、キノコ、木の実、装飾用の枝、ハーブ及び鑑賞用植物の採取またはレジャーにより森林の価値が低下したときの森林保有者の損害賠償権を認めている⁵⁹。

②キャンプ及びキャンプファイヤー

キャンプ及びキャンプファイヤーは森林所有者が用意し、指定場所で所有者の許可があるときに限り認められる。

③犬の立入りと管理

犬は、引綱をつけて森林内に連れ歩くことができる。ただし、補助犬及び狩猟犬はこの限りではない。

④車輦の通行

車輦による林道の通行は可能である。森林所有者の許可があるときは、林道以外の場所を車で通行できる。

(2) 先住民問題

FSC エストニア及び PEFC エストニアによると、エストニアにおいては先住民に係る問題は存在しない。

2) ワシントン条約の保護対象樹種

エストニアには、ワシントン条約⁶⁰が保護対象としている樹種は存在しない。

⁵⁹ この段落は、森林法第 35 条第 2 項の規定。

⁶⁰ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

3) 税制

エストニアの税制は、国税と地方自治体または市議会により制定された行政区域内の条令が定めた地方税によって構成されている⁶¹。国税の種類は次の通りある⁶²。

- 所得税
- 社会税
- 土地税
- ギャンブル税
- 付加価値税
- 物品税
- 大型トラック税

森林所有者、素材生産業者、流通業者及び木材加工業者は、法令により該当する国税と地方税を納めなければならない。

森林所有者の納税義務の履行状況は、環境省が伐採許可書及び木材輸送許可書の申請書を審査するときに、環境省及び国税局のデータベースの情報を確認する。

木材の売買においては付加価値税が課され、購買者が毎月税務を担当している国税局の税務委員会に納付する。加工工場には、統計局に木材入出荷量報告を行う義務がある。国税局は、統計局のデータベースに記録されている情報と納税申告書の記載内容を照会し適正な納税を監督している。

なお、エストニアにおいては、木材取引税その他の木材のみを対象とした税制及び森林に係るロイヤリティは存在していない。

4) 労働安全

労働安全法（Töötervishoiu ja tööohutuse seadus）は、労働環境の労働安全衛生要件、事業者に課す健康で安全な労働環境の創設義務、企業及び法人における労働安全衛生組織の設置と運営及び労働安全衛生要件不履行に対する責任及び紛争解決手段を規定している。

社会保険省傘下の労働監督局は、労働安全衛生及び労務関係法令の要件の遵守の監督を行っている。

⁶¹ 課税法（Maksukorralduse seadus）第3条第1項。

⁶² 課税法第3条第2項。

4.3 ラトビア

4.3.1 概要

ラトビア共和国（以下、「ラトビア」と略。）は、バルト海南岸で同国、エストニア及びリトアニアが称されるバルト三か国の中央の位置にある。バルト海が内陸部を大きく削り込んだような形のリガ湾は、中世から北部ヨーロッパ航路の要衝であり、ラトビアの首都リガはバルト海沿岸の貿易を掌握していたハンザ同盟の拠点でもある。

ラトビアはエストニア、リトアニア、ロシア及びベラルーシと内陸で接し、フィンランド及びスウェーデンとはバルト海を隔てた隣国である。

ラトビアは13世紀初頭にドイツ騎士団が進出して領有し、その後1583年からリトアニア及びポーランドによる領有、1929年からはスウェーデン及びリトアニアによる領有、1721年からロシアとポーランドによる領有を経て、1795年からは全土がロシア領となった。その後、1918年に独立を宣言し、1920年にはロシア社会主義連邦と平和条約を締結するが、1940年には再びソビエト連邦に併合されている。

ラトビアがソビエト連邦から独立するのは、ラトビアが1990年に独立回復宣言をし、翌1991年に国会が共和国の地位に関する基本法を採択した後、ソビエト連邦においてもバルト三共和国（エストニア共和国、ラトビア共和国及びリトアニア共和国）の国家独立を決定してからである。

ラトビアは、1991年に独立した後、2004年にNATO及びEU加盟、2014年にユーロを導入、そして2016年にはOECDに加盟している。



図 4.3.1 ラトビア共和国位置図

1) 森林

ラトビアの国土面積は6万4,600 km²で、近畿地方と中国地方を併せた面積(6万1,973 km²)よりもやや広い面積である。ラトビアの最高標高は、国の東部中央のGaizņkains山の311mで、国土はおしなべて平坦で多くの湖沼が点在し、降雨量が多いときには冠水する「ウェットランド(Wet Land)」が広く南部内陸部まで展開する。「ウェットランドにはスプルースを、乾いた土地にはパインを植えよ」というのがラトビアの人工造林の基本といわれている。

ラトビア中央統計局が2018年に発表した統計によれば、国土の内の46%は森林(304万ha)、24%は農地(235万ha)で占められている(表4.3.1)。

所有形態別森林面積は、私有林が50%、国有林が49%、地方自治体有林が1%である¹。

表 4.3.1 利用形態別土地面積

区 分	面 積 (1,000ha)	
計	6,460	(100 %)
森 林	3,040	(47 %)
農 地	2,350	(36 %)
内陸水面	240	(4 %)
その他	590	(9 %)

資料：Centrālā statistikas pārvalde,
"Latvijas Statistikas Gadagrāmata 2017", 2018

表 4.3.2 森林面積及び森林蓄積量

		1935	2000	2005	2010	2016
森林面積	(1,000ha)	—	2,688	2,950	3,241	3,264
森林蓄積量	(100万m ³)	176	546	—	631	677

資料：Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

森林局では、私有林を「Agricultural Land (農用地)」と称している。これは、昔から森林であったのは現在の国有林であり、私有林は農地が用途転換したものである。ラトビアではソビエト連邦に併合されていた時代に農業放棄地が多く発生し、休耕地の多くに植林がなされた。ソビエト連邦からの独立以降もラトビアの森林面積は拡大を続け、農務省の統計によれば、森林面積は2000年の268万8,000haから2016年には326万4,000haに21%も拡大し、森林蓄積量はこの期間に5億4,600万m³から6億7,700万m³に24%の増加を示している。現在も旺盛な木材需要を背景に林地拡大が進行し、拡大造林面積は2015年が3,400ha、2016年は4,000haであった。

私有林所有者数は13万3,000人であり、私有林の92%は20ha未満の林地で、平均所有規模は11haである。私有林は、小規模分散的所有構造である²。

なお、ラトビア国有林センターによれば、国有林面積は1923年から横ばいである。

表 4.3.3 拡大造林面積

(1,000ha)	
	面 積
2005	2.10
2006	2.70
2007	2.20
2008	1.50
2009	3.20
2010	5.10
2011	4.80
2012	3.30
2013	1.50
2014	1.70
2015	3.40
2016	4.00

資料：Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

¹ Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018.

² U.S.D.A., "Gain Report, Latvia", Dec. 12, 2016, p 3.

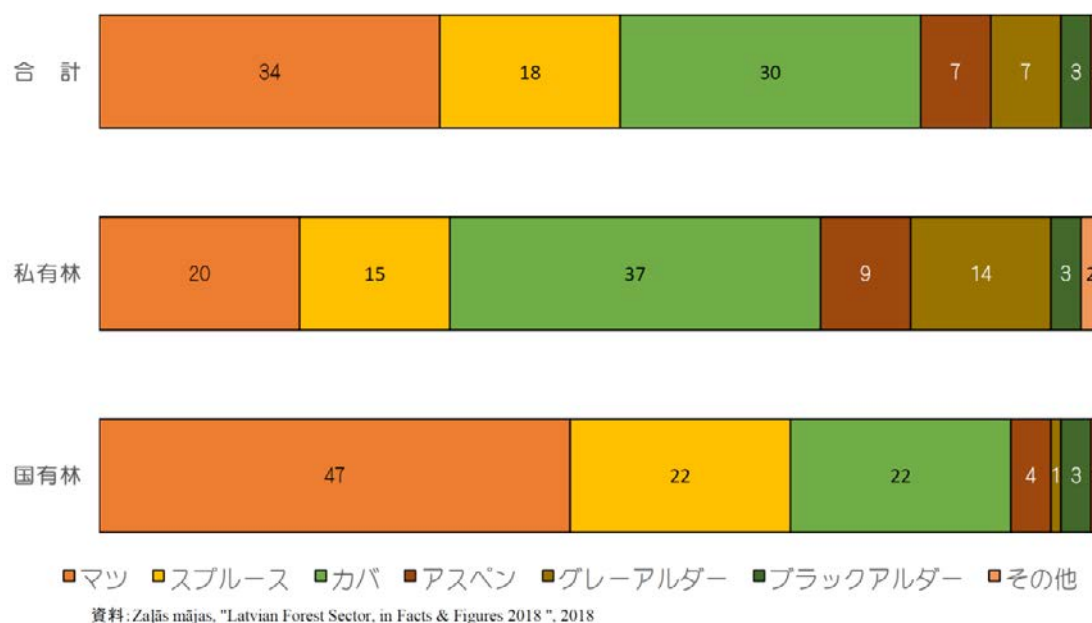


図 4.3.2 所有形態別樹種別森林面積割合 (%) (2016 年)

2015 年以降の造林面積拡大の要因について米国農務省海外農業局の報告書には、2014 年下半期にラトビアの農業部門が暖冬により穀物の記録的な収穫量を記録した一方でロシアの食料輸入制限に直面したため広範な設備投資が行われたこと、2011 年から 2014 年までの間に、経済危機により大幅に落ち込んだ建設部門が比較的早く回復したこと、これら二つの動きが木材加工部門の成長を間接的に助長したと記されている³。

ラトビアの主要樹種は、マツ、スプルース及びカバである。2016 年のラトビアの樹種別森林面積は、マツが 34%、スプルースが 18%、カバは 30%となっている。ただし所有形態別樹種別森林面積では、私有林で広葉樹の割合が高く、国有林では針葉樹の割合が高くなっている。マツとスプルースを合わせた森林面積の割合は、国全体では 52%であるが、私有林では 35%に過ぎない一方で、国有林は 69%に達している。

2) 木材伐採量

2000 年以降、ラトビアでは経済危機の影響を受けた 2000 年代後半の時期を除けば、1,000 万 m³を上回る伐採が行われてきた。2016 年の丸太生産量は 1,056 万 m³で森林所有形態別生産量は、国公有林が 511 万 m³、私有林が 545 万 m³であった。木材生産量に占める国公有林材の割合は、2000 年代前半は三分の一程度であったが、2012

表 4.3.4 森林所有形態別丸太生産量

年	(100万 m ³)	
	計	私有林
2000	11.00	7.30
2001	11.20	7.40
2002	12.20	8.30
2003	11.60	7.50
2004	10.70	6.80
2005	11.30	6.50
2006	9.80	5.40
2007	10.10	5.40
2008	8.90	3.40
2009	10.70	3.00
2010	12.90	5.30
2011	12.70	6.00
2012	11.80	6.00
2013	11.70	6.10
2014	11.70	6.30
2015	10.62	5.40
2016	10.56	5.45

資料: Zaļās mājas, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

³ USDA Foreign Agricultural Service, "Gain Report", 12/12/2016, p 2.

年以降は半分を若干下回る水準で推移している。

3) 製造業

ラトビアの製造業は拡大基調にあり、その販売額は2010年以降右上がり続け、2016年の製造業の製品販売額は前年比5.6%上昇した。製造業の中でも林業・木材加工業（家具製造を含む）は、重要な産業の一つである。2016年の製造業の部門別販売額シェアは、木材・木材製品製造部門が28%と最も大きなシェアを占めている。

林業・木材加工業の生産額は、2016年のGDPの5.2%を占め、同年の木材製品輸出額は20億ユーロとラトビアの総輸出額の20%を占めている⁴。さらに、ラトビアの木材産業は、欧州の中で最も高い投資率を達成しているといわれている⁵。木材加工業は加工工場の周辺部における最も重要な雇用先であり、地域経済と住民を支えている。

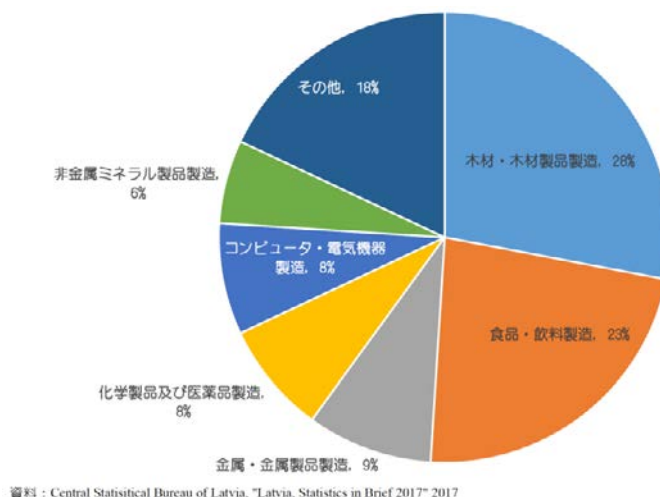


図 4.3.3 製造業の部門別販売額シェア（2016年）

⁴ Zalās mājas, "Latvian Forest Sector in Facts & Figures 2018", p 2, 2018.

⁵ USDA Foreign Agricultural Service, "Gain Report", 12/12/2016, p 9.

4.3.2 木材需給

ラトビアの木材産業は、輸出志向型である。2017年の木材・木材製品（H.S.44類）の輸出額は18億7,971万ユーロで、それに対し輸入額は4億5,757万ユーロと輸出額の四分の一でしかない。同年の輸出超過額14億2,214万ユーロは、ラトビア中央統計局が発表している1991年のソ連からの独立後の統計数値である1993年以降、最高の額となった。輸出超過額は「リーマンショック」により経済が停滞した2008年及び2009年の二カ年を除けば、1993以降増加を続けており、ラトビアの木材産業の活況の一端が統計に現れているといえる。

ラトビアの木材産業は、生産する製品のさらなる高付加価値化をはかっている。ここ数年は、欧州で盛んになっている環境対応に適応した「グリーンプロダクト」として、木造住宅が脚光を浴び需要が拡大している。

ラトビアでは製材品以外に集成材やCLTを使った木造住宅コンポーネント、木造ビルディングの構造部材を製品化し、周辺国を中心とした欧州の他、一部は韓国や東南アジアに輸出している。欧州では木造住宅コンポーネントの需要が特に拡大しているものの供給力が不足しているため、ラトビアの木造住宅コンポーネント製造メーカーは繁忙を究めている。ラトビア木造建築組合⁶は、木造住宅コンポーネントの供給が不足している状態はしばらく続くと予測している。

1) 木材供給

2016年のラトビアの丸太生産量は、1,056万m³であった（表4.3.4）。丸太生産量は2000年以降、概ね1,000万m³を上回る水準で推移している。丸太生産量は2010年に2000年以降のピークとなる1,290万m³を記録するが、その後緩やかに減少している。

ラトビア及び隣国のエストニアでは、老齢過熟林分の増加が持続可能性を阻害する要因として注目されてきた。ラトビアでは2016年の森林面積の19%にあたる60万2,000haの森林は、すでに伐期齢を過ぎた101年生以上の林分である。森林面積に占める伐期齢以上の林分

表 4.3.5 木材・木材製品（HS.44類）の貿易額

	(千ユーロ)		
	輸出額	輸入額	輸出超過額
1993	84,483	2,581	81,902
1994	160,186	4,596	155,590
1995	258,798	10,790	248,008
1996	276,188	9,202	266,986
1997	410,504	14,427	396,077
1998	510,004	21,038	488,966
1999	535,006	26,782	508,224
2000	602,296	33,011	569,285
2001	607,932	40,798	567,134
2002	672,749	58,376	614,373
2003	827,807	98,879	728,928
2004	905,775	160,893	744,882
2005	985,176	195,733	789,443
2006	1,007,885	220,357	787,528
2007	1,292,178	370,074	922,104
2008	1,042,839	194,516	848,323
2009	846,254	91,543	754,711
2010	1,265,349	133,968	1,131,381
2011	1,436,022	161,684	1,274,338
2012	1,465,850	196,443	1,269,407
2013	1,592,955	245,634	1,347,321
2014	1,699,256	328,392	1,370,864
2015	1,709,150	356,637	1,352,513
2016	1,788,959	408,482	1,380,477
2017	1,879,714	457,570	1,422,144

資料：Centrālā statistikas pārvalde

⁶ Latvian Wood Construction Cluster.

の割合は、1988年の10%から拡大して推移している。このようにラトビア国産材の供給力には余力があるので、経済的インセンティブが働けば生産量が増加する可能性がある。

ラトビアでは木材の売買を立木販売により行う場合が多い。伐採は、大型の林業機械を保有している素材生産業者が作業請負または立木販売のいずれかの契約により行っている。森林面積の半数を占める国有林でも伐

表 4.3.6 林齢別森林面積

区 分		1961	1973	1988	2010	2016
計		2,195	2,320	2,857	3,127	3,136
若齢林	1～20年生	988	789	714	838	910
中齢林	21～70年生	659	1,137	1,514	1,215	1,105
成熟林	71～100年生	285	232	343	512	519
過熟林	101年生以上	263	162	286	562	602

資料：Zaļās māhas, "Latvian Forest Sector in Facts & Figures 2018", 2018

採及び山土場までの丸太搬出は、国有林の管理運営を行っている国有林センターが素材生産業者に作業を請け負わせて行う。さらに、国有林と加工工場との丸太売買契約は、契約期間は通常半年、場合によっては一年である。丸太の売買契約では売買する丸太の量を決め、価格については樹種別径級別品質別に山土場渡し、ラトビア国有林センターの貯木場渡しまたは工場着渡しのいずれかの条件で四半期単位で取り決めている。ラトビア国有林センターは、伐採する前に林班別の伐採計画を作成する。伐採計画では、樹種別径級別品質別の伐採量を積算するとともに、複数の加工工場と締結している丸太の売買契約の販売実績を考慮しながら生産する丸太を販売先別に割振る。私有林における木材販売は、山林所有者が素材生産業者または加工工場と立木売買契約を締結し、伐採と山土場までの丸太搬出を素材生産業者に請け負わせる方法で行うのが一般的である。

国有林、私有林とも山土場から加工工場までの丸太輸送は、一般的に加工工場または素材生産業者が調達した車輛により行っている。製材工場の丸太集荷圏は、工場から概ね100kmの範囲といわれ、国境付近の工場では隣国からの丸太集荷が日常的に行われている。

ラトビアは、木材製品の生産に係わる統計を製品の販売量または販売額として発表している。2017年の輸出製品を含む販売量または販売額は、製材品が363万4,000 m³、繊維板を除く木質ボード及び集成材は143万2,000 t、ペレットやブリケットその他の木質形成燃料は157万2,000 t、主にエストニアで合板に加工するカバの単板は5万4,000 tであった。木質燃料は、工場廃材の他に林地残材も原料としており伐採時に発生する枝、伐採後の整地作業で生ずる樹木の根も売買の対象となる。林地残材は燃料原料として重量あたりのカロリー量を単位として取引がなされる。伐採地の道路脇には、林地残材の単価を上げるために山積みした林地残材の上に防水シートをかけて乾燥させている風景が頻りにみられる。

表 4.3.7 木材製品販売の推移

区 分	2013	2014	2015	2016	2017
単板 (1,000 t)	45	46	40	46	54
製材品 (1,000 m ³)	3,056	3,574	3,411	3,729	3,634
荒挽製材品、枕木及び円柱材 (1,000 m ³)	—	155	165	170	131
木質成形燃料 (1,000 t)	1,189	1,376	1,616	1,660	1,572
繊維板を除く木質ボード (2015年以降は集成材を含む) (1,000 m ³)	1,151	1,210	1,265	1,445	1,432
木造プレハブ建築物 (100万ユ-ロ)	—	35	43	56	35

資料：Centrālā statistikas pārvalde, "Latvijas statistikas gadagrāmata".

表 4.3.5 に示したように、木材・木材製品の輸入額は輸出額の四分の一に過ぎない。しかし、輸入額は 2010 年以降増加傾向にあり、2017 年の輸入額 4 億 5,757 万ユーロは、2010 年の輸入額 1 億 3,397 万ユーロと比較すると 3.4 倍に増加している。

2017 年の輸入量は、丸太が 119 万 m³、製材品は 96 万 2,000 m³、切削板が 13 万 m³、合板が 11 万 7,000 m³などとなっている。輸入している丸太と製材品の樹種別内訳は、丸太については針葉樹が 90 万 m³、広葉樹は 29 万 m³で、製材品については針葉樹が 93 万 4,000 m³、広葉樹が 2 万 8,000 m³で、丸太、製材品ともに針葉樹を中心に輸入している(表 4.3.8、表 4.3.9)。

ラトビアは木質燃料の導入を積極的に行っており、2015 年以降は、ペレットの輸入量が増加し、2017 年も 9 万 1,000 t を輸入している。

さらに、前述のようにラトビアの木材産業は木造住宅コンポーネントの輸出を強化している最中であるが、その一方で木造プレハブ建築物の輸入も増加している。2017 年の木造住宅コンポーネントの輸入額は 2,977 万 6,000 ユーロで、2010 年の輸入額 1,491 万 5,000 ユーロから倍増した。

表 4.3.8 木材・木材製品輸入状況

区 分		2000	2005	2010	2011	2012
丸太	(千 m ³)	136	1,082	437	441	735
製材品	(千 m ³)	136	616	201	178	228
単板	(千 m ³)	1	1	69	91	89
切削板	(千 m ³)	23	91	32	37	38
合板	(千 m ³)	4	13	37	48	35
ペレット	(千 t)	—	—	—	—	34
燃料用木屑	(千 t)	0	8	12	27	36
木造住宅コン ポーネント	(千 J-0)	3,664	13,507	14,915	19,627	21,951
区 分		2013	2014	2015	2016	2017
丸太	(千 m ³)	986	1,302	1,560	1,531	1,190
製材品	(千 m ³)	268	470	591	809	962
単板	(千 m ³)	127	125	129	126	96
切削板	(千 m ³)	38	44	50	101	130
合板	(千 m ³)	32	54	75	91	117
ペレット	(千 t)	41	88	129	196	209
燃料用木屑	(千 t)	40	46	105	110	91
木造住宅コン ポーネント	(千 J-0)	29,728	32,216	28,135	31,970	29,776

資料: Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

木材・木材製品の輸入は、近隣国を主な相手国として行っている。丸太の輸入相手国は隣国のリトアニアとエストニア、製材品の輸入相手国は針葉樹が隣国のベラルーシとロシア、合板はロシアが主要相手国である(表 4.3.9)。

表 4.3.9 相手国別輸入量（2017 年）

丸 太			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	900	計	290
リトアニア	690	リトアニア	186
エストニア	81	エストニア	56
ノルウェー	51	ロシア	21
ベラルーシ	65	ベラルーシ	23
ロシア	9	フィンランド	4
その他	4	その他	1
製 材 品			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	934	計	28
ベラルーシ	406	ロシア	11
ロシア	236	ウクライナ	4
エストニア	194	ドイツ	2
リトアニア	56	リトアニア	2
フィンランド	21	エストニア	3
その他	21	その他	7
合 板			
国 名	(千m ³)		
計	117		
ロシア	94		
エストニア	9		
フィンランド	4		
ドイツ	1		
ベラルーシ	2		
その他	7		

資料: Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

2) 木材加工

ラトビアの木材加工企業は、建具、CLT、木造住宅コンポーネントを製造している企業であっても、自社で丸太を原料として製品を製造している場合が多い。たとえば、木造住宅コンポーネント製造企業の場合、丸太調達、製材、人工乾燥、ラミナ生産、縦継ぎ集成材生産、CLT 製造、住宅コンポーネント部材加工、出荷梱包までを、ドアや窓枠のような建具であっても丸太調達、製材、人工乾燥、部材加工、塗装、仕上げ、出荷梱包までの全ての工程を一つの工場で行っている。もちろん、他社が生産した人工乾燥製材を購入して原料として製品加工を行っている工場も存在する。関係者の説明によれば、他社製品を原料として使用すると原料コストが増加して価格競争力が低下するため、ラトビアの木材加工企業は、丸太を調達して製品加工を行う工場が多いという。

ラトビアにどれだけの木材加工業者が存在するのかについては、ラトビア中央統計局の統計では木材加工業を製造業の中に含めて発表しているので把握できない。

木材加工企業数を把握するために唯一参考となる資料は、2015 年にラトビア投資開発庁が作成した 2014 年現在の木材業者の名簿⁷である。同名簿は、丸太から最終製品までを一貫して生産する工場が多いため、企業別に行っている業務や加工内容を一覧表で示す作りにな

⁷ Latvijas Investīciju un attīstības aģentūra, “Forest Industry in LATVIA“, 2015.

っている。この名簿の内容を集計し、表 4.3.10 として掲載するが、発表から年月が経っているので参考としてご覧いただきたい。

なお、この名簿に記載されている林業及び木材加工企業数は 160 件であるが、一つの企業が区分した業態または業務を複数実施しているため、業態別業務別件数の合計は業態別件数の数値と、業態別件数の合計は総企業数と一致しない。

日本がラトビアから輸入している木材・木材製品 (H.S.44 類) の輸入額の 95% は製材品であり、その内の 99% はマツ並びにスプルース及びファーの製材品である。表 4.3.10 では、ラトビアで一般製材を行っている企業は 43 件、人工乾燥材を生産している企業は 33 件であった。さらに製材以外の業態では、山林 8 件、素材生産及び丸太輸送 14 件、木質ボード製造 33 件、建築部材加工 36 件、梱包材製造 20 件、住宅コンポーネント製造 47 件、木造建築物建築 29 件となっている。

前述のように、ラトビアの林産業は国外市場を重視している。このため国外の顧客からの要望に応えられるように、森林所有者は森林認証を取得し、林産企業は森林認証の CoC 認証取得に積極的である。特に輸出を行っている林産企業は、FSC と PEFC 両方の認証を取得している場合が多い。

3) 木材需要

統計から算出できる丸太と製材品の名目消費量及び輸出割合を表 4.3.11 に示した。

丸太の名目消費量は 2016 年が 922 万 m³ で、増加傾向にある。丸太の輸出割合は国内の加工需要があるため 2016 年においても 24% と小さく、2013 年以降は四分の一から 3 割の間で推移している。

表 4.3.10 林業・木材加工業者数 (2013 年)

			(件)
業態	業務	業務別件数	業態別件数
総 企 業 数			160
山林	再造林	7	8
	山林経営	7	
素材生産 丸太輸送	伐採	9	14
	搬出	9	
	丸太輸送	13	
製材	一般製材	43	45
	保存処理材	19	
	人工乾燥材	33	
木質ボード 製造	単板	3	33
	カバ合板	4	
	切削板	5	
	OSB	1	
	家具用集成板	6	
	針葉樹ボード	17	
	その他	10	
建築部材 加工	住宅フレーム	26	36
	縦継材	14	
	住宅フレーム	13	
	グルーラム	13	
梱包材 製造	パレット製造	16	20
	その他	12	
住宅コンポー ネント製造	製材加工	26	47
	その他	41	
木造建造物 建築	一般住宅	24	29
	その他	27	

注: 表の左端に区分した業態を複数実施している企業があるため、業態別企業数の合計は「総企業数」の件数と合致しない。

資料: Latvijas Investīciju un attīstības aģentūra, "Forest Industry in LATVIA", 2014, pp 8-15.

製材品の名目消費量は2017年が160万6,000 m³、2016年は141万2,000 m³であり、2013年以降増加傾向にある。製材品の輸出割合は丸太と対象的で、2017年が66%、2016年は70%であった。製材品の輸出割合は、製材品が集成材、CLTその他の製材品の代替品または製材品を原材料として製造する付加価値製品の開発と需要の拡大にともない、将来的にはさらに低下する可能性がある。

木材・木材製品の輸出は、額ベースでは2009年以降、増加を続けている（表4.3.5）。輸出量も中長期的には拡大傾向にあるが、2017年は輸出量が若干減少している品目がある。

2017年の品目別輸入量は、丸太259万5,000 m³、製材品312万1,000 m³、切削板105万4,000 m³、チップ150万t、ペレット158万7,000tなどとなっている（表4.3.12）。

表 4.3.11 丸太、製材品の名目消費量と輸出割合

		2013	2014	2015	2016	2017
名目消費量 (千m ³)	丸太	8,949	9,166	9,178	9,220	—
	製材品	809	1,411	1,164	1,412	1,606
輸出割合 (%)	丸太	29	30	25	24	—
	製材品	76	66	72	70	66

注1：名目消費量は、供給量（丸太生産量または製材品販売量に輸入量を加えた量）から輸出量を減じた量。

注2：輸出割合は、供給量（丸太生産量または製材品販売量に輸入量を加えた量）に対する輸出量の割合。

資料1：丸太生産量の数値は、表4.3.5に同じ。

注2：製材品の販売量の数値は、表4.3.7に同じ。

注3：輸出入の数値は、Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia。

表 4.3.12 木材・木材製品の輸出状況

区 分		2000	2005	2010	2011	2012
丸太	(千m ³)	4,190	3,919	4,158	4,401	4,107
製材品	(千m ³)	3,021	2,836	2,149	2,248	2,332
単板	(千m ³)	8	15	7	2	1
切削板	(千m ³)	79	161	583	579	676
合板	(千m ³)	128	180	216	234	247
木造住宅コン ポーネント	(千J-0)	37,098	84,478	85,985	104,190	113,025
薪炭用丸太	(千t)	123	261	999	649	208
チップ	(千t)	499	1,521	1,992	2,024	2,100
ペレット	(千t)	—	—	—	—	902
木屑	(千t)	127	530	803	866	104

区 分		2013	2014	2015	2016	2017
丸太	(千m ³)	3,737	3,836	3,002	2,871	2,595
製材品	(千m ³)	2,515	2,788	3,003	3,296	3,121
単板	(千m ³)	2	3	3	5	28
切削板	(千m ³)	731	782	856	951	1,054
合板	(千m ³)	250	247	286	360	284
木造住宅コン ポーネント	(千J-0)	117,198	107,854	123,995	120,180	129,029
薪炭用丸太	(千t)	221	158	132	163	252
チップ	(千t)	1,614	1,340	1,105	1,413	1,500
ペレット	(千t)	1,056	1,290	1,605	1,611	1,587
木屑	(千t)	125	99	57	130	77

資料：Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia。

木材・木材製品の2017年の相手国別輸出量については、丸太についてはスウェーデンが多く、丸太輸出量に占めるスウェーデンのシェアは、針葉樹、広葉樹ともに47%である（表4.3.13）。ラトビアではカバ丸太の中国向け輸出量が増加しており、2017年の中国向け広葉樹丸太輸出量は29万1,000 m³と広葉樹丸太輸出量の18%を占めるまでに拡大してきている。ラトビアは良質のカバ合板産地であり、関係者には中国への輸出がさらに増加して、カバ丸太の価格上昇や原料不足が生じるのではないかという懸念が生まれている。

製材品の主要輸出相手国は英国で、製材品輸出量に占める英国のシェアは、針葉樹で35%、

広葉樹では20%である。針葉樹製材品は、韓国が第3位の輸出相手国であるように欧州の他、アジア等広範囲に輸出している。

表 4.3.13 相手国伐輸出量 (2017 年)

丸 太			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	960	計	1,635
スウェーデン	454	スウェーデン	766
エストニア	182	中国	291
中国	124	ドイツ	120
ドイツ	84	リトアニア	85
フィンランド	75	フィンランド	86
その他	41	その他	288
製 材 品			
針葉樹		広葉樹	
国 名	(千m ³)	国 名	(千m ³)
計	2,746	計	375
英国	974	英国	74
エストニア	258	ドイツ	41
韓国	164	オランダ	62
オランダ	147	中国	32
ドイツ	146	エストニア	28
その他	1,058	その他	139
合 板			
国 名	(千m ³)		
計	284		
ドイツ	57		
英国	32		
トルコ	31		
フランス	16		
オランダ	15		
その他	133		

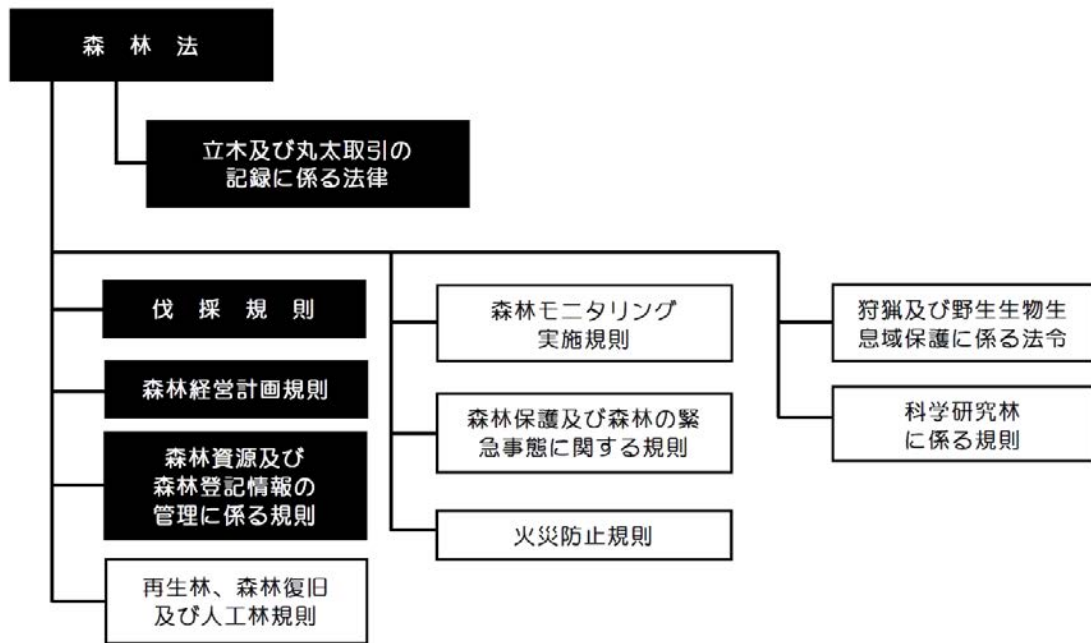
資料: Department of Forest, Ministry of Agriculture of Latvia.

なお、2017年に日本がラトビアから輸入した木材、木材製品（貿易品目第44類）の輸入額は38億8,700万円で、品目別輸入額割合はH.S.4407の製材品が95%、合板2%、その他3%であった。同年のラトビアからの製材品輸入額の内、46%はマツの製材品、54%はスプルースの製材品であった。

4.3.3 主要林業法令と関係省庁

1) 主要林業法令の概要

ラトビアの主要林業法令は、森林法を核として次の図に示した法令により構成している。



注：黒塗りの四角に記した法令は、木材の合法性確保に深く関わっているもの。

図 4.3.4 主な森林関係法令

(1) 森林法 (Meža likums)

ラトビアの森林法は、経済、生態系及び社会の持続可能な運営の促進、森林利用、平等な権利、所有権の不可侵、経済活動の独立性の確保及び全ての森林所有者に対する平等な義務の設定並びに国有林の運営及び収容条件の制定を目的としている⁸。

森林法は、国民の森林立入権、伐採、非木質森林価値の利用、森林再生材料、森林の再生及び植林、森林保護、森林及び森林経営計画の情報、森林における自然保護、公園、森林開発、国の森林管理、科学研究林並びに森林管理及び利用関連規則違反に係る対応を定めている。

森林法では森林を「主に樹木により構成され、現在または将来の樹高が少なくとも 5 m そして樹冠率が 20%以上に達しているまたは達する可能性がある生態系をいう」と定義し、森林法の適用範囲を次のように定めている⁹。

⁸ 森林法第 2 条第 1 項。

⁹ 森林法第 3 条第 1 項。

- 農務省の不動産登記情報システムに森林として登記された土地。
- 農務省の不動産登記情報システムに森林以外の利用区分で登記された土地の内、地表が立木に覆われ面積が 0.5ha 以上、かつ、5 m以上の平均樹高がある立木地。
- 森林内の草地及び空き地、林業基盤施設及びスワンプ。

なお、森林法では次の土地を森林とみなさないと規定している。

- 道路、鉄道、ガスパイプライン、石油パイプライン、水路及び墓地に占有されている土地並びに幅 20m未満の人の手があまり加えられていない樹木または天然の樹木に覆われた土地、果樹園、公園及び苗圃。
- 面積が 0.5ha に満たない立木地。

森林法の要点は、次のとおりである。

① 国民の森林立入権

ラトビアでは、法令による制限が伴わず、特殊な目的の植林がなく、かつ、狩猟のための動物を維持するための森林地域及び取水口周辺の立入禁止地域でなければ、国有林または地方自治体有林での滞在及び自由な行動を行う権利が認められている¹⁰。ただし、民有林においては森林所有者が、地方自治体林においては地方自治体が、国民の森林での滞在または行動を制限することがある¹¹。

さらに、森林に立ち入る国民には次の義務が課されている。

- 森林火災防止規則の遵守。
- 土壌及び林業基盤への損害防止。
- 廃棄物による森林汚染の禁止。
- 休憩施設の利用に係る要件の遵守。
- 鳥の巣及び蟻塚の破壊禁止。
- 動植物への危害防止。
- 私所有林所有者及び地方自治体の立入禁止制限の遵守。

② 伐採

森林法では、森林の伐採は主伐、保育伐、改善伐、衛生伐、山林開拓、景観整備伐、その他の伐採とし、これは国の承認事項であると定めている¹²。

さらに、森林以外の土地における立木の伐採も許可制であり、森林外の伐採規則の規定に基づいて市町村が発行する森林外伐採許可書により行われている。ただし、前述のように、次の立木地での伐採は森林局が管轄しているため、伐採を計画している土地所有者は、森林局に伐採証明書（伐採許可書）を申請できる。

- ・ 森林局が人工林として登録した立木地

¹⁰ 森林法第 5 条第 1 項。

¹¹ 森林法第 5 条第 2 項・第 3 項。

¹² 森林法第 7 条。

- ・所有者が、森林局に再生林、植林及び人工林規則の規定に定める人工林の基準を満たしている立木地を人工林として登録するよう申請し、同局がこれを承認した立木地

森林法は、伐採方法別に伐採の主な承認要件を次のように定めている。森林局は、森林所有者から伐採証明書の申請または伐採承認申請がなされたときは、森林関連法令が定めるこの他の要件である不動産登記内容、森林資源調査結果、経済活動報告内容、森林モニタリング調査の結果を総合的に評価し、伐採証明書の発行または伐採の承認を決定する。

A. 主伐

主伐は、立木が表 4.3.14 に掲げる樹種別伐期齢に達したときまたは主伐できる大きさに生長したときに¹³、特別保護林においては林区別、その他の森林においては林班別に申請と承認がなされる。ただし、伐採できる大きさの立木であっても、特別保護樹木及び特

表 4.3.14 樹種別伐期齢

	(年)		
	在来種	保護林	法制林
オーク	101	121	121
マツ カラマツ	101	101	121
スプルー アッシュ シナノキ	81	81	81
カバ	71	71	51
アルダー	71	71	71
ホワイトポプラ	41	41	41

資料：森林法第9条第1項。

別自然保護区で保護されている立木の伐採は禁止されている¹⁴。さらに、森林法では、天然林及び皆伐禁止林を定め、森林局は伐採証明書の申請があった森林が該当する区分に応じて、伐採の方法、強度その他の要件を定めて伐採証明書を発行している。

なお、森林法は、病虫害、その他の損傷を受けた樹木の除去を目的に間伐または整理伐をする前に、林分の胸高断面積が損傷した樹木の除去により最小胸高断面積を下回ると予想されるときは、森林局の衛生的判断を受けて主伐により立木を伐採できると定めている¹⁵。

表 4.3.15 主伐に係る天然林区分及び皆伐禁止林区分

天然林区分	皆伐禁止林区分
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国立公園自然保護区 ▪ 国有自然保護林 ▪ 丘陵傾斜地 ▪ 城内立木地 ▪ 植物、キノコ、地衣類及び動物の種保護林 ▪ 公園及び研究用植林地 ▪ 生態系保護林 ▪ 地質別地形別区分 ▪ 樹種別成長区分 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自然公園自然景観地域 ▪ 自然公園文化景観地域 ▪ 自然公園リクレーション景観地域 ▪ 自然公園リクレーション地域 ▪ 自然公園林 ▪ 保護林 ▪ 自然保護林 ▪ 森林公園緑地 ▪ 小規模林(面積1ha以上の森林から500m以上離れた面積1ha未満の森林) ▪ 風水害防止林 ▪ 医療機関周辺林 ▪ 保護されている工業用溜池及びその水源 ▪ 湖沼地を通過する道の周辺の林地 ▪ 海岸線、10ha以上の面積の湖、河口から10km以内の河川の周囲の林地 ▪ 遺伝子保護地 ▪ 銘木 ▪ 保護林内の外来種、銘木及び文化的歴史的樹木。 ▪ 文化的記念林

資料：伐採規則第10項。

¹³ 森林法第9条第1項。

¹⁴ 森林法第12条第5項。

¹⁵ 森林法第11条。

B. 間伐、保育伐

間伐は立木地における胸高断面積が最小胸高断面積を超えている場所で、保育伐は施業の結果、立木地の胸高断面積が最小胸高断面積を下回るものについて森林局が承認する¹⁶。

なお、森林法では、伐採証明書は不要であるが、森林局の承認が必要な伐採及び伐採証明書を発行しない事案を次表のように定めている。伐採証明書を発行しない事案とは、伐採証明書の申請があってもこれを承認しない事案という意味である。

表 4.3.16 伐採証明書が不要な伐採及び伐採証明書を発行しない事案

伐採証明書は不要だが 森林局の承認が必要な伐採	伐採証明書を発行しない事案
①胸高直径が 12 cm以下の立木の伐採。 ②20 年生よりも若い立木の保育間伐。 ③胸高断面積が最小胸高断面積よりも大きな林班における枯死木及び風倒木の伐採。 ④境界線の設定または保守のための伐採。 ⑤基盤整備作業中の緊急事態の発生により必要になった伐採（森林所有者に通知）。 ⑥伐採禁止地区での基盤整備のための伐採。	①申請の活動が法令の要件を満たさない場合。 ②森林所有者が経済活動報告をしなかった場合。 ③森林所有者が不動産登記簿と一致しない場合。ただし、衛生目的または国益目的の伐採については、この限りではない。

資料：森林法第 12 条。

③ 非木質森林価値の利用

森林法では非木質森林価値とは、森林内におけるリクレーション、環境配慮資産及び生態学的資産と定義しており¹⁷、ラトビアでは森林所有者が制限をしていない限り、野イチゴ、果実類、木の実、キノコ及び薬用植物を個人の裁量により採取できる¹⁸。ただし、狩猟については、主要種及び生息域保護に係る法令によりその利用を定めている¹⁹。

④ 森林再生材料²⁰

森林再生材料とは、再造林用に使用する樹木の種また苗をいい、森林法は登録した基本材料からのみ再生材料を集められると規定し、森林局が森林再生材料の産地の登録を維持している²¹。

⑤ 再造林及び植林

伐採後の再造林は、森林所有者の義務である。森林法は、森林所有者は、立木地の胸高断面積が不足しているとき、保育、伐採、その他の要因により影響があったときは、森林を復旧しなければならないと定めている²²。

¹⁶ 森林法第 10 条。

¹⁷ 森林法第 15 条。

¹⁸ 森林法第 16 条第 1 項。

¹⁹ 森林法第 16 条第 2 項。

²⁰ Forest reproductive material

²¹ 森林法第 17 条－第 19 条。

²² 森林法第 21 条。

⑥ 森林保護

森林法では内閣は、森林保護規則の規定に基づき、森林火災、急速な森林病虫害被害及び災害の拡大がみられるとき並びに森林の衛生状態を制御する必要があるときに警報及び制限を発し、森林を保護すると定めている²³。

⑦ 森林及び森林経営計画の情報

森林法は、森林所有者に対して、認証されたアセスメント委託機関による森林資源調査を20年に一回行い正確な情報を森林局に提出すること、実施した林業活動を経済活動報告書にとりまとめて毎年森林局に情報を提供することを定め、森林局に対しては、これらの報告により取得した森林資源調査データを森林局の資源データとして正確に反映することを定めている²⁴。

森林法では、森林所有面積の合計が1万ha以上の森林所有者に森林経営計画を10年に一回策定することを義務づけられており、森林所有者が同計画を策定するに当たっては、次の事項を重視するよう定めている²⁵。

- 持続性を維持した最大限の資源利用。
- 森林経営、ラトビア共和国国家計画及び地方自治体の地域開発計画が規定する範囲の森林の経済的利用及び生態系または社会的要求の優先対象の決定。
- 森林の生産性並びに価値の維持及び改善。
- 法令の要求事項。

さらに森林法は、国有林の森林経営計画については森林局長が承認し、関係機関または経営委員会が承認したものによって実行し、計画実行の最大限の円滑化と木材資源の持続的利用を確実にすること、地域の林業活動の焦点及び場所、持続的森林経営のための指標の遵守並びに森林経営計画の公共部門への確実な組み入れを提供するよう定めている²⁶。

⑧ 公園及び森林公園

森林法は森林公園について、森林内リクレーション、スポーツ及び催し物のための場を提供し、森林の生態系保護並びに美観、地域の景観及び伝統的文化の質を損なわないよう設定すること、地方自治体長により土地所有者との合意、公園設立のための規則の作成及びその規則の施行を行うこと、森林所有者は森林公園設立による林業活動の制限に伴う損害賠償請求権をもつこと、森林公園内での伐採、森林再生材料の生産、再造林及び飼育を禁ずることを定めている²⁷。

²³ 森林法第26条―第28条。

²⁴ 森林法第29条。

²⁵ 森林法第31条。

²⁶ 森林法第31-1条。

²⁷ 森林法第38-1条―第38-4条。

⑨ 森林開発

森林法が対象としている森林開発とは、次の行為のための国による森林の接収であり、同法はこれらの活動に係る伐採により損害を被る個人には国が賠償責任を負うこと、この賠償金は国の基本予算である森林開発基金で賄うことを定めている²⁸。

- 建設。
- 鉱物資源採取。
- 農地開発。
- 特別保護生物棲息地域の復旧。
- 国有地の保護及び立入禁止規制の実施。
- 国の危機回避のための陸軍の設備及び確保地設置。

⑩ 国の森林管理

森林法は国による森林管理に係る規定として、主に次の事項を定めている。

A. 担当機関

森林部門の公共管理は、次の表に掲げた機関が行う。

表 4.3.17 森林部門の公共管理を担当する機関

機 関 名	機 能
農務省	森林政策並びに全ての関係者の確実な認識、森林所有者の知識とスキルの向上及び森林所有者のための持続可能な森林経営実施のための規則の制定。
森林局	ラトビアの全ての森林の経営及び利用を規制する法令を制定し、それらの遵守を監視。
環境保護地方開発省	自然保護政策の策定及びその実行のために必要な規則の制定。
自然保護委員会	ラトビアの全ての森林及び承認されたラトビアのナチュラ 2000 の中の森林経営計画、欧州における重要性から保護された地域並びに承認された森林経営計画で特別に保護された自然物、生物の種及び生息域に係る法令遵守の監視。

資料：森林法第 43 条第 1 項。

B. 森林開発基金

森林開発基金は融資事業及び林業支援、森林開発、調査事業並びに森林所有者の教育及び訓練のために設立し、内閣が運用手続きを決定する²⁹。

C. 証明書手数料

森林の公共管理のために国が手数料を徴収する証明書は、植物防疫鑑定証明書、非生産立木地承認鑑定書、森林再生材料原産地証明書及び森林再生材料のための輸入許可証明書とし、内閣が手数料の額を決定する³⁰。

²⁸ 森林法第 41 条・第 42 条。

²⁹ 森林法第 43 条第 3 項。

³⁰ 森林法第 43-1 条。

D. 国有林

森林法は、国有林に関して、主に次の事項を規定している³¹。

- a. 国有林は、国の名義で土地登記簿に登録すること。
- b. 国有林については次の場合を除き、譲渡または民営化及び永続的利用を認めないこと。
 - 地方自治体の自主的な役割である道路を建設するとき。
 - 墓地を建設または拡張するとき。
 - 公園の建設及び拡張をするとき。
 - 国有林地が工業団地、経済特区その他の目的により必要なとき。
- c. 内閣は、ラトビアにおけるバランスがとれた政策作成を促進し、森林部門の政策を実行するために森林諮問審査会を設立すること。

⑪ 科学研究林

森林法では、訓練の支援及び森林教育現場での継続的な教育とともに長期的な科学研究の構築及び環境及び森林のモニタリング施設として運営されている科学研究林の設立、運営に係る事項を規定している³²。

⑫ 森林管理及び森林利用関連規則違反に係る対応。

罰則を規定している³³。

(2) 立木及び丸太の取引記録に係る法律 (Par koku un apaļo kokmateriālu uzskaiti darījums)

立木³⁴及び丸太³⁵の取引記録に係る法律は、立木と丸太の全ての流通段階に統一的な会計処理を導入し、公正な競争及び的確な徴税の促進を目的に³⁶制定された。

この法律の適用範囲は、立木もしくは丸太を保有または丸太の貯木及び加工を行う個人及び法人である。これらの個人及び法人は、この法律が規定する会計処理手順に従って記録を保存するとともに、丸太を個人消費するときはこの法律が規定する個人用丸太の会計手順に従って記録を作成し、森林局に報告しなければならない³⁷。

立木及び丸太の取引記録に係る法律は、総則、立木と丸太の材積³⁸決定、取引における立木及び丸太の計測処理手順、個人用丸太の計測手順及び犯罪、損害、監督及び管理に係る責任を規定している。同法が規定する内容として列記した各事項の要点は、次のとおりである。

³¹ 森林法第 44 条及び第 45-1 条。

³² 森林法第 46 条-第 49 条。

³³ 森林法第 50 条。

³⁴ この法律では立木を「伐採証明書により伐採の対象となっている樹木」と定義している。

³⁵ この法律では丸太を「材長 1m 以上、直径 3cm 以上の樹幹の樹皮の有無を問わない未処理のもの」と定義している。

³⁶ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 2 条。

³⁷ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 3 条。

³⁸ この法律では材積を「m³で表記した材積」と定義している。

①立木及び丸太の材積決定

立木材積は、森林局のデータベースに登録しているデータまたは許容誤差が最大 10% の測定精度を保証する方法を使用して決定し³⁹、丸太材積は、ラトビア国内規格による測定により決定する⁴⁰と定めている。

②取引における立木及び丸太の計測処理手順

決定した丸太材積は取引文書に反映させ、山土場⁴¹または貯木場⁴²での売買においては、丸太の産地及びトラッキングが可能な計測処理がなされなければならない。ただし、伐採証明書に記載されている材積と丸太の材積が異なるときは、伐採現場で得られた材積を丸太材積として採用する。森林所有者は販売した立木または丸太の材積その他の情報を経済活動報告に記載し、森林法の規定により森林局に提出しなければならない⁴³。

③個人用丸太の計測処理手順

森林所有者が個人消費のために入手した丸太の材積、樹種、使用目的及び伐採地の所在地は記録が義務づけられている。森林所有者はこの記録を経済活動報告に記載し、森林法の規定により森林局に提出しなければならない⁴⁴。

④犯罪、損害、監督及び管理に係る責任

森林局と歳入庁は、法律が規定する手続きの遵守を監督し、立木及び丸太の管理を確実に行うことを規定する⁴⁵とともに、記録と実際の丸太材積の差が許容範囲を逸脱しているときは罰金を課す⁴⁶と規定している。

(3) 伐採規則 (Noteikumi par koku ciršanu mežā)

伐採規則は、伐採の要件及び手順並びに証明書の発行を規定している。図 4.3.5 の伐採証明書は、この規則の規定の別記様式 13 の様式により発行する。

この規則は、胸高断面積の測定及び計算方法、主伐対象在来種立木の直径測定方法、林相別または地域別最大皆伐面積、伐採地の設定条件、択伐手順、非生産立木地の決定方法及び伐採手順、枯死木、風倒木、病害虫木その他の被害木伐採手順、景観伐採の方法及び手順、山林開発のための伐採手順、伐採に係る自然保護要件、伐採地の準備手続、伐採証明書発行手続により構成している。

³⁹ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 4 条。

⁴⁰ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 5 条。

⁴¹ 理解を得やすいように便宜的に「山土場」と表記しているが、この法律では「一時保管場所」と表記しそれを「複数の伐採地から得られる丸太の積込地または不要な丸太の集積地」と定義している。

⁴² 理解を得やすいように便宜的に「貯木場」と表記しているが、この法律では「恒久的保管場所」と表記しそれを「一時的な保管場所ではない経済活動を目的とした丸太保管場所」と定義している。

⁴³ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 9 条。

⁴⁴ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 11 条。

⁴⁵ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 13 条。

⁴⁶ 立木及び丸太の取引記録に係る法律第 12 条。

この内、合法性の確認について深く関与しているのは伐採証明書発行手続である。この手続には、この他の項目に含まれる規定及び関連する法令の遵守の確認を含んでいる。

伐採証明書の申請は、森林所有者またはエネルギー供給企業を含む請負業者が行える。伐採証明書の申請書に記載する内容及び添付書類については、後述の 4.3.2 項の冒頭に記載したとおりである。

伐採規則第 79 項の規定は、伐採証明書を発行する森林局に申請書及び添付書類の記載内容の検証を義務づけている。この規定により森林局は伐採証明書の発行の諾否を判断する前に、申請者から提出された情報を確認するために必要に応じて現場確認及び 2012 年 1 月 1 日以降に施行された森林管理に係る法令の違反実績及び森林利用に係る罰金の支払い完了の確認を行い、全ての林班における 20 年以内の森林資源調査の実施及び森林局データベースの更新を検証している。森林局によれば、伐採証明書発行前の現場確認は、森林所有合計面積 1 万 ha 以上の森林所有者からの申請については全件、それ以外の森林所有者からの申請については年間申請受理件数の 60%から 70%について行っているようである。

森林局は、証明書発行の諾否を一か月以内に決定する⁴⁷。

(4) 森林経営計画規則 (Noteikumi par meža apsaimniekošanas plānu)

森林経営計画規則は、森林経営計画の作成及び検証方法を決定する目的で制定された⁴⁸。前述のように森林経営計画は、森林法により森林所有合計面積 1 万 ha 以上の森林所有者に作成が義務づけられ、作成した同計画は森林局が審査及び承認する。さらに、森林所有者は承認を得た計画及び計画に基づく林業活動をウェブサイトで公表する義務を負っている。森林局が森林経営計画を承認した後も、森林所有者には極小保護地及び特別保護種生息地の経営状況を自然保護委員会または文化保存局に通知する義務⁴⁹及び森林資源、環境及び社会的影響に係る活動を評価するために森林経営計画に設定した評価基準に基づき実行中の計画を評価する義務⁵⁰が課されている。

森林経営計画は、森林資源調査のデータに基づいて森林所有者または国有林管理者⁵¹が作成する⁵²。

森林経営計画規則が計画作成のために最低限の特定を義務づけている計画の内容⁵³及び計画に添付を義務づけている書類は次の表のとおりである。

所有者は、森林経営計画を 10 年単位で設定し⁵⁴、計画の更新、計画評価結果、環境、社会及び経済の変化、森林経営に係る法令の改正並びに自然及び文化保護の動向を踏まえて計画を改正する⁵⁵。

⁴⁷ 伐採規則第 82 項。

⁴⁸ 森林経営計画規則第 1 項。

⁴⁹ 森林経営計画規則第 8 項。

⁵⁰ 森林経営計画規則第 10 項。

⁵¹ 国有林管理者は、国が出資した独立機関である国有林センター (Latvijas Calsts Mezi) である。

⁵² 森林経営計画規則第 5 項。

⁵³ 森林経営計画規則第 3 項。

⁵⁴ 森林経営計画規則第 13 項。

⁵⁵ 森林経営計画規則第 11 項。

表 4.3.18 森林経営計画の内容及び計画承認申請添付書類

計画の内容	
1. 森林経営の目的 2. 森林を経営する場所の面積及び位置 3. 森林資源 (1) 林班の設定及び林班別森林資源蓄積量 (2) 主要樹種森林分布の要約 (3) 主要樹種別樹齢別森林面積・資源蓄積量 (4) 非木質森林資源価値の特徴 (5) 森林局データベースに登録している次の物件数 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自然的文化的価値 ▪ 特別天然自然保護区 ▪ 極小保護地 ▪ 特別保護種生息地 ▪ 森林の遺伝的資源 ▪ 文化遺産 (6) 森林管理者が定めた文化的自然的価値の数	(7) 林業基盤（林道及び林内排水システム）の件数（容量） (8) リクリーション及び環境調査のための場所及び開発計画書の中に公共屋外スペースとして定めている場所の数 4. 森林経営措置の範囲、条件及び計画 (1) 伐採 (2) 再造林、施業及び森林保護 (3) 林業基盤整備 (4) 自然及び文化遺産の保護及び整理 5. 緑化の目標、程度及び管理 6. 森林経営活動が森林資源に及ぼす影響並びに環境及び社会評価の基準 7. 国及び地方自治体の計画策定への公式な参加
計画承認申請添付書類	
1. 次の事項を記載した地図 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 特別天然自然保護区 ▪ 極小保護地 ▪ 特別保護種生息地 ▪ 特別保護種生息地 ▪ 在来種資源林 ▪ 文化遺産 	2. 森林管理者が定めた文化的自然的価値の地図 3. リクリーション及び環境教育用場所の地図 4. 景観配置図（計画中の景観鑑賞地点を含む） 5. 森林資源量地図（国及び地方自治体の計画に限る）

資料：森林経営計画規則第3項・第4項。

（5）森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則（Meža inventarizācijas un Meža valsts reģistra informācijas aprites noteikumi）

森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則は、農務省の不動産登記情報システム及び森林局のデータベースに登録する情報の提出方法並びに情報の維持管理及び運営方法を定めた規定である。ラトビアでは森林の情報を農務省及び森林局が一括管理し、合法性及び情報の透明性を確保するとともに、各種許認可並びに証明書及び許可書を発行するときは両データベースで管理している情報を活用している。さらにこの規則では、地方自治体が管理する国土開発計画情報システムその他の農務省以外の機関が管理運営しているデータベースとの情報交換手順を規定している。

この規則では、森林局データベースに登録するときの最小土地単位を 0.1ha と定め⁵⁶、この面積を超える林班の設定を定めている⁵⁷。

森林局データベースで管理する森林に係る最も基本的な情報は、農務省不動産登記情報システムで管理している情報であり、森林局は、森林の所有権の移転があったときには次の林班別情報をデータベースで再構築する⁵⁸。

⁵⁶ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 11 項。

⁵⁷ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 13 項。

⁵⁸ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 22 項。

- 現存または更新した森林で使用した種苗の原産地証明書の内容。
- 現存または更新した森林の森林再生材料の産地数。
- 人工林の森林再生材料の産地数、最終伐採年。
- 幼齢木伐採に係る情報。
- 野生動物の生育のためのフェンスを設置した森林設置許可書の発行に係る情報。

さらに森林局は、次の情報が存在する林班についてはそれぞれの情報を追加する。

- 保護地域⁵⁹。
- 再造林の完了が認められた年。
- 森林の発生区分（自然発生、播種、植林別）。

農務省の登記官はこれらの情報をデータベースに入力した後、森林所有者に森林局データベースの登録申請書、森林局がデータベースに入力した情報の内容及び林班が区分した所有森林の地図を送付し、基本的な情報の入力完了を通知する。通知を受けた森林所有者は、通知内容を確認し、森林局データベースへの登録申請を行う。森林所有者による登録申請の実施期日は、この通知の作成日から起算して6か月以内と定められている⁶⁰。

森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則は、森林局長を森林の管理及び利用、法令の遵守、木材及び木材製品を市場に出荷する業者並びに監視機関の監督責任者に定めている⁶¹。同規則は、次の事項を支援する電子的環境を提供し維持することを規定している⁶²。

- 上記二か所の箇条書きに掲げた情報の登録、処理、保存及び更新。
- 地方自治体を含む政府機関間の森林データベース登録データ、森林活動に係る申請書の記載情報及び実施した森林活動に係る報告書の記載情報の相互リンク。
- 森林所有者のデータベースへのオンライン接続権の確保（データの無料閲覧、森林局へのデータ提出及び報告書提出並びに森林局登録データの変更）。

この規則では、この他に森林の所有者が森林局に提供する情報として、次表のものを掲げている。

⁵⁹ 国が保護する文化財、森林公園、都市森林、環境及び天然資源保護地域、湖の中の島に存在する森林、湧水地及び特別に保護された湧水地水源涵養林並びに水路及び氾濫原沿いの斜面その他の森林を構成する生物学的に重要な要素。

⁶⁰ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 27 項。

⁶¹ 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 38 項。

⁶² 森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 39 項。

表 4.3.19 森林所有者が森林局に提出する情報

伐採証明書を伴う伐採	伐採証明書を伴わない 10 m ³ を超える伐採
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採地林班番号及び林区番号 ▪ 伐採本数 ▪ 伐採方法 ▪ 伐採実績材積 (m³) ▪ 伐採実績面積 (ha) ▪ 伐採決定根拠 (調査名称) ▪ 伐採作業状況 (完了または作業中) ▪ 伐採証明書番号 	<ul style="list-style-type: none"> ① 表 4.3.16 左欄に掲げる①及び②の伐採を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採実績面積 (ha) ▪ 伐採実績材積 (m³) ▪ 伐採決定根拠 (調査名称) ② 表 4.3.16 左欄に掲げる③から⑥までの伐採により枯死木の処理を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 林班数 ▪ 林区番号 ▪ 優占樹種及び伐採実績材積 (m³) ③ 保護区域内における送電線線下伐採を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 林班数 ▪ 優占樹種及び伐採実績材積 (m³) ▪ 胸高断面積が最小胸高断面積以下に減少した場合の面積 (ha) ④ 追加的な造林、再造林及び補植を目的とした伐採を行ったとき <ul style="list-style-type: none"> ▪ 林班数 ▪ 伐採量 (m³) ▪ 面積 (ha) ▪ 伐採面積を示す追加的林地計画

資料：森林資源及び森林登記情報の管理に係る規則第 53 項

(6) 再生林、森林復旧及び人工林規則 (Meža atjaunošanas, meža ieaudzēšanas un plantāciju meža noteikumi)

再生林、森林復旧及び人工林規則は、森林法の規定に基づき内閣が制定した規則で再生林、森林復旧及び人工造林に係る事項並びに森林再生材料を再造林及び森林復旧に使用する手順を定めている。

ラトビアでは、この規則により再造林用の樹種が次表のように指定されている。ラトビア国有林センターによれば、外来商用樹種の植栽を試験的に行ってきたが成績が良くないこと、在来種を保護する観点から再造林用の樹種については在来種及びそのハイブリッドを指定しているとのことであった。さらに規則は、伐採後の植林実施期限をスワンプ林及び湿地では 10 年、その他の林地では 5 年と定めている⁶³。在来樹種の再造林の達成は、ha 当たりの最小生育本数がマツは 3,000 本以上、オーク、アッシュ、ヤナギ、メープル、ブナ及びシデは 1,500 本以上、その他の樹種は 2,000 本以上である場合に認めると定められており⁶⁴、定着した生育本数により再造林の達成を評価する⁶⁵。

⁶³ 再生林、森林復旧及び人工林規則第 4.1 項・第 4.2 項。

⁶⁴ 再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.4 項。

⁶⁵ 植林 (再造林) は、稚樹の樹高が針葉樹で 0.1m 以上、広葉樹は 0.2m 以上で、かつ、ha 当たりの樹種別本数が認められたときに達成したものと評価する (再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.3 項及び 15.1 項)。

表 4.3.20 再造林及び森林再生用樹種

	一般呼称	ラトビア名	学 名
1	マツ（在来種）	Parastā priede	<i>Pinus Silvestris</i> L.
2	スプルーース（在来種）	Parastā egle	<i>Picea Abies</i> (L.) Karst.
3	カバ	Kārpainais bērzs	<i>Betula pendula</i> Roth
4		Pukainais bērzs	<i>Betula pendula</i> Ehrh
5	アスペン（在来種）	Parastā apse	<i>Populus tremula</i> L.
6	ブラックアルダー	Melnalksnis	<i>Alnus glutinosa</i> (L.) Gaertn
7	アッシュ	Parastais osis	<i>Fraxinus excelsior</i> L.
8	オーク	Parastais ozols	<i>Quercus robur</i> L.
9	ボダイジュ（在来種）	Parastā liepa	<i>Tilia cordata</i> Mill
10	メーブル（在来種）	Parastā kļava	<i>Acer platanoides</i> L.
11	ウィッチエルム	Parastā goba	<i>Ulmus glabra</i> Hubs
12	ホワイトエルム	Parastā vīksna	<i>Ulmus laevis</i> Pall
13	グレーアルダー	Baltalksnis	<i>Alnus incana</i> (L.) Moench
14	シデ	Parastais skābardis	<i>Caroinus betulus</i> L.
15	フナ	Eiropas dižskābardis	<i>Fagus sylvatica</i> L.
16	ミズザクラ	Saldais ķirsis	<i>Prunus avium</i> (L.) L.
17	ヤナギ（在来種）	Vītolu sugas	<i>Salix spp.</i>
18	ナナカマド（在来種）	Parastais pilādzis	<i>Sorbus aucuparia</i> L.
19	カラマツ及びカラマツハイブリッド	Lapegļu sugas un to hibrīdi	<i>Larix spp.</i>
20	その他アスペン及びポプラ並びにこれらのハイブリッド	Citas apšu un papeļu sugas un to hibrīdi	<i>Populus spp.</i>
21	レッドオーク	Sarkanais ozols	<i>Quercus rubra</i> L.
22	アルダーハイブリッド	Alksņu hibrīdi	<i>Alnus spp.</i>

資料：再生林、森林復旧及び人工林規則別表 1。

（7）森林モニタリング実施規則（Meža monitoringa veikšanas kārtība）

森林モニタリング実施規則は、森林法が5年に一回実施を義務づけている森林モニタリングの実施手順を定めた規則である。この規則の内容は、後掲の4.3.2 木材の合法性確認の1）木材生産及び木材輸送手続きの概要の（2）森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告の項で詳述する。

（8）森林保護及び森林の緊急事態宣言に関する規則（Noteikumi par meža aizsardzības pasākumiem un ārkārtējās situācijas izsludināšanu mežā）

森林保護及び森林の緊急事態宣言に関する規則は、病虫害からの森林の保護手法、山火事及び病虫害の蔓延による緊急事態への対応並びに森林の衛生状態評価のための調査の実施を規定している。

病虫害を防止するために、表 4.3.21 のように春季及び夏季における伐採木の貯木を規制し、伐採地に貯木できる直径 15 cm を超える針葉樹の丸太材積を 1 ha あたり 5 m³以下に制限している。

この規則は、山火事及び病虫害が広範囲に蔓延したときは森林局が実態を調査すること、森林局は被害が市また郡の一部に被害が生じているときは市議会及び農務省に、被害が国全体または郡の一部に蔓延したときは農務省及び危機管理委員会に調査結果を報告すること、森林局からの報告を受けた危機管理委員会、農務省または市議会は、内閣に緊急事態宣言を要求できることを定めている。

さらにこの規則は、森林局に森林における病虫害の潜在的リスクを評価し、必要に応じて森林の衛生状態を評価するための調査の実施を義務づけている。

表 4.3.21 病虫害防止措置

伐採時期及び丸太の条件	対応
9月1日から3月1日までに生じた針葉樹の林地残材の内、直径が20 cmを超え、かつ、ha当たりの材積が10 m ³ を超える未乾燥材。	4月1日までに剥皮し製材する。
9月1日から5月1日までに伐採された針葉樹未乾燥丸太。	6月1日までに森林から搬出する。
5月1日から9月1日までに生産した針葉樹未乾燥丸太。	伐採から1か月以内に森林から搬出または虫害防止措置を施す。

資料：森林保護及び森林における緊急事態宣言に関する規則第4項・第5項。

(9) 森林保護規則 (Dabas aizsardzības noteikumi meža apsaimniekošanā)

森林保護規則は、森林管理のための一般的な自然保護要件、湿地周辺の保護区域の制限、生態学的に重要な森林構成要素の検出と保存のための条件、動物の繁殖期における経済活動の制限とともに直径50 cmを超える葉がある樹木の伐採の禁止⁶⁶、湿地の保護地外周での不必要な排水路設置の禁止⁶⁷、エロージョン防止⁶⁸その他の森林生態系の保護及び土壌及び水の保全を規定している。

森林局は、種及び生態系保護の分野の専門家の評価結果に基づき、表4.3.15に掲げる生物学的に重要で森林管理により保存しなければならない場所を特別保護地域を指定している。森林局は、指定した特別保護地域の種及び生息動植物について指定後再評価を行い、状況の変化により専門家の評価結果をもとに指定を解除する場合がある。

表 4.3.22 特別保護地域

1. 傾斜地の森林	13. 森林生態系保護区
2. 風水害防止林	14. 植物生態系保護林
3. 医療機関周辺林	15. キノコ生態系保護林
4. 狩猟林	16. 動物保護林
5. 植物保護区	17. 避難所
6. クランベリー保護区	18. 見本林
7. 動物保護区	19. 条件別森林成長見本林
8. 指定された自然公園	20. 地質・地形保護林
9. 指定された公園	21. 地質・地形保護地
10. 公園緑地	22. 優良樹林
11. 保全地域	23. 立木地
12. 湿原保護区	24. 特徴的な立木地

資料：森林保護規則第11項。

2) 主な関係機関

木材の生産及び流通には、主に次の官庁が関係している。

(1) 農務省 (Zemkopības ministrija)

ラトビアの林業行政は農務省が主管し、同省林業部が林業政策及び関連法令の立案及び法令の実行を担っている。農務省は、森林政策並びに全ての関係者の確実な認識、森林所有者の知識とスキルの向上及び森林所有者のための持続可能な森林経営実施のための規則制定を主要業務としている。農務省の林業行政の遂行については、林業諮問委員会が設置され公平

⁶⁶ 森林保護規則第5項。

⁶⁷ 森林保護規則第7項。

⁶⁸ 森林保護規則第8項。

性及び透明性の確保をはかっている。

(2) 国家森林局 (Valsts meža dienests)

国家森林局は農務大臣直轄の行政機関で、森林部門の持続可能性の確保を目的⁶⁹とし、ラトビアの全ての森林に係る政策の遂行、法令遵守の監督を行う林業行政機関の中核である。業務遂行にあたり、森林局は全国の森林を10の管区、29の事務所管轄区、360の森林監視区に分け、さらに森林管理に係る科学的な研究及びその継続を担保するための機関としての森林調査研究所を配し、計650名の職員が所属している。

森林局は、次の機能を担っている⁷⁰。

- 森林の管理及び利用、防火、狩猟に係る法令遵守の監督。
- 林業政策の立案と実施。
- 森林消防。
- 木材及び木材製品の取引業者、流通業者及び監視機関による市場ニーズのモニタリング。

そして森林局は、これらの機能の実行を確実にするために権限の範囲内で次の業務を行っている⁷¹。

- 証明書、免許証、証明書その他の法令が定める文書の発行。
- 森林再生材料の産地証明の実施及び登録の管理。
- 森林再生材料供給者の登録。
- 森林の健全性のモニタリング。
- 森林資源データの信頼性及び森林局に提出された実施済林業活動情報の確認。
- 森林登記簿の管理。
- 狩猟参加人口の把握及び狩猟地域の記録。
- 狩猟免許の試験及び発行。
- 森林火災の検出及び防止並びに森林火災監視業務への森林所有者の取り込み。
- 森林保護基盤の整備並びに森林火災の情報収集及び記録。
- 森林管理及び利用、防火及び狩猟に係る規則の制定。
- 農務省に法令運用の有効性の体系的評価及びその効率性を向上のための提案を提供。
- 森林管理及び利用に係る法案作成への参加。
- 農務省からの要求により、他の機関が作成した法令草案への意見の提供。
- 国及びEUが出資する支援プログラムの実施を監督。
- 森林火災状況並びに森林及び狩猟資源の状況及び利用状況の公表。

⁶⁹ 国家森林局規則第2項。

⁷⁰ 国家森林局規則第3項。

⁷¹ 国家森林局規則第4項。

- 森林所有者その他関係者に森林の健康状態、森林の管理及び利用、防火要件並びに法令に係る事項を通知し、助言を実施。

(3) 国有林センター (Latvijas valsts meži)

国有林センターは、1999年10月に内閣令により設立した独立機関で、国有林の管理運営実務を担当している。同センターは、森林経営により最大限の価値を生み出す森林価値の増加と持続性の追求を目的とした組織で、木材の販売の他、狩猟及びレクリエーション並びに森林再生のための種苗生産、国有林面積の20%を占める極小保護地を含む生態系保護地の管理及び森林への社会的参加の誘因業務も行っている。

主要業務である木材販売については、2017年の丸太販売量は545万m³で、内、針葉樹製材用丸太は279万m³ (51%)、パルプ用丸太148万m³ (27%)、燃料用丸太52万m³ (10%)、広葉樹製材用丸太34万m³ (6%)、単板用カバ丸太32万m³ (6%)であった。

国有林センターの業務成績は上昇傾向にあり、2017年の収入は2億7,580万ユーロ、同じく実質利益額は6,520万ユーロであった⁷²。

4.3.2 木材の合法性確保

ラトビアの木材の合法性を証明する代表的な書類は、伐採証明書(伐採許可書)(図4.3.5)である。伐採証明書は、ラトビアでは木材の合法性を証明する書類としても運用している。

ラトビアにおける木材の合法性確保は、ラトビア国産材については、森林所有者が行うデュー・デリジェンス及び伐採証明書の申請があったときに、森林局が伐採証明書発行のための審査として行う森林所有者の法令遵守状況の確認を主体として行われ、輸入材については輸入業者が実施するデュー・デリジェンスによってなされている。これらにより、ラトビア国内市場に存在する全ての木材の合法性が保たれ、これらの木材を原料として生産する木材製品の合法性も必然的に確保されているという方法である。

ただし、伐採証明書は丸太の合法性を証明する書類であり、木材製品の合法性を直接証明するものではない。さらに、木材製品の合法性を証明する公的な書類は、ラトビアには存在していない。このため、伐採証明書を製品の合法性を証明する書類として使用する場合は、加工工場の製品に使用した原料のデータが製品に確実に反映されるような加工ライン内でのトラッキングシステムが存在していなければならないので注意を要する。

伐採証明書は伐採許可書と同意の書類であり、森林所有者が森林局に申請して取得する。森林局は、森林所有者の法令遵守を確認して伐採証明書を発行する。

伐採証明書の記載内容は、伐採の許可を受けた者に係るデータ、伐採地に係るデータ、伐採方法に係るデータ及び証明書発行に係るデータの他、森林所有者に20年に一回の実施が義務付けられている森林資源調査の番号がある。伐採証明書には伐採予定材積の記載がないが、伐採予定材積は伐採証明書の申請書類に記載して森林局の審査対象になっている。

⁷² Latvijas valsts meži, "Facts and Figures 2018", 2018.

伐採証明書申請書には、次の事項の記載が法令で定められている⁷³。

- 個人の氏名、居住地の名称、住所及び個人コードまたは法人の名称、所在地及び登録番号。
- 財産また法的所有物の名称とその地籍。
- 伐採の種類及び方法、林班、林区、伐採予定面積 (ha) 及び伐採予定材積 (m³)。

伐採申請書の添付書類は、次のとおりである⁷⁴。

- 伐採地位置図。
- 優占樹種の胸高直径測定結果 (サンプル調査または全数調査)。
- スプルース林を伐採する場合は、スプルース林適正決定書。
- マツ林を伐採する場合は、マツ立木胸高直径測定結果。
- 森林法第 41 条の規定⁷⁵が定める行政行為への該当の有無。
- 申請者が森林所有者または法人所有者の許可を得たものであるときは、法的効力を有する委任状。


木材の合法性を確認する書類は伐採証明書の他に、後述する森林所有者が作成する納品明細書としての丸太材積の一覧表があり、さらに、輸送業者及び加工工場には取り扱った丸太の伐採に使用された伐採証明書の番号を森林局に報告する義務が課されているため、その報告書類がある。

木材生産者及び木材取扱業者の全てが法令を遵守していれば、ラトビアの木材加工工場には合法性が確認できている木材のみが入荷していることになる。ただし、公的な証明書は丸太の合法性を証明するもので、ラトビアでは製品の合法性を直接証明する書類は発行されていない。このため、現段階で加工工場が生産した木材製品の合法性を法令が定める証明書を根拠として証明するためには、加工工場に入荷した丸太の合法性の確認とともに、合法性が確保されている原料とその原料から生産された製品を結びつける加工ライン内でのトラッキングの実施及びこのトラッキングにより得られた情報の製品荷口への正確な反映を確認する必要がある。

⁷³ 伐採規則第 76 項。

⁷⁴ 伐採規則第 77 項。

⁷⁵ 森林法第 41 条第 1 項の規定は、「建設、鉱物資源採取、農地開発、特別保護生息域の復旧、国有地の保護及び立入り禁止の実施または国の危機回避のための陸軍設備及び陸軍の確保地設置のために必要であるときは、その地域は接収され、権限付与者からこれらの活動に係る法的資格の付与がなされた個人及び森林開発の伐採により悪影響を受ける個人には国が損害賠償を行う」と国が行う土地収用にともなう国家賠償を定めている。



APLIECINĀJUMS Nr. [REDACTED] KOKU CIRŠANAI
1. eksemplārs

Saskaņā ar īpašnieka vai tiesiskā valdītāja

Vārds, uzvārds	Personas kods	Juridiskās personas nosaukums	Reģistrācijas Nr.	Adrese
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

pilnvarotās personas

Vārds, uzvārds	Personas kods	Pilnvaras Nr.	Izdošanas datums	Izdevējstāde
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

iesniegumu Nr.1121229, kurā lūgts izsniegt apliecinājumu koku ciršanai, un pamatojoties uz Administratīvā procesa likuma 63.panta pirmās daļas 1.punktu un Meža likuma 12.panta pirmo daļu, **nolemju atļaut cirst kokus saimniecības (strukturvienības) [REDACTED] (Inventarizācija Nr. [REDACTED]) mežā, ievērojot normatīvo aktu prasības.**

Virsmēzniecība: Rīgas reģionālā
 Administratīvajās teritorijas nosaukums: Baldones novads Baldones pagasts

Ciršanas Nr.	Cirtes veids	Cirtes izpildes veids	Zemes vienības kadastra apzīmējums	Kvartāla Nr.	Nogabala Nr.	Izcērtamā platība (ha)
1	Galvenā	kailcirtē	[REDACTED]	2	2	0.90
				2	3	0.50
Kopā:						1.40

Apliecinājums derīgs no 2014.gada "10." jūnija līdz 2016.gada "31." decembrim

Apliecinājuma izdevējs: Rīgas reģionālā virsmēzniecība, [REDACTED]
 Izdevēja adrese: Brīvības iela 129, Ogre, LV-5001 Tālruna numurs: 65035627
 2014.gada "10." jūnijā Amatspersona: mežzinis [REDACTED]

Apliecinājums ir sagatavots divos vienādos eksemplāros. Apliecinājumu var apstrīdēt mēneša laikā no tā saņemšanas Rīgas reģionālā virsmēzniecības virsmēzīnim.

lpp 1 no 1

注:この証明書は、個人有林で行う間伐のために発行されたため、法人に係る欄には記載がない。

図 4.3.5 伐採証明書

伐採証明書 番号_____

所有者または法人所有者

氏名	個人コード	法人名	登録番号	所在地

認定者

氏名	個人コード	認定者番号	発行日	発行機関

承認番号_____行政手続法第 63 条第 1 項、森林法第 12 条第 1 項の規定に基づき伐採を承認する。

_____(森林資源調査番号)_____

の森林では法令の要件に従う。

林区：_____(林区名)_____

行政区域の名称：_____(郡、地域)_____

伐採地番号	伐採の種類	伐採方法	地籍	許可番号	荷口番号	伐採面積(ha)
1						
合計						

証明書有効期間_____年_____月_____日から_____年_____月_____日まで

証明書発行者：_____

発行者所在地：_____ 電話番号：_____

_____年_____月 担当官：_____(役職、氏名、署名)_____

本証明書には 2 通の写しが存在する。_____(氏名) 監督者の受領日から_____までの期間に異議の申し立て
ができる。

図 4.3.5 伐採証明書（仮訳）（つづき）

ラトビアでは、ラトビア国産材丸太の合法性確保を農務省森林局（以下、「森林局」という。）の管理及び監査を中心にして行っている。森林局のデータベースには、所有者別地籍別の森林資源調査結果並びに経済活動報告及び森林経営計画の内容が収録され、伐採証明書発行審査には、これらのデータを使用する。森林所有者は森林を登記したとき及びその後 20 年ごとに森林資源調査を行い、その結果を森林局に提出する義務が課せられている⁷⁶。さらに、森林所有者は、森林施業を経済活動報告書にとりまとめ、毎年森林局に提出しなければならない⁷⁷。そして森林所有面積が 1 万 ha を超える森林所有者は、森林を取得してから 1 年以内に森林経営計画を森林局に提出し、同局の承認を受け⁷⁸、10 年に一回、同計画を更新しなければならない⁷⁹。さらに、森林局は 5 年に一回、森林モニタリング調査（サンプル方式）を行って、生態系及び気象状態を含めた森林の状況を把握している⁸⁰。森林モニタリング調査は、森林法の規定によりラトビア国家林業研究所が実施機関として⁸¹、国費及び EU からの出資金で構成する補助金により実施している⁸²。

なお、立木及び丸太の貯木の義務に係る法律では、立木材積測定の許容誤差を 10%未満とすること⁸³、さらに丸太の材積はラトビア国家規格に定めた方法で計測すること⁸⁴、そして、立木材積と丸太材積に生じた差を解消するときは、生産した丸太材積により材積を決定すること⁸⁵を定めている。

⁷⁶ 森林法第 29 条第 1 項。

⁷⁷ 森林法第 29 条第 2 項。

⁷⁸ 森林経営計画規則第 12 項。

⁷⁹ 森林経営計画規則第 13 項。

⁸⁰ 森林モニタリング実施規則第 5.1 項。

⁸¹ 森林法第 29 の 1 条第 1 項。

⁸² 森林法第 29 の 1 条第 3 項。

⁸³ 立木及び丸太の貯木の義務に係る法律第 4 条。

⁸⁴ 立木及び丸太の貯木の義務に係る法律第 5 条。

⁸⁵ 立木及び丸太の貯木の義務に係る法律第 8 条。

1) 木材生産及び木材輸送手続きの概要

(1) 林地の登記

森林法は、森林を「主に樹木により構成され、現在または将来の樹高が少なくとも5mとして樹冠率が20%以上に達しているまたは達する可能性がある生態系をいう」と定義している。さらに森林法は、国が森林を所有する者及び森林法、その他の森林の管理及び利用を規制する法律が権利義務を定める者を承認すると定めている⁸⁶。

このため森林の所有者は、林業経営を行うために農務省から森林の所有者としての承認を得なくてはならない。この手続きは、土地所有者が農務省に所有している土地を森林として登記する申請を行い、この申請を農務省が審査し承認して同省の不動産登記情報システムに登記して完了する。

(2) 森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告

所有している土地が農務省の不動産登記情報システムに登録され、正式な森林所有者となった者が初めに行わなくてはならない業務は、森林資源調査である。森林資源調査は、初回については森林を保有したとき、その後は20年に一回、国が認証しているアセスメント機関の専門家によって実施し、森林所有者はその結果を森林局に提出しなければならない⁸⁷。

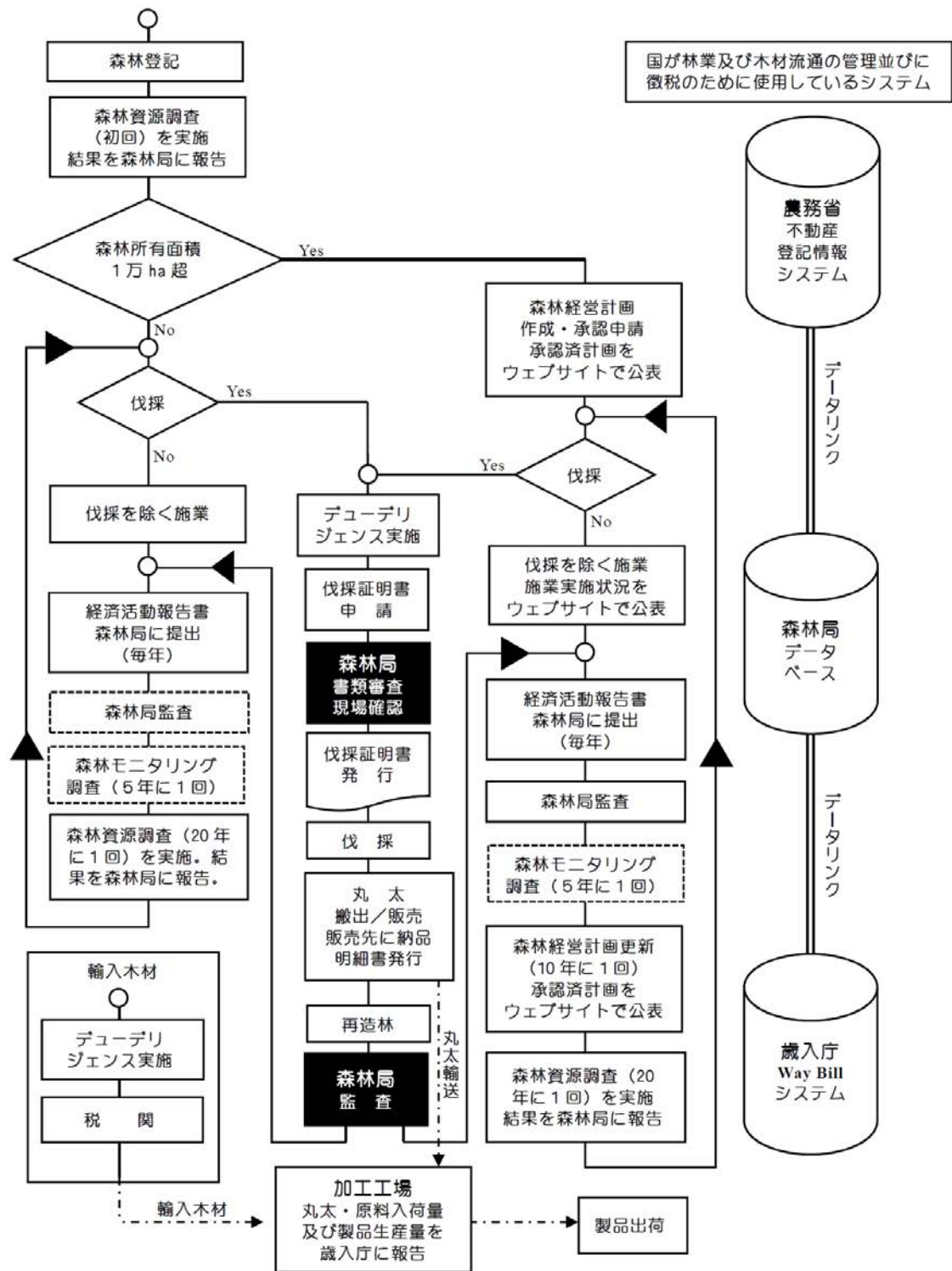
表 4.3.23 森林資源調査及び森林経営計画の内容

森林資源調査	森林経営計画
1. 林班の設定 2. 森林分布の要約 3. 主要樹種別樹齢別森林面積及び立木資源蓄積量 4. 非木質森林資源 5. 自然的文化的物件、特別天然自然保護区、極小保護地、特別保護種保護地、森林遺伝資源及び文化遺産の数 6. 森林管理者が造った自然的文化的物件の数 7. 林道、林内排水システムその他の林業基盤の量または数 8. レクリエーション及び環境調査用地の数及び開発計画書に記載している公共屋外スペースの数	1. 伐採 2. 再造林、施業及び森林保護 3. 林業基盤整備 4. 自然及び文化遺産の保護及び管理 5. 緑化の目標及び程度並びに緑地管理 6. 森林経営活動が森林資源に及ぼす影響並びに環境及び社会影響評価の基準 7. 国及び地方自治体の計画策定への公式な参加 【添付書類】 1. 特別自然保護区、極小保護地、特別保護種棲息地、在来種資源林及び文化遺産を区分した地図 2. 森林資源管理者が定めた自然的文化的価値物件（地図作成素材） 3. 景観配置及び計画した景観緩衝地（地図作成素材） 4. 国及び地方自治体の計画については森林資源量（地図作成素材）

資料：森林経営計画規則第2章及び森林局提供資料。

⁸⁶ 森林法第4条第1項。

⁸⁷ 森林法第29条。



凡例： ← 手順 ← - - - 物流

注1：農務省林業部、森林局、ラトビア国有林センター及び木材取扱業者による解説並びに森林法その他の法令文書を参考にして作成。

注2：破線の四角に記載された事項は、全ての森林を対象としない抽出方式で行われるもの。

図 4.3.6 木材生産及び木材流通に係る行政手続の概要

さらに森林所有合計面積が1万 ha を超える森林所有者は、森林法の規定⁸⁸により森林資源調査結果に基づいた森林経営計画を策定し、森林経営計画規則の規定により森林を保有してから一年以内に森林局の承認を受ける義務が課されている。森林経営計画は、その後10年に一回の頻度で更新する。

森林局は、森林登記及び森林資源調査並びに森林経営計画のデータを同局のデータベースに入力して管理し、以後、各種の許認可、手続きその他の森林管理に活用する。

森林資源調査及び森林所有面積合計1万 ha を超える森林所有者に義務づけられている森林経営計画策定以外に、法令が森林所有者に定期的実施を義務づけている行為は、経済活動報告である。経済活動報告の内容は年間林業活動実績であり、森林所有者は森林局に毎年2月1日までに前年の林業活動実績を報告しなければならない⁸⁹。

森林局は、森林経営者が実施し森林局に報告する森林資源調査結果から得られるデータの管理の他に、森林経営、組織及び環境保護の作業計画のための信頼性が高い情報の獲得⁹⁰を目的の一つとした森林モニタリング調査を5年に一回行っている。森林モニタリング調査は国家予算により行うサンプル調査で、森林局が民有林を含む森林にモニタリングプロットを設定し、プロットを設定した森林所有者にプロットの位置及び設置場所で行われる森林の観察内容及び森林経営の制限を通知する。森林モニタリング調査は、二段階に分けて実施する。第一段階は樹木の成長の変化の把握を目的として樹冠生育状況、土壌分析などを行い、マーキングされた観察樹木の伐採が禁止される⁹¹。第二段階は第一段階の調査に加えて樹木生長量、植生観測、気象観測などを行い、モニタリングプロットでの主伐を含む施業が禁じられる⁹²。

森林モニタリング調査の結果は、国の森林資源管理だけでなく森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告に記載されたデータの正当性を裏付けるデータとしても活用されている。

なお、森林局は森林資源調査及び森林経営計画を承認し、これらのデータをデータベースに入力する前に、森林所有合計面積が1万 ha を超える森林所有者が提出した森林資源調査または森林資源調査の対象地については全てを、森林所有合計面積が1万 ha 以下の森林所有者が提出した森林資源調査の対象地については調査実施件数の60%から70%を対象に、国が出資して設立した独立機関である国有林センターに業務を委託して専門家による現場確認を行っている。

(3) 森林データの公表

ラトビアでは、森林に関するデータをウェブサイトで公表し、森林施業及び丸太生産の透明性と合法性の確保に努めている。

森林資源調査、森林経営計画及び経済活動報告の内容並びに各種林業活動によってもたら

⁸⁸ 森林法第32条

⁸⁹ 森林法第29条第2項の規定により義務化。

⁹⁰ 森林モニタリング実施規則第2項。

⁹¹ 森林モニタリング実施規則第3項及び第7.1項。

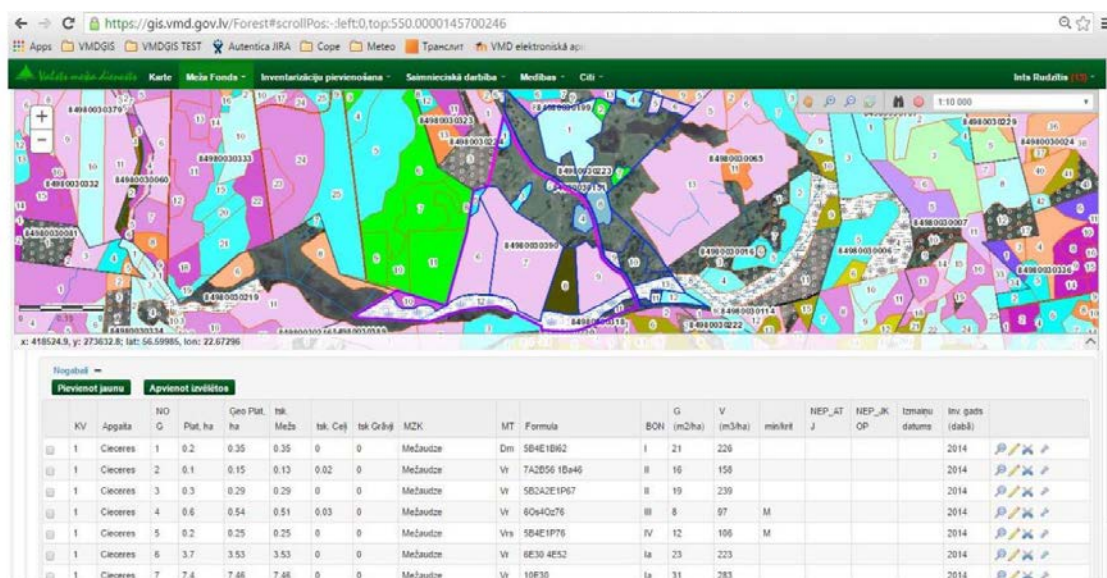
⁹² 森林モニタリング実施規則第4項及び第7.2項。

された森林資源の変化後のデータは、ウェブサイトで公表される。

森林経営規則第 15 項の規定は、森林所有面積が 1 万 ha を超える森林所有者に作成が義務づけられている森林経営計画については計画策定後 1 か月以内に、さらに同計画の実行状況については逐次ウェブサイトで公表するよう定めている。森林経営計画は森林資源調査の結果をもとに作成するので、当然ながら森林資源調査の内容及びその変化もウェブサイトで公表することとなる。森林所有者がウェブサイトを運営していないときは、農務省が同省のウェブサイトにおいて公表する。

森林所有面積が 1 万 ha 以下の森林所有者の森林に係るデータについては、森林資源調査の結果と調査後の林業活動の結果を反映したものが農務省のウェブサイトにおいて公表される。

森林に係るデータは、次の図のようにウェブサイトによって地図データとともに林区別林班別に公表されている。



この画面では、2014 年に行った森林資源調査の林班別結果概要を表示している。森林局は、データベースのデータを毎年の経済活動報告その他の林業活動に係る報告及び調査によってリアルタイムに更新する。
 画像提供：ラトビア森林局

図 4.3.7 森林局データベースによる林班別森林データの表示例

(4) 伐採

ラトビアでは、伐採は原則として許可制である。伐採を希望する森林所有者は、国内市場に初めて木材を出荷する者として、伐採、生態系及び森林認証の専門家を交えた EUTR が定めるデュー・デリジェンスを行い、森林局に伐採証明書を申請する前に伐採計画を立案する。そして、前述のように申請書に必要書類を添えて森林局に伐採証明書（伐採許可書）を申請し⁹³、森林局から伐採証明書を受領してから伐採を行う。

⁹³ 農務省林業部による解説。

伐採証明書の申請を受けた森林局は、書類の内容を森林局データベースで管理しているデータと照合するとともにリスク分析を行い、保護林や天然林と接している林班など森林検査官が現場確認を要すると判断する申請案件については現地確認を行い、伐採が森林法、伐採規則その他の法令が定める要件の充足が確認できれば、伐採証明書を電子ファイルで申請者に送付する。

なお、森林法は、森林資源調査が行われていない林地の伐採を禁じている⁹⁴。さらに同法は、森林所有者が毎年森林局に報告する経済活動報告書の報告を怠った森林所有者には、伐採証明書を発行しないと規定している⁹⁵。

伐採地の確定は、林班には境界確定のために設置している金属製の杭を金属探知機で探し出して基準点を定め、GPSを補助的に使用して行う。再生林規則の規定により、伐採地境界の立木には地域別に定められた色のテープを巻くか塗料によって環印を施して⁹⁶、境界線を明確にする他、伐採地に続く作業道の位置を明確にするために作業道の入口には、立木に印をつけている（写真 4.3.1、写真 4.3.2）。

なお、不動産登記情報システムに林地として登記されていない土地で、農業放棄地その他の自然発生的に生成した樹林及び播種または植林により成立した20年生以下の森林については、森林法第24条の規定及び再生林、植林及び人工林規則⁹⁷第27項の規定が定める人工林の基準を満たしている土地の土地所有者が森林局に人工林としての登録を申請できる。この登録によって森林局は、土地所有者に前述の森林所有者と同様の義務を課す一方で、生産した丸太の合法性を担保する森林所有者と同じサービスを提供する。森林以外の土地において、この



伐採地の境界を明確にするために、立木に環印を施している。
協力：ラトビア国有林センター

写真 4.3.1 伐採地の境界を示す環印



立木に施された「P」の印は、作業道の開始地点を示すと同時に、この先に伐採地があり林内作業車が作業をしていること、林道への出入りがある危険であることを示している。
協力：ラトビア国有林センター

写真 4.3.2 作業道の入口を示す印

⁹⁴ 森林法第12条第4項。

⁹⁵ 森林法第12条第3項。

⁹⁶ 伐採規則第68項。

⁹⁷ Meža atjaunošanas, meža ieaudzēšanas un plantāciju meža noteikumi

手続きを経ない伐採については、森林外の伐採規則⁹⁸の規定に基づき市町村が発行する森林外伐採許可書を取得して実施するが、この規則には生産した丸太の合法性を担保する規定が含まれていない。

さらに、森林法は次に掲げる伐採について伐採証明書は不要であるが、森林所有者は森林局の承認を得なければならないと定めている⁹⁹。

- 胸高直径が 12 cm以下の立木の伐採。
- 20 年生よりも若い立木を対象に行う保育間伐。
- 胸高断面積が法令で規定する最小胸高断面積を上回る林地における枯死木または風倒木の伐採。
- 境界線の設定及び保守。
- 基盤整備作業時に緊急事態によりまたは安全確保のために必要になった伐採。

なお、丸太の材積測定はラトビア国家規格の丸太の計測方法により決定し、内閣により同規格の強制的な使用が決定されている¹⁰⁰。実際に行われている丸太材積の計測は、伐倒した樹木の枝払い・玉切をするときにハーベスタで同規格に基づき自動計測する方法が一般的である。

(5) 再造林

ラトビアでは再造林は、森林所有者の義務である。再生林規則により、伐採後の植林実施期限は、スワンプ林及び湿地では 10 年、その他の林地では 5 年と定めている¹⁰¹。在来樹種の再造林の達成の評価における在来樹種の ha 当たりの最小生育本数は、マツが 3,000 本以上、オーク、アッシュ、ヤナギ、メープル、ブナ及びシデは 1,500 本以上、その他の樹種は 2,000 本以上と定められており¹⁰²、定着した生育本数により再造林の達成を評価する¹⁰³。

国有林では伐採後、地拵えをし、スプルーヌであれば ha 当たり 2,100 本を植栽し、植栽後 5 年または 6 年を経過してから自然に生えてきた雑木を処理（保育伐）して林相を整えている。国有林では、再造林後の生育本数には上限がないため、スプルーヌ林の再造林では、かつては ha 当たり 3,500 本から 5,000 本を植えていたが、活着が高い率で安定しているため、現在では ha 当たり 2,100 本の植栽を

表 4.3.24 造林方法別再造林面積

	(1,000ha)		
	計	天然更新	播種・植林
2005	34.8	23.10	11.70
2006	29.5	18.50	11.00
2007	36.2	24.70	11.50
2008	40.6	29.40	11.20
2009	34.4	23.80	10.60
2010	32.2	21.40	10.80
2011	35.2	22.30	12.90
2012	35.2	22.00	13.20
2013	40.3	26.90	13.50
2014	38.0	25.10	12.90
2015	41.6	27.90	13.70
2016	38.6	26.00	12.60

資料：Zaļās mājās, "Latvian Forest Sector, in Facts & Figures 2018", 2018

⁹⁸ Noteikumi par koku ciršanu ārpus meža

⁹⁹ 森林法第 12 条第 1 項及び第 3 項。

¹⁰⁰ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第 5 条。

¹⁰¹ 再生林、森林復旧及び人工林規則第 4.1 項・第 4.2 項。

¹⁰² 再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.4 項。

¹⁰³ 植林（再造林）は、稚樹の樹高が針葉樹で 0.1m 以上、広葉樹は 0.2m 以上で、かつ、ha 当たりの樹種別本数が認められたときに達成したものと評価する（再生林、森林復旧及び人工林規則第 5.3 項及び 15.1 項）。

標準としている。

森林局は、再造林を実施した後、再造林地の監査を行う。

ラトビアにおける合法性確認は、伐採後の再造林を含むプロセスが対象になっている。

(6) 丸太の輸送

森林所有者には、丸太の販売先のための樹種、産地、用途を区分して丸太材積を記載する一覧表の作成義務が課されている¹⁰⁴。森林所有者が販売先に提供する丸太材積の一覧表は、「納品明細書」であり、この一覧表には伐採承認番号が記されるので合法性及び産地の証明ができる。さらに森林所有者は、生産した丸太の量に係る情報を経済活動報告書に添付して森林局に報告する義務を負っている¹⁰⁵。

さらに、伐採地で生産した丸太は山土場に集材し、トラックに積込み加工工場などの貯木場に輸送する。立木及び丸太取引の記録に係る法律は山土場での貯木方法について、業務の過程が追跡できるように立木と丸太の産地及びその額が決定できる方法で行わなければならないと規定している¹⁰⁶。

丸太の輸送業者は、歳入庁に、輸送した丸太の発送者及び受領者並びに輸送丸太材積及び輸送した丸太の伐採に使用された伐採証明書の番号を報告しなければならない。さらに加工工場は、国家歳入庁に加工丸太取扱登録者として登録し、取り扱った丸太の伐採に使用された伐採証明書の番号を報告する義務を負っている¹⁰⁷。これらの書類は、森林所有者が販売先用に作成した丸太の一覧表のデータを基に作成され、歳入庁と森林局は双方のデータベースの数値の整合性を確認して、森林局は森林管理、歳入庁は適正な納税管理を行っている。

森林所有者から加工工場までの丸太の輸送の監督については、森林局及び歳入庁とともに警察が担当している。

2) 森林の利用及び管理に係る違法行為

農務省林業部によるとラトビアにおける違法伐採は、森林所有者の法令理解の不足、再造林の要件に係る違反、納税に係るトラブルなどから生じており、「盗伐」を目的とした伐採が摘発されたとの報告はないそうである。

森林局から提供を受けた資料によると、森林関連法令の違反件数は、2016年は853件であり、前年比19%減、2014年比36%

表 4.3.25 森林関連法令違反件数及び違法伐採

		2014	2015	2016
摘発件数	(件)	1,343	1,050	853
行政手続違反	(件)	744	502	413
再造林違反	(件)	90	55	57
伐採規則違反	(件)	177	81	44
狩猟規則違反	(件)	146	161	160
違法山林開発	(件)	24	32	16
自然保護規則違反	(件)	50	30	20
無許可活動	(件)	7	3	8
森林保護違反	(件)	1	1	0
その他の違反	(件)	104	185	135
違法伐採量	(m ³)	20,613	12,971	8,870

資料：国家森林局提供資料

¹⁰⁴ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第11条第2項。

¹⁰⁵ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第11条第3項。

¹⁰⁶ 立木及び丸太取引の記録に係る法律第8条第1項。

¹⁰⁷ 森林局提供資料。

減と減少を続けている。違反別摘発件数で最も多かったのは行政手続違反で、摘発件数のほぼ半数、次いで狩猟規則違反が同じく約2割を占めている。

表に掲げた違法行為により違法伐採材とみなされた丸太の材積は、2016年は8,870 m³であった。2016年の違法伐採量は2014年の2万613 m³から57%、2015年の1万2,971 m³から32%減少している。

4.3.3 森林認証

1) 森林管理認証

林産物生産量に占める輸出量の割合が大きいラトビアでは、森林認証を積極的に導入してきた。

ラトビアにおけるスキーム別森林認証面積は、FSCが104万7,622ha（2018年11月現在）、PEFCが169万8,405ha（2018年9月現在）で、森林面積304万haに占める割合は、FSCが34%、PEFCは56%である（表4.3.26）。

ラトビアの森林所有者及び林産物製造業者は、顧客の需要に対応できるようにFSCとPEFCの両方のスキームの認証を取得している場合がある。

FSCとPEFCは、2017年中頃にラトビアでFSCとPEFC両方の認証を得ている森林面積は、84万5,308haと発表している¹⁰⁸。その後、この数値についての新たな発表はなされていないが、仮に現在も84万5,308haの森林が両スキームにより認証されていると仮定すると、ラトビアの認証林面積は190万719haであり、森林面積の約6割を占めていることになる。

ラトビアの森林認証の特徴は、国有林が森林認証を先駆的に取得していることである。2016年末の米国農務省の報告書によると、国有林は全てFSCの認証を取得しており、さらに2011年からPEFC認証の取得も開始し、八つの国有林管区がPEFCの認証を取得していると記している¹⁰⁹。

国有林センターによると、国有林では現在も全域で森林認証を取得しているが、欧州の森林の認証を主眼においたPEFCの方が運営しやすいので、徐々に認証スキームをFSCからPEFCに移行しているという。認証面積が広い国有林が認証スキームをFSCからPEFCに移行し始めたためラトビアのFSC森林認証面積が減少している。

森林管理認証のグループ認証は、FSCが9件（38事業体）、PEFCは2件（4事業体）あり、

表 4.3.26 森林認証の概要

		(ha、件)	
		FSC	PEFC
森林認証	森林認証面積	1,047,622 (2018年11月)	1,698,405 (2018年9月)
	認証取得事業者数	44	18
	グループ認証件数	9	2
	グループ認証参加事業者数	38	4
	単独認証事業者数	6	14
CoC認証	認証取得事業者数	537	93
	グループ認証件数	88	7
	グループ認証参加事業者数	312	21
	単独認証事業者数	225	72

資料1：森林認証面積は、FSCはFSC, "Facts & Figures", January 2, 2018、PEFCはPEFC, "PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2018に掲載されている数値。

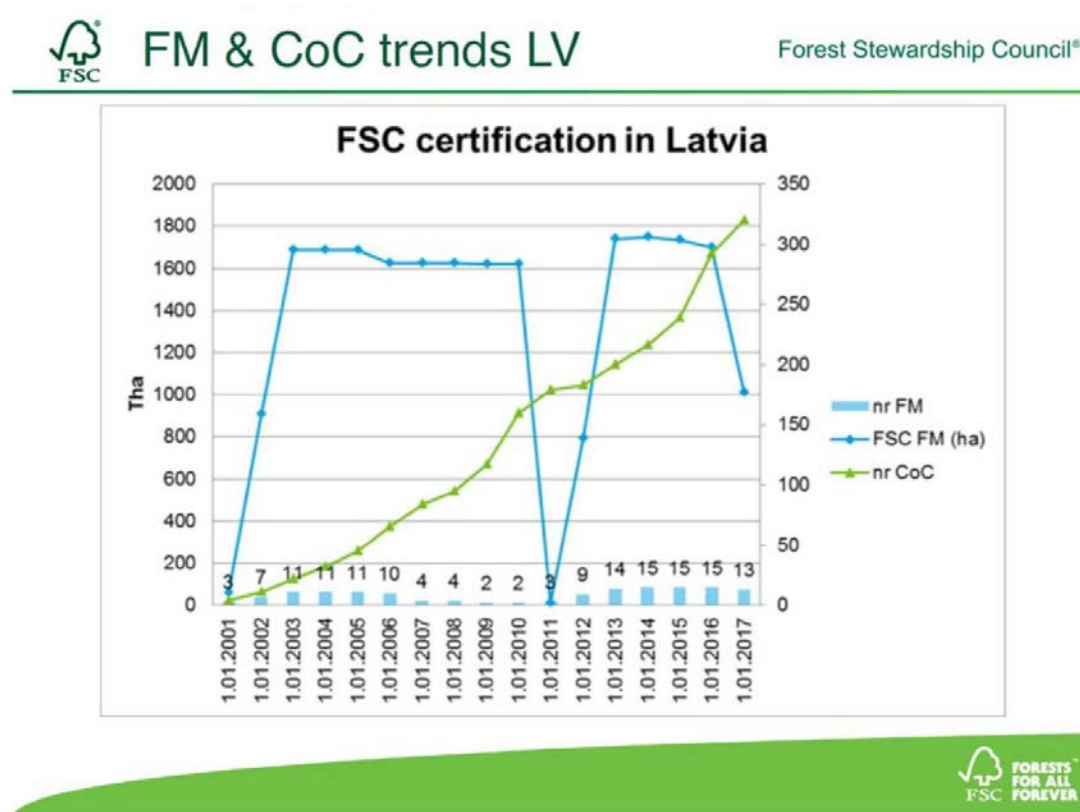
2：認証事業者に係る数字は、2018年12月3日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

¹⁰⁸ “前掲書”

¹⁰⁹ U.S.D.A Foreign Agricultural Service, “Wood Sector in Latvia”, Gain Report, Dec. 12, 2016, p11..

同一企業が地域が異なっている山林をグループ認証の機能を使って認証を取得している他、FSC では複数の独立した事業者がグループを形成して森林管理認証を取得している。森林認証面積が広い国有林については、FSC 認証、PEFC 認証ともに管区単位で独立して認証を取得し、グループ認証は行っていない。

なお、ラトビアの FSC の森林管理認証取得者の中には、管理木材（コントロールウッド）を生産し出荷している者は存在していない。



注 1：認証面積の 2011 年の値は、制度変更に伴うエラー値。
 2：凡例内の「nr」は、ナンバー（No.）の意。
 資料提供：FSC Eesti

図 4.3.8 FSC 認証林面積の推移

2) CoC 認証

ラトビアの CoC 認証取得事業者数は、FSC が 537 件、PEFC は 93 件と圧倒的に FSC の CoC 認証取得事業者数が多く増加を続けている。ラトビアでは森林面積の半分を占める国有林が率先して FSC 認証の経営認証をしたことから、FSC 認証材の流通が早い時期に定着し、CoC の認証取得が拡大したといわれている。一方で PEFC の CoC 認証取得事業者数も増加しており、国有林の PEFC 認証面積の拡大が予定されていることから、今後、PEFC の CoC 認証取得事業者数の増加が見込まれる。

CoC のグループ認証件数は、FSC が 88 件、PEFC は 7 件である。認証取得事業者数に占めるグループ認証参加事業者数の割合は、FSC が 58% (312 件)、PEFC は 23% (21 件) と FSC

での割合が高い。

なお、ラトビアの CoC 認証取得事業者の内、リスクアセスメントを行う管理木材（コントロールウッド）を取り扱っている事業者数は 385 件と CoC 認証取得事業体数の 72% に達している。ラトビア国内の森林管理認証取得事業体は管理木材を生産していないことから、これらの CoC 認証取得事業体は、輸入した管理木材または一部森林以外の土地から生産された木材を取り扱っているとみられる。

現在、対日輸出用木材製品の合法性証明は、森林認証の CoC に係る書類によって行われている状態にある。ラトビアの林産業者は、日本の輸入企業が PEFC または FSC の CoC 認証取得企業である場合は、それぞれのスキームの規定に基づき、認証材としてトレーサビリティが可能な書類を発行している。さらに、ラトビアの林産企業は、日本の輸入企業が CoC 認証を取得していないものの合法性確認のために認証材である証明を欲している場合は、顧客からの要望に応えるために認証材を証する書類を日本の輸入業者に送付している。

4.3.4 その他の事項

1) デュー・デリジェンス・システムの設定と運用

現地調査による聞き取りでは、ラトビアの木材取扱い業者は個別にデュー・デリジェンス・システムを備え、対応しているとのことであるが、本調査ではその内容及び具体的な作業については明らかにできていない。

2) 第三者の権利

(1) 森林利用

ラトビアでは、森林法が定める特定の地域を除き、同法が定める森林に立ち入る国民の義務を遵守すれば、全ての国民が森林を利用できる。この内容については、4.3.3 項 (1) の森林法の概要説明の部分に記載しているので参照されたい。

(2) 先住民問題

FSC ラトビアによると、ラトビアにおいては先住民に係る問題は存在しない。

3) ワシントン条約の保護対象樹種

ラトビアには、ワシントン条約¹¹⁰が保護対象としている樹種は存在しない。

¹¹⁰ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）

4) 労働安全

労働の安全については労働者保護法、雇用については労働法を主要法令として確保されている。

5) 税制

ラトビアには、次の国税が設定されている。木材の取引に課される主な税金は付加価値税と所得税である。なお、次の箇条書きの内の天然資源税は、木材を課税対象としていない。

- 個人所得税
- 法人所得税
- 固定資産税
- 付加価値税
- 物品税
- 関税
- 天然資源税
- 宝くじ・ギャンブル税
- 電気税
- 自動車税
- 法人自動車税
- 連帯税

4.4 イタリア

4.4.1 木材等の生産及び流通の状況

森林・林業の概況

FAO 世界森林資源評価 2015 によれば、イタリア国土の約 3 分の 1 にあたる 920 万 ha を森林が占めており、そのうちの 9 割超である 850 万 ha が天然更新による二次天然林である。一次天然林（1%強：9.3 万 ha）や主にポプラで構成する植林（7%弱：64 万 ha）は僅かである（図 4.4.1）。

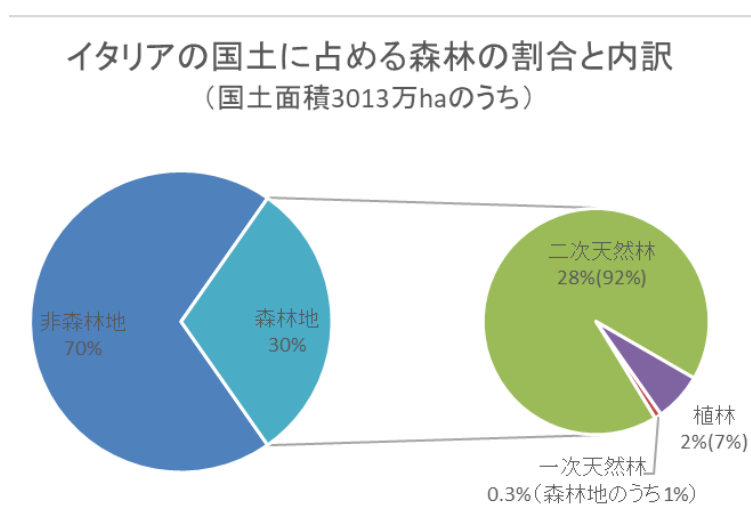


図 4.4.1 イタリアの国土に占める森林の割合と内訳（2015 年）¹

標高分布としては、森林のほとんどが丘陵もしくは山岳地帯に位置しており、65%は標高 500m 以上の高地に属する。

林相については、森林の 42%が主に中部以南に優勢な萌芽更新する灌木林・低木林で、36%が主に北東部トレンティーノ＝アルト・アディジェ州を含む南チロル地方等に優勢な木材生産に適した針葉樹等の高木林である。残りは河畔林や岩稜林等である。（図 4.4.2）

樹種別の蓄積量ベースでは、約 3 分の 2 をヨーロッパブナ、ヨーロッパナラ、ポプラ（セイヨウハコヤナギ）、ヨーロッパグリ等の広葉樹が占め、残りの大半をヨーロッパアカマツ、ドイツトウヒ、オウシュウカラマツ等の針葉樹が占める。

¹ FAO 世界森林資源評価 2015

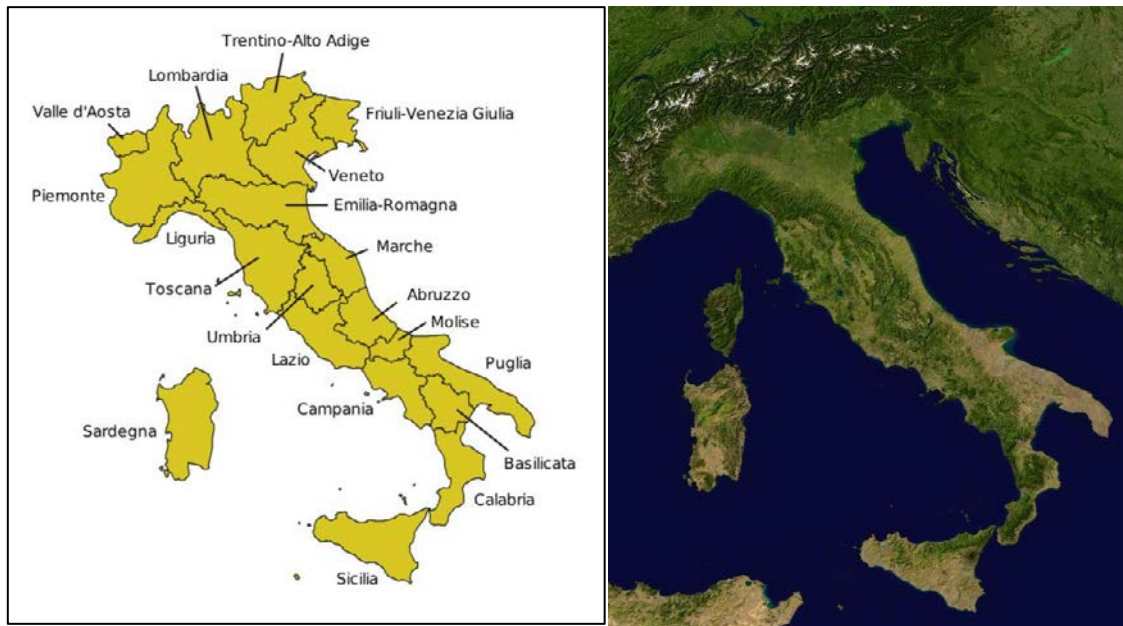


図 4.4.2 イタリアの州地図²と衛星画像³

森林行政の体制

行政体制は、中央政府においては、農業食糧・林業政策省が林政の戦略目標の策定を担当する。しかし、1977年より、伐採許可証の発行や管理計画の承認を含む農林行政の法的権限および責任を、州級当局に委譲している^{4,5}。特別自治州を含む州級当局の単位で関連法の立法も担い、州法または県法に則り許認可を経て計画や伐採を実施する必要がある。したがって、同国における関連する法的枠組は、19州と2県の森林法及びその附属法が存在することになる。それら法律の施行に係る巡察や監視は、元来農業食糧・林業政策省の管轄下にある森林警察が担当していたが、近年は軍隊を構成する国家治安警察隊（Carabinieri Forestali）に権限が移譲されている。

木材製品の生産・輸入・輸出の概況

国産材生産量は、利用可能な統計情報が限定的であるが、2015年は5百万立米程度で減少傾向にあり、それまでの10年間で半減しており、木材自給率は2割強であるものと推計される。

輸入材については、2016年に総額52億米ドル、総重量14.8百万トンを記録している。

図 4.4.3 の通り、総輸入額・重量共に主に木質パルプや製材が多く、品目を問わず一定水準で推移している。

同年の輸入相手先国別割合の上位国としては、金額・重量共に、隣国の一大林産国・オーストリアを筆頭としたEU加盟国及びスイスが7割弱を占めており、他にブラジル、ウルグアイ、米国等の米州各国が2割を占める。また、アドリア海を挟む隣国ボスニア・

² By Stephan Brunker - first upload in de.wikipedia by Stephan Brunker, CC 表示-継承 3.0, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=184348>

³ Wikimedia Commons, the free media repository

⁴ イタリアの地方行政区画の階層構造：中央政府＞州級=Regione（普通州・特別自治州）＞県級=Provincia（県・大都市）＞共同体=Comune（基礎自治体である共同体の下位に、区に該当する Municipi 及び分離集落=Frazione が存在する）

⁵ D.P.R. n. 616 del 24 Luglio 1977 "Attuazione della delega di cui all'art. 1 della legge 22 luglio 1975, n. 382", (Capo VIII). (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1977-07-24;616!vig=>)

ヘルツェゴビナより、重量ベースで特に高い値を示す薪炭類を輸入している（図 4.4.4）。

また、同年までの5年間における輸入増加率が最も高い輸入相手先の上位国は、金額・重量共に、特に木質パルプの輸入先であるウルグアイが顕著である。反対に、減少率が最も高いのは、特に木質パルプの輸入先としてのカナダやチリが挙げられる（表 4.4.1）。

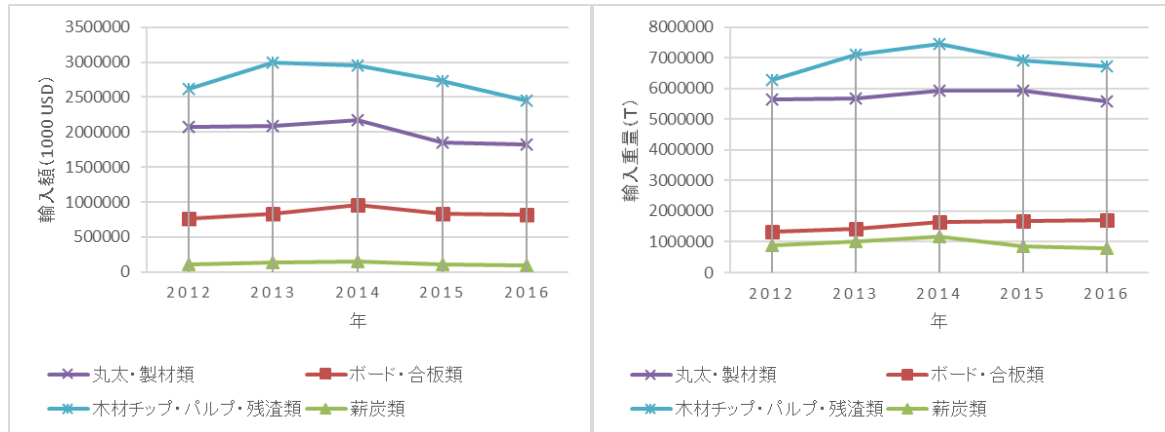


図 4.4.3 イタリアによる木材・木材製品の品目別年間総輸入額（左）・輸入重量（右）の推移（2012年-2016年）⁶

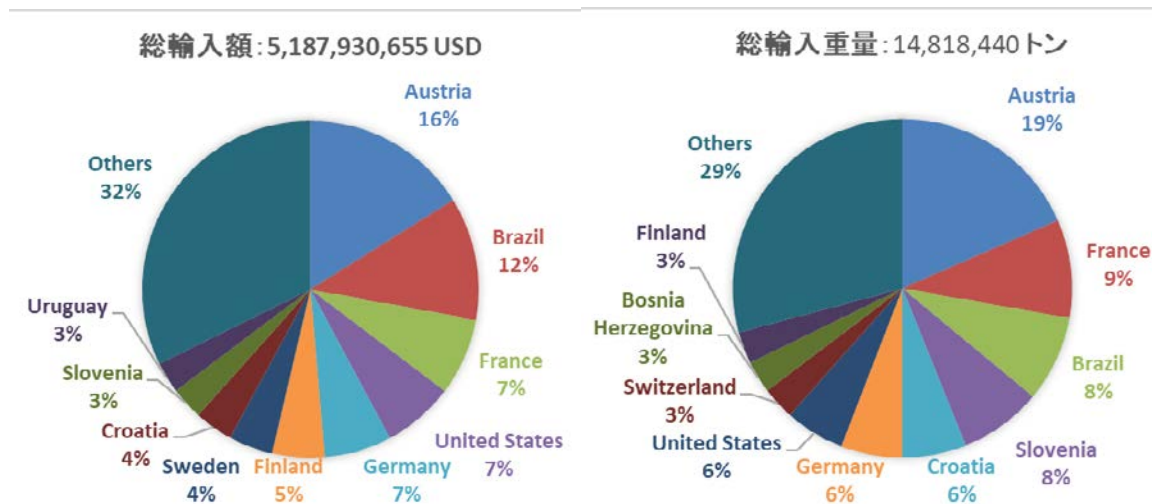


図 4.4.4 イタリアによる木材・木材製品の輸入相手先国別割合（2016年・輸入額（左）及び重量（右）ベース）

⁶ イタリアの木材貿易関連統計は、特筆しない限りすべて Royal Institute of International Affairs (Chatham House) のウェブサイト (<https://resourcetrade.earth/>) による

表 4.4.1 輸入増加率（左）・減少率（右）が最も高い輸入相手先の上位5か国
（2011年-2016年・輸入額及び重量ベース）

順位	増加率の高い輸入相手先国				減少率の高い輸入相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	ウルグアイ	+88%	ウルグアイ	+86%	カナダ	-26%	チリ	-20%
2	ポーランド	+4.5%	ラトビア	+22%	チリ	-24%	カナダ	-18%
3	フィンランド	+4.3%	ポーランド	+9%	チェコ	-15%	スイス	-10%
4	ホスニア・ヘルツェゴビナ	+3.6%	ブラジル	+8.6%	中国	-12%	カメルーン	-4.1%
5	ブラジル	+1.5%	ブルガリア	+8.5%	インドネシア	-11%	チェコ	-3.8%

一方で、輸出材については、2016年に総額15億米ドル、総重量3.2百万トンであり、大幅な輸入超過である。

図 4.4.5 の通り、総輸出額においては、主にパーティクルボードや中密度繊維板、製材及び木材残渣を輸出しており、重量ベースでは特に木材残渣が多く、品目を問わず一定水準で推移している。

同年の輸出相手先国別割合の上位国としては、金額・重量共に中国が筆頭であるが、特に重量ベースでは3分の1を占めるに至っている。ただし、品目内訳としては、中国向けには主に重量の大きい傾向にある木材残渣を大量に輸出しているのに対して、英国を含む近隣のEU加盟国や米国向けには、比較的付加価値の高い製材やボード・合板類を輸出している（図 4.4.6）。

また、同年までの5年間に於ける輸出増加率が最も高い輸出相手先の上位国として、マレーシアやタイが挙げられるが、金額・重量共に木質パルプや木材残渣の輸出増加が著しく影響を与えている。反対に、減少率が最も高いのは、主にインドネシア向け木質パルプや中近東向けの製材及びボード類である（表 4.4.2）。

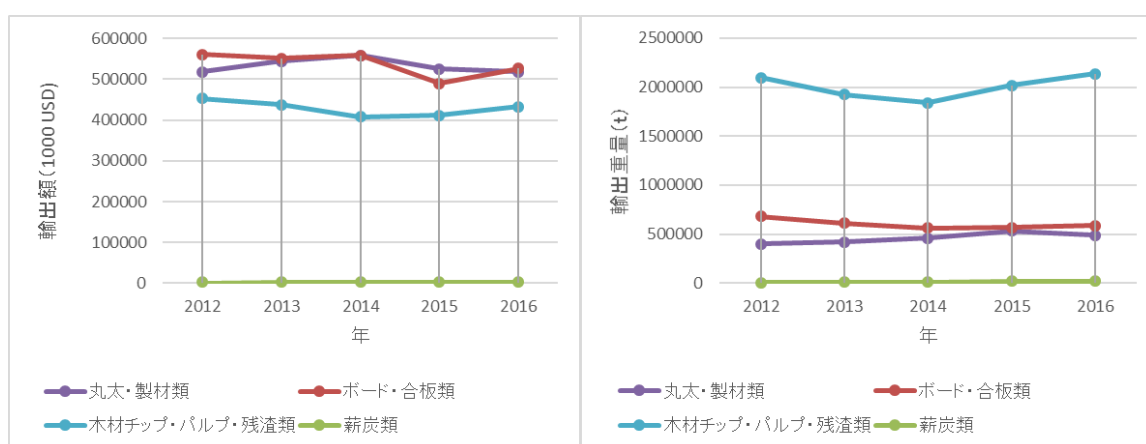


図 4.4.5 イタリアによる木材・木材製品の品目別年間総輸出額（左）・輸出重量（右）の推移（2012年-2016年）

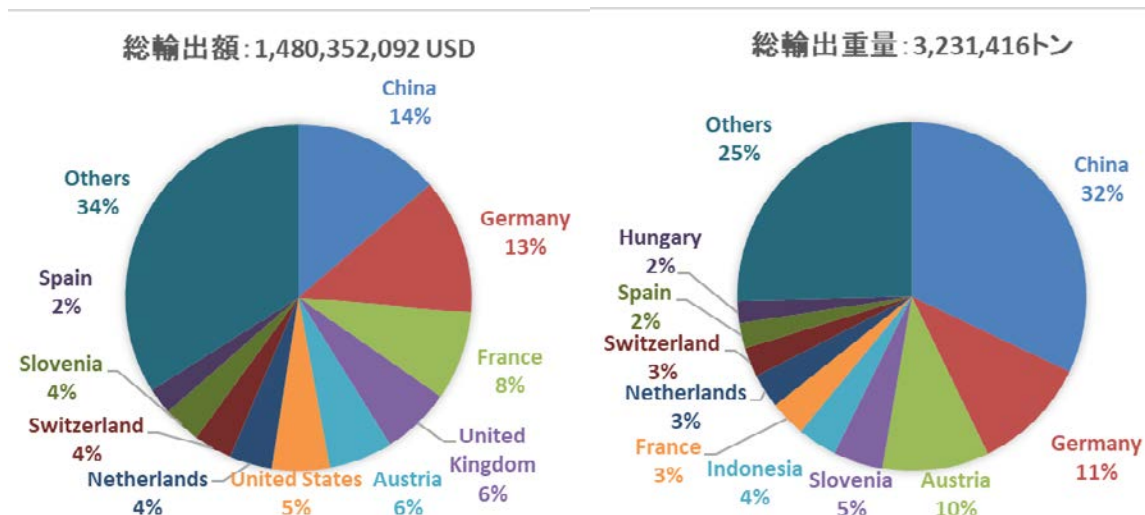


図 4.4.6 イタリアによる木材・木材製品の輸出相手先国別割合 (2016年・輸出額(左)及び重量(右)ベース)

表 4.4.2 輸出増加率(左)・減少率(右)が最も高い輸出相手先の上位5か国 (2011年-2016年・輸出額及び重量ベース)

順位	増加率の高い輸出相手先国				減少率の高い輸出相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	ブルガリア	+19%	マレーシア	+42%	インドネシア	-15%	ロシア	-14%
2	マレーシア	+19%	タイ	+21%	トルコ	-15%	レバノン	-12%
3	米国	+10%	ベトナム	+21%	サウジアラビア	-14%	サウジアラビア	-11%
4	タイ	+10%	韓国	+19%	ギリシャ	-13%	インドネシア	-11%
5	豪州	+9.9%	米国	+17%	レバノン	-12%	ギリシャ	-10%

イタリアによる対日に限定した輸出材については、2016年に総額8.3百万米ドル(輸出相手先国中33位)、総重量7.8千トン(同41位)である。

図 4.4.7 の通り、製材類の輸出額・重量が減少している一方で、ボード・合板類や木材チップ・パルプ・残渣類については増加する傾向にある。2016年までの5年間に於ける総輸出額は8.2%の減少、総輸出重量は1.8%の減少を記録している。

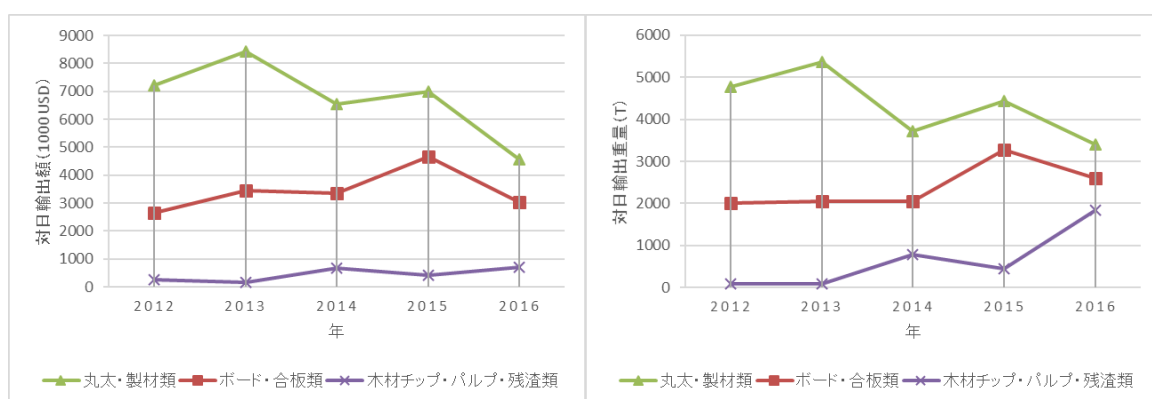


図 4.4.7 イタリアによる日本向け木材・木材製品の品目別年間総輸出額(左)・輸出重量(右)の推移(2012年-2016年)

また、2016年の我が国にとっての相手先国別輸入額順位において、イタリアは製材類及び合板類で20位に位置する。

特筆すべきは、2016年の日本の木製家具の相手先国別輸入額順位において、イタリアは中国や東南アジア諸国に次ぐ7位（50億円弱）と高水準にあり、特に付加価値の高い高級木製家具として、多額の木材が輸入されている。このことから、特に輸入木製家具分野において、その輸入に当たっての使用木材の合法性確認の重要性は高い。

表 4.4.3 日本の品目別・相手先国別輸入額におけるイタリアの順位（2016年）⁷

品目	順位
丸太・製材類	25位
ボード・合板類	18位
木材パルプ・チップ・残渣類	27位
薪炭類	37位
木製家具	7位(50億円弱)
総額(木製家具を除く)	33位

なお、イタリアにおける家具生産の一大拠点である、ミラノ近郊で使用される木材のうち、クリーンウッド法における合法性確認の対象外である再利用材の総量は、同国の原木生産量及び輸入量の総量を上回るほどであるとの聴取結果もあることから、対象とする木材が再利用材か否かをまず確認することの重要性もまた高いと言える。

4.4.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

国家森林・森林炭素蓄積インベントリ（INFC）⁸によれば、同国の森林の所有形態は、面積にして34%が公有林であり、残りの66%が民有林である。

公有林のうち2割強が国有または州有林で、残りの8割弱は県または共同体等の地方自治体が主体となり所有・管理を担っている。

民有林のうち8割を個人所有者が占めるが、その多くは小規模所有者で、管理の手が必ずしも行き届いていない。一方で法人所有林は1割にも満たない。

森林全体の7%程度の植林も、その9割弱は民有林であり、うち半分弱が北部に位置

⁷ 木製家具については、一般社団法人日本家具産業振興会「輸入家具実績表」による

⁸ Gasparini, P., Tabacchi, G. (eds.) (2011). L'Inventario Nazionale delle Foreste e dei serbatoi Forestali di Carbonio INFC 2005. Secondo inventario forestale nazionale italiano. Metodi e risultati. Ministero delle Politiche Agricole, Alimentari e Forestali; Corpo Forestale dello Stato. Consiglio per la Ricerca e la Sperimentazione in Agricoltura, Unità di Ricerca per il Monitoraggio e la Pianificazione Forestale. Edagricole-Il sole 24 ore, Bologna.

するヴェネト州やロンバルディア州に存在する。

表 4.4.4 イタリアの森林面積における所有形態別割合

森林区分	面積割合	細分	面積割合
公有林	34%	国有・州有	7%
		県有・共同体有	27%
民有林	66% (植林を含む)	個人所有 (ほとんどが零細)	53%<
		法人所有	13%>

民法⁹により、所有権は、合意・契約、取得時効、相続・継承、収用により取得可能である。土地の不動産登記は、経済財務省の管轄下で土地台帳を管理する税務局（Agenzia delle Entrate）が担当しており、土地所有権移行や抵当取引に関する情報の窓口である。

表 4.4.5 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
土地権利証	伊名：Atto di provenienza ・売買契約書、相続証明書、寄付証明書等が該当する
土地登記簿・図	・独自の登記システム（Sistema tavolare）を有する一部県・区で土地権利証の役割を果たす
借地契約書	・借地に該当する場合
商工会議所法人登録証	伊名：Visura Camerale
事業登録証	伊名：Certificato di Iscrizione al Registro delle Imprese

② コンセッション・ライセンス

公有林においてはコンセッション・ライセンス制度が存在する。州級当局は、公有林のコンセッション運用に当たり、森林面積とその多面的機能の保持を図るための規則を制定する必要があり、場合によっては、運用の持続可能性を促進するために官民合同のコンソーシアムを形成することもある¹⁰。

コンセッションをコンソーシアムで運営する場合は、州・県・共同体など各級当局と民間事業者の多様な組み合わせで運営されるため、運営方法も大きく異なる。しかし、いずれの場合も、管理計画に基づき関連法令の遵守を原則として運営される。

昨今は地方分権により、州級当局等による実験的なコンセッション運用が展開されており、例えばリグーリア州において、およそ 2,700ha の公有林を無償でコンセッション提供するなど¹¹、変則的な運営方法によるコンセッションが活発化する可能性もある。

ただし、あくまでもコンセッション運用される森林面積は限定的で、運用規則の遵守も厳格に監理されていることから、法に抵触するような事例は極めて限定的であるものと推測される。

⁹ R.D. n.262 del 16 marzo 1942 "Approvazione del testo del Codice civile" (G.U. n.79 del 04 aprile 1942), artt. 80 e seguenti. (<http://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto.dataPubblicazioneGazzetta=1942-04-04&atto.codiceRedazionale=042U0262¤tPage=1>)

¹⁰ Public forests concessions and forest consortia. Orientation and modernization of the forestry sector - D.Lgs n. 227 del 18 Maggio 2001, art. 5. (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2001;227>)

¹¹ Penco, D. (2015). Scelte gestionali del patrimonio forestale regionale e organizzazione delle strutture. La situazione in Liguria. Paper presented at ANARF 2015 meeting, Il Ruolo del settore pubblico nella gestione del patrimonio forestale: esperienze a confronto. Nuoro, 5-6th March 2015. (www.anarf.org)

表 4.4.6 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
借地契約書	(特になし)

③ 森林管理・伐採計画

州・県・共同体など各級当局の管理する公有林は全て、森林管理計画（Piani economici/Piani de assestamento）の作成が各級当局に義務付けられており、内部審査を経て承認の済んだ計画に則って管理しなければならない¹²。各州級・県級当局は、計画の名称、内容、承認手続、有効期間等の追加規則を制定する。

一方で私有林については、一部州を除き、州級当局が森林管理計画の作成を促進してはいるものの、義務ではないが、計画が州級当局に承認されれば、遵守義務が発生する。

なお、公有・私有を問わず、全て州級当局が制定する管理規則を遵守する必要がある。

INFC によれば、2005 年時点で有効な森林管理計画は全森林面積の 16%を対象とする⁸。地域によりその作成率は大きく異なり、ポルツァーノ自治県（94%）やトレント自治県（78%）を含む北部が高く、一方で対象地のほとんど存在しないような南部では低い。

前述の通り、森林管理計画の作成は、全森林面積の 34%を占める公有林で義務である一方で、実際は全森林面積の 16%のみにおいて作成されていることから、必ずしも全ての公有林において作成義務が履行されてはいない可能性を示唆している。

しかしながら、当局による計画承認の手続きには数年間を要するため、例えば F S C・FM 認証の国内基準においては、森林管理計画の作成と提出を以ってそれを有効と判断している。

表 4.4.7 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	伊名：Piani economici/Piani de assestamento ・公有林は作成義務あり

④ 伐採許可

原則として、公有・私有問わず、いずれの森林においても伐採する上で許可証が必要である。しかしながら、必要な手続きを規定している森林法及び附則は、州または県においてそれぞれ制定されているため、許可証はそれぞれに異なる名称や発行手順が定められている。

これを前提として、許可証は州級・県級当局が閾値を定める伐採面積・伐採量により、主に伐採届と伐採許可証に大別される。前者は特に灌木地等の小面積・小伐採量の施業を対象としており、発行手続きも比較的簡略なものである。後者は特に高木林や環境・水文地質規制等の対象地等の中面積・中伐採量以上の施業を対象として、発行手続きも比較的複雑である。

前者の伐採届については、多くの地方行政区において、通常申請後 60 日間以内に当局からの異議が無いことで承認したこととする制度を採用している。

なお、ロンバルディア州およびピエモンテ州においては、許可証の発行はオンライン

¹² BOSCHI E FORESTE Regio decreto-legge 30 dicembre 1923, n. 3267
(http://www.minambiente.it/sites/default/files/R.D._30-12-1923_n._3267.pdf)

ベースで可能である。

他方、主にナラやその他自生種の雑木林からの、商業用を含む薪炭材を中心に、実際の伐採・生産量の計測値が、公式統計値を上回る状態が継続している¹³。

国家治安警察隊が報告する違法伐採件数は、薪炭材の小規模施業を中心に、主に南部のバジリカータ州、カラブリア州、プッリャ州等において増加しており¹⁴、国家治安警察隊からの各級当局に対する、許可証発行手続きに関する是正通告も増加している。

表 4.4.8 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	・19州・2県により細則規定は異なる ・有効期限、伐採地範囲、樹種、伐採量等は現地確認が可能

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

金銭支払の関連事項は、契約または許可毎に設定され、一概に共通した要求事項は基本的に存在しない。

ただし、皆伐施業後の更新等の規制要件の確実な履行を保証するために、州級当局が保証債券 (Fidejussione) を要求する場合がある。このデポジットとして機能する保証債券額は、施業の着実な履行の確認後に払い戻しが可能となる。

この支払が要求される場合は、通常、印紙の形式で伐採のための許可証に貼付される。この支払額は、伐採量により増減するものではないことから、ロイヤルティというよりは、むしろ伐採許可手続きのための行政コストの手数料とみなすことができる。

表 4.4.9 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	印紙の貼付を確認
保証債券	該当する場合

②付加価値税とその他売上・販売税

大統領令¹⁵により、CNコード¹⁶に対応して林産物の付加価値税を、下記のように設定している。

- ・ 立木 (CN code: 06.02 - 44.01 - 44.03 - 44.04 - 45.01) : 22%
- ・ 原木 (丸太・棒) (CN code: 44.03 - 44.04) : 22%
- ・ おが屑 (CN code 44.01) : 10%
- ・ 薪およびエネルギー利用のための木質チップ (44.01) : 10%

¹³ Pettenella, D., Florian, D., Masiero, M., Secco, L. (2012). Attività illegali nella gestione delle risorse forestali in Italia/Illegal activities in the forestry sector in Italy. SCORE project, co-financed by the Prevention of and Fight against Crime Programme of the European Union. European Commission-Directorate General Home Affairs.

¹⁴ CFS (2013). Nota Stampa: Forestale: furti di legna, nuova realtà criminale. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

¹⁵ D.P.R. n.633 del 26 Ottobre 1972. "Istituzione e disciplina dell'imposta sul valore aggiunto".

(<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1972-10-26;633>)

¹⁶ HSコードに相当する、EUの対外的な共通関税設定のための「合同関税品目分類表 (CN: Combined Nomenclature)」に基づく品目コード

このうち、薪については、家庭用年間総消費量の 18.4 百万トンのうち、半分弱が自家生産され、半分強は市場取引を経ている。後者のうち、5分の4程度が地下市場で取引され、年間 9.5 百万ユーロの付加価値税が徴収し損なわれているとする研究¹⁷も存在する。

また、梱包材としての木製パレットについても、その他の商品の輸送に使用する場合であっても、返却されない限りは付加価値税の課税対象であり、多くの申告・納付漏れについての報告¹⁸がなされている。

背景として、EU域内の国際取引において、従来は販売者が購入者から税額分を徴収して購入者の所属する国に納税するという煩雑な義務があったため、納税の障壁であると考えられていた。これを受け、2015年に付加価値税のリバース・チャージ制度が導入され、納税義務が購入者に移行したため、全て購入者がその所属する国に直接納付するようにするなど、いくらか対策が施されている。

表 4.4.10 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
送り状（インボイス）	（特になし）
納税申告書	通称は様式 F24

③収入及び利益税

大統領令¹⁹により定められた収入・利益税は下記の種類を含む²⁰。

- ・ 個人所得税（Imposta sul Reddito delle Persone Fisiche: IRPEF）
- ・ 法人税（Imposte sul Reddito delle Società: IRES）
- ・ 地方法人税または州事業税（Imposta Regionale sulle Attività Produttive: IRAP）

個人所得税は、林産事業者が個人事業主の場合に適用される。基本的に 23%から 43%までの累進課税制である。

法人税は、法人企業の所得を対象としており、標準税率は 27.5%である。課税対象は源泉や性質によらずに、財務諸表の当期損益に税務調整を加えた所得金額である。ただし、外国法人の場合は、イタリア国内の源泉所得のみに課される。

地方法人税または州事業税は、法人企業が創出した付加価値に課税する。標準税率は 3.9%であり、±0.92%の範囲で各州が調整する裁量を有する。

特に地方法人税または州事業税については、農業や漁業を含む農林水産分野における脱税が頻発していることが報告されており、全産業分野中の脱税総額の割合は 4%程度であるのに対して、同産業分野における脱税率は 63%と推定する報告²¹もある。ただし、林産業のみに限定して推定されたものではない。

¹⁷ Legno Servizi (2015). In Italia il mercato nero della legna da ardere vale 180 milioni di euro. (<http://www.legnoservizi.it/in-italia-il-mercato-nero-della-legna-da-ardere-vale-180-milioni-di-euro/>)

¹⁸ Camera dei Deputati (2009). Atto parlamentare, seduta del 07/04/2009.

¹⁹ Approval of the consolidated law on income taxes. D.P.R. n.917 del 22 Dicembre 1986 (art.32 and 55). (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:presidente.repubblica:decreto:1986-12-22;917!vig=>)

²⁰ Agenzia delle Entrate (2015). Italian taxation.

(<https://www.agenziaentrate.gov.it/wps/content/Nsilib/NSE/Business/Taxes+on+corporate+income/?page=business>)

²¹ Guardia di Finanza (2010). 2010 Rapporto annuale/Annual Report. Corpo della Guardia di Finanza, Rome.

表 4.4.11 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納税申告書	通称は様式 F24

(3) 伐採施業

① 林業（木材伐採）規則

伐採規則の細則は、州・県などの地方当局レベルで規定・運用している。規定項目は、最短及び最長伐期、伐採施業の季節や施業期間の長さ、保育管理や伐採施業の技術的な評価指標を含む多岐に亘り、前述の森林管理・伐採計画及び伐採許可に係る法令と関連している。

農業食糧・林業政策省直轄の森林警察による過去の報告²²によれば、監督対象のうち、1割強で違反を報告しているが、いずれも罰金程度の軽度のものである。これらの違反報告のほとんどは、伐採等の施業時における立木損傷、天然更新の阻害、土壌損傷等や、灌木等の伐採時における要求基準の不遵守によるものである¹³。

表 4.4.12 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	(特になし)
伐採届または伐採許可証	(特になし)

② 保護地域及び樹種

保護地域枠組法²³は、保護地域の指定基準および管理方法を規定しており、国立公園、州立広域公園、および自然保護区の3種に区別する。

また、EU指令における欧州連合保護地域生態系ネットワーク（Natura2000）の枠組みの下、大統領令²⁴および省令²⁵により、「種にとって重要な場（Site of Community Importance: SCI）」の指定基準および管理方法を規定している。各州および自治県は各地のSCIを特定して、環境・国土海洋保全省に報告する責任を有し、それを以って正式な指定に至る。同様に「特別保護地域（Special Protected Area: SPA）」についても、絶滅危惧野生動物保護・狩猟法²⁶が規定している。

このNatura2000の指定面積は全森林面積の22.2%に相当しており、そのうち7割強が国立公園、州立・広域公園、および自然保護区にも指定されている。

保護地域枠組法に基づく公園および保護区は、管理当局が作成して、環境・国土海洋

²² CFS (2013). Dossier attività operativa 2012. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

²³ L. n.394 del 6 Dicembre 1991 "Legge Quadro sulle aree protette". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1991-12-06:394!vig=>)

²⁴ D.P.R. n.357 dell'8 Settembre 1997 "Regolamento recante attuazione della direttiva 92/43/CEE relativa alla conservazione degli habitat naturali e seminaturali, nonché della flora e della fauna selvatiche". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1997-09-08:357!vig=>)

²⁵ D.M. del 17 Ottobre 2007 "Criteri minimi uniformi per la definizione di misure di conservazione relative a zone speciali di conservazione (ZSC) e a zone di protezione speciale (ZPS)". (http://www.gazzettaufficiale.it/atto/serie_generale/caricaDettaglioAtto/originario?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2007-11-06&atto.codiceRedazionale=07A09363&elenco30giorni=false)

²⁶ L. n.157 del 11 Febbraio 1992 "Norme per la protezione della fauna selvatica omoeterma e per prelievo venatorio". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1992;157>)

保全省が承認した管理計画に基づいて管理されなければならない²³。基本的に国家森林警察が監督責任を負うが、自治州および自治県においては、各級森林警察が管轄する。

Natura2000のSCIおよびSPAにおける活動は、州レベルで設定された当局による影響評価の作成を含む承認プロセスを経る必要がある²⁷。ただし、南部のカラブリア州等の一部地域においては、森林施業が影響評価の対象外である。

いずれにおいても、伐採を含む各種森林施業については、州級・県級当局が制定した要求項目に沿って実施する必要があり、当局が管理計画と影響評価を保管することとしている。

環境・国土海洋保全省による報告²⁸によれば、公園および保護区における脅威は、主に人為的な活動によるもので、農林業や放牧地放棄を原因とする表土流出や生息地分断化、化学汚染等である。SCIやSPAについては、同様の脅威のほかに、インフラ整備開発や外来種侵入を原因とするものが挙げられる。ただし、伐採施業による影響については、比較的限定的であることが言及されている。

しかしながら、一方で2013年時点における一部NGOによる報告^{29・30}は、当局による影響評価について、保全状態の考慮不足や環境影響の過小評価等を制度上の不備として指摘している。このため、抑止効果が十分に働かず、その結果として溪畔林・河畔林における違法伐採の事例を数件報告している。

表 4.4.13 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	森林・公園管理計画に準拠
影響評価	一部地域においては森林施業は対象外

③ 環境配慮事項

環境配慮事項の多くは、伐採規則等に組み込まれており、州級・県級当局が制定する要求項目に含まれている。主な目的は、自然的もしくは人為的に発生する損傷の予防や回復、生物多様性の保護を目指すものである。

加えて、国家レベルによる土地利用の制限として、いかなる林内活動も森林の恒続性を犠牲にしてはならず、認可なき土地利用転換を禁じている。また、2005年の国家森林インベントリによれば、87%の森林は水文地質的制限下にあり、該当する林内における森林施業は州級当局の許可を要する。

違反実態としては、上述の伐採規則および保護地域の項目におけるものと同様であり、森林の土地利用転換による事例は限定的である。

²⁷ DPR n. 120 - 12.3.03 (G.U. n. 124 - 30.5.03): "Regolamento recante modifiche ed integrazioni al DPR 357/97 del 8.9.97 concernente attuazione della direttiva 92/43/CEE relativa alla conservazione degli habitat naturali e seminaturali, nonché della flora e della fauna selvatiche". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:2003-03-12;120!vig=>)

²⁸ Italian Ministry for the Environment, Land and Sea (2014). Italy's fifth national report to the Convention on Biological Diversity (2009-2013). (www.minambiente.it/sites/default/files/archivio/allegati/biodiversita/italian_fifth_report_cbd.pdf)

²⁹ WWF Italia and LIPU (2013). Rete Natura 2000: ecco le cattive opere. Dossier sul depauperamento dei siti Natura 2000 e sulla Valutazione di Incidenza in Italia. (http://awsassets.wwf.panda.org/downloads/dossiernatura2000_lipu_wwf_2013.pdf)

³⁰ LIPU (2009). Determinazione dello stato di conservazione a livello di sito: i parchi nazionali Italiani. (www.minambiente.it/sites/default/files/archivio/allegati/rete_natura_2000/relazione_parchi_nazionale_finale_aprile2009.pdf)

表 4.4.14 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採届または伐採許可証	(特になし)

④ 安全衛生

関連法³¹により、雇用者、被雇用者、更に被雇用者のうち伐採作業班長等の指定管理職について、権利および義務を定めている。いかなる事業者もその規定要求を満たす安全衛生管理システムを構築して、導入・維持しなければならない。システムを構成する主な項目は下記の通りである。

- ① 安全衛生に係るリスク評価
- ② リスク評価の結果に準じた安全衛生管理方法
- ③ 管理方法の導入に係る関係者の義務や役割の特定と割り振り
- ④ 義務や役割に係る訓練
- ⑤ 安全衛生器具等の適切な使用
- ⑥ 機械・設備の安全性と維持管理（法律が指定する場合は、労働社会政策省管轄下の国立労働災害保険協会（INAIL³²）・地域保健局（ASL³³）による定期審査を含む）

他にも、多くの州・自治県は森林作業者の職業能力開発に係る方策を導入している³⁴。

具体的には、安全衛生の適格性向上のため、21 あるうち 16 の州・自治県は定期審査により関連法を遵守している認定した林業事業者の公式登録制度を導入している。

トレント自治県、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、ヴェネト州、ウンブリア州は、労働安全特別教育を実施して、その参加者にライセンスを発行している。州または県級の条例により、公有林における施業や大規模施業を担当する林業事業者に対して、ライセンスを要求することがある。

国家農業統計によれば、特に伐採施業を伴う林産業は、イタリアにおいて労働災害率の最も高い4つの産業分野のうちの一つである³⁵。

農業を含む農林業従事者の労働災害報告件数のうち、死亡災害の1割強、重傷事故の3割強が立木伐採やチェーンソーの使用によるものである³⁶。

特に森林管理施業従事者に限定した労働災害報告件数のうち、4割程度については、罹災者が出稼ぎ労働者であるとされているが、この値の対象に作業道作設や公園管理等は含まれていないため、実際はより多い可能性がある³⁷。

³¹ D.Lgs. n. 81 del 9 Aprile 2008 "Attuazione dell'articolo 1 della legge 3 agosto 2007, n.123, in materia di tutela della salute e sicurezza nei luoghi di lavoro/uso delle attrezzature di lavoro e dei dispositivi di protezione individuale".

³² Istituto Nazionale per l'Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro の略

³³ Azienda Sanitaria Locale の略

³⁴ D'Alessio, M. (2015). Scelte gestionali del patrimonio forestale regionale e organizzazione delle strutture. Paper presented at ANARF 2015 meeting, Il Ruolo del settore pubblico nella gestione del patrimonio forestale: esperienze a confronto. Nuoro, 5-6th March 2015. (www.anarf.org)

³⁵ INAIL (2012). Rapporto Annuale 2011. Parte quarta/statistiche Infortuni e malattie professionali. Istituto Nazionale Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro, Rome.

³⁶ INAIL (2015). Report annuale sugli infortuni mortali e con feriti gravi verificatisi nel 2014 nel settore agricolo e forestale. Osservatorio INAIL sugli infortuni nel settore agricolo e forestale, Rome (Italy).

³⁷ INAIL (2012). Andamento degli infortuni sul lavoro. Istituto Nazionale Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro, Rome (Italy).

表 4.4.15 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
リスク評価報告書	伊名 : Documento di Valutazione dei Rischi
安全衛生訓練記録	(特になし)
機械設備の定期審査報告書	INAIL/ASL により実施・作成

⑤ 合法的な雇用

森林作業者は、正規雇用か否かを問わず、国家団体労働協約 (CCNL) が定義する要求項目および労働条件に準拠して雇用される必要がある。国立労働災害保険協会 (INAIL) が加入義務のある社会保険を提供しており、その対象者である農業従事者に林業従事者が含まれている^{38・39}。したがって、非正規雇用者にも社会保険の加入が義務付けられる。

就業可能な最低年齢は 16 歳であり、いかなる場合にも義務教育を確実に修了させることが求められる。更に、18 歳未満の労働者の危険労働や夜間労働を禁止している^{40・41}。

また、国家労働法は、雇用・役職機会や労賃等を含む、性別に基づくいかなる差別をも禁止しており、産後権利を保障している。年齢や個人的信条、宗教、障害や性的指向に基づく差別も同様に回避するための要求項目を設定している。

前述の通り、一部州・自治県における順法事業体の登録制度や、労働安全の特別教育を基にしたライセンス制度を運営しており、合法的雇用の管理制度として機能する⁴²。

林産業分野における雇用状況の公式統計は量的にも質的にも限定的であるが、同国における大衆の一般認識として、同業界は現在益々「技術がなく装備も不十分で、不定期に低賃金で雇用され、労働災害の高いリスクに晒される」傾向にあるとされている⁴³。

国家統計においても、農業・狩猟・林業分野という括りではあるが、非正規雇用率の 3 番目に高い産業分野という結果があり、2009 年時点では全被雇用者の 4 分の 1 程度が非正規雇用とされる⁴⁴。これは主に小規模素材生産業者等により雇用される出稼ぎ労働者が多くを占めている⁴⁵。

森林作業者の総人数の 6 割強を占める南部を中心とした公務員や、1 割弱の森林組合従事者は正規雇用率が高く、一方で 3 割程度である民間林業事業者が灌木林や薪炭林で施業する際に非正規雇用者を利用する傾向が強いとされる^{46・13}。

³⁸ D.P.R. n.1124 del 30 Giugno 1965 "Testo unico delle disposizioni per l'assicurazione obbligatoria contro gli infortuni sul lavoro e le malattie professionali". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:1965-06-30;1124!vig=>)

³⁹ D.Lgs n.38 del 23 Febbraio 2000 "Disposizioni in materia di assicurazione contro gli infortuni sul lavoro e le malattie professionali". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2000-02-23;38!vig=>)

⁴⁰ L. n.777 del 17 Ottobre 1967 "Tutela del lavoro dei bambini e degli adolescenti". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1967-10-17;977>)

⁴¹ D.Lgs n.345 del 4 Agosto 1999 "Attuazione della direttiva 94/33/CE relativa alla protezione dei giovani sul lavoro". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:1999;345>)

⁴² D.Lgs n. 227 del 18 Maggio 2001 (art.7, agg.1) "Orientamento e modernizzazione del settore forestale". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2001;227>)

⁴³ Consiglio Editoriale della Rivista Sherwood (2002). Il lavoro irregolare negli interventi selvicolturali. [online]. (<http://www.selvicoltura.it/OLAB/ARCHIVIODOCUMENTI/File/Articoli/IRREGOLARI.pdf>)

⁴⁴ ISTAT (2011). La misura dell'occupazione non regolare nelle stime di contabilità nazionale. Istituto Nazionale di Statistica, Rome.

⁴⁵ Costanzo, A. (2010). Il binomio immigrazione- agricoltura. Rapporto di una ricerca qualitativa in Toscana. Laboratorio di studi rurali Sismondi, Pisa.

⁴⁶ Pettenella D., Secco, L. (2004). Il lavoro in selvicoltura. Sherwood n. 97, Speciale atti convegno lavoro in bosco: p. 6-14.

表 4.4.16 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働契約書	(特になし)
INAIL 事業者登録書	(特になし)

(4) 第三者の権利

① 慣習的な権利

国家法と相反しない場合に慣習権は州法で公認され、細則が規定される⁴⁷。

慣習権の一種である共有財産権は、地域社会に共有地（コモンズ）からの自然サービス（木材・山菜の採取、放牧、漁猟等）を享受する権利を与えるものである。

共有財産権を主張する者は、その集団名簿を作成して所定の手続きを経ることにより、転売や分割、不法占拠による取得や土地利用方法の変更ができないことを条件に、その共有財産権が保障される。

共有財産権の保護については、国家法による詳細な規定に基づき、各州に共有財産権の協議会が設置され、係争等にも的確に対処するための組織的な取組が往年より確立されている。

表 4.4.17 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
慣習権の公認関連文書	(特になし)
土地台帳図	(特になし)

② FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

FPIC について定める法制度は、同国に存在しない。

③ 先住民族の権利

同国において、先住民族は認識されていない。

(5) 貿易と輸送

① 樹種、量、品質の分類

木材製品・消費財の輸送の際は、送り主と荷受人、そして品物の樹種を含む質・量についての情報や積載の様子の写真等を掲載した、納品書または送り状を帯同する必要がある^{48・49}。

⁴⁷ L. 16 June 1927, n. 1766 Conversion into law of R.D. May 22, 1924, n. 751, concerning the reorganization of the civic uses in the Kingdom, the RD August 28, 1924, n. 1484, amending Article. 26 of R.D. May 22, 1924, n. 751, and R.D. May 16, 1926, n. 895, extending the time allowed by art. 2 of R.D.L. May 22, 1924, n. 751.

⁴⁸ Presidential Decree n. 627 of October 6, 1978 (article 3) "Additional and corrective regulations on the Presidential Decree no. 633/1972, concerning the introduction and regulation of value added tax, pursuant to the delegation provided dall.art.7 law of 10 May 1975 (249) on the introduction of the obligation to issue the accompanying document for goods in transit". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:presidente.repubblica:decreto:1978-10-06;627~art1-com2-let1>)

⁴⁹ Presidential Decree 472 of 14 August 1996 "Implementation of the provisions contained nell'aert.3, paragraph 147, letter d) of Law 28 December 1995, 549, regarding the abolition of the packing slip of goods traveling". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:presidente.repubblica:decreto:1996-08-14;472~art1>)

森林警察⁵⁰および経済財政省管轄下の財務警察⁵¹は、灌木林からの薪炭材の非公式取引の輸送時に、それらの書類が帯同されていない、または捏造されている傾向が強いことを指摘している。

表 4.4.18 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納品書	伊名 : Documento di Trasporto (DdT)
送り状	輸送時に発行された場合
受領証	伊名 : Nota di consegna

② 貿易と輸送

輸送時に送り状が帯同しない場合は、前項と同様に輸送日、送り主・荷受人・輸送者、品物の品目・質・量についての情報を記載した納品書が必要となる^{48・49}。納品書は2部必要で、一部ずつ送り主と受取人が、最低10年間保管する必要がある。納品書は荷物と同封するか、輸送日と同日付で別途郵送、宅配、またはEメールで送付する。

送り状や納品書の発行状況は、(2)②「付加価値税とその他売上・販売税」の項目で示した、地下市場で取引される薪炭材に課されるべき付加価値税の脱税と関連している。

薪炭材の総消費量のうち、自家生産による消費と市場経由による消費の分量は半々であるが、市場経由の消費のうち2割程度しか適切に付加価値税が納付されていない⁵²。そのため、薪炭材については市場経由の消費の8割程度、つまり総消費量の4割程度について、送り状または納品書が発行されていない可能性が示唆される。

表 4.4.19 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納品書	伊名 : Documento di Trasporto (DdT)
運送状	伊名 : Lettera di vettura
船荷証券 (B/L)	伊名 : Polizza di carico
受領証	伊名 : Nota di consegna

③ 外国間貿易と振替価格操作

いかなる財政・投資活動も、経済財政省令によりタックス・ヘイヴンまたはブラックリスト国家として登録された税制優遇国家で実施される場合は、脱税目的であるとして自動推定的に有罪とされ、それを否定するに足る十分な証拠がない限りは、通常の脱税と比較して倍の罰則が科される^{53・54・55}。

⁵⁰ CFS (various years). Dossier attività operativa. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

⁵¹ Guardia di Finanza (various years). Rapporto annuale/Annual Report. Corpo della Guardia di Finanza, Rome.

⁵² Co.Na.I.Bo (2014). Proposta di detrazioni fiscali sull'acquisto della legna da ardere. Tecniko&Pratiko, 108: p.11.

⁵³ D.M. del 21 Novembre 2001 "Individuazione degli Stati o territori a regime fiscale privilegiato di cui all'art. 127-bis, comma 4, del testo unico delle

imposte sui redditi (cd. "black list")".

(https://www.agenziaentrate.gov.it/wps/file/Nsilib/NsiOLD/Documentazione/Fiscalita+internazionale/Black+list/Black+list+in+vigore+dal+19+febbraio+2002/Decreto+Ministeriale+del+21+novembre+2001/Decreto+del+21_11_2001+-+Min.+Economia+e+Finanze_+aggiornato.pdf)

⁵⁴ Leg. 78 of 1 July 2009 (Title II) "Anti-crisis measures and extension of time / anti-avoidance measures and international and domestic anti-circumvention". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legge:2009-07-01;78>)

⁵⁵ D. L. n. 78 of 31 May 2010 "Urgent measures for financial stabilization and competitiveness", Art. 26. ([\)](http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legge:2010-05-31;78!vig=)

また、外国子会社合算税制として、外国子会社はその国における主な経済活動として産業・貿易の活動実態を証明できない限りは、その国において留保された利益は親会社に配当されたものとみなして、イタリア国内の総収入金額に算入して順当に課税する。この外国子会社の所在国が、前述の省令による登録国でなくとも、イタリアで該当する課税金額の半額未満しか課税されない場合は、外国子会社合算税制が適用される。

租税回避の実態として、財務警察によれば、2013年時点で152億ユーロの租税回避地に絡む脱税行為を特定した⁵⁶。その多くはイタリア国外におけるペーパーカンパニーの設立や、イタリア国内における外資企業による経済活動の未申告によるもので、他には振替価格操作や資金移動によるものを含む。ただし、これは林産業に限定した統計報告ではない。

特にイタリアを含む欧州諸国と取引のあるコンゴ民主主義共和国やコンゴ共和国等のサブサハラ・アフリカ諸国においては、振替価格操作が一般的であるとした上で、林産企業の関与を示唆する報告⁵⁷も存在する。しかしながら、これも同様にイタリア系林産事業者の関与を明確に示すものではない。

表 4.4.20 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
歳入庁監査報告書	歳入庁は財務警察と共に法施行の監督業務を担当する
(移転価格税制における) マスターファイル	・歳入庁決定 ⁵⁸ により規定 ・多国籍企業グループは組織構造、事業、保有無形財産、グループ間金融活動、財務・納税状況等を記述して、年次毎に歳入庁に提出

④ 税関規則

輸入者は税関庁に輸入関連文書を提出する必要がある、記載内容として下記を含む⁵⁹。また、FLEGT ライセンスの発行された製品を輸入する場合は、一定の手数料の支払いが求められる⁶⁰。

- ① 輸出者情報
- ② 梱包重量と正味重量
- ③ 輸送手段（トラック、コンテナ、列車車両、航空便等の特定番号を含む）
- ④ 納品書（DdT）との紐づけ情報
- ⑤ 品目

一方で輸出者については、税関庁に輸出関連書類を提出する必要がある、記載内容と

⁵⁶ Guardia di Finanza (2013). 2013 Rapporto annuale/Annual Report. Corpo della Guardia di Finanza, Rome.

⁵⁷ Greenpeace (2008). Conning the Congo. (www.greenpeace.org/international/Global/international/planet-2/report/2008/7/conning-the-congo.pdf)

⁵⁸ Financial State Agency, ruling 2010/137654 of 29 September 2010. (www.agenziaentrate.gov.it/wps/wcm/connect/531de980442227faa4c0af05cd3f91ea/Prov+29092010+e+allegato+A.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=531de980442227faa4c0af05cd3f91ea)

⁵⁹ Council Regulation (EEC) No 2913/92 of 12 October 1992 "Community customs code". (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/IT/TXT/?uri=celex:31992R2913>)

⁶⁰ D. Lgs n. 178 del 30 Ottobre 2014 "Attuazione del regolamento (CE) n. 2173/2005 relativo all'istituzione di un sistema di licenze FLEGT per le importazioni di legname nella Comunità europea e del regolamento (UE) n. 995/2010 che stabilisce gli obblighi degli operatori che commercializzano legno e prodotti da esso derivati. (14G00191)" (<http://www.ambientesicurezzaweb.it/wp-content/uploads/sites/5/2014/12/Legname.pdf>)

して下記を含む⁶⁰。

- ① 品目
- ② 製品の原産地
- ③ 輸送手段（トラック、コンテナ、列車車両、航空便等の特定番号を含む）
- ④ 納品書（DdT）および輸出先国が要求する場合は植物検疫証明書との紐づけ情報
- ⑤ 仕向国

輸出入共に、これらの情報は全て税関申告書の記載内容と一致した上で、我が国の HS コードに相当する、EU 合同関税品目分類表（Combined Nomenclature: CN）の品目コード（CN コード）によりの確に分類される必要がある。税関庁によるこれらの分析・承認後に初めて輸出入が許可される。

植物検疫については、イタリアは EU 指令⁶¹に準拠した国内法⁶²の下、国家級および州級の植物防疫所による検査対象として、製材品、木質チップ、おが屑等の木材残渣、梱包・輸送・保護用材等を CN コードでリスト⁶²化して規定している。また、対象製品の全ての国内製造者および卸売業者は、検査を担当する植物防疫所から事業認可を受ける必要がある。

特に、植物検疫における木材梱包材については、輸入規制ガイドライン ISPM No.15 を EU 指令で適用している⁶³。イタリア国内において生産されたか、熱処理または薫蒸による消毒処理を受けた梱包材の登録が必要で、木材事業者の連合会 ConLegno が窓口業務を担当している。

なお、税関庁による木材製品に特化した違反報告は公表されていない。ISPM No.15 による木材梱包材の登録済み国内事業者数は 1300 を超えるものの、これについても統計は公表されていない。

表 4.4.21 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
税関申告書	（特になし）
輸入通関申告書	（特になし）

⑤ CITES（ワシントン条約）

イタリアはワシントン条約を批准しており⁶⁴、管理・科学両当局に環境省を据え、その連携の下に輸出入許可当局に経済開発省を、再輸出許可当局に防衛省管轄下の国家治安

⁶¹ Council Directive 2002/89/EC of 28 November 2002 “amending Directive 2000/29/EC on protective measures against the introduction into the Community of organisms harmful to plants or plant products and against their spread within the Community”. (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32002L0089>)

⁶² D.Lgs n.214 del 19 Agosto 2005 "Attuazione della direttiva 2002/89/ce concernente le misure di protezione contro l'introduzione e la diffusione nella comunità di organismi nocivi ai vegetali o ai prodotti vegetali" (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2005-08-19;214!vig=2014-10-31>)

⁶³ Commission Directive 2004/102/EC of 5 October 2004 “amending Annexes II, III, IV and V to Council Directive 2000/29/EC on protective measures against the introduction into the Community of organisms harmful to plants or plant products and against their spread within the Community” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32004L0102>)

⁶⁴ L. n.874 del 19 Dicembre 1975 "Ratifica ed esecuzione della convenzione sul commercio internazionale delle specie animali e vegetali 58 Timber Legality Risk Assessment – Italy in via di estinzione, firmata a Washington il 3 marzo 1973". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1975-12-19;874>)

警察隊（森林軍警）を、それぞれ指定している。

施行に当たり、懲罰として、罰金、逮捕、物品の差押えと没収を定める⁶⁵。

全国規模で、国際空港や湾港の 23 箇所において、輸出入許可の確認を実施しており、主要都市の 28 箇所において、捜査・施行強化体制支援をする認証事務所を構えている。

なお、条約登録種のうち木材利用に供する樹種は、イタリア国内に生息していない⁶⁶。

また、2015 年に森林警察は輸入税関において 68,000 件の CITES に係る許可証等を検査して、174 件の違反事例を特定しているが、木材製品の違反事例は無かった⁶⁷。

表 4.4.22 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
CITES 許可証	イタリアに輸出する国が発行
輸入承認証/事前確認書等	イタリアの経済開発省が発行

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

欧州委員会により、イタリアにおける欧州連合木材規則（EUTR）に基づく国内規則の施行は、既に完了したと公認されている。

監督当局（Competent Authority）は農業食糧・林業政策省の管轄下にある森林警察であり、事業者の抽出調査等のモニタリングを実施しているが、国家治安警察隊（Carabinieri Forestali）に権限を段階的に移譲しており、最終的に今後数年以内には全権限を移譲する予定である。

EUTR において、EU 市場に最初に木材・木材製品を出荷する者は operator と呼ばれ、国産材の場合は木を伐採して市場に販売した者が、また輸入材の場合は木材・木材製品を商業目的で EU 域内に初めて持ち込む輸入事業者が該当する。また、木材・木材製品を operator から購入して域内取引を実施する者は trader と呼ばれ、区別されている。

operator には、デュー・ディリジェンス（DD）が義務付けられている。また trader は、取り扱う木材・木材製品の直近の購入先と販売先（販売する場合のみ）の情報を明確にし、保存しておく義務がある。この情報を段階的に遡及すれば、operator を特定することが可能である。イタリアにおいて、これらの義務の違反が確定した者は、段階的な警告等を経ることなく、最大 1 万ユーロの罰金刑または 1 年以下の禁固刑に処される。

イタリアは operator と trader の登録制を設けており、operator の登録事業者数は同国が 2 万超と最大級で、trader 登録事業者数はその 3 倍近くが存在している。零細・中小規模事業者が大半を占めることから、非常に複雑なサプライチェーンを形成している。

また、EU 当局の承認を受け、顧客の DD システムの構築を支援すると共に、その適正運用を評価して当局に報告する第三者監査機関(Monitoring Organization: MO)として、FederLegno をはじめ、事業者向けに DD のコンサルティング・サービスを提供している民間機関もあり、輸入相手先国の国家リスク評価等を代行して顧客に情報提供している。

⁶⁵ L. n.150 del 7 Febbraio 1992 " Disciplina dei reati relativi all'applicazione in Italia della convenzione sul commercio internazionale delle specie animali e vegetali in via di estinzione, firmata a Washington il 3 marzo 1973, di cui alla legge 19 dicembre 1975, n.874, e del reg. N.3626/82, e successive modificazioni, nonché norme per la commercializzazione e la detenzione di esemplari vivi di mammiferi e rettili che possono costituire pericolo per la salute e l'incolumità pubblica". (<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1992;150>)

⁶⁶ UNEP-WCMC and CITES (2015). SPECIES+ database. (<http://www.speciesplus.net>)

⁶⁷ CFS (2015) Nota Stampa: l'attività del Servizio CITES del Corpo Forestale dello Stato. Corpo Forestale dello Stato, Rome.

DD の費用対効果や規制違反による懲罰リスクを考慮して、以前は operator であった事業者が trader に転じ、その他の operator から木材・木材製品を調達する事例が増加しているという、MO からの聴取結果もある。

前述の国家治安警察隊は、国産材および輸入材の operator および trader のうち、年間 300 件程度を抜き打ちで審査している。現在までに、例としてミャンマー産チーク材の輸入に際する DD システムの未整備による罰金事例等は存在するが、違法伐採材の取扱が明確に発覚したことによる違反事例は未だない。ただし、同監督当局の資金的・人的資源不足や、戦略的な審査対象の選定が為されていないとして、法施行の体制が万全でない指摘する環境 NGO からの聴取結果もある。

表 4.4.23 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
デュー・ディリジェンスの実施記録	(特になし)

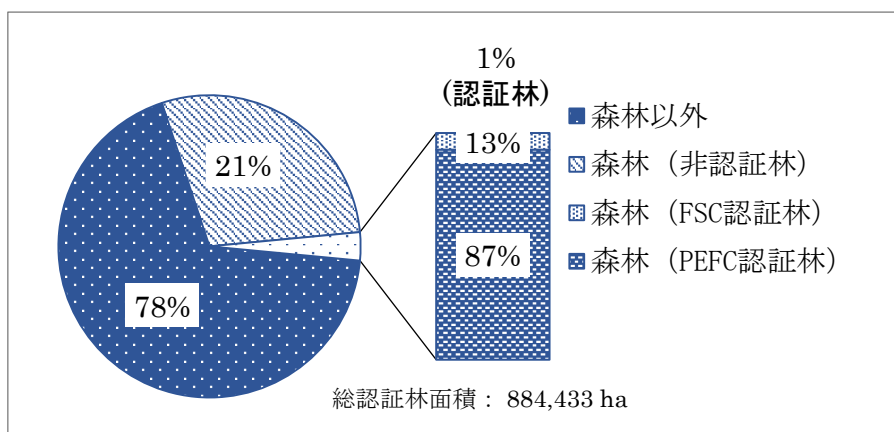
4.4.3 森林認証制度

1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、過去 5 年間で 3 割程度増加しており、取得面積が拡がりつつあるものの、その絶対数は限定的で、総森林面積の 1 割強である。

PEFC の認証面積は FSC の 10 倍以上あり、圧倒的な多数派である。

形態としてほぼ全ての認証が FM/CoC であり、特に北部山岳地帯における薪炭材またはチップ用材の生産林である。



※国土面積及び森林面積は 2015 年推定値、FSC は 2019 年 2 月時点、PEFC は 2018 年 9 月時点⁶⁸
 ※FSC 及び PEFC の認証面積は重複する場合がある

図 4.4.8 イタリアの国土に占める森林と認証林の割合

⁶⁸ FSC 及び PEFC ”Facts & Figures”

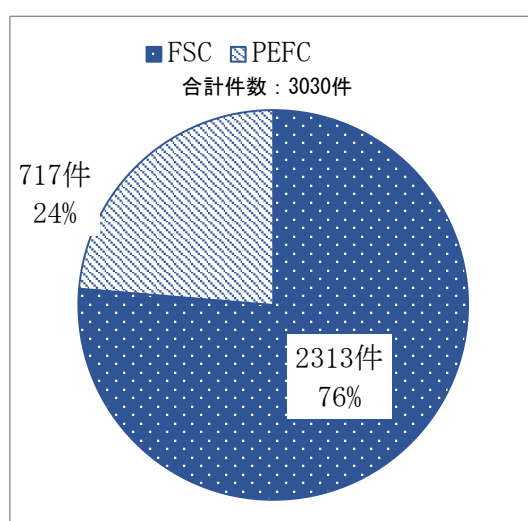
2) CoC 認証の普及概況

CoC 認証については、過去 5 年間で 4 割程度増加しており、総取得件数は他国と比較しても非常に多く、中国、ドイツ、イギリスに次いで世界第 4 位である（FSC は 3 位・PEFC は 5 位）。

FM 認証と異なり、FSC が総取得件数の 4 分の 3 を占め、多数派をなしている。

特に FSC・CoC 認証の取得件数に占める室内用家具は 600 件程度と 4 分の 1 を占め、木製家具における森林認証普及率が高いことが伺える。

実際に、2018 年に開催された、イタリア家具のアジア市場向け展示会として最大規模を誇るミラノサローネ上海で木材家具を展示した出展者のうち、10%を無作為抽出したところ、ほぼ全社が森林認証を取得しており、木材家具取扱輸出事業者による森林認証の利用率が高いことが示唆される。



※FSC は 2019 年 2 月時点、PEFC は 2018 年 9 月時点⁶⁸

図 4.4.9 イタリアにおける CoC 認証の取得状況

4.5 南アフリカ

4.5.1 木材等の生産及び流通の状況

1) 森林資源状況

自然植生被覆

南アフリカ共和国(以下、「南ア」とする)は、南緯 22-35°に位置する。年平均降雨量が約 460mm で、南ア国の西部に砂漠が分布し、東部に向かうほど降雨量が増加する傾向にある。国土面積 122.3 百万 ha¹のうち下図に示すように 44.9 百万 ha が自然植生の被覆地で、ほとんどがサバンナ樹林地で、森林面積は 2.1 百万 ha (森林率約 5%) である。

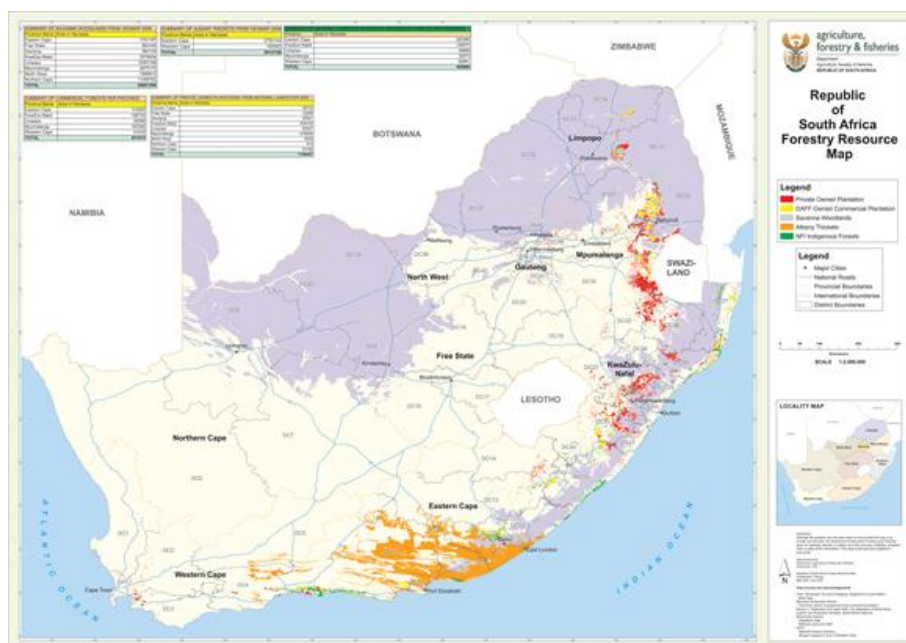


図 4.5.1 南アフリカの土地被覆図と種類別構成表(2009 年)

表 4.5.1 南アフリカの土地被覆図と種類別構成表(2009 年)²

地図上判例	区分	面積 (ha)
	私有人工林	1,156,427
	国有人工林	451,870
	人工林計	1,608,297
	国家森林インベントリ指定在来林(天然林)	495,666
	森林計	2,103,963
	サバンナ樹林地	39,957,209
	アルバニ藪 ³	2,912,726
	合計	44,973,898

¹ Forestry South Africa. September 2017. South African Forestry and Forest Products Industry 2016 ([https://www.forestry.co.za/uploads/File/industry_info/statistical_data/new%20layout/South%20African%20Forestry%20&%20Forest%20Products%20Industry%20-%202016%20\(R\).pdf](https://www.forestry.co.za/uploads/File/industry_info/statistical_data/new%20layout/South%20African%20Forestry%20&%20Forest%20Products%20Industry%20-%202016%20(R).pdf)). Land Use in South Africa

² 農林水産省 (Department of Agriculture, Forestry and Fisheries; 以下、DAFF), 2009

³ 西ケープ州(以前、アルバニ地域)に限定し Porkbush (*Portulacaria afra*)等多肉植物が優占する植生。

森林としては、国土面積の 1%程度の人工林が主体で、主に Limpopo, Mpumalanga, KwaZulu-Natal、Eastern Cape 州など東部に分布する。天然林は、東部から南部に位置する山地沿いに分布する。天然林は保護されており、天然木の採取は自然倒木の処理目的等でのみ許可される。

所有形態別樹種別人工林面積

人工林については、83%が民有、17%が公有⁴である。民有林については、大規模企業 3 社(S 社⁵, M 社⁶, N 社⁷)を中心に企業所有が半数を超えるが⁸、その他、個人事業者、個人所有者もいる。植栽樹種のほとんどが外来種である。

表 4.5.2 南アフリカの所有形態・樹種別人工林面積⁹

所有形態	面積 (ha)	%	植栽樹種	面積 (ha)	%
企業	611,584	50.1	マツ*	607,922	49.8
農家事業者	207,523	17.0	ユーカリ*	521,250	42.7
企業(前 SAFCOL ¹⁰)	142,825	11.7	アカシア*	142,825	7.1
SAFCOL	128,176	10.5	その他	4,883	0.4
国有/自治体	85,451	7.0	-	-	-
小規模農家所有者 ¹¹	45,167	3.7	-	-	-
合計	1,220,726	100.0	合計	1,220,726	100.0

注*: 外来種が主体。マツ: *Pinus patula*, *P. elliotti* が主。合計 21 種、ユーカリ: *Eucalyptus grandis* が主。合計 52 種、アカシア: *Acacia mearnsii* が主。合計 15 種¹²が分布。

2) 木材生産・消費の現況

丸太生産量・消費量

以下の南ア国内情報の範囲内では、年間約 17 百万 m³ 程度の丸太を生産しており、約 2/3 がパルプ用で、その次に製材用である。

表 4.5.3 南アフリカの用途別丸太生産量¹³

単位: 1,000m³

種類	2012	2013	2014	2015	2016
パルプ用材	12,113	N/A	N/A	11,838	10,881
製材用材	4,486	N/A	N/A	4,677	4,447
坑木用材	815	N/A	N/A	580	433
電柱用材	378	N/A	N/A	428	328
その他	420	N/A	N/A	375	353
合計	18,212	N/A	N/A	17,898	16,442

⁴ 国営企業である SAFCOL を含む。

⁵ S 社は、1936年に創立された南ア国の法人格をもつパルプと紙の主要な製造企業である。グループとして 4大陸 9カ国に製造設備を持つ。

⁶ M 社は、世界 30カ国以上に拠点を持ち、製紙業や包装事業を手がける多国籍企業。特にカラーレーザープリンター用紙の世界大手として知られている。現在はイギリス・ロンドンと南ア国・ヨハネスブルクに本社を置く。

⁷ N 社は、1949年に設立された個人事業者を構成員とする木材供給組合である。

⁸ TWK 社など個人事業者の組合が 1940年企業登記して設立)のように個人事業者、個人所有者の組合もある。

⁹ 南アフリカ林業協会(Forestry South Africa 以下、FSA] 2016)をもとに作成。

¹⁰ SAFCOL (South African Forestry Company Limited) は、公共企業省(Department of Public Enterprises :DPE)管轄の南アフリカ最大の国営企業である。国内の Limpopo, Mpumalanga, KwaZulu-Natal 州だけでなく、モザンビークの Manica, Sofala 州にも事業地を有する。

¹¹ FSC の南部アフリカ地域コーディネーターとの面談(2018年 9月 25日)結果では、小規模所有者(<10ha)は、慣習リーダー管轄地の住民が主で、東部を中心に散在しているとの情報がある。

¹² <http://www.treetags.co.za/exotic-south-african-trees/>

¹³ 南アフリカ林業協会[FSA] 2012, 2015, 2016)をもとに作成。

内訳については、以下、FAO 公表情報のとおりである。しかし、丸太生産が年間約 27 百万 m³ 程度と南ア国内情報より多い。次いで、工業用原木、木質燃料である。チップは輸出に特化している。パルプ材と輸出用チップの合計が、上表のパルプ用材とほぼ同量となっている。

表 4.5.4 南アフリカの丸太生産量・消費量¹⁴

種類		2012	2013	2014	2015	2016
丸太 (1,000m ³)	生産	29,906	27,618	26,757	27,313	26,446
	輸入	277	217	329	483	895
	消費	29,890	27,633	26,779	27,345	27,029
	輸出	293	202	307	451	312
木質燃料 (1,000m ³) 1)	生産	12,000	12,000	12,024	12,029	12,027
	輸入	275	204	323	469	851
	消費	12,113	12,200	12,342	12,314	12,805
	輸出	162	5	4	184	74
工業用原木 (1,000m ³)	生産	17,906	15,618	14,734	15,284	14,419
	輸入	2	13	6	14	44
	消費	17,777	15,433	14,438	15,031	14,224
	輸出	131	197	303	267	239
製材用・単板用原木 (1,000m ³)	生産	4,486	4,375	4,677	4,677	4,450
パルプ材 (1,000m ³)	生産	12,113	9,935	8,749	9,299	8,660
チップ (1,000m ³)	輸出	2,107	1,725	1,993	2,318	2,509
その他工業用原木 (1,000m ³)	生産	1,308	1,308	1,308	1,308	1,308

注 1) 炭用材を含む

木材加工品及び紙・パルプ製品の生産量・消費量

下表に示すように、木材加工品については自国生産で不足する分を輸入し自国消費し、余剰分を輸出している構造と言える。

¹⁴ FAO 林産物統計をもとに作成。

表 4.5.5 南アフリカの木材加工品生産量・消費量¹⁵

種類		2012	2013	2014	2015	2016
木炭(1,000 Ton)	生産	189	189	58	58	58
	輸入	0	8	2	7	9
	輸出	20	27	29	26	24
木質廃棄物(1,000m ³)	生産	430	411	422	450	453
	消費	429	409	418	445	450
	輸出	1	2	5	5	4
製材品(1,000m ³)	生産	1,443	1,553	1,866	1,966	2,138
	輸入	153	341	319	341	254
	消費	1,477	1,771	2,019	2,142	2,207
	輸出	120	123	166	165	185
木質パネル(1,000m ³)	生産	1,024	978	1,153	1,227	1,523
	輸入	141	183	242	154	210
	消費	1,063	1,069	1,259	1,240	1,578
	輸出	103	91	136	141	155
単板(1,000m ³)	生産	5	15	14	14	13
	輸入	11	15	7	11	6
	消費	14	27	18	21	19
	輸出	1	2	2	4	1
合板(1,000m ³)	生産	154	105	82	83	83
	輸入	37	33	61	32	52
	消費	187	133	140	115	130
	輸出	3	4	3	1	5
パーティクルボード (1,000m ³)	生産	649	565	646	691	1,015
	輸入	8	18	40	51	46
	消費	598	527	581	636	942
	輸出	59	56	105	106	118
ファイバーボード (1,000m ³)	生産	217	293	411	439	411
	輸入	87	117	133	60	106
	消費	263	381	519	469	487
	輸出	41	29	26	30	31
ハードボード(1,000m ³)	生産	57	88	131	141	131
	輸入	26	27	42	34	37
	消費	56	95	158	163	157
	輸出	27	20	15	12	11
MDF(中密度繊維版) (1,000m ³)	生産	160	205	280	298	280
	輸入	59	63	48	12	32
	消費	210	260	318	298	300
	輸出	10	8	9	12	12
絶縁ボード(1,000m ³)	生産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	輸入	1	28	43	15	38
	消費	0	26	42	8	30
	輸出	4	2	1	7	8

¹⁵ FAO 林産物統計をもとに作成。

一方、パルプについて、下表に示すように、輸出に重点をおいた構造を呈している。

表 4.5.6 南アフリカの 1)紙・2)パルプ製品の生産量・消費量¹⁶

種類		2012	2013	2014	2015	2016
パルプ (1,000 Ton)	生産	5,758	5,601	5,806	6,674	5,419
	輸入	212	341	408	387	449
	消費	3,885	3,766	3,679	3,596	3,431
	輸出	2,281	2,522	2,692	2,663	2,598
紙、板紙 (1,000 Ton)	生産	2,422	2,318	2,257	2,248	2,248
	輸入	691	696	626	637	517
	消費	2,610	1,567	2,472	2,473	2,320
	輸出	504	448	411	413	444
新聞紙 (1,000 Ton)	生産	300	242	223	218	218
	輸入	3	16	13	24	6
	消費	258	216	199	204	184
	輸出	45	42	37	38	40
印刷紙 (1,000 Ton)	生産	496	499	495	422	422
	輸入	366	333	254	254	150
	消費	756	734	650	577	512
	輸出	105	98	98	98	60
その他紙、板紙 (1,000 Ton)	生産	1,627	1,578	1,539	1,609	1,609
	輸入	322	347	359	359	361
	消費	1,595	1,617	1,623	1,692	1,625
	輸出	354	308	276	276	344
家庭用紙、衛生用紙 (1,000 Ton)	生産	216	222	240	214	214
	輸入	14	10	9	9	18
	消費	226	226	242	216	225
	輸出	4	6	7	7	7
包装用紙・板紙 (1,000 Ton)	生産	1,313	1,244	1,192	1,292	1,292
	輸入	297	319	300	300	293
	消費	1,262	1,262	1,225	1,326	1,257
	輸出	348	299	267	267	329
その他、紙類 (1,000 Ton)	生産	98	112	107	102	102
	輸入	11	18	50	50	49
	消費	107	127	155	150	144
	輸出	2	3	2	2	8

注 1) 古紙を除く; 2) 木質パルプ、機械パルプ、半化学パルプ、化学パルプ、溶解パルプ、漂白硫酸パルプ、未漂白硫酸パルプ、その他繊維パルプ

¹⁶ FAO 林産物統計をもとに作成。

3) 木材貿易の現況

木材輸出・輸入

下表に示すように、木材輸出入において紙及びパルプが主要な製品となっている。

表 4.5.7 南アフリカの木材輸出入額¹⁷

品目	輸出額(百万 R)	%	輸入額(百万 R)	%
紙	8.9	30.6	13.1	66.3
パルプ	12.3	42.2	1.6	7.9
固形木材	1.0	3.3	0.0	0.1
その他	7.0	23.9	5.1	25.7
合計	29.1	100.0	19.8	100.0

以下、新聞紙、チップ、割り板等主要な輸出入品に関する輸出入国である。

表 4.5.8 南アフリカの主要な輸出入国(2015年)¹⁸

品目	輸出先	輸入国
新聞紙(ロール/シート)/ HS 4801	アフリカ: Namibia, Zimbabwe, Zambia, Botswana, Malawi, Mauritius, Mozambique, Tanzania, Ghana, Madagascar, Swaziland, Uganda, Kenya, Nigeria, Lesotho, DRC, Togo アジア: India	ヨーロッパ: France, Finland, Belgium, Germany, Russia, Austria, Sweden, Poland, Spain, アジア: Korea, Indonesia アメリカ: Canada
チップ(燃料用鋸屑)/ HS 4401	アジア: Japan, China, Taipei, India, Vietnam, Korea ヨーロッパ: France, UK, Netherlands アフリカ: Botswana, Mozambique, Namibia, Lesotho, Zimbabwe 中東: Saudi Arabia, Kuwait 太平洋: New Zealand	アフリカ: Swaziland, Namibia, Zambia ヨーロッパ: Germany, France, Hungary, Austria アメリカ: USA, Canada 太平洋: Australia
木炭(椰子柄炭を含む)/ HS 4402	ヨーロッパ: UK, Netherlands, Sweden, Switzerland, France, Germany, Belgium, Greece 中東: Saudi Arabia, Lebanon, Israel, Kuwait, UAE 太平洋: Australia, New Zealand アフリカ: Lesotho	アフリカ: Namibia, Swaziland, Zimbabwe, Botswana, DRC, Mozambique アジア: China, Malaysia, Indonesia, Thailand, Vietnam ヨーロッパ: Netherland, Poland 中東: UAE 太平洋: Australia
その他木製品 / HS 4403	アフリカ: Tanzania, Namibia, Botswana, Mozambique, Zambia, Lesotho, Kenya, Maldives Ghana, Guinea, Swaziland アジア: Viet Nam, China ヨーロッパ: Netherlands,	アフリカ: Swaziland, Namibia, Gabon, Zambia, Mozambique アジア: China, Indonesia, Turkey ヨーロッパ: Italy アメリカ: Brazil

¹⁷ 南アフリカ林業協会(FSA, 2016)をもとに作成。

¹⁸ 農林水産省(DAFF),2009

対日本材貿易

以下に示すように、日本の南アから輸入木材はほとんどがチップである。

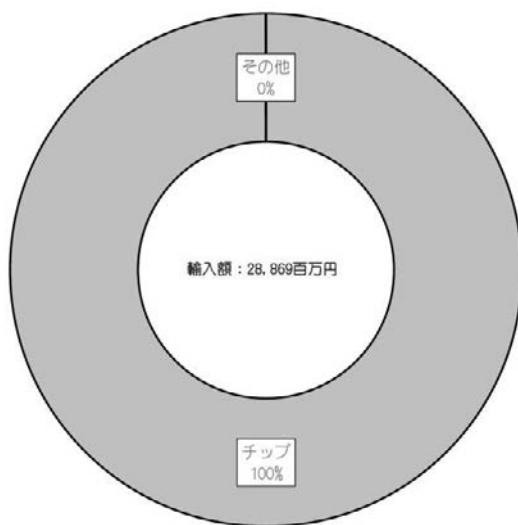


図 4.5.2 南アフリカからの木材輸入額(2017年)¹⁹

チップの流通概況

チップ輸出は、N社とTWK社の2社で行われている。Richard Bay港に3工場とDurban港に1工場がある。

チップ工場までの原木の流通は下図のように人工林から道路を通じてチップ工場、隣接する港湾と単純である。



図 4.5.3 南アフリカのチップ原木の流通概況

¹⁹ 財務省『貿易統計』(2017年)

4.5.2 森林管理及び合法伐採木材に関連する法令及びその運用

1) 森林管理及び合法伐採木材に関連する行政の体制

農林水産省が森林セクターに関する政策の策定と実施を担っているが、下表に示すような行政機関も関係する。

「国家森林法(National Forest Act)」の Section 3 に基づくと、天然林の伐採、転換は事実上、不可となっている。インフラ整備等の公共福祉を事由とした開発のみ特別許可される場合があるが、市場販売ではなく地域利用に供され、代替地として同面積の植栽を実施することとしている。または移植して伐採を避ける場合もある。

南アの商業伐採は主に外来早生樹種²⁰の人工林となっている。人工林が水域、人工林以外のランドスケープ、土壌など農業資源にネガティブなインパクトを及ぼす可能性を受けて、人工林地をむやみに拡大させない政策をとっていると考えられる。

表 4.5.9 南アフリカの森林管理及び合法伐採木材に関連する行政機関²¹

行政機関	英語表記(略称)	主要な許認可業務	備考
農業開発・土地改革省	Department of Rural Development and Land Reform (DRDLR)	土地所有権に関する Land Reform Program	損害賠償請求、土地の再配分、土地所有改革からなる。
農林水産省	Department of Agriculture, Forestry and Fisheries (DAFF)	<ul style="list-style-type: none"> ●天然林・在来種の伐倒・オークション許可 ●外来種・草地の耕作の管理 	天然林の商業伐採は不可
水・衛生省	Department of Water and Sanitation(DWS)	水使用者許可(登録)	<ul style="list-style-type: none"> ●植林許可に相当 ●DWS 州事務所(許可評価助言委員会[License Assessment Advisory Committee] 勧告による)
環境省	Department of Environmental Affairs (DEA)	環境影響評価 CITES 輸出許可	
遺跡資源庁	Heritage Resource Agency (HRA)	国家遺跡保全	
歳入局	The South African Revenue Service (SARS)	輸出入業者の登録	
貿易産業省	Department of Trade and Industry (DTI)	輸出入許可	または関連省庁

2) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有・管理権

土地所有権については、農業開発・土地改革省(DRDLR)が管轄の「土地権利に関する損害賠償法(Act No. 22 of 2004)」に基づき、過去の民族差別の結果、1913年6月19日以降、

²⁰ DAFF の気候変動・災害管理局(Directorate of Climate Change and Disaster Management)との面談(2018年9月26日)では、気候変動適応面から、将来は、水消費がより少ない在来樹種植林による林を推進したいとの情報もある。

²¹ FSC. 2018. FSC National Risk Assessment for South Africa Code FSC-NRA-ZA-V1-0 (National approval Date: 11/04/2017, International approval Date: 03 April 2018)

土地の権利が剥奪された農園、コミュニティの子孫は損害賠償請求権がある。損害賠償請求権の締め切りは当初 1998 年 12 月 31 日までであったが、2019 年 6 月 30 日までに延長されている。損害賠償請求権の行使にあたって、所有権の返還を要求する場合²²と経済的補償を要求する場合(特に、都市部)がある。なお、土地権が主張されている森林地は多いが、法的プロセスに則して適切に対応している場合、FSC の FM 認証においては係争地扱いとはしておらず、該当する認証基準を満たすことになる²³。

土地管理権について、1972 年以前は商業林業について法規制がなかった。1968 年制定の「森林法(Forest Act)」の 1972 年改正により、「植林許可(Afforestation Permit)」制による許可制度が導入された。1972 年 1 月 1 日以前に造成された人工林は、航空写真等により存在していた根拠がある場合、許可を保有していなくてもよい。1956 年制定の「水法(Water Act)」の 1998 年改正で「国家水法(National Water Act)」が制定され、同様に、「森林法」が 1998 年に改正され「国家森林法(National Forest Act)」が制定された。これにより、商業用の植林への土地使用が「流量を減少させる活動(Water Flow Reduction Activity[WFRA])」と位置づけられ、植林にあたって水・衛生省からの「水使用許可(Water Use License/WUL)」の取得が義務付けられるようになった。

水使用許可は水・衛生省の州事務所に申請する。活動や対象地によっては環境許可(環境影響評価)、農業資源保全や遺跡資源保全等の規制対象となる場合がある。申請にあたって、州の環境・農業・遺跡資源庁の承認書類を添付することが求められている。土地の管理権の合法性確認にあたって、水使用許可が重要である。

水使用許可の有効期限は 40 年で、5 年毎に監査を受ける必要がある²⁴。水使用許可申請にあたって、環境省のガイドライン²⁵に準じて湿地・河畔域境界設定を行い、植栽は 20～32m 程度²⁶湿地・河畔域から離す必要がある。

表 4.5.10 土地管理権に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要²⁷

合法性確認に関連する書類	関連する法令	備考
水使用許可	国家水法 (Act No. 36 of 1998) :主に Chapter 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 水使用許可の申請にあたっては、他の規制に関する手続きが適切に行われていることが前提。合法性確認書類。 ● 水使用許可により植林地の火災管理に関する注意事項²⁸の実施(水使用許可 Appendix II で要請)
環境許可(環境影響評価) (該当する活動または場所を含む場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家環境管理法 (Act No. 107 of 1998) ・ 環境影響評価規制 Listing Notice No. 1-3 2014 (2017 改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Listing Notice に環境影響許可の対象となる事業、場所の規定が地域ごとに規定され、監督官庁と検討が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1ha 以上の在来植生の伐開は対象となる(Listing 1)。 ● 鉱業・エネルギー開発については、一元的に鉱業省(Department of

²² 土地賃貸料を支払うことにより地表部である森林管理を継続するという認識。

²³ FSA KwaZulu Natal 事務所との面談(2018 年 9 月 21 日)結果の範囲

²⁴ 50ha 以下の小規模所有者は、監査を受ける義務が免除されている。

²⁵ Department of Water and Forestry.2008. A practical field procedure for identification and delineation of wetlands and riparian areas

²⁶ 2014 年以前に新規植林地の場合は 20m、2014 年以降の新規植林地の場合は、32m。

²⁷ FSC. 2018. FSC National Risk Assessment for South Africa Code FSC-NRA-ZA-V1-0 (National approval Date: 11/04/2017, International approval Date: 03 April 2018)及び既往許可書事例添付書類を基に作成

²⁸ 「国家草原・森林火災法(Act No. 101 of 1998)」により規定。所有者は、防火帯の事前準備が義務付けられている。また、火災危険度が高い際に、水路付近での火の使用により火災が発生した場合、処罰の対象となる。

合法性確認に関連する書類	関連する法令	備考
		Mineral Resources /DMR)が監督官庁となる ²⁹ 。 ● 既往植林地は対象外。
外来種規制管理計画	・ 国家環境管理： 生物多様性法 (Act No. 10 of 2004) ・ 外来・侵入種規制 2014	許可植栽地域以外及び水域に外来植林樹種が拡散するのを予防 ³⁰ 。事業終了にあたっては、外来植林樹種の駆除(水使用許可 Appendix II で要請)
-	農業資源保護法 (Act No. 43 of 1983)	侵食防止・土壌保全面、植生保全・侵入種雑草駆除面などについて許可後1年以内に管理計画を提出(水使用許可 Appendix II で要請)
遺跡資源保全許可 (歴史的/考古学的価値のある洞窟・対象がある場合)	国家遺跡資源法 (Act No. 25 of 1999)	

注: 土地管理者の企業活動の合法性確認書類(法人設立、納税関係等)は除く。

さらに、2014年制定「外来・侵入種規制(Alien and Invasion Species Regulation)」により、外来種の植林地について、リスクアセスメントを行い許可申請する必要がある。2014年までに造成されたユーカリ、マツ、アカシアの外来植林樹種の植林地について、上記の国家水法により許可されていれば、外来・侵入種規制の対象外となっている³¹。

表 4.5.11 南アフリカの植林許可に関連する書類の変遷概要³²

新規植林地造成時期			
-1972	1972-2001	2002-2014 (Sep.)	2014 (Oct.)-2018
許可不要 (航空写真により存在を証明)	植林許可(Permit) 湿地域から離す。	水使用許可(License) 湿地域境界から 20m 離す。	水使用許可(License) 湿地域境界から 32m 離す。

²⁹ DAFF と連携して、許可発行を管理しており、採掘終了後の再造林も義務づけている。(出典:DAFF の規制・監督局(Directorate of Regulations and Oversight)との面談[2018年9月26日])

³⁰ FSC の南部アフリカ地域コーディネーターとの面談(2018年9月25日)結果では、過去に入植者が植栽したマツの拡散が問題となったことはあったが、現在、小規模所有者は、マツではなく、薪炭材としても利用できるアカシアの植林を好み、拡散する前に薪炭材として利用されるため、アカシアの拡散リスクは低い。チップ材として大規模に植林されるユーカリは、拡散リスクが高いという情報もある。

³¹ *Eucalypts camaldulensis, E. cladocalyx, E. conferruminata, E. diversicolor, E. grandis, E. tereticornis and hybrid; Acacia decurrens A. mearnsii, A. melanoxylon; Pinus patula, P. roxburghii, P. taeda and hybrid* は除外される。(出典: Forestry South Africa. 2017. Environmental Guidelines for Commercial Forestry Plantations in South Africa)

³² 2018年収集情報の範囲で作成。



Figure 3 Photo 4250/1: Longridge Farm in winter of 1973.

Rev: 0

Page 6 of 6

1972年以前の植林地
(航空写真による証明のみ)

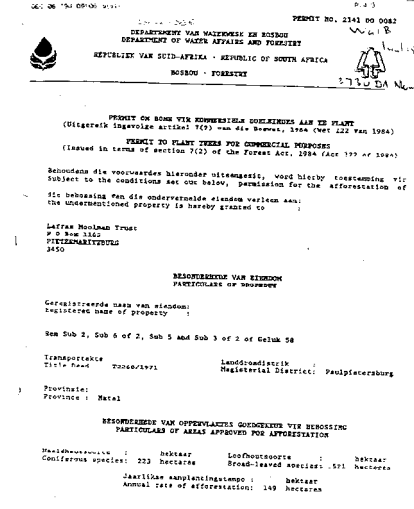


Figure 2 Copy of Afforestation Permit for Longridge (Geluk).

Rev: 0

Page 5 of 6

植林許可書(1994年)

water & sanitation
Department of Water and Sanitation
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

Private Bag X 313, Pretoria, 0001, Sediberg Building, 165 Francis Baard Street, Pretoria, 0001, Tel: (012) 336-7600, Fax: (012) 323-4472/012 326 2716

LICENCE IN TERMS OF CHAPTER 4 OF THE NATIONAL WATER ACT, 1998 (ACT NO. 36 OF 1998)

I, Anil-Bijman Singh, in my capacity as Director-General (Acting) in the Department of Water and Sanitation and acting under authority of the powers delegated to me by the Minister of Water and Sanitation, here by authorise the following water use in respect of this licence.

SIGNED:
DATED:

LICENCE NO: 06W12AD/3780
FILE NO: 272/1W121/66/6

1. Licensee:	Baylibre Melmoth Farm
Postal Address:	P.O. Box 1445 Pretoriusmaritzburg 3200
2. Water Use	
2.1 Section 21 (d) read with Section 36 of the Act: Engaging in a stream flow reduction activity, subject to the conditions set out in Appendices I, II and III	
3. Property in respect of which this licence is issued	
3.1 Rem of Sub 1 & 2 of Vergelegen No. 6160	
4. Registered owner of the property	
4.1 Baylibre Central Timber Co-Operative Limited	
5. Licence and review period	
5.1 This licence is valid for a period of forty (40) years from the date of issuance and it may be reviewed at intervals not more than five (5) years.	B 06442

LICENCE NO: 06W12AD/3780
FILE NO: 272/1W121/66/6

6. Definitions

"Any terms, words and expressions as defined in the National Water Act, 1998 (Act 36 of 1998) shall bear the same meaning when used in this licence.

"The Provincial Head" means the Head of Provincial Operations: KwaZulu-Natal, Department of Water and Sanitation, P.O. Box 1018, Durban, 4000".

7. Description of the Activity

The water use licence authorises the planting of 260 ha (two hundred and sixty hectares) of the Broad-leaved tree group Genus: *eucalyptus*. The geographical location of the planting site is S: 28° 36' 48.0, E: 31° 28' 39.4" in the W12A Quaternary Catchment of the Poropos to Umzimkhulu Water Management Area as indicated in Table 1. The species specified in table 1 (Broad-leaved tree group, genus: *Eucalyptus*) may be planted interchangeably with the coniferous tree group, genus: *Pinus*.

Table 1: Water Use Details

Property Description	Registered Owner of Property	Tree group	Genus	Area (ha)
Rem of Sub 1 & 2 of Vergelegen No. 6160	Baylibre Central Timber Co-Operative Limited	Broad-leaved	<i>Eucalyptus</i>	260

水使用許可書(2015年)

図 4.5.4 南アフリカの水使用許可の事例³³

³³ N 社提供書類をもとに作成

② コンセッション・ライセンス

伐採に関するコンセッション・ライセンス制度はない。

③ 森林管理・伐採計画

持続的な森林管理を促進すること、環境に影響を及ぼさないように留意することが法令に謳われているが、計画の提出が義務付けられていない。

しかし、農林水産省は南アの森林施業に適正なものを目指し 2002 年から、憲法、国家森林法や環境保全法の重要な条項を活用した「持続的森林管理のための原則、クライテリア、指標(PC & I)」を開発し、2003-2004 年のパイロット・試行、2005 年のコンサルテーションを通して 2008 年に策定している。さらに、業界団体の Forestry South Africa(FSA)が中心となって、PC&I を活用した国内森林認証制度「南アフリカ林業保証スキーム(SAFAS)」を開発し、企業の自主規制を促進している。また、業界団体が「森林エンジニアリング実行ガイドライン³⁴」、「商業人工林における環境ガイドライン³⁵」を作成している。

80%以上の人工林は、FSC 認証を取得しており、FSC 認証を取得していないのは、主に政府所有、個人所有、共有地などの一部の森林に限定されているとされている(下記、4.1.3.参照)。

表 4.5.12 森林管理・伐採計画に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
なし	国家森林法(Act No. 84 of 1998):主に Chapter 2
なし	国家環境管理法(Act No.107 of 1998):Section 28

³⁴ Forest Engineering Southern Africa, Institute for Commercial Forestry Research South Africa. 2014.Guidelines for Forest Engineering Practices in South Africa

³⁵ Forestry South Africa. 2017.Environmental Guidelines for Commercial Forest Plantations in South Africa

表 4.5.13 農林水産省の持続的森林管理のための原則・クライテリア・指標
(PC&I)(2008)³⁶

No.	記載	指標 No.		備考
		国	FMU	
原則	天然林は破壊しない			● 国家森林法 ● 経済・社会・環境面から他の土地利用が好ましい場合を除く(大臣承認)
クライテリア 1	天然林が保全される	1. 1	1. 1, 1. 2	
原則	生物多様性、生態系、生息地を保全して森林を管理する			国家森林法
クライテリア 2	天然林の生物多様性が保護される	2. 1, 2. 4	2. 3	
原則	森林の健全性・活性を促進する			国家森林法
クライテリア 3	森林生態系の構造・プロセスが維持される	3. 4, 3. 6	3. 1-3. 5	
原則	経済・社会・健康・環境面のポテンシャル便益を維持するように森林を管理する			
クライテリア 4	火災、病虫害、外来植物の侵入などネガティブの影響から森林が保全される	4. 1-4. 3	4. 1-4. 3	
クライテリア 7	森林が経済に対してポジティブな貢献をする	7. 1-7. 2	7. 3-7. 4	
クライテリア 8	森林経済が弾力的である	8. 1	8. 1-8. 3	
クライテリア 9	人々に森林へアクセス・使用する権利がある	9. 1-9. 2	-	
クライテリア 10	森林が責任を持って使用される	10. 1	-	
クライテリア 14	林業のコスト配分が公平である	14. 1-14. 3	14. 1, 14. 4-14. 5	
クライテリア 15	林業地域での犯罪が最小化される	15. 1-15. 2	15. 1-15. 2	
クライテリア 16	林業が HIV/AIDS とその影響の減少に貢献する	16. 1-16. 2	16. 1-16. 2	
原則	さらに、不公平に利益や不利益を得る者がでないように森林を管理する。			国家森林法
クライテリア 11	森林地域の土地所有が明確に定義・認識・確保される	-	11. 1	
クライテリア 13	森林からの雇用便益の配分が公平である。	13. 2-13. 3	13. 2-13. 3	
クライテリア 18	不公平に不利益を以前蒙っていた人々、社会層が改善されるように森林を管理する。	18. 1-18. 3	18. 1-18. 2	
クライテリア 24	国家・州の戦略的な森林管理計画がある	24. 1-24. 3	-	
原則	天然資源、特に水土を保全するように森林を管理する			国家森林法

³⁶ DAFF. 2008. List of National Level Principle, Criteria and Indicators 2008 及び DAFF. 2008. List of Forest Management (FMU) Level Principle, Criteria and Indicators- FMU Level, 2008 を基に作成

No.	記載	指標 No.		備考
		国	FMU	
クライテリア 6	水土資源が保全される	6.1-6.2, 6.4	6.2-6.5	
原則	遺跡資源と審美的、文化的、精神的価値を保全するように森林を管理する			国家森林法
クライテリア 12	文化的、生態的、レクリエーション的、歴史的、審美的、精神的な箇所、提供されるサービスが維持される	12.1-12.3	12.1-12.3	
原則	環境ガバナンスにおける全てのステークホルダー、影響を受ける関係者の参加が促進され、脆弱で不利を蒙る人々の公平性を達成するために必要な業務、スキル、能力を開発する機会を有するべきである			国家環境管理法
クライテリア 17	森林管理において有効なステークホルダー参加がある。	17.1-17.4	17.1-17.4	
クライテリア 19	林業政策の開発・レビューにおける国民参加	19.1-19.3	-	
原則	適切な法的処置、その他の方策を通じて、何人も現在、将来世代のために、環境が保全される権利を有する			憲法 (No. 108 of 1996)
クライテリア 20	法令が持続的森林管理を促進する	20.1-20.3	-	
原則	行政が、民主的な価値と原則により統制される			憲法 (No. 108 of 1996)
クライテリア 21	森林管理組織が関連する法令と慣習法を遵守する	21.1-21.5	21.5	
原則	政府が効果的、透明性、説明責任を果たす			憲法 (No. 108 of 1996)
クライテリア 22	森林政策が定期的にレビューされる	22.1-22.2	-	
原則	環境管理において、社会・経済・環境インパクトを総合的に配慮する			国家環境管理法
クライテリア 23	森林管理計画が森林資源の持続的な使用と開発を促進する	23.1	23.1	

④ 伐採許可

天然林、保護樹種については許可が必要であるが、商業林業を営む人工林について伐採許可制度がない。

表 4.5.14 伐採許可に関連する法令と合法性確認に関する書類の概要

合法性確認に関する書類	関連する法令
天然林、保護樹種：特に枯死木の伐採許可等	国家森林法 (Act No. 84 of 1998) : Section 12, 15
人工林：なし	なし

(2) 納税と使用料支払

① ロイヤリティの支払と伐採手数料

林産物の収穫に基づき政府へ支払うべきロイヤリティや手数料を納入する制度がない。

② 付加価値税とその他売上・販売税

税率 15%(2018 年 10 月現在)付加価値税制度があり、納税証明書により確認できる(課税対象の商品・サービスの供給額が年間 100 万ランドを超える場合、登録・申告が必要)。

表 4.5.15 付加価値税とその他売上・販売税に関連する法令と
合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
納税証明書	付加価値税法 (Act No. 89 of 1991): 主に Section 7(1) (a), 9-12

③ 収入及び利益税

基本税率 28%(2018 年 10 月現在)の法人税制度があり、納税証明書により確認できる。

表 4.5.16 所得税及び利益税に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
納税証明書	所得税法 (Act No. 58 of 1962): 主に Section 12B First Schedule, Paragraphs 12(1) (g), 14, 15

(3) 伐採施業

① 林業（木材伐採）規則

天然木(天然林)の伐採は、農林水産省の国立公園委員会(National Parks Board)の管轄の許可制である。商業林業を営む人工林について伐採規則はない。

表 4.5.17 伐採規則に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
天然林の収穫許可	国家森林法 (Act No. 84 of 1998): Section 7
人工林: なし	なし

② 保護地域及び樹種

47 種の指定樹種(下表参照)と天然林を構成する樹木はすべて保護対象となる。また、保全地域法に基づき保全地域(下図参照)が指定されている。

表 4.5.18 保護地域・樹種に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
なし	国家森林法 (Act No. 84 of 1998): 主に Chapter 3, 7 指定保護樹種リスト (2016 年 12 月 23 日)
なし	国家環境管理: 生物多様性法 (Act No. 10 of 2004)
なし	国家環境管理: 保全地域法 (Act No. 57 of 2003): 主に Chapter 2-4
なし	国家遺跡資源法 (Act No. 25 of 1999)

表 4.5.19 南アフリカの保護樹種の概要³⁷

No	学名	一般英名	他の名称	国家樹種 No.
			Afrikaans (A), Sepedi (P), Sesotho (S), Setswana (T), Tshivenda (V), isiXhosa (X), isiZulu (Z)	
1	<i>Adansonia digitata</i>	Baobab	Kremetart (A)/Seboi (NS)/Mowana (T)	467
2	<i>Azelia quanzensis</i>	Pod mahogany	Peulmahonie (A)/Mutokota (V)/Inkehli (Z)	207
3	<i>Balanites</i> subsp. <i>maughamii</i>	Torchwood	Groendoring (A)/Ugobandlovu (Z)	251
4	<i>Barringtonia racemosa</i>	Powder-puff tree	Poeierkwasboom (A)/Iboqo (Z)	524
5	<i>Boscia albitrunca</i>	Shepherd' s tree	Witgat (A)/Mohlōpi (NS)/Motlhōpi (T)/ Muvhombwe (V)/Umqomogqomo (X)/Umvithi (Z)	122
6	<i>Brachystegia spiciformis</i>	Msasa	Msasa (A)	198.1
7	<i>Bruguiera gymnorrhiza</i>	Black mangrove	Swartwortelboom (A)/isiKhangati (X)/IsiHlobane (Z)	527
8	<i>Cassipourea swaziensis</i>	Swazi onionwood	Swazi-ueihout (A)	531.1
9	<i>Catha edulis</i>	Bushman' s tea	Boesmanstee (A)/Mohlatse (NS)/Igqwaka (X)/Umhlwazi (Z)	404
10	<i>Ceriops tagal</i>	Indian mangrove	Indiese wortelboom (A)/isinkaha (Z)	525
11	<i>Cleistanthus schlechteri</i> var. <i>schlechteri</i>	False tamboti	Bastertambotie (A)/Umzithi (Z)	320
12	<i>Colubrina nicholsonii</i>	Pondo weeping thorn	Pondo-treurdoring (A)	453.8
13	<i>Combretum imberbe</i>	Leadwood	Hardekool (A)/Mohwelere-tšhipi (NS)/Motswiri (T)/Impondondlovu (Z)	539
14	<i>Curtisia dentata</i>	Assegai	Assegai (A)/Umngxina (X)/Umagunda (Z)	570
15	<i>Elaeodendron transvaalensis</i>	Bushveld saffron	Bosveld-saffraan (A)/Monomane (T)/Ingwavuma (Z)	416
16	<i>Erythrophysa transvaalensis</i>	Bushveld red balloon	Bosveld-rooiklapperbos (A)/Mofalatsane (T)	436.2
17	<i>Euclea pseudebenus</i>	Ebony guarri	Ebbeboom-ghwarrie (A)	598
18	<i>Ficus trichopoda</i>	Swamp fig	Moerasvy (A)/Umvubu (Z)	54
19	<i>Leucadendron argenteum</i>	Silver tree	Silwerboom (A)	77
20	<i>Lumnitzera racemosa</i> var. <i>racemosa</i>	Tonga mangrove	Tonga-wortelboom (A)/isiKhahaesibomvu (Z)	552
21	<i>Lydenburgia abbottii</i>	Pondo bushman' s tea	Pondo-boesmanstee (A)	407
22	<i>Lydenburgia cassinoides</i>	Sekhukhuni bushman' s tea	Sekhukhuni-boesmanstee (A)	406
23	<i>Mimusops caffra</i>	Coastal red milkwood	Kusrooimelkhout (A)/Umthunzi (X)/Umkhakhayi (Z)	583
24	<i>Newtonia hildebrandtii</i> var.	Lebombo wattle	Lebombo-wattel (A)/Umfomothi (Z)	191

³⁷ DAFF. 23 Dec. 2016. Notice No. 1602. of the List of Protected Tree Species under the National Forests Act 1998 (ACT No. 84, 1998)

No	学名	一般英名	他の名称	国家樹種 No.
			Afrikaans (A), Sepedi (P), Sesotho (S), Setswana (T), Tshivenda (V), isiXhosa (X), isiZulu (Z)	
	<i>hildebrandtii</i>			
25	<i>Ocotea bullata</i>	Stinkwood	Stinkhout (A)/Umhlungulu (X)/Umnukane (Z)	118
26	<i>Ozoroa namaquensis</i>	Gariep resin tree	Gariep-harpuisboom (A)	373.2
27	<i>Philenoptera violacea</i>	Apple-leaf	Appelblaar (A)/Mphata (NS)/Mohata (T)/ isiHomohomo (Z)	238
28	<i>Pittosporum viridiflorum</i>	Cheesewood	Kasuur (A)/Kgalangwe (NS)/Umkhwenkwe (X)/Umfusamvu (Z)	139
30	<i>Podocarpus elongatus</i>	Breede River yellowwood	Breëriviergeelhout (A)	15
31	<i>Podocarpus falcatus (Afrocarpus falcatus)</i>	Outeniqua yellowwood	Outniekwageelhout (A)/Mogôbagôba (NS)/Umkhoba (X)/Umsonti (Z)	16
32	<i>Podocarpus henkelii</i>	Henkel' s yellowwood	Henkel se geelhout (A)/Umsonti (X)/Umsonti (Z)	17
33	<i>Podocarpus latifolius</i>	Real yellowwood	Regte-geelhout (A)/Mogôbagôba (NS)/Umcheya (X)/Umkhoba (Z)	18
34	<i>Protea comptonii</i>	Saddleback sugarbush	Barberton-suikerbos (A)	88
35	<i>Protea curvata</i>	Serpentine sugarbush	Serpentynsuikerbos (A)	88.1
36	<i>Prunus africana</i>	Red stinkwood	Rooistinkhout (A)/Umkhakhase (X)/ Umdumezulu (Z)	147
37	<i>Pterocarpus angolensis</i>	Wild teak	Kiaat (A)/Morôtô (NS)/Mokwa (T)/Mutondo (V)/ Umvangazi (Z)	236
38	<i>Rhizophora mucronata</i>	Red mangrove	Rooiwortelboom (A)/isiKhangathi (X)/ Umhlume (Z)	526
39	<i>Sclerocarya birrea subsp. caffra</i>	Marula	Maroela (A)/Morula (NS)/Morula (T)/ Umganu (Z)	360
40	<i>Securidaca longepedunculata</i>	Violet tree	Krinkhout (A)/ Mmaba (T)	303
41	<i>Sideroxylon inerme subsp. inerme</i>	White milkwood	Witmelkhout (A)/Ximafana(X)/ Umakhwelafingqane (Z)	579
42	<i>Tephrosia pondoensis</i>	Pondo poison pea	Pondo-gifertjie (A)	226.1
43	<i>Warburgia salutaris</i>	Pepper-bark tree	Peperbasboom (A)/Molaka (NS)/ Mulanga (V)/isiBaha (Z)	488
44	<i>Widdringtonia cedarbergensis</i>	Clanwilliam cedar	Clanwilliamseder (A)	19
45	<i>Widdringtonia schwarzii</i>	Willowmore cedar	Baviaanskloofseder (A)	21
46	<i>Vachellia erioloba</i>	Camel thorn	Kameeldoring (A)/Mogohlo (NS)/Mogôtlhō (T)	168
47	<i>Vachellia haematoxylon</i>	Grey camel thorn	Vaalkameeldoring (A)/Mokholo (T)	169

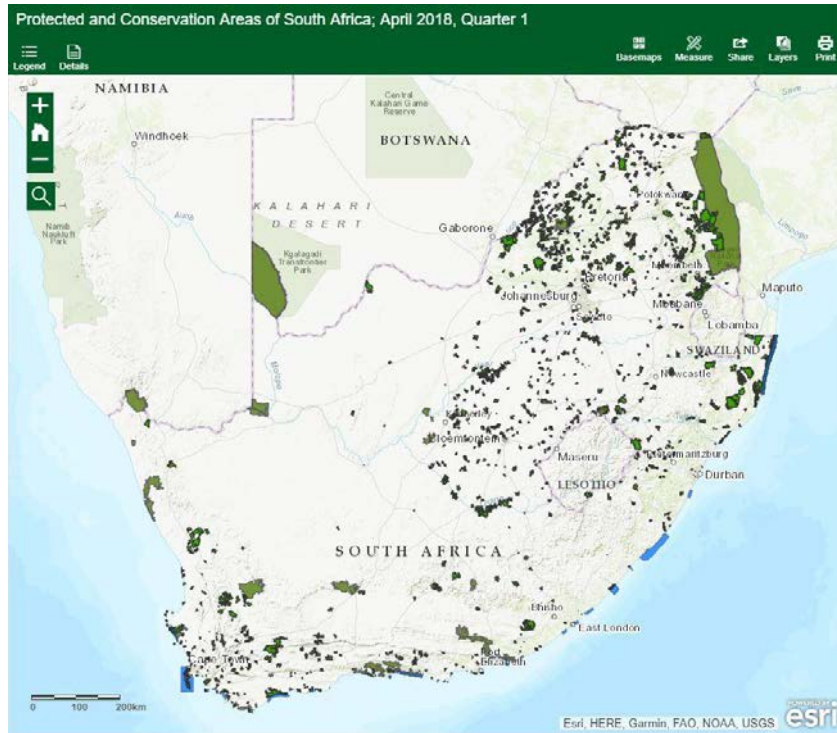


図 4.5.5 南アフリカの保全・保護地域の分布概況³⁸

表 4.5.20 南アフリカの保全・保護地域の種類³⁹

保全地域 (Protected Area)	保護地域 (Conservation Area)
National Parks	Biosphere Reserves
Nature Reserves	Conservancies
Special Nature Reserve	Botanical Garden
Mountain Catchment Areas	
World Heritage Sites	
Protected Environments	
Forest Nature Reserves	
Forest Wilderness Areas	
Specially Protected Forest Areas	
Marine Protected Areas	

林区内についても、必要に応じて保護地を設ける必要がある。下表のうち、水域に関連する淡水域生態系、湿地・河畔生息地については、水使用許可申請の一環で、あらかじめ植栽箇所から除外されるしくみとなっている。保護・絶滅危惧動物種の生息地の位置情報については、調査が実施中で 21 の在来動物種の分布図の作成などが行われているが、2018 年 12 月現在、公開されていない³⁹。

³⁸ DEA South Africa/ 2018. South African Protected and Conservation Areas Map Viewer (2018 年 12 月現在) (http://egis.environment.gov.za/protected_areas_database)

³⁹ South African Protected Areas Database (SAPAD)/South African Conservation Areas Database (SACAD) (2018 年 12 月現在)を基に作成

表 4.5.21 南アフリカにおける林区内の保護地の例⁴⁰

保護地
Freshwater Ecosystem
Wetland and Riparian Habitat
Grasslands
Fynbos
Cliff Edges and Rocky Outcrops
Archaeological, Cultural and Traditional Sites
Species or Ecosystems Declared as Threatened or Protected
Indigenous Forests

③ 環境配慮事項

基本的に、(1) ①土地管理権と同様である。

④ 安全衛生

職業衛生安全法に基づく当局の監督に加え、業界の自主規制も行われており、FSC 認証を取得している企業のリスクは低いと推測される。しかし、すべての企業林業が職業衛生安全法を遵守していない可能性の指摘もある。特に、コミュニティ所有地の伐採の請負事業者の企業統治レベルが低い場合がある。

表 4.5.22 安全衛生に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類 ⁴¹	関連する法令
事故記録 安全衛生会議記録/安全リスク評価	職業衛生安全法 (Act No. 85 of 1993)

⑤ 合法的な雇用

ILO の規定を上回る労働関連法令が整備されていると言われる。林業関係労働者の労働組合への加盟も任意で可能である。一般的に業界の自主規制も高く、FSC 認証を取得している企業のリスクは低いと推測される。しかし、コミュニティ所有地の伐採を請け負うコントラクターに臨時に雇用されるコミュニティの場合は最低賃金以下の賃金支払いを受けている事例がある可能性も指摘されている⁴²。

表 4.5.23 合法的な雇用に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
給与証明等	1) 雇用基本条件法 (Act No. 75 of 1997): 特に Chapters 3-6 2) 雇用均等法 (Act No. 55 of 1998): 特に、Chapters 2-3 3) 労働関係法 (Act No. 66 of 1995): 特に、Chapters 2-8

⁴⁰ Forestry South Africa. 2017. Environmental Guidelines for Commercial Forest Plantations in South Africa South

⁴¹ 従業員数により必要にならない場合がある。

⁴² FSC. 2018. FSC National Risk Assessment for South Africa Code FSC-NRA-ZA-V1-0 (National approval Date: 11/04/2017, International approval Date: 03 April 2018)に基づく。

(4) 第三者の権利

南ア国の憲法では先住民族について国民の権利から明確に区分した規定がないため、国内法による先住民族の権利の尊重に関する規定については弱いとの見方がある⁴³。国連人権委員会の2006年のミッションがKoe-San民族(San族とKoekhoe族)を先住民と認めている。しかし、生存する人口が少なく、主要な林業地域が分布する南ア国の東部ではなく、主に西部に居住している⁴⁴。

① 慣習的な権利

慣習的な権利に関する法規制はない。

② FPIC (自由で事前の十分な情報に基づく同意)

FPICに関する法規制はない。

③ 先住民族の権利

森林地の先住民族の権利に関する法規制はない。

(5) 貿易と輸送

① 樹種、量、品質の分類

木材の輸送、貿易にあたって、樹種、量、品質の分類制度はない。

② 貿易と輸送

木材の輸送、貿易に特化した許可制度はない。しかし、南アフリカ共和国内のすべての輸出入業者は、南アフリカ歳入局(The South African Revenue Service、以下、「SARS」とする)へ税務申告の登録が必要である。また、輸出入許可が必要な製品については、貿易産業省(DTI)または関連省庁に輸出入許可を事前に申請する必要がある。輸出入禁止品目、規制品目は、南アフリカ国際貿易管理委員会(ITAC)によって定められている。下表のように、輸出許可を必要とする木材製品は限定されている。

表 4.5.24 南アフリカの輸出許可の必要な木材品目の概要⁴⁵

HSコード	記載	許可の必要な品目
44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)	44.0399: <i>Podocarpus falcatus</i> , <i>Podocarpus henkelli</i> , <i>Podocarpus latifolius</i> ; <i>Ocotea bullata</i> ; <i>Acacia melanoxylon</i> 等
44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	44.0799: 同上

⁴³ FSCの南部アフリカ地域コーディネーターとの面談(2018年9月25日)より。

⁴⁴ FSC. 2018. FSC National Risk Assessment for South Africa Code FSC-NRA-ZA-V1-0 (National approval Date: 11/04/2017, International approval Date: 03 April 2018)に基づく。

⁴⁵ The South African Revenue Service. 2018. Consolidated List of Prohibited and Restricted Exports and Imports (<http://www.sars.gov.za/ClientSegments/Customs-Excise/Pages/Prohibited-and-Restricted-goods.aspx>)

③ 外国間貿易(第三国間貿易)と移転価格操作

南ア国では 1995 年から移転価格操作に関連した法令があり、2012 年 4 月 1 日からは納税者の前向きな処理に焦点を置いている。南アフリカ歳入局(SARS)でも「移転価格ユニット」を設け監査を行っている。

南アは OECD に加盟していないが、二重課税条約(Double Taxation Conventions/DTCs)、税務情報交換条約(Tax Information Exchange Agreements/TIEAs)に関する情報交換は行っている。しかし、他のアフリカ諸国との貿易において、相手国に移転価格操作に関する制度がない場合が多く、違法な移転価格操作を緩和するため、関係国の条約締結が求められている。

表 4.5.25 外国間貿易・移転価格操作に関連する法令と
合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
年度納税評価	税手続法(Act No. 28 of 2011) 所得法(Act No. 58 of 1962; No. 22 of Revision 2012): 主に Section 31, Practice Note 7/1999

④ 税関規則

輸出者は、輸出登録を受ける必要があり、輸出登録番号を税関申告書で確認できる。チップは、輸出許可の対象となっていない。税関による積荷検査はないが、業界の運用により、積荷の質・量を確認できる書類(サベーター等第三者機関証明を含む)を支払い申請書に添付することになっている(下記、4.1.4 項参照)。

表 4.5.26 税関規則に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
輸出書類(税関申告書[輸出登録番号])	税関・物品税法(Act No. 91 of 1964)

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	

図 4.5.6 税関申告書の事例⁴⁶

⑤ CITES (ワシントン条約)

チップ材となっている外来樹種は CITES リストに該当しない。

表 4.5.27 CITES に関連する法令と合法性確認に関連する書類の概要

合法性確認に関連する書類	関連する法令
CITES 輸出/再輸出許可	国家環境管理：生物多様性法 (Act No. 10 of 2004) CITES 規制 2010

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

木材のデュー・ディリジェンス/デュー・ケアに関する法規制はない。

⁴⁶ N 社提供書類

4.5.3 その他木材等の適正な流通の確保に関する情報

1) 森林認証制度及び CoC 認証制度

(1) FSC の森林認証及び CoC 認証の普及概況

南アフリカの人工林は面積の 80%以上が FSC の FM 認証を取得している。非認証の人工林は、大規模所有者の森林のうち Land Claim 法に基づく手続きで係争中の箇所、小規模所有者の森林などであると考えられる。小規模・低強度管理認証(Small and Low Intensity Managed Forests/SLIMF)⁴⁷も限定的であるが、将来、増加する可能性が見込まれている⁴⁸。

表 4.5.28 南アフリカにおける FSC 認証状況の概要⁴⁹

区分	件数	面積 (ha)	人工林に対する割合 (%)*	備考
FM	20	1,388,954	86	管理区域全域面積を含み水域沿いの植栽除外地など含むと推測される。
CoC	116	-		

注: DAFF2009 年の人工林面積計(図 4.5.1 参照)に対する割合

(2) 国内認証制度「南アフリカ林業保証スキーム(SAFAS)」の普及概況

FSA が中心となって国内森林認証スキーム「南アフリカ林業保証スキーム(South African Forestry Assurance Scheme/SAFAS)」を開発してきた。FSC の通常認証が、書類準備等の負担が膨大で、費用・能力面から中小規模事業者は対応しきれない現実に対して、中小規模事業者に対応することを目的としている。2008 年に農林水産省が策定した「持続的森林管理のための原則、クライテリア、指標(PC & I)」に基づいて、実地訪問による聴取調査等を重視している。

SAFAS は、2017 年 10 月に PEFC との相互承認に向けて手続きを開始している。

⁴⁷ 小規模所有者、伐採強度が低い森林に対して、認証手続きを効率化する制度

⁴⁸ 水使用許可の 5 年毎の監査を怠っていて、湿地・河畔域の植林について、FSC の年度監査で指摘され、認証を辞退したケース等が多い。(FSC の南部アフリカ地域コーディネーターとの面談(2018 年 9 月 25 日)より)。

⁴⁹ FSC. 2018. FSC National Risk Assessment for South Africa Code FSC-NRA-ZA-V1-0 (National approval Date: 11/04/2017, International approval Date: 03 April 2018)及び FSC. 2017. FSC Facts & Figures March 13, 2017 を基に作成

南アフリカ国内森林認証スキーム 「南アフリカ林業保証スキーム(SAFAS)」の概要

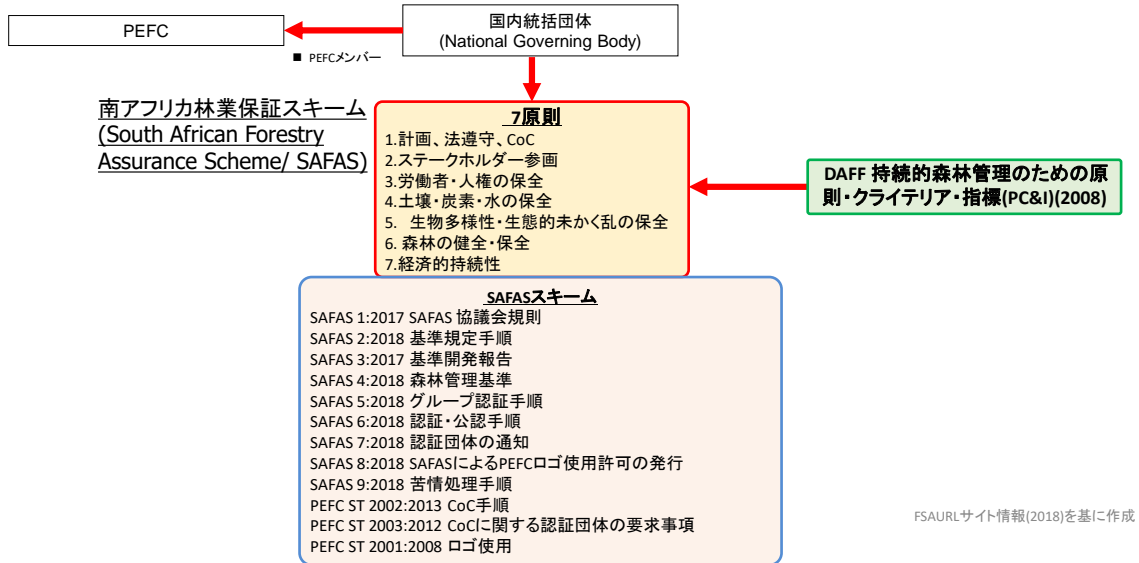


図 4.5.7 南アフリカの国内森林認証スキームの概要⁵⁰

⁵⁰ Forestry South Africa. 2018. South African Forestry Assurance Scheme (SAFAS) Seeks Endorsement from the PEFC (<http://www.forestry.co.za/safas/>)

表 4.5.29 南アフリカの国内認証スキーム(SAFAS)のクライテリア・指標(FM)の概要⁵¹

No.	記載	指標
原則 1	計画、法遵守、CoC	
1.1	法遵守	1.1.1-1.1.4
1.2	管理計画とモニタリング	1.2.1-1.2.4
1.3	CoC	1.3.1-1.3.2
原則 2	ステークホルダー参画	
2.1	所有、アクセス、使用权	2.1.1-2.1.2
2.2	ステークホルダー参加、苦情処理、論争処理	2.2.1-2.2.4
2.3	操業地域の社会・経済開発に貢献する組織	2.3.1-2.3.4
2.4	文化的・生態的・レクリエーション的・歴史的・審美的・精神的箇所・サービスが維持される	2.4.1
原則 3	労働者・人権の保全	
3.1	国家労働法制への準拠	3.1.1-3.1.7
3.2	森林所有者、管理者は、全労働者が健康・安全に関する法的な要求事項と優良事例の準拠を確保する責任を持つ	3.2.1-3.2.7
原則 4	土壌・炭素・水の保全	
4.1	土壌の生産性と炭素ポテンシャル、水資源に対するインパクトの最小化の維持	4.1.1-4.1.4
4.2	水資源に対するネガティブ・インパクトの予防	4.2.1-4.2.3
4.3	炭素隔離と貯留ポテンシャルの維持	4.3.1-4.3.4
原則 5	生物多様性・生態的未かく乱の保全	
5.1	施業からのオフサイトのネガティブ・インパクトの予防	5.1.1
5.2	林業インパクトの緩和または予防	5.2.1-5.2.6
5.3	自然生息地と生物多様性の保全	5.3.1-5.3.9
原則 6	森林の健全・保全	
6.1	違法活動からの保全	6.1.1
6.2	化学的、生物的薬剤の責任使用	6.2.1-6.2.8
6.3	火災のネガティブ・インパクトからの森林保全	6.3.1-6.3.5
6.4	病虫害、動物外のモニタリング・同定・制御	6.4.1-6.4.3
原則 7	経済的持続性	
7.1	非木質林産物の持続的使用	7.1.1-7.1.3
7.2	施業が経済的に持続的	7.2.1-7.2.8

2) 自主的な管理事例(チップの場合)

(1) 責任のあるソースの確保

FSA が中心となりチップ工場では、上記で検討した森林認証を取得した森林をソースとするように努めている。森林認証を取得していない所有者に対して FSC の管理木材の要求事項を求め、宣誓書を取り付けている。

チップ工場では、FSC のクレジット制度の適用を前提とした分量管理を中心に FSC 認証材と管理材の分別管理を行っている。

(2) トレーサビリティの強化

FSA が中心となりチップ業界では、以下のように、トレーサビリティの強化に努めている。

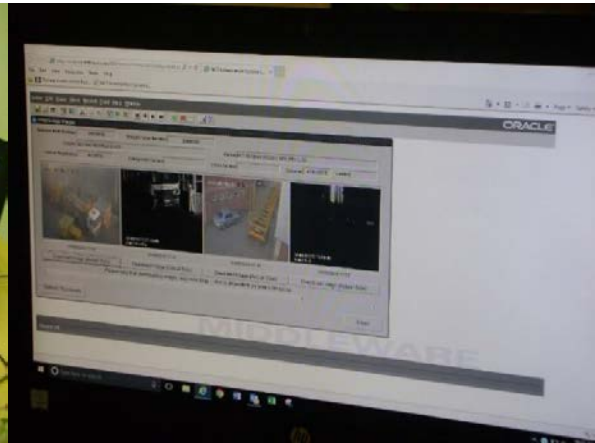
⁵¹ South African Forestry Assurance Scheme. May. 2018. SAFAS 4:2018 Forest Management Standard

表 4.5.30 南アフリカにおけるチップ業界の自主的なサプライチェーン管理の概要

No.	段階	管理項目	管理内容
1	素材生産	所有者/仲買業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 宣誓書と現地検査 ● 伐採予定地の位置情報(GPS) ● 定期的(約四半期～半年ごとに)に内部監査
		木材供給計画 (Timber Agent Supply Plan)	● 月別に仕向け地の計画
		バーコード付きの輸送状 (Delivery Note/DN)	● 運送ごとに伐採地別に DN を作成
		トラック写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 積載時に荷台の写真 ● 運転席にモニタリングカメラの設置されるケースもある
2	チップ工場搬入時	バーコード付きの輸送状 (DN)	● DN のない丸太を引き受けない。
		丸太の着色	仕向け地(着色)が異なる丸太を引き受けない例) <ul style="list-style-type: none"> ● 緑色: N 社 ● 黒色: TWK 社 ● 青色: M 社 ● 赤色: S 社
		トラック重量(搬入前後)	搬入木材重量



木材供給画・輸送状の情報管理



カメラによるトラックの遠隔監視



仕向け地ごとに丸太の着色



トラック積荷重量の点検

図 4.5.8 チップ用木材生産における自主的なトレーサビリティ管理作業の事例



NCT FORESTRY CO-OPERATIVE LIMITED

IDP 07-02

TIMBER AGENT SUPPLY PLAN CHECKLIST

SUPPLIER/MEMBER: Tornado Bulk Camers Pty Ltd NCT SUPPLIER/MEMBER No.: 3336801

Primary Agent	Sub-Agent	Supply Mths	Timber Source	Current Owner Contact No & Address	Location/GPS	NCT Dispatch Pt	Genus & Spp	Tons	Service Providers
Tornado Bulk Camers			Bulwer	Pauline 0792513289	E 27.46 775 S 29.47 365	Bulwer	Wattle	300	Tornado Dunc/E Boy
Tornado Bulk Camers			Kokstad	Alfred 08448159782	E 5.30 258 S 27.14 977	Kokstad	Wattle	300	Tornado Dunc
Tornado Bulk Camers			Vigneyd	Lewis 0814034641	E 31.07 212 S 27.50 067	Vigneyd	Wattle	300	Tornado E/Boy

Has the Supplier/Member signed the Controlled Wood Supply Declaration? YES NO

Signed: BDates NCT Supplier/Member
 Signed: _____ Representative

Date: 10/09/2018

* An agent is any person (including Contractors, Transporters and Growers) who supplies timber to NCT that does not originate on their own land, i.e. they source timber from one of a number of timber growers.

木材供給計画(Timber Agent Supply Plan)

GOODS DECLARATION NCT Delivery Note Number: 0021606831

Consignor NCT BAYNESFIELD LEASE 4154201
 Purchased / Sourced from _____
 Contact PE: _____ Phone: _____
 Address: _____
 Farm: BAYNESFIELD
 Dispatch From: _____ Plant date: 01/01/2009 Fall date: _____
 Loading Contractor: _____
 Harvester: _____
 Planned Payload: 35 TONS NCT Order No. _____ Request Number: 568836
 Load date: _____ Date To Be Delivered: _____
 Month End Date: 30/09/2018 Week Ending Date: _____ Week Number: _____ Month Week: _____
 Job Code: _____ Transport Type: ROAD LONG HAUL

Consignee NCT DURBAN WOOD CHIPS (PTY) LTD MAYDON VIHARF - 645583
 Contact: _____ Phone: _____
 Address: _____
 Order Number: _____ Reference: _____

Operator
 Contact: _____ Phone: _____
 Address: _____
 Driver Full Name: _____ Driver ID Number: _____
 Driver Contact Number: _____
 Vehicle Registration: _____ Trailers: _____

Nature and Quantity of Goods Timber: MEARNSHI (WATTLE) Code 18
 Specification: PULP (-)
 Party responsible for insurance: Consignor Operator Vehicle Code _____
 (Tick applicable box)
 Vehicle TARE: _____ GCM/GVM: _____ Nett: _____
 Axle Weights: _____

Driver/Sender... Signature _____ Date _____
 Received By... Signature _____ Date _____
 Received Tonnage _____ Weighbridge Number _____

0200216068314154201181

CERTIFIED: YES SA-COC-004103 FSC 100%

Indemnity: NCT acts as an agent only in the transaction and cannot be held liable, or any of its employees, for any transgression of the National Road Traffic Act, or any of its regulations, applicable to the consignor, operator or consignee listed in this goods declaration.

運送状(Delivery Note)

図 4.5.9 チップ用木材生産における自主的なトレーサビリティ管理書類の事例⁵²

⁵² N 社提供書類

3) その他の持続可能性についてのリスク情報

国際的なネットワーク型 NGO の「World Rainforest Movement (WRM)」や「Global Forest Coalition (GFC)」等と連携して、南ア拠点の NGO 「Timberwatch Coalition(TW)」等が南アを中心として、チップ原料となっている外来樹種数種の単純人工林の企業林業についてリスクを提起している。

2016 年には、WRM と TW が「産業植林が東南アフリカを侵略する⁵³」を公表している。公表文書において、産業植林は適正な在来樹種の小規模植林と異なり、家屋の材料となる木材の供給や水資源の保全等のコミュニティの役に立つ物資やサービスを提供できず、また水、土壌、生物多様性資源に対してネガティブな影響を及ぼしているとし、産業造林は拡大すべきものではないと提議している。

⁵³ WRM International Secretariat, TW (South Africa). Oct. 2016. Industrial Tree Plantations Invading Eastern and Southern Africa (<https://wrm.org.uy/books-and-briefings/industrial-tree-plantations-invading-eastern-and-southern-africa/>)

4.6 フィジー

フィジーは、300以上の島で構成される南太平洋の島国である。国土面積は、18,270km²で四国とほぼ同じであり、首都スバ市のあるビチレブ島（10,200 km²）と、その北東にあるバヌアレブ島（5,560 km²）の2島で国土の87%の面積を占めている。この2島は、それぞれ南東側は降雨量が多く湿潤で、北西側は降雨量が少なく比較的乾燥している。

人口は約90万人（世銀、2016年）となっており、2007年の人口調査によるとフィジー系が57%、インド系が38%、その他5%となっている。インド系の国民はイギリス統治時代にサトウキビ畑で働くためにインドから移ってきた労働者の子孫と言われている。産業としては、観光、ミネラルウォーター製造、製糖、衣料製造などが上位を占めている。

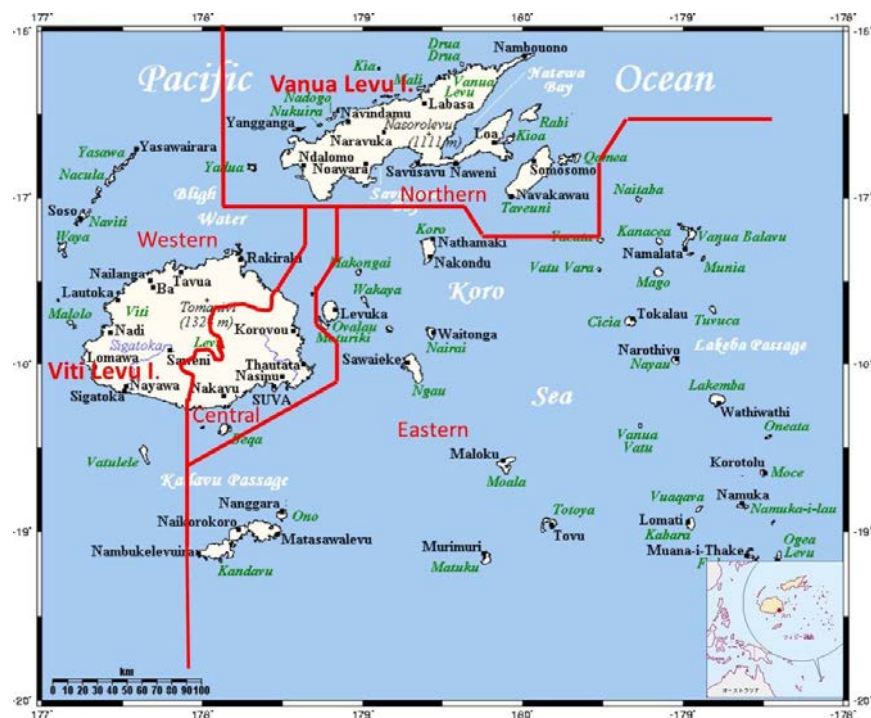


図 4.6.1 フィジー国の位置

出典：フィジー地図は Wikipedia から入手したものに地域境界線、地域名、島名を追加して加工した。右下のフィジー位置図は日本外務省の WEB から引用した。

フィジーの丸太生産量については、1970年から2016年までの郷土樹種（資料には Native species とある）、外来樹種（資料には Exotic species とあるが多くはカリビアマツ（*Pinus caribaea* var. *hondurensis*）のことと思われる。）、マホガニー（*Swietenia macrophylla*）の3種についてフィジー統計局からの資料（フィジー巻末表 - 1）が得られた。その表から作成したグラフは図 4.6.2 のとおりである。郷土樹種の生産量は近年減少しているが、1975年から生産されてきた外来樹種および1998年から生産されてきたマホガニーにより全丸太生産量は郷土樹種だけの時代より高いレベルを維持している。

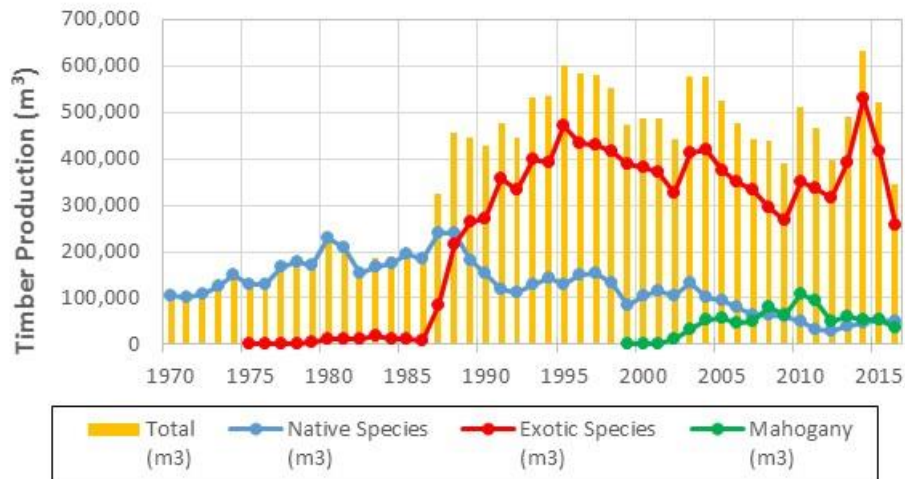


図 4.6.2 丸太生産量の推移

出典：Fiji Bureau of Statistics-Key Statistics, December 2017 より作成

4.6.1 木材等の生産及び流通の状況

1) フィジーの主な輸出産品

フィジーの品目別の輸出額の状況は、図 4.6.3 に示すとおりである。この図は、フィジー統計局資料（Fiji Bureau of Statistics, July 2018）から輸出額の多い順に並べたものである。データの整理にあたっては、2015 年の数値が大きい品目順に並べたものであるため、年度によっては順位が逆転する可能性があるが、おおむねミネラルウォーター、砂糖、被服、金の順に輸出額が多い。次に鮮魚、加工魚となり、その次がウッドチップ、木材・コルクなどの木製品である。林業省での聞き取りでは、フィジー国内でコルクの生産が行われているとは聞かないとのことであるため、「木材・コルク」は単に品目区分の名称に過ぎないと思われる。

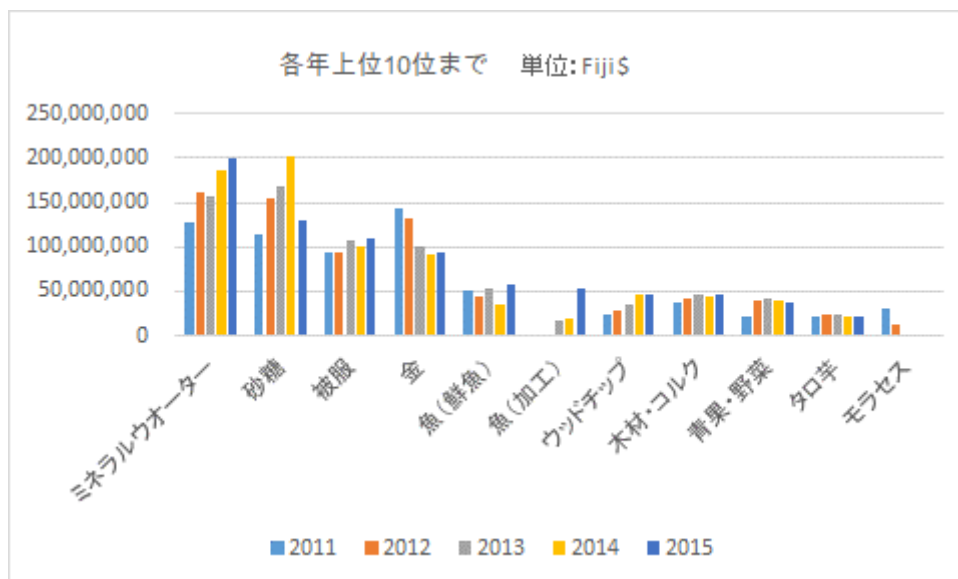


図 4.6.3 フィジーの主な輸出品 (2011-2015 年)

出典：International Merchandise Trade Statistics 2015 (Fiji Bureau of Statistics, July 2018)から作成

注) 情報が得られた 2015 年 5 月 11 日の為替レートによると、フィジードルの対円為替レートは、58.93 円/Fiji\$である。

図 4.6.4 は、日本の財務省貿易統計を基に日本がフィジーから輸入している物品 (HSコード別) の輸入額を年度別に表したものである。日本のフィジーからの輸入の殆どは HSコード 4401.21-000 の「針葉樹のチップ状又は小片状の木材」となっている。これは具体的にはカリビアマツのパルプ用チップである。その他には、丸太 (粗なもの) および製材品がごく少量だけ輸入されている。

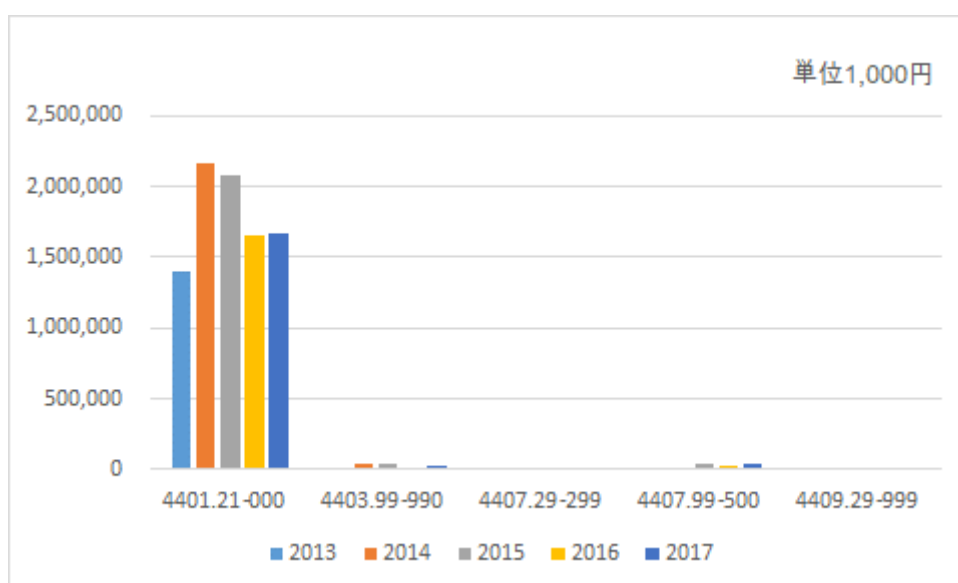


図 4.6.4 フィジーからの輸入実績

出典：日本財務省「貿易統計」資料から作成

表 4.6.1 HS コード

HSコード	コードが示す内容 (HSコードにはこのとおりの説明ではないが意味を書き出した)
4401.21-000	針葉樹のチップ状又は小片状の木材
4403.99-990	粗のものに限る。木材で保存剤処理をせず針葉樹でなく熱帯産木材でもなくオーク、ビーチ、かば、ポプラ、アスペン、ユーカリ、桐、フタバガキ科でないもの
4407.99-500	縦に引き若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので厚さが6mmを超える木材で、針葉樹でもなくかつ熱帯産木材でもなくオーク、ビーチ、カエデ、サクラ、トネリコ、カバ、ポプラ、アスペン、フタバガキ科、ツゲ、シタン、コクタン、桐でもないもの

出典：HS コード一覧から作成（実際の記述は複雑なため要点だけを書きだした。）

日本が輸入する針葉樹木材チップの 2017 年の輸入先順¹⁾は、米国、オーストラリア、ニュージーランドに次ぎフィジーとなっており、フィジーは我が国にとって紙パルプ原料輸入先としての重要な位置を占めている。

木材製品生産量については、ITTO の Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 によれば表 4.6.2 のとおりである。この表は、フィジーについては ITTO あるいは FAO などによる推定値で作成されており、同じ数値が繰り返されているなど、必ずしも実態を正確に表している訳ではない。FAO の Forest Products 2016 をみても状況は同じである。また、同表の丸太生産量と前出の図 4.6.2 の丸太生産量とは整合しておらず、フィジーの木材生産量の実態を正確に把握するのは難しいが、同表からは次のようなことが想定できる。

1. 丸太、製材の国内生産量の多くは国内で消費されている。
2. ベニアは国内生産の全量が国内で消費されている。
3. 丸太は少量が輸入もされ輸出もされている。
4. 合板は国内生産量と輸入量の計、国内消費量と輸出量の計がほぼ同量であることから、国内産で補えない種類の合板が輸入され、国内生産量の一部は輸出されている。

表 4.6.2 フィジーの木材等の生産量、消費量、貿易量

年	生産量 1,000m ³					輸入量 1,000m ³				
	2012	2013	2014	2015	2016	2012	2013	2014	2015	2016
丸太	800	800	800	800	800	9	6	1	3	3
製材	130	130	130	130	130	1	9	15	2	40
ベニア	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0
合板	11	11	11	11	11	3	4	3	3	2

年	国内消費量 1,000m ³					輸出量 1,000m ³				
	2012	2013	2014	2015	2016	2012	2013	2014	2015	2016
丸太	800	763	757	762	762	10	43	44	41	41
製材	117	123	124	119	160	14	15	21	14	10
ベニア	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0
合板	10	13	12	13	11	4	1	2	1	1

出典：Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 (ITTO) より作成

¹⁾ 日本製紙連合会資料

表 4.6.3 は、表 4.6.2 と同時期のフィジーの木材等の輸出入額を示したものである。2012-2016 年の 5 年間の合計で見れば、丸太と製材については輸入額に比べ輸出額が圧倒的に多くなっている。ベニアの取り扱い額は少なく、合板は輸出・輸入額がほぼ同水準である。

表 4.6.3 フィジーの木材等の貿易額

輸入額 1,000 \$						
年	2012	2013	2014	2015	2016	計
丸太	1,112	581	1,635	1,279	1,279	5,886
製材	316	3,446	7,948	1,511	10,698	23,919
ベニア	113	90	39	159	49	450
合板	1,211	1,288	2,056	1,626	1,173	7,354

輸出額 1,000 \$						
年	2012	2013	2014	2015	2016	計
丸太	4,893	17,799	17,310	16,404	16,404	72,810
製材	16,883	19,215	20,783	17,247	8,397	82,525
ベニア	331	169	287	259	259	1,305
合板	1,481	680	2,354	1,434	1,434	7,383

出典：Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 (ITTO) より作成

4.6.2 森林管理及び合法伐採木材に関連する法令及びその運用

1) 森林管理及び合法伐採木材に関連する行政の体制

フィジー国の林野行政は 2017 年までは、水産森林省 (Ministry of Fisheries and Forests) の森林部 (Department of Forests) が所管していたが、現在は森林部が林業省 (Ministry of Forestry) となっている。首都スバ市に本省があり、南部地域 (あるいは中央地域とも書いた資料もある)、西部地域、北部地域に地方局 (Divisional Forestry Office) があり、地方局にはその下部機関としてそれぞれ 4、5、4 の支所 (Station) が置かれている。

また後述するとおり植林あるいは伐採の許認可においては環境省および NLTB² も深く関わっている。

Fiji Forest Harvesting Code of Practice によれば、森林伐採には次の法令が関係するとされている。

1. Forest Decree 1992
2. Fiji Pine Decree 1990
3. Fiji Mahogany Industry Development Decree 2010
4. Fiji Mahogany Act 2003
5. Environment Management Act 2005

² Native Land Trust Board(NLTB) (別称 iTaukei Land Trust Board(TLTB)) と呼ばれる共有地信託委員会 (仮称)

6. Endangered and Protected Species Act 2002
7. Biosecurity Promulgation 2008
8. Coconut Industry Development Authority Act 1998
9. Fijian Affairs Act Cap 120
10. Land Conservation and Improvement Act Cap 141
11. Native Land Trust Act. Cap 134
12. Land Development Act Cap 142
13. Land Sales Act Cap 137
14. State Lands Act Cap 132
15. Surveyors Act Cap 260
16. Property Law Act Cap 130
17. Land Transport Authority Act 1998
18. Health and Safety at Work Act 1996
19. Factories Act Cap 99
20. National Fire Service Authority Act 1994

上記 1. の Forest Decree 1992 に代わる Forest Act 2016 の法案（Forest Bill 2016）が国会で審議中である。当面は Forest Decree 1992 が森林行政に関する基本法令となっており、伐採許可に関してはその第 9 条および第 10 条が重要とされている。その条文は次のとおりである。

Forest Decree 1992

第 9 条 ライセンス

許認可権者は、所定の書式での申請を受けて、以下の行為を許諾するライセンスを発行することができる。

1. Forest reserve³において
 - i. 樹木の伐採搬出
 - ii. 木材以外の林産物の採取
 - iii. 鉱山法で定義されているミネラル以外の泥炭、岩石、砂、貝殻、土壌の採取
 - iv. 家畜放牧あるいは家畜を Forest reserve 放すこと
 - v. 建物の建築や家畜を囲い込むこと
 - vi. 樹木の植栽
 - vii. 狩猟および釣り
2. Forest reserve でもなく、Nature reserve⁴でもなく、個人に譲渡されていない国有地⁵において
 - i. 樹木の伐採搬出
 - ii. 木材以外の林産物の採取
 - iii. 開墾

³ Forest reserve は、森林が持っている保護能力と生産能力の最大限の結合を永久的に提供するために恒久林として管理されなければならない（Forest Decree 1992 第 7 条 第 1 項より）とされている。

⁴ Nature reserve は、植物、動物、土壌、水を含む環境の恒久的な保護のため排他的目的をもって管理されなければならない（Forest Decree 1992 第 7 条 第 2 項より）とされている。

⁵ 国有地、個人所有地、共有地などの土地所有形態については次ページの①土地所有権と借地権の項で述べる。

3. Forest reserve でもなく、Nature reserve でもなく個人に譲渡されていない共有地において
 - i. 樹木の伐採搬出
 - ii. 木材以外の林産物の採取
 - iii. 開墾
4. 個人に譲渡された土地において
 - i. 樹木の伐採搬出

第 10 条 ライセンス発行に必要な事前合意

- ① Forest reserve の一部である先住民保有地に関するライセンスは、ロイヤルティに関する規定がなく、あるいは想定されるロイヤルティが規定額より低い場合、共有地信託委員会の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ② Forest reserve 内の国有地を除き、国有地に関するライセンスは、国土庁長官 (Director of Lands) の事前合意を受けた場合のみ発行される。
- ③ Forest reserve 内の先住民共有地を除き、先住民共有地に関するライセンスは、共有地信託委員会の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ④ 先住民共有地の譲渡地における伐採搬出に関するライセンスは、共有地信託委員会及びその土地の賃借人の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ⑤ 国有の譲渡地における伐採搬出に関するライセンスは、国土庁長官 (Director of Lands) 及びその土地の賃借人の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ⑥ 国有地や先住民共有地以外の譲渡地に関するライセンスは、所有者の事前承諾を受けた場合のみ発行される。

下の写真は、ビチレブ島北西部のラウトカ市にある林業省西部地域局 (Divisional Forestry Office) の構内に立ててある案内板である。これには地域局の業務内容が次のように記載されている。

所管業務	普及活動
1. 伐採許可証の発行 2. 製材許可証の発行 3. 伐採手数料の徴収	1. 苗畑技術の改善と開発 2. 林地の回復と境界確定 3. 都市部の緑化
モニタリング (森林法による取締り) 1. 伐採 2. 製材 3. 植物の管理	検査 1. 木材の輸出 2. 木材の輸入

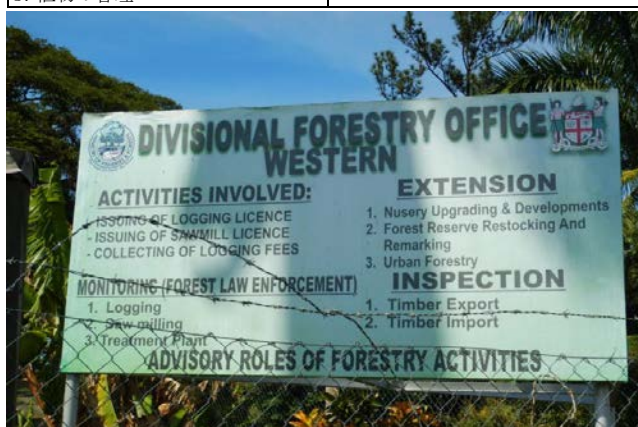


図 4.6.5 林業省西部地域局業務案内板

2) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権と借地権

フィジーの土地所有の特徴は、国土の 80 数%⁶以上の区域が伝統的な共有地 (Native land あるいは iTaukei land と呼ばれる) となっていることである。このため林業は共有地を借りて行われることが多く、今回の聞き取り調査においても共有地の重要性がいたるところで聞かれた。このため報告書では共有地に関して主に記述する。共有地以外の部分は国有地 (Crown land あるいは State land と呼ばれている) と個人所有地 (Free hold land) となっている。

この共有地の階層構造は次図のとおりである。共有地を構成する最小単位は Tokatoka と呼ばれ、集落内の親兄弟などの近親者数家族で構成されている。その上の階層は Mataqali と呼ばれる一族の集まりがある。その上は Yavusa、Vanua と続き、最終的には国レベルの Matanitu に統一される。

一つの集落を見た場合、集落の一部に共有地があるのではなく、全体が共有地であり、そのなかに宅地、耕作地、放牧地、林地などの様々な土地利用がある。また、一つの集落は複数の Mataqali によって構成されている。隣接 Mataqali とは尾根筋、川筋などが境界線となっているとのことではあるが、現実には曖昧な場合が多いようである。林業会社が借地権を設定し借地料を払うときなどは、曖昧な境界線が争いの元となり、放火され植林地の森林火災になると言われている⁷。

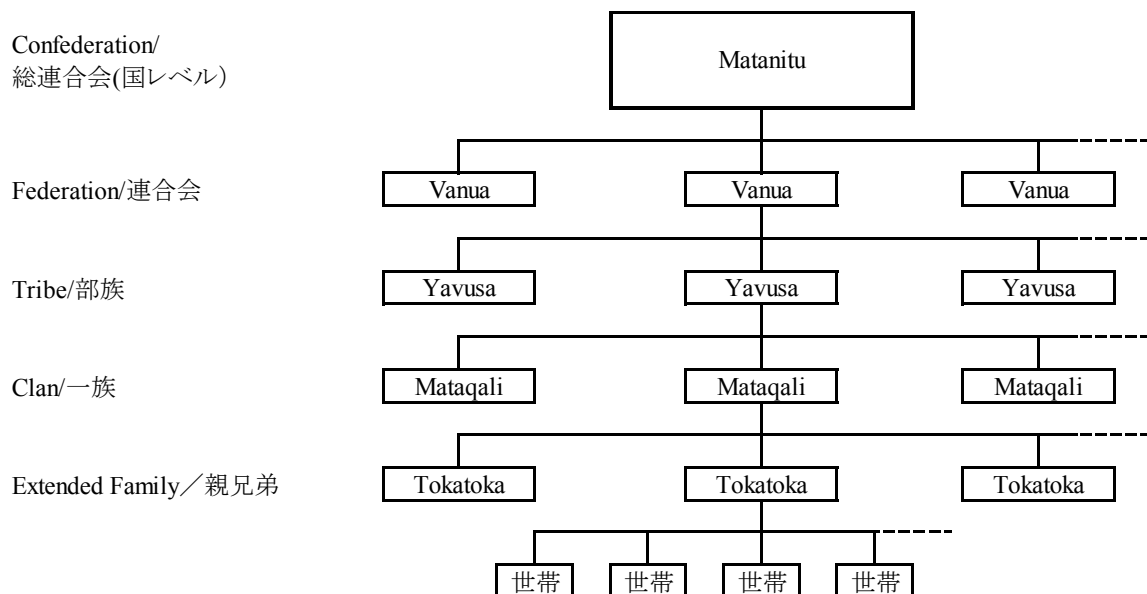


図 4.6.6 共有地の階層構造

共有地の所有権を移転することは禁じられており、土地を利用したい場合には借地権を取得する必要がある。借地権の設定は、世帯や Tokatoka を対象とするのではなく

⁶ 資料により 83%、87%あるいは 90%など様々な数値が見られたが、国土の殆どは伝統的な共有地となっている。

⁷ 放火の他に狩猟に使った火の失火も野火の主な原因として挙げられた。

Mataqali と契約を結ぶこととなる。しかし Mataqali と直接交渉するのではなく Native Land Trust Board(NLTB) (別称 iTaukei Land Trust Board(TLTB)) と呼ばれる共有地信託委員会 (仮称) を通すことになっている。先ず借地申請書を NLTB に提出し、当委員会の管理の下で交渉を始めなければならない。隣接 Mataqali との境界線のトラブルについては NLTB が調査を行い仲介役となる。企業、個人が共有地で植林事業を行う場合の借地契約だけでなく、樹木を伐採する場合にも同様に NLTB への許可申請が必要である。Mataqali の構成メンバーが自身の住居を作る時に必要な樹木を伐採する場合も同様⁸である。なお、Mataqali の構成メンバーが個人として植林をしたいという場合にも、NLTB を通して本人が所属する Mataqali から借地することがある。そうすることによって、その植林木の所有権を明確にでき、収穫時に木材の所有をめぐるトラブルを避けているとのことである。借地権が成立すれば、NLTB は借地権を示す証書を発行する。なお、Mataqali からの借地には、借地料の他に NLTB への手数料も発生し、借地料の内 10% は NLTB が受領し、残りの 90% が Mataqali に配分されメンバーに振り分けられる。木材収穫による売り上げからも一定の割合が Mataqali に支払われるが、それについては後述の「(2)納税と使用料支払」で述べる。

② 森林面積

フィジーの森林面積は、Status of Tropical Forest Management 2011(ITTO 2011 年)によると、国全体の森林面積は 1,014 千 ha と推定されている。この森林面積は国土面積の 56% に相当する。またフィジー国会報告書⁹ (33/2018)によれば、2014 年、2015 年それぞれにおいて天然林、マングローブ林、マツ林、マホガニー林の面積は表 4.6.4 のとおりである。ただし、この表には多数の小さい島々から構成されている東部地域¹⁰のデータは含まれていない。なお、天然林の数値が 1 年間で大きく減少している点について同報告書内でも議論されているが、その原因についての明確な記載はない。また、同国会報告書には国内の主な島に関しても木材資源量データは無いとの記載がある。

表 4.6.4 林種別の面積(ha)

	天然林	マツ林	マホガニー林	マングローブ林	計
2014 年	883,156	77,915	59,548	54,189	1,074,808
2015 年	526,453	76,171	58,978	42,601	704,203

出典：Parliament Paper No.33/2108 Consolidated Annual Review of the Department of Forestry 2014-2015

③ 人工林

フィジーでは、1950 年代から政府直轄事業としてユーカリ、アカシアマンギウムなどの外来種を含め様々な樹種が試験的に造林されてきた。その中でカリビアマツとマホガニーが適しているとの結論に至り、現在では造林樹種はこの 2 樹種がほとんどである。政府直轄事業のうち、マツは Fiji Pine Ltd. (1991 年創業)、マホガニーは Fiji Hardwood Corp. Ltd. (1998 年創業)¹¹に引き継がれている。

⁸ 住民が伐採する場合の審査は緩く機械的に承認されるとのことである。

⁹ Parliament Paper No.33/2018 Consolidated Annual Review of the Department of Forestry 2014-2015

¹⁰ フィジーは全国を東部、西部、南部 (南部を中央部と表記されている資料もある)、北部の 4 地域に区分しているが、小島の多い東部地域については森林のデータが整理されていない。

¹¹ Fiji Mahogany Act 2003 に基づいて業務を行っており、政府下の公社が、マホガニー産業の発展のために民間会社に移行したものである。

これらの人工林施業は、主にビチレブ島とバヌアレブ島で行われており、ビチレブ島の場合には、脊梁山脈を挟み降雨量の少ない北西部区域にマツが、降雨量の多い南東部区域にマホガニーが多い。これらの造林は共有地を借用して行われ、Fiji Pine Ltd.では全体で 83,000 ヘクタールの借地のうち約 24,000 ヘクタールがマツ林、Fiji Hardwood Corp. Ltd.の場合は、72,000 ヘクタール¹²のうち 52,000 ヘクタールがマホガニー林となっている。共有地の借地にあたっては造林適地だけを選定するのではなく、Mataqali との交渉のなかで急傾斜などの造林不適地を含んでいる一帯を借りることとなるため、借地面積に比べ造林木の生育面積が小さくなっている。

④ 伐採許可

国土の 80 数パーセント以上が伝統的な共有地となっているフィジーにおいては、林業は共有地との関連が高く、NLTB からの承認が必要となることが殆どである。なお、伐採許可については、マホガニーとそれ以外に分けて取り扱われているため、ここでも両者を分けて記述する。

マホガニーの伐採

マホガニーの伐採に関しては、Forest Decree 1992 ではなく Mahogany Industry Development Decree 2010 により管理されており、当該 Decree により設置された Mahogany Industry Council (マホガニー産業委員会) が発行した Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice の基準に基づき施業が行われる。フィジー中央銀行の資料によれば、マホガニー生産量の 95%は Mahogany Industry Development Decree 2010 の下に伐採されたものであり、残り 5%は Forest Decree 1992 により伐採されている。

マホガニーの伐採は、Fiji Hardwood Corp. Ltd.¹³が直接行うのではなく、Mahogany Industry (Licensing and Branding) Decree 2011 に基づき、Fiji Hardwood Corp. Ltd.が伐採業者を審査し Mahogany Industry Council が伐採許可証を発行している。今回の調査時点では、伐採許可証を得ている業者は 13 社あるとのことであった。

これらの伐採業者は、山土場で丸太の形状を計測した後に図 4.6.7 の写真に示すタグを丸太木口に留めることになっている。このタグには、Fiji Hardwood Corp. Ltd.のロゴ、伐採区域の Mataqali 名、林班番号、ラベル毎の通し番号、材長 (m)、平均直径 (cm)、材質ランクが記載される。トラックへの積載、伐採区域外への搬出、製材所への入庫などはラベル番号を基に管理されている。なお、複数の伐採業者が同じ山土場に材を集める場合には混乱を避けるために別の色のタグを使用している。

このように通し番号で管理されたマホガニー材は最終的には、Fiji Hardwood Corp. Ltd. と Fiji Revenue and Customs Authority (フィジー国歳入税関局) の連名で「Fiji Pure Mahogany」として「Certificate of Legality(合法性証明書)」が発行される。証明書の様式は、フィジーの巻末図-5 のとおりである。なお、フィジーからのマホガニーの輸出先は、ドミニカ共和国、オーストラリア、ニュージーランド、米国などが主で、日本への輸出は今のところはないとのことである。

¹² 72,000 ヘクタールのうち、極一部は国有地である。

¹³ 以前は Fiji Hardwood Corp. Ltd.が植え付けから伐採搬出まで直営で行っていたが、現在は伐採搬出は伐採業者が行っている。

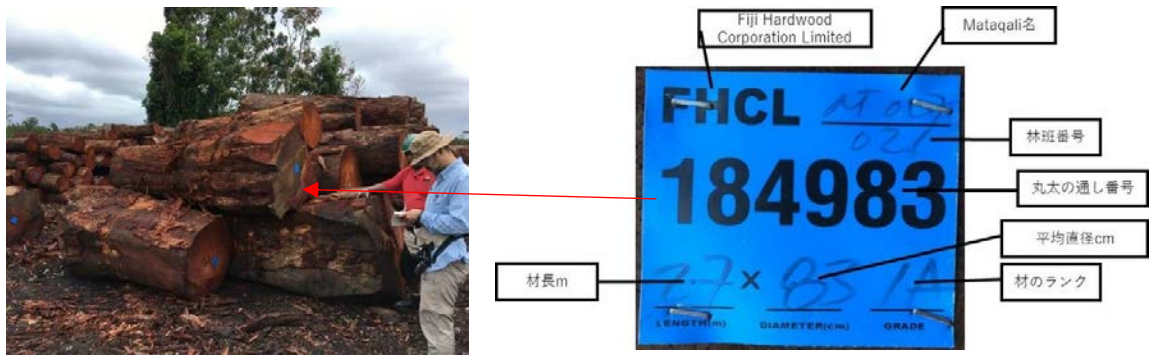


図 4.6.7 丸太管理のタグ

マホガニー以外の伐採

マホガニー以外の伐採については、林業省発行の Fiji Forest Harvesting Code of Practice に基づいて施業することが求められている。このコードには、伐採計画、林道設計、土砂流出防止対策、伐採手法、搬出手法など様々な基準が設けられており、この基準に基づいて伐採計画を審査し許可証発行の可否が判断される。

共有地からの借地における人工林伐採の場合には植林前に Native Land Trust Board(NLTB)の指導による Mataqali との土地リース契約は済んでいるため NLTB との協議は無いが、天然林伐採においては NLTB との協議が必要である。

伐採許可に限らず植林許可を含め林業活動の最終的な許認可権は林業省が持っているが、その前に NLTB の許可が必要であり、NLTB が申請書を受理するに当たっては、環境省による事前承認が必要となっている。林業省では、環境省、NLTB の 2 者が承認したことを示す書類を受理することが審査開始の条件となっている。今回の現地調査では NLTB への事業者が提出する申請書様式と NLTB が承認した旨を林業省に伝える書類の写しが入手できた。それぞれをフィジーの巻末図-1 と図-2 に示す。林業省内部の審査としては、上記の Fiji Forest Harvesting Code of Practice に記された作業基準に沿った伐採計画書となっていることの確認と、その作業と平行して伐採木を製材する製材所許可¹⁴の有無を確認し、適切となれば伐採許可がおりる。事業者からの申請から伐採許可までの流れは次のとおりである。

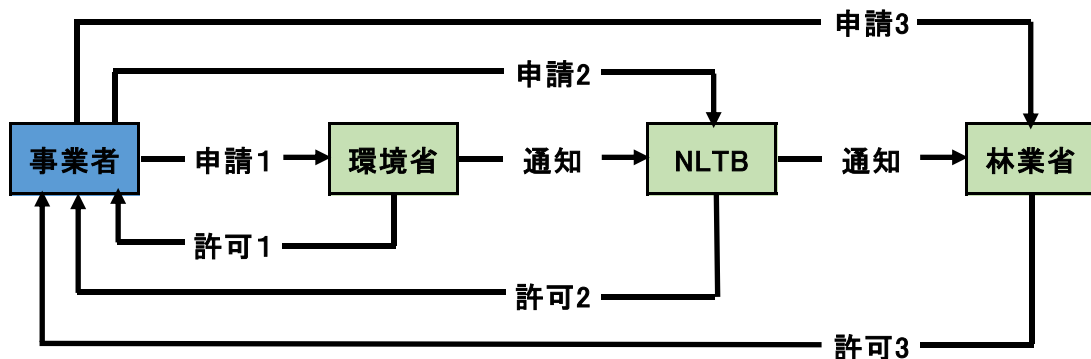


図 4.6.8 伐採許可の流れ

¹⁴ フィジーでは製材業者が素材を入手する方法は、立木の買付け、自社コンセッションでの伐採、素材業者からの買付けがある。

Forest Decree 1992 によれば、伐採許可証には次の 5 項目が記載されることとなっている。

1. 許可証の発効日
2. 許可の期限日
3. 許可される施業の開始期限日
4. 許可される面積
5. 適正な伐採施業に関して許可森林官がつける条件

林業省から発行された伐採許可証の例は、フィジーの巻末図-3 のとおりである。

製材許可に関しては、「Section 35-Forest (Sawmills) Regulations (Cap. 150 Rev. 1985)」に基づき林業省の審査の下に許可証が発行される。この法令でいう Sawmill とは鋸引き、薄切り、チップ加工、ロータリーでのピーリングによる製材品、切削片、ベニアに加工する工場を含んでいる。製材許可証の例は、フィジーの巻末図-4 のとおりである。

なお、製材許可の新たな許可証の発行あるいは更新においては、次の 4 項目を確認し、適切でない場合には許可しないこととなっている。

1. 製材許可期間を通じて原木供給が确实であり適切であること
2. 申請書に記されている製材所の場所、配置、機械、道具類は、廃材の発生率が最少となるような高い質をもった材木を生産できるよう満足できかつ適切であること
3. 申請者の木材に関する保存処理法、保管、取り扱いが満足できること
4. 申請者の財務が適切であること

(2) 納税と使用料支払

フィジーの林業に関する手数料などの支払いは、具体的な支払いのタイミングに関する情報は未入手であるが、次の項目がある。

1. 経費・手数料(Fees)

経費・手数料には次の 2 種類がある。

丸太計測費：林業省が樹種、伐採地に関わらず伐採された丸太材積に応じて徴収するもので、林業省による森林施業に関するモニタリング等の経費に当てられる。

地図費：林業省が伐採許可などに必要となる地図、計画書の経費として徴収するものである。

2. スタンページ (Stumpage)

スタンページは、森林施業を行う権利に対して地主が業者に支払いを求めるもので、丸太の製材所渡し価格から運搬費を控除したものに一定の率で課せられる。その配分は、製材業者はコンセッション管理業者に一定率を支払い、コンセッション業者は NLTB に一定の率で支払う。また NLTB はその中から 10%の手数料を取り残り 90%を土地所有者 (Mataqali) に支払う。

3. 使用料 (Royalties)

ロイヤルティは林業省が徴収するもので、伐木造材費の地域性を考慮して 3 つの地域 (南部、西部、北部) と 4 樹種区分 (A、B、C、D) 毎に 1 立方メートル当りの額が設定されている。

共有地の借地に関しては、NLTB が次表のとおり樹種別にスタンページ、借地料およびプレミアムを設定している。上記にあるとおりスタンページの一部は、NLTB の手数料となっている。プレミアムは Mataqali に対して借地を促すためのインセンティブとして設定されており、借地人が借地料に加えて支払いを求められる。借地料およびプレミアムは5年おきに見直すこととなっている。

表 4.6.5 共有地におけるスタンページ他 (2010 年)

樹種区分	スタンページ	借地料 Fiji ドル	プレミアム Fiji ドル
マツ	7 %	11 \$ /ha/年	15 \$/ha
マホガニー	10%	9 \$/ha/年	13 \$/ha
郷土樹種	10%	9 \$/ha/年	13 \$/ha

地主 (Mataqali) によっては、草地への放牧による畜産収益の方がマツ植林地への貸地料収益より大きいとの判断もあることから、マツ造林土地の確保のために地主への支払い額は上昇する傾向にあり、Fiji Pine 社では借地料として現在は上表の 11\$/ha/年に代えて 13\$/ha/年を支払っている。

(3) 伐採施業

①林業 (木材伐採) 規則

伐採施業に関しては、前述の「合法的な伐採権」の項で述べたとおり、マホガニーに関しては「Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice」、その他の樹種に関しては「Fiji Forest Harvesting Code of Practice」に基づいて行われている。

②保護地域及び樹種

保護地域

フィジーには、表 4.6.6 に示すとおり国立公園、自然保護区などが全 20 箇所、合計 43,748 ヘクタールが指定されている。これらの指定は、内閣、林業省、NLTB によるものなどいくつかの形式に分かれている。表作成の参考とした「Action Plan for Implementation the Convention on Biological Diversity Programme of Work on Protected Area 2011」には、水源地上についても 5 箇所の記載があるが面積が不明なため下表では割愛した。

表 4.6.6 国立公園、自然保護区等の指定

名称	指定者	指定年	面積 ha	
Shigatoka Sand Dune National Park	内閣	1988	240	
JH Garrick Memorial Park	National Trust	1986	428	
Rabilevu Nature Reserve	林業省	1959	4,020	
Naqarabulutu Nature Reserve		1958	279	
Nadaribatu Nature Reserve		1956	93	
Tomanivi Nature Reserve		1958	1,322	
Vuo Nature Reserve		1960	1.2	
Draunibota-Labiko Nature Reserve		1959	2.16	
Vunimoli Nature Reserve		1968	20.2	
Taveuni Forest Reserve		1914	11,160	
Wabu Forest Reserve		-	1,200	
Coloisuva Amenity Park		1952	91	
Namenalala Island		NLTB	1984	43
Yadua Toba Island			2004	50
Waisali Reserve			1991	120
Monasavu Catchment	2004		1,000	
Nabua Gorge-Ramsar Site	1997		640	
Sovi Basin Reserve	2006		20,421	
Bouma National Heritage Park	NLTB/林業省/ニュージーランド 政府間の覚書	1990	1,417	
Koroyanitu National Heritage Park	個人	1989	1,200	
合計面積			43,748	

出典：Action Plan for Implementation the Convention on Biological Diversity Programme of Work on Protected Area 2011 を基に作成。

保護樹種

CITES の付属書に記載のある樹種でフィジーに確認されているものについての情報は入手できなかったが、フィジー環境省から入手した Endangered and Protected Species Act 2002 には次の二つのカテゴリーに分けて絶滅の危惧のある植物種が整理されている。

1. フィジー固有種の中で CITES 付属書 I に掲載されておらず絶滅の危惧がある種
2. フィジー固有種の中で CITES 付属書 I、II、III に記載がなくかつ上記 1 のカテゴリーでもない絶滅の危惧がある種

上記のカテゴリーに該当する植物種の一覧をそれぞれフィジーの巻末表-2 および表 3 に示す。なお、これらの表においては、Endangered and Protected Species Act 2002 に記載されている植物から高木種を選定したが、判断が付かないものについては欄外に「＊」を付けた。

② 環境配慮事項

Fiji Forest Harvesting Code of Practice 及び Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice によれば、環境配慮として「森林衛生」に関して「燃料とゴミ」、「キ

キャンプサイト基準」に分けて次のとおり記載されている。

森林衛生

1. 燃料とゴミ

- 燃料補給、機械保守時の燃料漏れについては、保守を河川、水路から十分離れた平坦な場所で行うことで影響を回避しなければならない。燃料の保管、使用は囲いの中で行わなければならない。
- 機械操作に伴う燃料漏れは河川に影響を与えてはならない。汚染土壌は直ちに掘削し、森林官が承認した所定の処理場で処分しなければならない。
- 使用済みのオイルフィルター、グリースガン・カートリッジ、ドラム缶、塗料スプレー缶等は、森林官が承認した所定の処理場で処分しなければならない。

なお Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice においても環境配慮事項についてはほぼ同じであるが、「燃料とゴミ」に関しては次の2点も配慮事項となっている。

- 機械修理工場でこぼれたオイルが河川に流入することはあってはならない。汚染された土壌は速やかに掘り出し Fiji Hardwood Corp. Ltd.が認めた廃棄場所に移さなければならない。
- 機械がオイルの異常な漏れを起こした場合には、その機械を速やかに停止し、その漏れ状態が修復され Fiji Hardwood Corp. Ltd.によって承認されるまで運転してはならない。

2. キャンプサイト基準

- 伐採作業員のキャンプは、労働安全衛生の要求事項に沿って各人の就寝場所、台所、食事場所、納戸、便所などを備えておかねばならない。
- キャンプサイトは、安全、健康的な環境の位置にななければならない。
- キャンプサイトは衛生的な水が利用可能でなければならない。
- 蚊の発生を防ぐために、水タンクは適切なスクリーンを付け、キャンプサイトは一日以上にわたり水が溜まらないよう排水を良くしなければならない。
- 汚水は建物から最低 20 メートル離れて排水しなければならない。
- トイレは、全てのキャンプサイトに配備され、かつ飲料用の水源から少なくとも 100 メートル離れ、また就寝場所からは安全な距離でなければならない。
- ゴミ廃棄場所は、全てのキャンプサイトに配置されなければならない。かつ水路や水源からは少なくとも 50 メートル離れ、地下水面より上部にななければならない。
- 廃棄された機材、パーツ、廃油およびその容器などの全ての無機ゴミは、森林外へ持ち出し、指定された廃棄物収集センターで廃棄されなければならない。
- 次のキャンプサイトに移る前に伐採作業員はそのキャンプサイトを汚れのない元の状態に復帰させる責任がある。

3. 防火

- 山火事の危険性が高い時期には、可燃物が除去された道路以外では禁煙である。
- タバコの吸殻およびマッチ棒は完全に火を消した後に捨てなければならない。
- 食事の準備、湯沸しあるいはその他の目的で火を使うときには、丸太、切り株あ

るいは樹木から5メートル以上離れなければならない。また地面は火元から2メートルは全ての可燃物を除去しなければならない。移動するときはそれらの火を完全に消さねばならない。

- 山火事時期あるいは山火事発生が多い時期には、野外で火を付けたら火を付けたままにしてはならない。
- 建物の内部およびキャンプでは、適切に設置された火床において火を付けなければならない。そこを離れる場合には完全に火を消さねばならない。
- 森林の中では、火の元から離れてはならない。
- 新たな場所へ移動する場合には元の状態に戻すことが伐採作業員の責任である。

④安全衛生

伐採現場での安全衛生に関しては、Fiji Forest Harvesting Code of Practice および Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice のなかで、次の規定を設定している。

1. 伐採機械の基準

全ての伐採機械は労働安全衛生の次の事項を含む要求事項に沿ったものでなければならない。

- 全てのチェーンソーは、労働規定にある安全装置（例えばブレーキ装置）が装備されなければならない。
- 全ての重機は、シートベルトが装備されなければならない。機械の操作時はそれを装着しなければならない。
- 全ての重機は、消火器と救急セットを装備しなければならない。
- 全ての重機は、転倒時保護構造の基準が確認された安全な運転台でなければならない。運転台は、安全かつ確実に備え付けられた座席でなければならない。
- 運転台は、いかなる方法によっても作り変え、ドリルでの穴をあけ、溶接あるいは変更を加えられるべきではなく、かつ損傷したブラケットやフレームを伸ばしたりしてはならない。
- 陸運当局は、使用する前に全ての損傷したキャブフレームを検査しなければならない。
- メインフレームあるいは運転台のいかなる部分も指定された高緊張ナットやボルト以外で締め付けてはならない。
- 機械は、自動復帰型ではないエンジン停止装置を備えたものとする。同装置は、「引く/停止」など明確な操作指示が記載され、操作者が通常の運転位置から容易に操作できなければならない。
- もし重機が公道あるいは林道を走る場合には、法令規則に沿った照明灯を装備しなければならない。
- 重機は、マフラーから火花が飛ばないようにするスパーク・アレスター¹⁵を装着しなければならない。またこの装置は作動状態を維持しておかねばならない。
- 全ての滑車、シャフト、ベルトおよびファンブレードは安全に保護されていなければならない。
- 機械操作は、操作に関係していない作業員が退避するまで始動してはならない。

¹⁵ 排気管に取り付けて火の粉の飛散を止める装置

- 全ての重機は、陸運当局に登録しておかねばならない。
- 機械は、燃料あるいはオイル漏れがあってはならない。
- ローダーおよびエクスカベーターには、適切な安全装置となるグラブプルが装着されていなければならない。
- 全てのスキッターには、良質の 40 メートル以上のワイヤーロープを搭載したウインチが装備されなければならない。ウインチは常時操作可能でなければならない。
- このコードに記載されていない新しい機械、例えばフォワーダーについては林業省¹⁶の許可を取る必要がある。
- ヘリコプターを含む全ての吊り上げ機は、Civil Aviation Authority of Fiji および労働省の審査を通過しなければならない。

2. 伐採監督

伐採作業における監督の責任に関しては、伐採計画書のなかに明示しなくてはならない。伐採監督は、問題を明らかにして時期を逸せず改善行動がとれるように定期的に、少なくとも週ごとに作業状態を検査すべきである。

2.1 伐採監督の作業技能と倫理

伐採監督は、次の作業に関する正しい知識と技能を有しておくべきである。

- 労働者問題と契約作業合意に関する事項
- 事業者／コンセッション／伐採作業の合意事項
- 機械操作、機械の維持管理スケジュールおよび基本修理を含む伐採作業
- 伐採機械オペレーター、伐採許可を受けた者、林業省¹⁷および土地所有者との協議およびコミュニケーション
- 最新の救急処置受講証明書の所持と救急処置
- 管理チームおよび当該規約の要件を満たす伐採作業全般の計画立案と運営

2.2 伐採監督の主要任務

- 出来る限りの伐採前計画作成への直接関与
- 当該規約順守を確認するため野外作業の直接的な監督
- 事業管理者側と現場スタッフの連絡役となり、輸送、支援業務等の調整を行うとともに、通信、輸送システムが現場スタッフ全員に常時利用可能であることを確認すること。
- 相互に関連する事項について事業管理者側と許可証保持者間との連絡調整
- 事業管理者側に直接の責任がある事項；
 - ✓ 工場・機械の操作者、伐採者、ドライバー、見習いその他の野外作業のために雇用された者による全ての業務
 - ✓ 事業者の生産目標が質量共に確実に達成されるよう全ての業務の調整
 - ✓ 法律により求められ、かつ事業者が求める記録とその提出
 - ✓ 伐採施業が本規約に定める安全基準に準拠していることの担保
 - ✓ 必要などきの救急措置

¹⁶ マホガニーの施業では、Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice において林業省ではなく Fiji Hardwood Corp. Ltd.による許可を取ることとなっている。

¹⁷ マホガニーの施業では、Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice において林業省ではなく Fiji Hardwood Corp. Ltd. (FHCL) による許可を取ることとなっている。

- ✓ 必要なときの負傷した作業員の迅速な病院への搬送手配
- ✓ 全ての労務災害の速やかな林業省への報告

⑤ 合法的な雇用

Fiji Forest Harvesting Code of Practice において伐採などの森林施業の中での労働環境に関する記述は前項の④のとおりであるものの、4.6.2-1)に示した 20 種の関連法令の中には雇用に関するものは含まれていない。Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice および Forest (Sawmills) Regulation についても同様である。一方、フィジーには EMPLOYMENT RELATION PROMULGATION 2007 (通称 EMPLOYMENT RELATION ACT 2007)という雇用に関する法律がある。この法律は、その第3条において、軍隊、警察、刑務所を除き、政府、政府関連組織、地方行政組織、法令権限組織、砂糖産業を含むフィジー国内の職場における雇用主及び労働者に適用されるとなっている。したがって、林業、林産業においてもこの法律が適用されると考えられる。

なお、「森林認証制度」の項で述べる FSC 認証を受けている事業者は、認定に当たって労働に関する項目を厳しく審査されたとのことであり、国内基準より高いレベルの雇用環境の下で操業している状況が窺える。

(4) 第三者の権利

① 慣習的な権利および先住民族の権利

慣習的な権利としては、フィジーでは 2)-(1)-①で述べたとおり、国土のほとんどが伝統的な共有地であることが特徴的であり、その土地の売買は禁止され所有権が維持されている。

(5) 貿易と輸送

フィジー国内の木材の輸送に関しては、Fiji Hardwood Corp. Ltd.の管理の下で行われているマホガニーの輸送に関する情報が得られた。4.6.2-2)-(1)-④のマホガニーの項で述べたとおり、マホガニーは丸太に付けられたラベル番号で管理されている。Fiji Hardwood Corp. Ltd.は、コンセッション外へ丸太を搬出する時にトラックに積載する丸太のラベル番号を記載した Log Supply Statement (フィジー巻末図-6 参照)と、またその総括情報に相当する Log Delivery Pass (フィジー巻末図-7 参照)を作成する。これらの様式はそれぞれ色違いの 5 枚綴りとなっており、1 枚は発行箇所の現場の管理ステーションで保管し、1 枚はトラック運転手が丸太と共に製材所まで運び製材所で保管する。その他は Fiji Hardwood Corp. Ltd.本部で保管することとなっている。

貿易に関する法令等の資料、情報は今回の現地調査では得られなかった。JETRO の WEB においてもフィジーについては記載がなかった。

4.6.3 森林認証制度

1) FM 認証及び独自認証の普及概況

フィジーにおける FM 認証としてはカリビア松を主に取り扱っている造林会社 1 社が FSC 認証を取得している。認証面積は FSC の WEB によると 85,385ha である。林業省によれば、フィジーにはその他の森林認証システムは無いとのことである。

2) CoC 認証の普及概況

上記の FSC の FM 認証を取得している造林会社およびそのグループ会社で輸出向けの製材、木材チップを生産している会社は FSC の CoC 認証を取得している。また、4.6.2-2)-(1)-④で述べたとおり、Mahogany Industry Council の下では、ラベルを用いた独自のシステムにより「Certificate of Legality」を発行しており、これも CoC であると考えられる。

4.6.4 その他の関連情報

特にない。

巻末表-1 フィジーの丸太生産量の推移

Fiji Bureau of Statistics - Key Statistics: December 2017

BUSINESS ACTIVITY

3.8 TIMBER PRODUCTION

Round Wood Production				
Period	Native Species [cu.m]	Exotic Species [cu.m]	Mahogany [cu.m]	Total [cu.m]
Yearly				
1970	106,122	-	-	106,122
1971	100,000	-	-	100,000
1972	108,795	-	-	108,795
1973	126,847	-	-	126,847
1974	150,359	-	-	150,359
1975	129,069	815	-	129,884
1976	130,141	644	-	130,785
1977	166,246	745	-	166,991
1978	176,025	2,300	-	178,325
1979	171,917	3,573	-	175,490
1980	228,859	12,930	-	241,789
1981	208,000	12,315	-	220,315
1982	152,818	11,947	-	164,765
1983	167,033	18,050	-	185,083
1984	175,897	12,472	-	188,369
1985	193,872	11,983	-	205,855
1986	185,475	9,505	-	194,980
1987	238,057	8,544	-	323,501
1988	239,211	21,532	-	454,538
1989	181,086	26,630	-	446,716
1990	153,820	272,522	-	426,342
1991	120,077	357,806	-	477,883
1992	113,243	331,665	-	444,908
1993	130,901	399,269	-	530,170
1994	143,260	392,988	-	536,248
1995	129,506	470,572	-	600,078
1996	149,821	434,690	-	584,511
1997	151,941	428,741	-	580,682
1998	134,327	417,179	-	551,506
1999	83,030	389,691	88	472,809
2000	106,672	380,663	169	487,504
2001	113,847	370,930	2,624	487,401
2002	103,951	327,314	11,201	442,466
2003	132,293	411,410	32,580	576,283
2004	103,159	418,522	53,586	575,267
2005	94,397	375,387	56,177	525,961
2006	79,480	351,885	45,714	477,079
2007	62,239	331,701	48,977	442,917
2008	64,991	294,122	80,092	439,205
2009	59,614	267,858	63,675	391,147
2010	49,814	350,563	109,542	509,919
2011	34,349	336,020	95,856	466,225
2012	30,517	315,337	50,423	396,277
2013	38,052	391,480	59,422	488,954
2014	46,774	529,956	54,972	631,702
2015	54,349	414,117	52,004	520,470
2016	50,825	257,835	36,326	344,986

Source: Ministry of Forest, Fiji Pine Ltd and Fiji Hardwood Ltd

出典：Fiji Bureau of Statistics-Key Statistics, December 2017

巻末表-2 フィジー固有種の中で CITES 付属書 I に掲載されておらず絶滅の危惧がある種

科名	学名	一般名
Annonaceae	<i>Polyalthia angustifolia</i>	
Araucariaceae	<i>Agathis vitiensis</i>	N da kua / dakua makadre
Caesalpiniaceae	<i>Kingiodendron platycarpum</i>	Moivi
Caesalpiniaceae	<i>Storckiella vitiensis</i>	Vesida
Clusiaceae	<i>Garcinia pseudoguttifera</i>	Bulu
Clusiaceae	<i>Garcinia myrtiflora</i>	laubu
Cornbretaceae	<i>Terminalia vitiensis</i>	
Cunoniaceae	<i>Geissois ternate var 2</i>	Vuga
Cunoniaceae	<i>Weinmannia spiraeoides</i>	
Cunoniaceae	<i>Weinmannia vitiensis</i>	
Degeneriaceae	<i>Debeneria vitiensis</i>	Masiratu
Euphorbiaceae	<i>Bischofia javanica</i>	Koka
Lauruceae	<i>Endiandra elaeocarpa</i>	Damabi
Malvaceae	<i>Hibiscus storckii</i>	
Melastomataceae	<i>Medinilla kandavuensis</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium floribundum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium kasiense</i>	Rusila
Mimosaceae	<i>Acacia richii</i>	Qumu
Mimosaceae	<i>Mimosaceae spec.div</i>	Vavai-loa
Mimosaceae	<i>Mimosaceae spec.div</i>	Vavai-vula
Palmae	<i>Veitchia vitiensis</i>	
Palmae	<i>Veitchia filifera</i>	
Podocarpaceae	<i>Acmopyle sahniana</i>	nggmleve
Podocarpaceae	<i>Dacrycarpus imbricatus</i>	Amunu
Podocarpaceae	<i>Decussocarpus vitiensis</i>	Dakua salusalu
Podocarpaceae	<i>Podocarpus neriifolius</i>	Kuasi
Podocarpaceae	<i>Dacrydium nidulum</i>	Yaka
Proteaceae	<i>Turrillia ferruginea</i>	Kauceuti
Proteaceae	<i>Turrillia vitiensis</i>	Kauceuti
Rhamnaceae	<i>Alphitonia zizyphoides</i>	Doi
Rubiaceae	<i>Gardenia vitiensis</i>	Ndrenge, Ndrega, Meilango
Rubiaceae	<i>Mastixiodendron robustum</i>	Duvula
Sapindaceae	<i>Cupaniopsis leptobotrys</i>	Malawaci
Sapotaceae	<i>Manikara spec.div</i>	Bausagali-damu
Sapotaceae	<i>Manikara spec.div</i>	Bausagali-vula
Sapotaceae	<i>Planchonella garberi</i>	Sarosaro
Sapotaceae	<i>Planchonella umbonata</i>	Bauloa
Sterculiaceae	<i>Sterculia vitiensis</i>	Waciwaci
Santalaceae	<i>Santalum yasi</i>	Yasi
Thymelaeaceae	<i>Gonystylus punctatus</i>	Mavota
Verbenaceae	<i>Gmelina vitiensis</i>	Rosawa

出典：Endangered and Protected Species Act 2002 より作成

(注) 高木種かどうかの判断が付かないものについては欄外に「*」を付けた。

巻末表-3 フィジー固有種の中で CITES 付属書 I、II、III に記載がなくかつ上記 1 のカテゴリーでもない絶滅の危惧がある種

科名	学名	一般名
Barringtoniaceae	<i>Barringtonia asiatica</i>	Vutu
Boraginaceae	<i>Cordia subcordata</i>	Nawanawa
Burseraceae	<i>Canarium harveyi</i> var 1	Kaunicina
Caesalpiniaceae	<i>Cynometra insularis</i>	Cibicibi
Caesalpiniaceae	<i>Intsia bijuga</i>	Vesi
Casuarinaceae	<i>Gymnostoma vitiense</i>	Velau
Chlysobalanaceae	<i>Parinari insularum</i>	Sa
Clusiaceae	<i>Calophyllum inophyllum</i>	Dilo
Clusiaceae	<i>Calophyllum vitiense</i>	Damanu
Combretaceae	<i>Lumnitzera littorea</i>	Sagali
Combretaceae	<i>Terminalia capitanea</i>	Tiviloa
Combretaceae	<i>Terminalia luteola</i>	Mbausomi tivi
Combretaceae	<i>Terminalia psilantha</i>	Mbausomi
Combretaceae	<i>Terminalia pterocarpa</i>	Tivi
Combretaceae	<i>Terminalia simulans</i>	
Combretaceae	<i>Terminalia strigillosa</i>	Tivi losi
Cunoniaceae	<i>Acsmithia vitiensis</i>	
Cunoniaceae	<i>Geissois imthurnii</i>	Vure
Cunoniaceae	<i>Geissois stipularis</i>	Vure
Cunoniaceae	<i>Geissois superba</i>	Vure
Cunoniaceae	<i>Geissois ternata</i>	
Cunoniaceae	<i>Spiraeanthemum graeffei</i>	Katakata, kutakuta, kutukutu
Cunoniaceae	<i>Spiraeanthemum serratum</i>	
Cunoniaceae	<i>Weinmannia exigua</i>	
Degeneriaceae	<i>Degeneria roseiflora</i>	Karawa yaranggele
Euphorbiaceae	<i>Endospermum robbieanum</i>	Kauvula
Gramineae	<i>Ischaemum byrone</i>	Hilo Ischaemum
Guttiferae	<i>Calophyllum amblyphyllum</i>	Ndamanu
Guttiferae	<i>Calophyllum leucocarpum</i>	
Guttiferae	<i>Garcinia adinantha</i>	Raumba, mbulumanga, mbulumangaya
Loganiaceae	<i>Geniostoma calcicola</i>	
Loganiaceae	<i>Geniostoma clavigerum</i>	
Loganiaceae	<i>Geniostoma stipulare</i>	
Loganiaceae	<i>Neuburgia macroloba</i>	Vathea
Melastomataceae	<i>Astronidium degeneri</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium inflatum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium lepidotum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium pallidiflorum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium saulae</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium sessile</i>	
Melastomataceae	<i>Medinilla kambikambi</i>	Kambikambi
Motheawa		
Meliaceae	<i>Vavaea amicornum</i>	Cevua
Meliaceae	<i>Xylocarpus granatum</i>	Dabi
Mimosaeae	<i>Samanea saman</i>	Raintree
Myristicaceae	<i>Myristica castaneifolia</i>	Kaudamu
Myrtaceae	<i>Cleistocalyx decussatus</i>	Yasimoli
Myrtaceae	<i>Cleistocalyx eugenioides</i>	Yasiyasi
Palmae	<i>Alsmithia longipes</i>	
Palmae	<i>Balaka longirostris</i>	
Palmae	<i>Balaka macrocarpa</i>	
Palmae	<i>Balaka microcarpa</i>	
Palmae	<i>Balaka seemannii</i>	
Palmae	<i>Calamus vitiensis</i>	
Palmae	<i>Clinostigma exorrhizum</i>	
Palmae	<i>Cyphosperma tanga</i>	
Palmae	<i>Cyphosperma trichospadix</i>	
Palmae	<i>Gulubia microcarpa</i>	
Palmae	<i>Neoveitchia storckii</i>	
Palmae	<i>Physokentia rosea</i>	
Palmae	<i>Physokentia thurstonii</i>	
Palmae	<i>Pritchardia thurstonii</i>	
Palmae	<i>Veitchia joannis</i>	
Palmae	<i>Veitchia pedionoma</i>	
Palmae	<i>Veitchia simulans</i>	
Podocarpaceae	<i>Dacrydium nausoriense</i>	Yaka, tangitangi
Podocarpaceae	<i>Podocarpus affinis</i>	
Rubiaceae	<i>Gardenia anapetes</i>	Tirikiloki
Rubiaceae	<i>Gardenia candida</i>	
Rubiaceae	<i>Gardenia grievii</i>	Ndelandrega
Rubiaceae	<i>Gardenia hillii</i>	
Rubiaceae	<i>Guettarda speciosa</i>	Buabua
Rhizophoraceae	<i>Bruguiera gymnorrhiza</i>	Dogo
Sapindaceae	<i>Pometia pinnata</i>	Dawa
Sapotaceae	<i>Palaquium hornei</i>	Sacau
Sapotaceae	<i>Palaquium porphyreum</i>	Bauvudi
Tiliaceae	<i>Trichospermum richii</i>	Mako

出典：Endangered and Protected Species Act 2002 より作成

(注) 高木種かどうかの判断が付かないものについては欄外に「*」を付けた。

巻末図-1 事業者から NLTB への伐採搬出申請の様式

ITAUKEI LAND TRUST BOARD
APPLICATION FOR LICENCE TO FELL AND EXTRACT FOREST PRODUCE

I/We hereby apply for a Licence to fell and extract produce:

NAME OF APPLICANT HOME ADDRESS:

TELNO. (RES)..... POSTAL ADDRESS:

BUSINESS HOURS TEL.NO:

NAME OF APPLICATION AREA:

ACREAGE (If not known give an estimate)
.....

NAME OF LANDOWNING UNIT..... N.I.C. NUMBER IF KNOWN,...

PROPOSED LENGTH/PERIOD OF LICENCE

PROPOSED DATE OF COMMENCEMENT

ANTICIPATED RATE OF EXTRACTION PER YEAR.....m³ (minimum volume).....

.....m³ (maximum volume)

State your previous experience of logging and give details of any other licence held either now or in the past:

.....
.....
.....
.....

WHAT ROAD ACCESS WILL YOU USE TO THE LOGGING AREA?

.....
.....

WHO WILL MILL THE LOGS?

.....
.....

WHERE WILL YOU SELL THE LOGS

.....
.....

PROPOSED NUMBER OF EMPLOYEES:

SAWMILL : LOGGING :

NAME OF CONTRACTOR (if different from applicant)

卷末図-2 NLTB から林業省への通知（事業者からの申請の承認）



Our Ref: 4/11/41160
11 September 2018

The Divisional Forestry Officer (Western)
P.O. Box 605
Lautoka.

Dear Sir,

Re: License to Extract Maesopsis Trees
Applicant: [REDACTED]

Our approval for a logging license has been granted to Ulitaki Raituku on behalf of Matqali Koronisigalevuof Wauosi Village, Nadroga/Navosa

This license authorizes the cutting and removal of timber with the following conditions:-

1. Felling and Extraction is confined to the area shown as edged yellow on the attached plan. The order and the rate of felling and removal of logs shall follow a plan to be provided by the Divisional Forestry Officer (Western) may impose.
2. That no license is granted over any land designated as protection forest.
3. That Licensee pays an Environmental Bond of \$5,000.00 (Five Thousand dollars) to the Department of Environment which may be refunded subject to inspection and minimal rehabilitation required at the expiry of the license.
4. No timber shall be removed from land where soil erosion or landslides are likely to result from such removal.
5. All logging shall cease from **twelve (12) months** from 01.09.2018.
6. The Contractor hereby authorized to fell and remove logs from the land is Abdul Firaz Khan Logging.
7. It shall be Licensee's responsibility to arrange with this logging Contractor for the advance payment of Timber Royalty and Timber Premium to the Board (NLTB).
8. All commercial/obligatory logs species felled and measured must be removed and processed except those are rejected for natural defects.
9. All existing leases, licenses and other interest are excluded from this license.

LAUTOKA
18 Piro Complex, 85 Drasa Avenue
P.O. Box 73, LAUTOKA
Ph: (875) 885 5194
Fax: (875) 885 1254

NADI
Airport Central Building, Nadi
Phone Mail Bag, NADI AIRPORT
Ph: (875) 822 2175
Fax: (875) 812 3228

LABASA
Macauli House
P.O. BOX 132, LABASA
Ph: (875) 881 1122
Fax: (875) 881 8146

10. It shall be the licensee's responsibility to obtain access to the Licence area.
11. The licensee shall arrange to clear the boundary of this license before any felling is made.
12. They have agreed on the new rates of royalty
13. The Board shall ascertain that the below conditions shall be adhered to the fullest degree.
 - (i) Fulfillment of all conditions pertaining to this Logging Licence and the Fiji National Logging Code of Logging practice.
 - (ii) Any deduction for compensation for any damages and/or breach of the Licensee Conditions: the actual amount of compensation will be determined by the Board after the field inspection and assessment with the relevant authorities.

The owning unit is Matqali Koronisigalevu, Wauosi Village, Nadroga/Navosa to whom we will pay premium and royalty upon receipt from you.

Yours Faithfully,

MANAGER (SOUTHWEST REGION)

LAUTOKA
18 Piro Complex, 85 Drasa Avenue
P.O. Box 73, LAUTOKA
Ph: (875) 885 5194
Fax: (875) 885 1254

NADI
Airport Central Building, Nadi
Phone Mail Bag, NADI AIRPORT
Ph: (875) 822 2175
Fax: (875) 812 3228

LABASA
Macauli House
P.O. BOX 132, LABASA
Ph: (875) 881 1122
Fax: (875) 881 8146

卷末図-3 林業省から発行された伐採搬出許可の例

FOREST ORDINANCE (CAP 128)
Section 35

LICENCE TO EXERCISE A RIGHT
(Not Transferable)

This licence authorizes [redacted] to exercise the right described below
within the area specified on ~~prepayment of dues~~ prepayment of dues subject to the conditions
~~or~~ or deposit account

attached hereto and the provisions of the Forest Ordinance and Regulations.
[redacted]

Division Matabali Forest Lot No. CPT. No.

L.C. Sheet No.

Description of the right and any special conditions :
The rights as stipulated in the attached
licence conditions
conditions as stipulated in attached licence
penalties on breaches as listed
in Schedule II of the attached Licence
produce to be removed using truck
passes as attached in Schedule III of the licence

Date of Issue 1st Jan. 2013 Date of Expiry 31st Dec 2018

L.T.B. Authority No. Revenue Receipt No.

[Signature]
Forest Officer

This licence must be produced on demand
This licence is not a receipt for payment

ATP/11A

巻末図-4 林業省から発行された製材許可の例

MINISTRY OF FORESTRY TREPS, WOOD INDUSTRIES LIMITED
FOREST (SAWMILL) REGULATION 1968 NO.81/2018

LICENSE TO OPERATE A SAWMILL

License is hereby granted to [REDACTED] to operate a
STATIC sawmill at [REDACTED] to the condition specified hereunder.
This license shall remain valid until the 31st day of December in the year of issue.

CONDITION OF LICENSE:

Subject to the requirements of the Forest (Sawmill) Regulation 1968 and Sawmilling
Policy 1995.


Subject to the monthly submission to the Ministry of Forest sawmill log input and
sawn timber volume output statistics by species on every first week of a new month.



Subject to the compliance of Waste Disposal Permit from the Department of
Environment.

Subject to processing of logs received only from legal sources.

This license will be deem null and void upon breach of any of the above condition and
should the mill be sold or relocated without prior approval of the Conservator of
Forests.

Date: 01/03/18


CONSERVATOR OF FORESTS

REPUBLIC OF FIJI	
CERTIFICATE OF LEGALITY	
	
<p>THIS CERTIFICATE OF LEGALITY HEREBY CERTIFIES THAT THE UNDERMENTIONED CONTAINERS HAVE BEEN INSPECTED AND APPROVED AND THAT ALL CONTENTS THEREIN, CONSISTING OF MAHOGANY TIMBER (<i>SWIETENIA MACROPHYLLA</i>), HAVE BEEN GROWN AND HARVESTED FROM PLANTATIONS LOCATED WITHIN THE REPUBLIC OF FIJI IN CONFORMANCE WITH THE LAWS OF THE REPUBLIC OF FIJI AND ARE CITES EXEMPT. THIS CERTIFICATE OF LEGALITY FURTHER CERTIFIES THAT THE UNDERMENTIONED LICENSEE IS DULY LICENSED TO OPERATE IN THE REPUBLIC OF FIJI AND HAS PAID ALL APPLICABLE ROYALTIES, FEES AND TAXES TO THE REPUBLIC OF FIJI STEMMING FROM THE HARVEST, TRANSPORT AND COMMERCE OF THE CONTENTS OF THE CONTAINERS LISTED HEREIN.</p>	
LICENSEE NAME _____	LICENCE NUMBER _____
CONTAINER NUMBERS _____	
VOLUME (cubic metres) _____	
DATE ISSUED _____	
<p>_____ FIJI HARDWOOD CORPORATION LIMITED INSPECTED AND APPROVED</p>	<p>_____ FIJI REVENUE AND CUSTOMS AUTHORITY INSPECTED AND APPROVED</p>
FIJI PURE MAHOGANY	

出典：Mahogany Industry (Licensing and Branding) Decree 2011

巻末図-6 Log Supply Statement の例

Fiji Hardwood Corporation Limited

LOG SUPPLY STATEMENT

83850

FIJI HARDWOOD CORPORATION

Fiji Hardwood Corporation Limited
 212 Portlands Road, Suva, Fiji Islands
 Telephone: 32745 227 2222 or 32745 227 2224
 Fax: 32745 227 2221
 E-mail: information@fiji hardwood.com.fj

Date: 20/05/2014	Compt ID: NT-087	Coupe ID: NT-024	Buyer: FHCL
Logging Contractor: [Redacted]		Logging Sub-contractor: [Redacted]	
Truck #		Log Delivery Pass No. 2-13-0102	
Owner: [Redacted]		Loading	
Loader #		Owner: [Redacted]	


Log #	Log Status	Grade	Length	Diameter (cm)	Volume (m ³)
186 512	1 CLR	1A	37	64	2.244
493	1 / /	1A	37	79	1.488
475	1 / /	1A	37	83	2.180
526/26	1 / /	2A	30	57	1.521
186 499	1 CLR	1A	37	66	1.906
461	1 KLB	2B	32	54	1.402
451	1 W/B / KLB	1B	31	76	2.314
445	1 CLR	1B	32	71	1.900
186 470	1 H/R	2B	37	56	1.665
443	1 CLR	1A	37	71	1.897
472	1 KLB	2B	30	57	1.531
470	1 CLR	2A	37	62	1.834
186 454	1 / / /	1A	37	83	1.776
500	1 / / /	2A	30	87	1.041
511	1 KLB / KLB	4C	50	37	1.581
1 - 14825 /					
2 - 6463 /					
3 - 1047 /					
4 - 581 /					

Number of Logs: 151
 Total Volume (m³): 22.907

Name: [Redacted] FHCL Operator Signature: [Redacted] Page 1 of 1

WHITE - ORIGINAL COPY. PINK - ACCOUNTS COPY. YELLOW - PAYMENT COPY. GREEN - CONTRACTORS COPY. BLUE ACCOUNTS COPY 2. WHITE BOOK COPY.

卷末図-7 Log Delivery Pass の例



**FIJI
HARDWOOD
CORPORATION**

Fiji Hardwood Corporation Limited

Log Delivery Pass

Fiji Hardwood Corporation Limited
 212, Phoenix Road, Suva, Fiji Islands
 Telephone: (876) 337 2883 to (876) 337 2884
 Fax: (876) 337 2885
 E-mail: information@fiji hardwood.com.fj

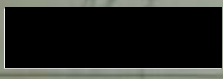
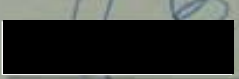
69602

Delivery Date: 20/08/2018	Time Leave Landing: 11:30am
---------------------------	-----------------------------

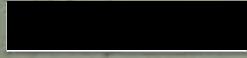
This authority allows _____ (Contractor, Subcontractor, Cartage Contractor) to cart 02-709 of logs on Truck Registration Number: _____ to Loading Point NT-019/029 Destination NKR - LOG YARD under Right License Number: 52343 Log Supply Number: 83860 Total Number of Logs: 10 Logs

Plantation: <u>NKR</u>	Compt ID: <u>NT-019</u>
Division: <u>SOUTH</u>	Coupe ID: <u>029</u>
	Mataqali: <u>TGA</u>

We certify that the above is correct

	
FHCL Representative	Truck Driver/Contractor

RECEIPT OF PRODUCTS BY CUSTOMER
 I certify that I have received the above goods

	20/08/2018 - 12:41pm
CUSTOMER'S/SAWMILL REP (Please write name clearly and sign and affix to, or mill stamp)	DATE & TIME RECEIVED

WHITE - CUSTOMER COPY. YELLOW - ACCOUNTS COPY. GREEN - PAYMENT COPY. PINK - CONTRACTORS COPY.
 BLUE - ACCOUNTS COPY 2. WHITE - BOOK COPY.

4.7 フィンランド

4.7.1 概要

フィンランド共和国（以下、「フィンランド」という。）は、スカンジナビア半島東部の半島のつけ根にあたる位置にあり、スウェーデン、ノルウェー及びロシアと内陸で、エストニアとはバルト海を隔てて接している。

フィンランドはロシア帝国が崩壊した1917年にロシアからの独立を宣言し、1919年に憲法を制定した大統領を元首とする共和国である。1155年にスウェーデンからキリスト教宣教師が布教に訪れてから以降、フィンランドはスウェーデンの一部になっていた。しかし16世紀以降のスウェーデンとロシアの間の度重なる戦争により段階的にロシアに割譲され、1809年にはスウェーデンとロシアが二年に渡り争ったフィンランド戦争の結果、フィンランドはロシア領となった。このときにロシア皇帝はフィンランドを立憲君主制の大公国として自らフィンランド大公を名乗り、その2年後にヘルシンキを首都に定めている。フィンランドは1917年の独立宣言の後も、1939年から1944年までの間にロシアの侵攻を受け、結果として国土の一部を割譲したが、独立と主権を維持して今日に至っている。

このような歴史背景から、フィンランドはスウェーデンとの結びつきが強く、1922年の言語法ではフィンランド語とスウェーデン語を公用語に定めている¹。

フィンランドは1995年にEUに加盟、2002年にユーロを導入している。

1) 森林

フィンランドの国土面積は30万4,000 km²、内陸水面を除く土地面積は30万3,910 km²である。フィンランドは、国土の約四分の一がラップランドと呼ばれる北極圏にあり、生産的な森林は国の南部に展開している。フィンランドの森林面積は、一般的に約2,280万 haといわれている。この面積は、表4.7.1に示した森林と灌木低質林を合計した面積である。

フィンランドでは森林を林業用地の一部に位置付け、林業用地の内訳として、森林、灌木低質林、湿地・荒地及び林道、貯木場その他の林業基盤用地を設定している。フィンランド森



図 4.7.1 フィンランド共和国位置図

¹ 言語法は2004年に改正され、フィンランド語とスウェーデン語の他に少数民族であるサーミ族が使用しているサーミ語が公用語に加えられた（参考資料：在東京フィンランド大使館ウェブサイト（<http://www.finland.or.jp>））。

林研究所 (Metla) のウェブサイト²によれば、フィンランドでは輪伐期中の木材生長量を基準にして森林及び林業用地を表 4.7.2 のように定義している。同ウェブサイトの解説によれば、フィンランド国有林はフィンランド独自の森林の定義と併せて、1996 年から森林に関する国際的な議論のために FAO の森林の定義の使用も開始しており、FAO の定義を使用するとフィンランドの森林面積はフィンランド独自の定義によるものよりも 3% 小さくなるという。

表 4.7.1 利用区分別土地面積

区 分	(1,000ha)	
	区 分	面 積
土地面積		30,391
林業用地		26,222
森林		20,322
灌木低質林		2,491
湿地・荒地		3,197
林業基盤用地		212
その他用地		4,169

注1：土地面積には、内陸水面面積を含まない。

2：2014～2017年の調査結果値。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.2 フィンランドの森林の定義

区 分	定 義
森林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量が ha あたり 1 m ³ 以上。
灌木低質林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量が ha あたり 0.1 m ³ 以上 1 m ³ 未満。
湿地・荒地	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量が ha あたり 0.1 m ³ 未満。
林業基盤用地	林道、貯木場及び森林利用または管理のための施設用地。

資料：フィンランド森林研究所ウェブサイト (<http://www.metla.fi>)

フィンランドの土地面積に占める森林面積の割合は、表 4.7.1 の森林だけの面積 (2,032 万 2,000ha) を採用すると 67%、森林と灌木低質林の合計面積を採用すると 75% になる。

フィンランドの森林所有構造の特徴を概括的にいえば、個人有林が面積の過半を占めていること、複数の森林所有者を組織化し森林に投資を呼びかけ、持株形式で株主の利益のための持続的森林経営を目指す林業経営組織が運営する共有林が発達したことにより、森林経営に参加する多数の者が存在することにある。フィンランド森林協会のウェブサイトによると、森林の約 60% が共同所有を含む約 63 万 2,000 人の個人によって所有されており、これはフィンランド人の 14% が森林所有者であることを意味しているという³。

所有形態別森林面積の割合については、いくつかの異なる数字が発表されている。たとえば、農林省傘下の林業センターが 2018 年 9 月に日本で使用した資料では、個人有林 53%、国有林 35%、社有林 12% という数字がある。一方で、農林業関係の統計を発表している農林省傘下のフィンランド天然資源研究所のデータベースにより森林の所有構造別面積を探ると、2013 年に実施した 1 ha 以上の規模の森林を対象とした調査結果として表 4.7.3 に掲げる数値が発表されている。これによれば所有形態別森林面積は、個人有

表 4.7.3 森林生産地域における所有形態別森林箇所数・面積

	森林箇所数	面積 (ha)
計	383,643	17,486,625
私有林	381,719	12,582,069
個人有林	376,186	10,473,346
会社有林	3,764	1,505,245
その他	1,769	603,478
市町村有林	363	363,255
国有林	17	4,485,143
その他	1,544	56,158

注：数値は2013年調査結果。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

² <http://www.metla.fi/>

³ <https://smy.fi/>。この文の森林所有者数は、2 ha を超える面積の森林を所有する者の数。

林 60%、国有林 26%、会社有林 9%、その他 5%であるが、この数値も調査対象森林面積の合計が 1,748 万 6,625ha で、表 4.7.1 の森林面積 (2,032 万 2,000ha) と比べると 283 万 5,000ha も少ない数字であるため参考値として取り扱われたい。

フィンランドの森林資源量は、23 億 5,600 万 m³である。フィンランドの主要樹種はマツ

(*Pinus Silvestris* L.)、スプルース (*Picea Abies* (L.) Karst) 及びカバ (*Brutula pendula* Roth 及び *Brutula pendula* Ehrm) で、樹種別森林資源量はマツが 50% (11 億 7,400 万 m³)、スプルースが 30% (7 億 800 万 m³)、カバは 17% (3 億 9,200 万 m³) である。

2) 丸太生産量

丸太生産量は、2000 年から 2008 年までの期間は 6,000 万 m³前後を増減しながら推移し、2009 年には経済不況の影響により 4,830 万 m³まで落ち込むが、その後回復して 2016 年には 7,000 万 m³を超える増加をみせている。

表 4.7.5 所有形態別及び樹種別丸太生産量

	(1,000 m ³)					
	計	所有形態別		樹種別		
		個人有林	国有林 会社有林	マツ	スプルース	広葉樹
2000	61,500	53,585	7,915	24,629	27,051	9,820
2001	59,363	51,218	8,145	23,988	25,532	9,844
2002	60,270	52,428	7,843	24,505	25,859	9,906
2003	61,142	52,828	8,314	25,302	25,811	10,030
2004	61,163	52,676	8,487	24,978	26,248	9,937
2005	58,684	50,323	8,361	23,869	24,747	10,069
2006	56,935	45,493	11,442	23,905	23,178	9,853
2007	63,854	52,471	11,383	27,530	25,564	10,760
2008	58,327	47,696	10,631	26,052	20,134	12,141
2009	48,296	39,021	9,275	20,348	16,963	10,985
2010	59,690	48,372	11,318	25,881	21,301	12,509
2011	60,438	49,055	11,383	26,317	21,416	12,705
2012	59,902	48,105	11,797	26,400	21,182	12,321
2013	65,252	53,876	11,376	28,061	23,324	13,867
2014	65,294	54,076	11,218	28,463	23,149	13,683
2015	68,035	57,667	10,368	29,578	23,965	14,492
2016	70,323	59,584	10,738	29,657	26,005	14,661
2017	72,426	61,156	11,270	30,765	26,553	15,108

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドでは個人有林の丸太生産量が多い。2017 年は、丸太生産量 7,242 万 6,000 m³の内、84%にあたる 6,115 万 6,000 m³が個人有林から生産されている。なお、同年に国有林

表 4.7.4 樹種別森林資源量

(100万 m ³)	
区 分	資源量
計	2,356
マツ	1,174
スプルース	708
カバ	392
その他	82

注1: 2009~2013年の調査結果値。

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

及び会社有林から生産した 1,127 万 m³の丸太のほぼ全量にあたる 1,117 万 8,000 m³は、会社有林から生産されたものである。

丸太生産量の樹種別割合は、2017 年はマツが 42%、スプルースが 37%、カバを主体とした広葉樹が 21%であった。2000 年以降の丸太生産量の樹種別割合に大きな変化はないが、2000 年の同割合がマツは 40%、スプルースは 43%、広葉樹が 16%であるのと比較すると、スプルースの割合が縮小している。一方で広葉樹の割合は少しずつ拡大し、2008 年以降、20%以上の割合になっている。

木材製品の需要が好調であること及び林産業への投資が拡大を続けていることが個人有林所有者の出材意欲を高めたようで、2018 年も丸太生産量は引続き増加している⁴。

3) 製造業

フィンランドの産業は、伝統的に木材、鉱物その他の自国産天然資源から製品を加工し、その製品を欧州を主体として世界各国に輸出して発展してきた。林産物の輸出額は、輸出額全体の 20% (119 億 2,100 万ユーロ) を占め、林産物はフィンランドを代表する輸出産品であり続けている。林産物の中でも紙、紙及び板紙製品並びにパルプの輸出額が多く、2017 年の輸出額の 15% (90 億 7,000 万ユーロ) を占めている。

林産物以外の主な輸出産品は、化学製品 (輸出額シェア 19%、輸出額 114 億 6,900 万ユーロ)、金属及び金属製品 (同、15%、88 億 5,900 ユーロ)、機械及び機械設備 (同 13%、77 億 9,800 万ユーロ) である⁵。

2017 年の実質国内生産額 (GDP) 全体 (2,238 億 4,300 万ユーロ) に占めるシェアは、製造業が 15% (339 億 4,100 万ユーロ)、林産業は 2% (46 億 3,000 万ユーロ) であった。2013 年から 2017 年の間の実質国内生産額は、全体で 10.1%増加したが、製造業については 14.5%と全体を上回る増加をみせ、さらに林産業については同じく 18.3%と大きな伸びとなった。

2016 年現在、フィンランドには約 35 万 7,000 件の事業所があり、約 142 万 8,000 人が雇

表 4.7.6 産業別実質国内生産額

	計	農林水産業	製造業	(100万ユーロ)
				内、林産業
2013	203,338	5,222	29,641	3,913
2014	205,474	4,934	29,908	4,076
2015	209,604	4,665	31,024	4,319
2016	216,111	5,143	31,691	4,348
2017	223,843	5,262	33,941	4,630

資料： Tilastokeskus, Kansantalouden tilinpito

表 4.7.7 業態別事業所数・従業員数 (2016 年)

	(件、人)	
	事業所数	従業員数
総数	356,790	1,428,104
農林水産業	73,227	51,547
林業・素材生産業	24,551	11,569
製造業	20,264	289,464
木材製品製造業	1,762	17,993
紙・紙製品製造業	180	19,559
家具製造業	866	5,890

資料： Tilastokeskus, "Suomen Tilastilien Vowsikirja 2018", 2018

⁴ Natural Resources Institute Finland, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 2018-2019, Executive Summary", 2018, p5

⁵ 括弧内は 2017 年実績。

用されている。同じく木材製品製造業については、1,752件の事業所に約1万8,000人が雇用され、紙・紙製品製造業については180件の事業所に約1万9,600人が雇用されている。

さらに林業・素材生産業については2016年に約7万3,000件の事業所があり、従業員数は約5万1,500人である。林業・素材生産業は林産業とともに、地方経済を支える産業として重要視されている。

4.7.2 木材需給

1) 木材供給

2017年の丸太供給量は7,810万 m^3 で、この内、国内生産量が7,242万6,000 m^3 （93%）、輸入量は558万4,000 m^3 （7%）であった。2000年以降の丸太供給量の推移は、2000年には7,301万9,000 m^3 あったものが2009年には5,350万7,000 m^3 まで減少するが、その後回復し、2017年の丸太供給量は2000年以降の丸太供給量のピークである2007年の7,888万3,000 m^3 に近い水準にまで回復している。

2009年の丸太供給量の減少は、2008年9月の「リーマンショック」に端を発する世界的な経済不況が生じたこと、フィンランドの隣国ロシアが6.5%であった丸太輸出関税を2007年7月に20%に、さらに2008年4月に25%に引き上げたことが主な原因である。その後、丸太の国内生産量は回復するが、丸太輸入量はロシアの丸太輸出関税引き上げにより伸び悩んでいる。2000年以降の丸太供給量のピークである2007年と2017年の数値を比較すると、輸入量は63%減少したのに対し、国内生産量は13%増加している（全体の供給量は同期間で1%減）。丸太供給量に占める丸太輸入量の割合は、2007年の19%から2017年の7%に12%縮小した。

丸太の相手国別輸入量は、高率の丸太輸出関税が課されているものの依然としてロシアからのものが多い。2017年のロシアからの丸太輸入量は477万2,000 m^3 で、丸太輸入量の85%を占めている。ロシア以外の丸太の輸入相手国は、エストニア、ラトビア、スウェーデン及びノルウェーである。

なお、フィンランドは紙・パルプやペレット、木質ボードなどの原料となるチップを2017年に269万6,000t輸入している。チップの主

表 4.7.8 丸太供給量

	(1,000 m^3)		
	供給量計	国内生産量	輸入量
2000	73,019	61,500	11,519
2001	73,160	59,363	13,797
2002	74,822	60,270	14,552
2003	76,110	61,142	14,968
2004	76,214	61,163	15,051
2005	77,244	58,684	18,560
2006	73,924	56,935	16,989
2007	78,883	63,854	15,029
2008	73,966	58,327	15,639
2009	53,507	48,296	5,211
2010	67,060	59,690	7,370
2011	67,142	60,438	6,704
2012	66,300	59,902	6,398
2013	73,060	65,252	7,808
2014	72,553	65,294	7,259
2015	74,653	68,035	6,618
2016	77,172	70,323	6,849
2017	78,010	72,426	5,584

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.9 国別丸太輸入量（2017年）

相手国	(1,000 m^3)
	輸入量
計	5,584
ロシア	4,772
エストニア	491
ラトビア	187
スウェーデン	127
ノルウェー	7

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

要相手国もロシアであり、ロシアからの輸入量は223万9,000tでチップ輸入量の83%を占めている。ロシア以外のチップの輸入相手国は、エストニア(30万9,000t)、ラトビア(13万8,000t)及びノルウェー(1万t)である。

フィンランドは2017年に、製材品を56万8,000m³、単板を2万m³、合板を9万7,000m³、切削板を11万3,000m³、繊維板を9万4,000t、パルプを56万5,000t、紙を13万t、板紙を22万1,000t、紙と板紙の複合製品を10万4,000t輸入している。

フィンランドの林産物輸入量は少ないが、輸入量は概ね増加傾向で推移している。特に製紙原料となるパルプについては、2017年には56万5,000tと2000年対比4.2倍もの輸入がなされている。

表 4.7.10 主要林産物輸入量

	製材品 (1,000m ³)	単板 (1,000m ³)	合板 (1,000m ³)	切削板 (1,000m ³)	繊維板 (1,000t)	パルプ (1,000t)	紙 (1,000t)	板紙 (1,000t)	紙・板紙 複合製品 (1,000t)
2000	343	7	34	50	61	136	224	120	86
2001	283	14	60	56	61	171	205	120	84
2002	261	22	71	61	65	131	180	194	94
2003	343	11	67	64	73	170	178	199	91
2004	406	10	76	53	88	216	192	225	96
2005	514	11	96	52	93	315	258	206	117
2006	583	12	107	54	108	361	242	213	107
2007	632	14	117	75	112	450	247	239	117
2008	476	41	122	63	107	493	239	256	132
2009	527	21	91	61	91	388	204	201	124
2010	628	18	109	81	109	452	221	225	130
2011	494	20	122	85	110	524	239	238	128
2012	460	26	111	105	100	553	228	232	95
2013	367	18	92	98	91	469	188	261	85
2014	365	8	89	93	95	454	176	249	90
2015	441	11	82	101	89	459	145	230	100
2016	494	11	93	109	96	503	133	233	104
2017	568	20	97	113	94	565	130	221	104

資料：Luomnonvarakeskusデータベース

2017年にフィンランドは、製材品を56万8,000m³輸入している。製材品の主要輸入相手国はロシアであり、2017年は製材品輸入量の92%にあたる52万m³をロシアから輸入している。2017年に輸入したマツ製材品(20万4,000m³)の92%(19万6,000m³)、同じくスプルース製材品(30万3,000m³)のほぼ全量(30万2,000m³)はロシアからの輸入である。

2017年の単板(輸入量2万m³)の相手国は、ロシア(1万1,000m³)、エストニア(8,000m³)及びイタリア(1,000m³)であった。

同じく木質ボードについては、合板はロシア、切削板はラトビア及びエストニア、繊維板はドイツ及びポーランドが主要輸入相手国である。

表 4.7.11 国別製材品輸入量 (2017年)
(1,000m³)

国名	輸入量
計	568
ロシア	520
エストニア	13
ドイツ	9
スウェーデン	5
ベラルーシ	5
ラトビア	4
リトアニア	3
米国	3
その他	6

資料：Luomnonvarakeskusデータベース

表 4.7.12 国別単板輸入量 (2017 年)

(1,000m ³)	
国名	輸入量
計	20
ロシア	11
エストニア	8
イタリア	1

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.13 国別合板輸入量 (2017 年)

(1,000m ³)	
国名	輸入量
計	97
ロシア	62
ブラジル	11
ラトビア	7
エストニア	7
その他	10

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.14 国別切削板輸入量 (2017 年)

(1,000m ³)	
国名	輸入量
計	113
ラトビア	52
エストニア	29
ドイツ	15
ロシア	8
オランダ	2
その他	7

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.15 国別繊維板輸入量 (2017 年)

(1,000m ³)	
国名	輸入量
計	94
ドイツ	32
ポーランド	25
エストニア	9
ベルギー	7
米国	4
フランス	3
スウェーデン	3
ロシア	3
その他	8

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドは、輸入量が大きく増加しているパルプを主にブラジルから輸入している。2017年のブラジルからのパルプ輸入量は34万6,000tで、パルプ輸入量の59%を占めている。

フィンランドの紙の主要輸入相手国はスウェーデンで、2017年はスウェーデンから紙輸入量の61%にあたる6万4,000tを輸入した。

フィンランドの板紙の主要輸入相手国もスウェーデンである。2017年のスウェーデンからの板紙輸入量は13万4,000tで、板紙輸入量の61%を占めている。

表 4.7.16 国別パルプ輸入量 (2017 年)

(1,000m ³)	
国名	輸入量
計	565
ブラジル	346
スウェーデン	76
ロシア	37
ハンガリー	37
エストニア	24
オランダ	11
ドイツ	11
ノルウェー	5
ポルトガル	4
その他	14

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.17 国別紙輸入量 (2017 年)

(1,000m ³)	
国名	輸入量
計	130
スウェーデン	64
ロシア	29
ドイツ	16
英国	3
オーストリア	3
その他	15

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.18 国別板紙輸入量（2017 年）

(1,000m ³)	
国名	輸入量
計	221
スウェーデン	134
ポーランド	27
ドイツ	22
オーストリア	8
ロシア	7
リトアニア	5
英国	4
オランダ	2
ノルウェー	2
デンマーク	2
その他	8

資料：Luomnonvarakeskusデータベース

2) 木材加工

フィンランド統計局によると、2016年にフィンランドには2万4,551件の林業・素材生産業、1,762件の木材製品製造業及び180件の紙・紙製品製造業の事業所が存在する（表4.7.7）。これらの事業所には、大規模な国際林産物企業とともに数多くの中小零細規模の事業所が含まれている。

フィンランドには、製材品、木質パネルその他の製品別の林産工場に係る統計が存在していない。このため、表4.7.7に掲げた木材製品製造業の製品別内訳は不明である。

しかし、フィンランドの代表的な木材加工業及び製紙業で組織するフィンランド林産物協会と製材工場組織するフィンランド製材協会は、ウェブサイトで会員の工場を紹介しているため、両協会及び会員企業のウェブサイトから両協会に所属する企業の工場数を集計すると表4.7.19のような結果

表 4.7.19 林産団体加入企業の工場数

	フィンランド 林産物協会	フィンランド 製材協会	重複工場数	(件)
				両協会所属 会員工場数
製材工場数	27	40	9	58
合板、LVL、CLT工場	12	—	—	12
繊維板工場	1	—	—	1
切削板工場	1	—	—	1
パルプ工場	19	—	—	19
製紙工場	17	—	—	17
板紙工場	14	—	—	14

注：重複工場数とは、両協会に所属している林産企業が所有している工場数。

資料：フィンランド林産物協会
(<https://www.forestindustries.fi/>)
フィンランド製材協会

になる。両協会の会員企業の工場数は、製材工場が58件、合板、LVL及びCLT工場が12件、繊維板工場と切削板工場が各1件、パルプ工場が19件、製紙工場が17件、板紙工場は14件である。ただし、43か国の製材工場を紹介するウェブサイトであるThe Sawmill Database（製材工場データベース）⁶では、フィンランドの製材工場として92件の工場を紹介している。

⁶ <https://www.sawmilldatabase.com/>

フィンランドの林産業は、主に国内産の木材を原料にして生産活動を行っている。2017年の産業用丸太の消費量は6,967万m³であった（表4.7.20）。産業別には、木材加工産業は同年に2,970万m³の丸太を消費し、消費した丸太の98%はフィンランド国産材である。紙・パルプ産業は3,997万m³の丸太を消費し、消費した丸太の83%がフィンランド国産材である。

表 4.7.20 産業別丸太消費量

	(100万m ³)						
	合 計	木材加工産業			紙・パルプ産業		
		計	フィンランド 国産材	輸入材	計	フィンランド 国産材	輸入材
2000	70.80	33.21	30.46	2.75	37.59	27.50	10.09
2001	67.33	31.66	27.90	3.76	35.67	25.88	9.78
2002	71.31	32.77	28.28	4.49	38.54	26.77	11.77
2003	73.47	34.06	29.57	4.49	39.41	27.39	12.02
2004	74.93	33.43	28.85	4.59	41.50	28.68	12.82
2005	67.81	31.25	26.67	4.58	36.56	23.21	13.35
2006	75.51	32.01	27.77	4.25	43.50	28.58	14.93
2007	75.43	32.48	30.13	2.35	42.95	29.32	13.63
2008	66.26	26.02	24.30	1.72	40.24	27.24	13.01
2009	51.48	20.81	19.69	1.13	30.67	24.49	6.18
2010	62.54	24.58	23.95	0.63	37.96	29.19	8.77
2011	61.64	24.28	23.74	0.54	37.36	29.04	8.32
2012	61.10	23.66	23.28	0.38	37.44	29.34	8.10
2013	63.84	25.58	25.18	0.41	38.26	28.66	9.59
2014	63.90	26.65	26.14	0.52	37.25	28.85	8.40
2015	64.67	27.03	26.50	0.53	37.64	29.65	7.99
2016	67.43	28.55	27.85	0.70	38.88	31.06	7.82
2017	69.67	29.70	29.16	0.54	39.97	33.03	6.94

資料: Luomnonvarakeskusデータベース

2017年にフィンランドでは1,175万m³の製材品が生産された。フィンランドが生産する製材品はほぼ全量が針葉樹で、広葉樹製材品の生産量は限られている。製材品生産量は、2008年から始まった不況による需要低迷で2008年の生産量は前年に対して21%もの減少となった。製材品生産量は2013年には1,000万m³を超える水準にまで回復したが、2017年に至っても経済不況以前の水準には回復していない（表4.7.21）。

木質パネルについては、2017年に合板が124万1,000m³生産されている。2000年以降の合板の生産量は2006年の141万5,000m³をピークに2009年には80万m³にまで落ち込むが、その後回復して2000年代前半の水準にまで回復している。切削板及び繊維板の生産量については、切削板が2012年以降の数値が、繊維板は2013年以降の数値が発表されていない。この要因については現段階では明らかではないが、かつては複数あった工場が切削板工場について2012年以降、繊維板工場については2013年以降一つになったため、統計局が個別工場の情報を保護する観点から統計数値の発表を伏せていると考えられる（表4.7.22）。

表 4.7.21 製材品生産量

	(1,000 m ³)		
	計	針葉樹	広葉樹
2000	13,420	13,320	100
2001	12,770	12,670	100
2002	13,390	13,280	110
2003	13,745	13,645	100
2004	13,544	13,460	84
2005	12,269	12,190	79
2006	12,227	12,145	82
2007	12,477	12,400	77
2008	9,881	9,800	81
2009	8,072	8,000	72
2010	9,473	9,400	73
2011	9,750	9,700	50
2012	9,441	9,400	41
2013	10,441	10,400	41
2014	10,845	10,800	45
2015	10,641	10,600	41
2016	11,450	11,400	50
2017	11,750	11,705	45

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.22 木質パネル生産量

	合板	切削板	繊維板
	(1,000 m ³)	(1,000 m ³)	(1,000t)
2000	1,170	460	162
2001	1,145	430	152
2002	1,240	413	140
2003	1,300	399	146
2004	1,350	448	147
2005	1,305	456	149
2006	1,415	440	130
2007	1,410	400	126
2008	1,265	270	110
2009	800	170	100
2010	980	220	100
2011	1,010	170	100
2012	1,020	—	90
2013	1,090	—	—
2014	1,160	—	—
2015	1,150	—	—
2016	1,139	—	—
2017	1,241	—	—

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドでは2017年に665万4,000tの紙・板紙と1,084万3,000tのパルプが生産されている。経済不況が本格化する前の2008年までは、概ね紙・板紙は1,000万t前後、パルプは1,200万前後の生産がなされていたが、2009年には紙・板紙は809万6,000t、パルプは881万5,000tまで生産量が落ち込んだ。パルプは翌年の2010年に1,000万tを超える生産量に回復し、その後、生産量は横ばいで推移している。しかし、紙・板紙の生産量は回復せず、2009年以降、減少を続けて2017年に至っている。

表 4.7.23 紙・パルプ生産量

	(1,000t)	
	紙・板紙	パルプ
2000	10,758	11,920
2001	9,902	11,169
2002	10,050	11,731
2003	10,353	11,951
2004	11,178	12,614
2005	9,842	11,134
2006	11,172	13,115
2007	11,272	12,856
2008	10,229	11,624
2009	8,096	8,815
2010	8,929	10,508
2011	8,602	10,362
2012	7,936	10,235
2013	7,651	10,520
2014	7,451	10,466
2015	7,254	10,447
2016	6,809	10,916
2017	6,654	10,843

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

3) 需要

2017年のフィンランドの林産物の国内需要について、名目消費量⁷を算出すると2017年は丸太が1,175万m³、製材品は294万2,000m³、合板は29万9,000m³、パルプは766万5,000m³となる。

2017年の製材品の名目消費量は、2000年以降のピークである2007年の602万8,000m³と比較すると約半分で、2010年以降の経済回復を考慮すると少ないと考えられる。製材品の名目消費量が回復しない要因としては、第一に輸出量が増加したこと、第二に欧州では特に2010年台に入ってからグルーラムやCLTその他の集成技術を用いた建築資材の生産量が増加し続けているの

で、製材品は生産されても生産量としてはカウントされずに、これらのラミナとして使用されている可能性が考えられる。

パルプの名目消費量については、2008年と2009年に減少し、その後2011年には824万3,000tまで回復しているが、2012年以降は小幅な増減をしながらわずかに減少する傾向で推移している。

林産物の輸出動向は、製品別に違いがある。表4.7.25に掲げた品目の輸出量は、経済不況が世界中に蔓延した2009年に減少している。それ以後のフィンランドの林産物輸出量は、切削板、紙、紙・板紙複合製品は減少傾向で推移し、丸太、製材品、合板、繊維板、パルプ及び板紙については増加傾向で推移している。この内、2017年の丸太、製材品及びパルプの輸出量の数値は、2000年以降最大を記録している。

2017年の丸太輸出量は111万1,000m³で、2000年代前半の輸出量の倍の量を記録した。同年の丸太の主要輸出相手国はスウェーデンで87万4,000m³（丸太輸出量の79%）の丸太を輸出した。2017年にフィンランドは、中国、エジプト、ドイツ、イギリス、ルーマニアなど計23か国に丸太を輸出している。

2017年の製材品輸出量は937万6,000m³で、同年の主要輸出相手国は中国（174万5,000m³、製材品輸出量の19%）及びエジプト（129万7,000m³、同14%）で、日本は3番目に輸出量が多く輸出量は98万9,000m³（製材品輸出量の11%）であった。2017年にフィンランドは、59か国に製材品を輸出している。

表 4.7.24 主要林産物の名目消費量

	丸太 (1,000 m ³)	製材品 (1,000 m ³)	合板 (1,000 m ³)	パルプ (1,000 t)
2000	13,420	5,332	198	10,262
2001	12,770	4,918	196	9,540
2002	13,390	5,464	194	9,619
2003	13,745	5,920	195	9,630
2004	13,544	5,724	192	10,349
2005	12,269	5,120	228	9,230
2006	12,227	5,082	272	10,499
2007	12,477	6,028	288	10,606
2008	9,881	4,365	304	9,739
2009	8,072	3,490	208	7,528
2010	9,473	4,263	255	8,639
2011	9,750	4,129	269	8,243
2012	9,441	3,450	276	7,917
2013	10,441	3,654	262	7,778
2014	10,845	3,729	251	7,814
2015	10,641	3,201	251	7,674
2016	11,450	3,320	292	7,831
2017	11,750	2,942	299	7,665

注：名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量
資料：Luonnonvarakeskusデータベース

⁷ 名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量

表 4.7.25 主要林産物輸出货量

	丸太 (1,000 m ³)	製材品 (1,000 m ³)	合板 (1,000 m ³)	単板 (1,000 m ³)	切削板 (1,000 m ³)	繊維板 (1,000 t)
2000	607	8,431	1,006	90	204	69
2001	459	8,135	1,009	97	218	72
2002	464	8,187	1,117	75	219	72
2003	504	8,168	1,172	78	199	68
2004	605	8,226	1,234	77	242	63
2005	862	7,663	1,173	71	230	67
2006	822	7,728	1,250	78	224	55
2007	751	7,081	1,239	73	183	47
2008	821	5,992	1,083	62	88	41
2009	618	5,109	683	44	49	34
2010	573	5,838	834	47	92	36
2011	830	6,115	863	47	86	41
2012	785	6,451	855	46	26	41
2013	998	7,154	920	47	24	40
2014	976	7,481	998	47	23	41
2015	947	7,881	981	52	21	43
2016	1,009	8,624	940	57	21	40
2017	1,111	9,376	1,039	58	21	44

	パルプ (1,000 t)	紙 (1,000 t)	板紙 (1,000 t)	紙・板紙 複合製品 (1,000 t)
2000	1,794	9,709	2,324	394
2001	1,800	8,894	2,209	417
2002	2,243	9,116	2,310	420
2003	2,491	9,444	2,261	402
2004	2,481	10,218	2,461	410
2005	2,219	8,973	2,163	375
2006	2,977	10,401	2,552	412
2007	2,700	10,515	2,641	446
2008	2,378	9,297	2,599	409
2009	1,675	7,435	2,253	321
2010	2,321	8,259	2,545	349
2011	2,643	7,971	2,529	333
2012	2,871	7,377	2,555	300
2013	3,211	7,152	2,767	303
2014	3,106	6,983	2,800	293
2015	3,232	6,860	3,024	280
2016	3,588	6,320	3,258	282
2017	3,743	6,224	3,552	281

資料: Luonnonvarakeskus データベース

表 4.7.26 国別丸太輸出量 (2017 年)

(1,000 m ³)	
国名	輸出量
計	1,111
スウェーデン	874
エジプト	68
ドイツ	57
英国	37
ルーマニア	33
アイルランド	15
その他	27

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2017 年の合板輸出量は 103 万 9,000 m³で、2008 年以前の 100 万 m³を上回る水準まで輸出量が回復した。主要輸出相手国はドイツ（輸出量 18 万 3,000 m³、合板輸出量の 18%）、英国（同 13 万 5,000 m³、同 13%）及びスウェーデン（同 13 万 m³、同 13%）で、日本にも 5,000 m³が輸出された。2017 年にフィンランドは 46 か国に合板を輸出している。

表 4.7.28 国別合板輸出量 (2017 年)

(1,000 m ³)	
国名	輸出量
計	1,039
ドイツ	183
英国	135
スウェーデン	130
オランダ	124
デンマーク	58
ノルウェー	56
米国	45
フランス	34
イタリア	33
ベルギー	27
韓国	27
スペイン	26
オーストラリア	23
トルコ	20
その他	118

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.27 国別製材輸出量 (2017 年)

(1,000 m ³)	
国名	輸出量
計	9,376
中国	1,745
エジプト	1,297
日本	989
英国	897
フランス	506
ドイツ	499
イスラエル	474
エストニア	380
サウジアラビア	372
オランダ	281
アルジェリア	273
モロッコ	255
イタリア	147
オーストリア	111
デンマーク	104
ポーランド	102
その他	944

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

さらにフィンランドは、2017 年に単板を 15 か国に向けて 5 万 8,000 m³、切削板を 5 か国に向けて 2 万 1,000 m³、繊維板を 9 か国に向けて 4 万 4,000 t 輸出している。

表 4.7.29 国別単板輸出量 (2017 年)

(1,000 m ³)	
国名	輸出量
計	58
リトアニア	10
マレーシア	7
オーストリア	6
フランス	6
スウェーデン	6
ポーランド	5
その他	4
ルーマニア	14

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.30 国別切削板輸出量（2017 年）

(1,000m ³)	
国名	輸出量
計	21
エストニア	12
スウェーデン	4
アイスランド	3
ノルウェー	1
デンマーク	1

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.31 国別繊維板輸出量（2017 年）

(1,000m ³)	
国名	輸出量
計	44
スウェーデン	20
英国	11
オランダ	3
モロッコ	3
その他	7

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

パルプ輸出量は、2013 年には 300 万 t を上回り、2017 年の輸出量は 374 万 3,000 t であり、2000 年以降の最大の数量となった。パルプの主要輸出相手国は、中国（輸出量 121 万 4,000 t、パルプ輸出量の 32%）及びドイツ（同 55 万 6,000 t、同 15%）である。2017 年にフィンランドは、60 か国にパルプを輸出している。パルプの需給状況については、2010 年以降、パルプ生産量がほぼ横ばいである一方で紙・板紙の生産量が減少したため、輸出量の増加がみられている。

2017 年の紙輸出量は、622 万 4,000 t であった。紙輸出量は 2008 年以降、増減しながら減少傾向で推移している。2017 年の紙の主要輸出相手国はドイツ（輸出量 121 万 7,000 t、紙輸出量の 20%）である。2017 年にフィンランドは、101 か国に紙を輸出している。

2017 年の板紙輸出量は 355 万 2,000 t であった。板紙の輸出量は、2009 年に輸出量が若干減少するものの、他の林産物と比較すると減少幅が軽微であった。さらに、輸出量は 2015 年には 300 万 t を超えて増加を続けている。2017 年にフィンランドは、95 か国に板紙を輸出している。

表 4.7.32 国別パルプ輸出量（2017 年）

(1,000m ³)	
国名	輸出量
計	3,743
中国	1,214
ドイツ	556
イタリア	342
スウェーデン	246
オランダ	200
ポーランド	154
フランス	138
スペイン	136
トルコ	121
エジプト	70
インド	41
英国	40
ポルトガル	39
タイ	38
スロバキア	33
ロシア	28
ギリシャ	26
イラン	25
台湾	25
日本	22
ヨルダン	21
リトアニア	20
その他	208

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.33 国別紙輸出量（2017 年）

(1,000m ³)	
国名	輸出量
計	6,224
ドイツ	1,217
ベルギー	739
英国	648
米国	618
スペイン	282
ポーランド	223
ロシア	207
トルコ	166
フランス	153
インド	151
オーストラリア	133
スウェーデン	110
イタリア	105
日本	87
南アフリカ	82
中国	67
ブラジル	67
デンマーク	64
ウクライナ	62
メキシコ	55
サウジアラビア	53
その他	935

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.34 国別板紙輸出量（2017 年）

(1,000m ³)	
国名	輸出量
計	3,552
ドイツ	519
スペイン	250
ロシア	244
米国	216
英国	210
ポーランド	192
スウェーデン	166
トルコ	165
イタリア	155
フィリピン	127
ベルギー	121
オランダ	97
日本	85
メキシコ	64
フランス	56
エジプト	54
その他	831

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

4.7.3 主要林業法令と関係官庁

木材の合法性を確認する上で、最も重要な法令は森林法である。森林法は商業林の利用を定める主要法令で、保護林の使用や管理は自然保護法が定めている。

1) 主要林業法令

(1) 森林法 (Metsälaki)

森林法は、生態系の多様性を保全しつつ優れた林産物の生産を持続的に行うため、経済、生態系、社会の各方面において持続的な方法で森林を管理し、利用する目的で制定された⁸。フィンランドは国際的に森林の持続可能性及び木材製品の環境対応への要求並びに環境保護をより重要視する動きが高まったことから、1996年に森林法を大幅に改正し、「法の目的として、木材生産と生物多様性の維持を併置し、資源育成を基本とした法体系を大きく転換した」⁹。ただし森林法では、自然保護区域の設置及び組み入れ並びに天然記念物の保全に関する規定は、自然保護法に定めると規定している¹⁰。

森林法は、その適用範囲を「林地に分類する区域における森林の管理及び利用」とし、次の区域は適用対象外と定めている¹¹。

- 自然保護法により設置された保護区域、自然保護を目的として国が購入した区域、国立公園局その他の国有地管理当局の保護決定に基づき管理する国有地。
- 土地利用及び建築物法により保護対象に指定された区域。
- 原生地保護法が定める森林法が定めている森林限界保護区域¹²を除く区域。
- 農業指定区域、林業指定区域及びレジャー利用指定区域を除く法的効力がある主要計画対象区域。
- 国防軍の射撃場。

森林法は、伐採及び森林の更新、森林の生物多様性保全、森林限界及び保護区¹³、監督及び罰則並びに雑則を定めている。

この内、伐採及び森林の更新については、間伐の実施義務、主伐及び更新の義務、特別区域における伐採、伐採実施方法、伐採者及び森林計画策定者の責務、土地所有者及び林業センターの通知義務並びに更新義務の履行を定めている。

森林法では、主伐を行うときに林分の更新を義務づけ、伐採は残存木の生育及び伐採区域外の環境に悪影響を及ぼさない方法及び森林の生育条件の悪化につながる地形の影

⁸ 森林法第1条。

⁹ 柿澤宏昭、「諸外国の生物多様性を保全するための精度・政策」、『保持林業』、築地書館、2018年11月、251頁。

¹⁰ 森林法第2条第2項。

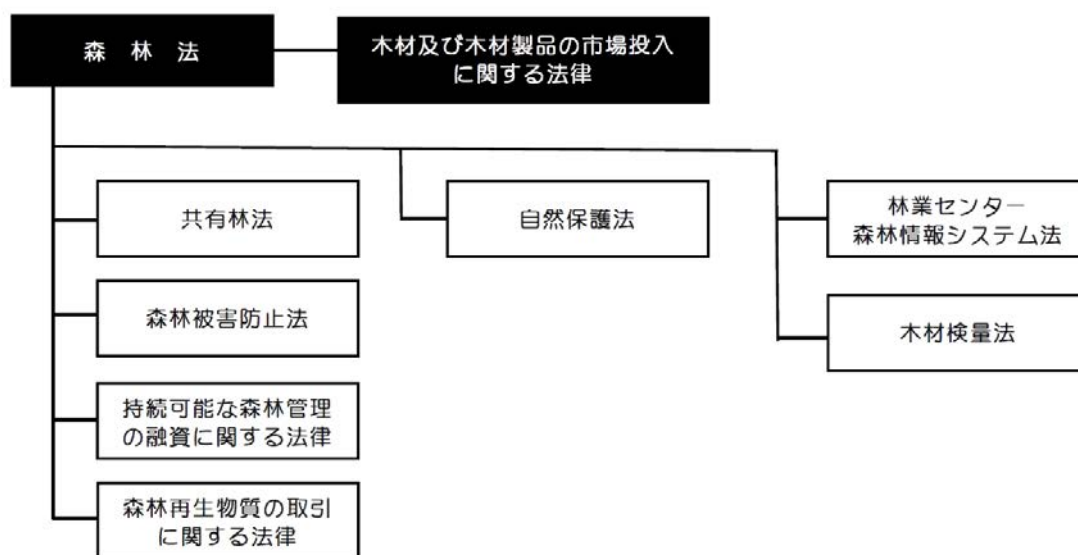
¹¹ 森林法第2条第1項。

¹² 森林限界保護区域とは、森林限界の後退を防ぐために指定する保護が必要な区域（森林）をいい、森林法第12条の規定はこの区域の管理を定めている。

¹³ 森林法が規定する保護区は、風の影響が大きい島嶼部、沿岸部もしくは河岸部の居住地及び耕作地の保護または土砂崩れ防止のために森林法で定める森林保全に係る規定よりも強い制限が必要になる場合、農林省が最も影響が大きいと見込まれる場所に限定的に指定する（森林法第13条）。

響を回避する方法を採用するよう定めている¹⁴。さらに、主伐、間伐、被害木の処理伐採を含む伐採をするときは、後に詳述する森林利用宣言書を作成し、林業センターに提出するよう定めている。伐採後の天然更新を含む再造林は、土地所有者の義務である¹⁵。

植林は森林法により、伐採後3年以内の完了が義務づけられている。森林の更新については、地理的条件に応じて定められた伐採後10年から25年の期限内に伐採跡地で苗木の植栽が十分な植栽密度で行われ、かつ、平均樹高が0.5m以上に達した稚樹が他の植生によって生育面で影響を受けない状態に至ったときに完了したとみなすと定め¹⁶、天然更新については天然更新対象区域において苗木の成長を担保する条件が満たされていることを条件としている¹⁷。



注：黒塗りの四角に記した法令は、木材の合法性確保に深く関わっているもの。

図 4.7.2 森林法に関連する主な法律

(2) 自然保護法 (Luonnonsuojelulain muuttamisesta)

自然保護法は、生物多様性の維持、自然の景観及び科学的価値の保護、天然資源及び自然環境の持続可能な利用の促進、自然に関する啓蒙及び社会的関心の促進並びに科学調査の促進を目的とし¹⁸、適用範囲を自然及び景観の保護及び管理と定めている。

自然保護法は、自然保護計画、自然保護区及び天然記念物、自然生息環境の保護、景観保護、自然保護の実施、禁止命令、行政執行及び罰金、告訴並びに雑則を定めている。

森林法が適用外とし自然保護法が指定する保護区域とは、国立公園並びに自然保護区

¹⁴ 森林法第6条。

¹⁵ 森林法第7条。

¹⁶ 森林法第8条第1項。

¹⁷ 森林法第8条第2項。

¹⁸ 自然保護法第1条。

及び特別自然保護区である¹⁹。国立公園及び特別自然保護区は、国有地に設定する²⁰。

これらの保護区においては、樹木を含む植物の除去を含む自然環境に影響をもたらすいかなる活動も禁じられている²¹。さらに、保護区である森林への立入り、船舶の停泊及び航空機の着陸並びに森林での通行及びキャンプは制限されている²²。ただし、自然保護区における狩猟にあつては狩猟法、漁労にあつては漁業法が規定する制限内で実施が認められている²³。

(3) 木材及び木材製品の市場投入に関する法律 (Valtioneuvooston asetus geodeettisesta laitokesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta)

木材及び木材製品の市場投入²⁴に関する法律は、木材及び木材製品を販売する事業者の義務を定めた EUTR²⁵のフィンランド国内における実施を目的としている²⁶。

木材及び木材製品の市場投入に関する法律では、地方行政庁を EUTR が規定する管理官庁 (The Competent Authority) に定め、林業センター、食品安全庁、税関及び環境研究所が EUTR の実施についてこの法律が定めた任務を遂行すると定めている²⁷。地方行政庁は EUTR の実施を監督するとともに、この法律が定める関係機関を組織する責任を負っている。この法律の主要な内容は、次の通りである。

① 検査²⁸

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、地方行政庁に業務また木材取引のために使用する車輛、事業用もしくは保管用の施設、デュー・デリジェンス・システムもしくはトレーサビリティに関する文書、木材もしくは木材製品または EUTR が掲げた欧州連合の法律行為の遵守を監督するために必要な範囲について、行政手続法に基づく検査権限を与えている。事業者、取引業者その他の検査対象者は、地方行政庁の検査に協力するものとし、地方行政庁に検査に必要なデュー・デリジェンス・システム及びトレーサビリティに関する文書並びにその関連文書を検査対象者から取得する権利を認めている。さらに、林業センター及び食品安全庁には、地方行政庁が検査権限を与えたときの検査実施を認め、農林省にも同等の権利を与えると規定している。

¹⁹ 自然環境法第 10 条。

²⁰ 自然保護法第 11 条・第 12 条。

²¹ 自然保護法第 13 条。

²² 自然保護法第 18 条。

²³ 自然保護法第 17a 条。

²⁴ 「市場投入」とは市場に初めて木材を持ち込む行為をいい、具体的には伐採地からの丸太の出荷の他、輸入材をフィンランド国内市場に持ち込む行為をいう。

²⁵ EU Timber Regulation (欧州木材規則) (欧州議会及び理事会規則第 995/2010)。

²⁶ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 1 条。

²⁷ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条。

²⁸ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 5 条。

② 事業者及び取引業者からの情報収集²⁹

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、地方行政庁に EUTR が掲げた欧州連合の法律行為の遵守を監督するために必要な情報を事業者及び取引業者から入手する権限を認めている。さらに同法は、農林省並びに地方行政庁が検査権限を与えた林業センター及び食品安全庁にも同様の権限を認めている。

③ 監督官庁及びその他の任務遂行者からの情報アクセス³⁰

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、EUTR が掲げた欧州連合の法律行為の遵守を監督するために必要な情報を秘密保持条項の規定に関わらず農林省、地方行政庁、林業センター、食品安全庁、税関及び環境センターで相互に提供するように定めている。情報の運用管理は、林業センターの森林情報システムに地方行政庁用のインターフェイスを設置して行っている。

さらに同法は、林業センターに森林利用宣言書の提出または伐採について森林法が規定する犯罪及び違反行為または罰金支払不履行を疑うのに十分な根拠があるときは、地方行政庁に自発的に通知する義務を課している。

④ 通知の発行並びに是正措置、木材製品の販売禁止命令及び条件付き罰金命令³¹

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、事業者にデュー・デリジェンス・システム及びトレーサビリティに関する義務の遵守に不備が認められたときは、地方行政庁が不備事項の是正または不適切な行動の完了期限を設定した勧告を書面により発すると定めている。

⑤ 是正措置、禁止及び条件付き罰金命令³²

地方行政庁は、事業者が④項の勧告を受けた事項を期限内に修正せずにデュー・デリジェンス・システムを経ないで木材もしくは木材製品を販売した場合または事業者のデュー・デリジェンス・システムに重大な不備が繰返し見つかった場合は、新たに設定した期限内に是正措置を講じるよう命ずる是正措置命令書を発する。さらに、地方行政庁は、事業者が是正措置に従わない場合は、該当する木材製品の販売を特定の 3 か月以内の期間において禁止する。ただし、事業者が木材また木材製品を季節的に販売している場合は、販売禁止期間を 1 年以内の期間で設定できる。この販売禁止措置遵守の監督は、フィンランド国産材については地方行政庁、輸入材については税関が行う。さらに、地方行政庁は販売禁止措置を条件付罰金に関する法律に基づく罰金を科して執行できる。この販売禁止措置は、事業者のデュー・デリジェンス・システムの不備が地方行政庁に承認される内容で修正されたときに取消すと定められている。

²⁹ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 6 条。

³⁰ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 7 条。

³¹ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 8 条。

³² 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 9 条。

⑥ 罰則³³

フィンランドは、木材及び木材製品の市場投入に関する法律の制定に併せて刑法を改正した。EUTR 遵守違反者に対しては、刑法を改正して第 48a 章(天然資源犯罪)の中に加えた第 3 条 (b) (木材犯罪)の規定が定める罰則が科される。同条の規定は、「木材及び木材製品を販売する事業者の義務を定めた EUTR に違反して、違法に伐採された木材またはその木材から生産された木材を事業目的で販売した者には、他の法律がより厳しい罰則を規定していない限り、木材犯罪に対する罰金または 6 か月以下の懲役とする」という内容である。

⑦ 没収品の処分方法及び取扱費用の負担³⁴

刑法第 10 章第 2 条の規定は、犯罪行為による利益は国が没収すると定めている。国が没収した違法伐採材は公売により売却でき、売却金は国庫に吸収される。

木材を没収された事業者は、没収された木材の保管に要した費用を国に弁済しなければならない。

⑧ 農林省による地方行政庁の監督任務³⁵

木材及び木材製品の市場投入に関する法律では、農林省に地方行政庁が実施する任務の遂行状況を監督する義務を課している。農林省には、地方行政庁から監督に必要な情報を入手する権利及び地方行政庁への調査権を認めている。

(4) 共有林法 (Lag om samfällda skogar)

共有林とは株主の利益ために持続可能な林業の実践的使用を目的とした複数の不動産で構成する場所をいい、共有林法では共有林の管理、手続き、理事会、財務及び共有林の増減手続きを規定している。

(5) 持続可能な森林管理の融資に関する法律 (Laki kestäväen metsätalouden rahoituksesta)

この法律は、木材生産の持続可能性の確保、森林の生物学的多様性の維持及び森林生態系の管理事業に係る措置並びにこれらの活動を支援する措置に対して国が助成金またローン形式で行う融資の支援内容を規定している。

(6) 森林再生物資の取引に関する法律 (Lag om handel med skogsodlingsmaterial)

³³ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 12 条。

³⁴ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 13 条。

³⁵ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 14 条。

森林再生物質とは、樹木の種子、植物及び苗木の一部をいい³⁶、森林再生物資の取引に関する法律は、森林再生物資の生産、市場取引及び輸入に適用される³⁷。欧州においては、生産に適した在来樹種維持の観点から樹木の種子や苗木の管理が重要視されている一方で、近隣国間での取引が広汎になされている。この法律は、森林再生物資を管理する植物生産検査センターの運営及び業者登録制度、森林再生物資の生産、森林再生物資の市場取引、監督官庁、検査及び監督、行政処分並びに罰則などを定めた雑則により構成されている。

2) 関係官庁

(1) 農林省

農林省は林業行政の主務官庁で、林業関係法令を策定する。農林省は関係省庁、林業関連産業の代表、その他の利害関係者と連携し、持続的な森林開発を原則とした多様な森林利用及びその便益の促進を目的とする国家森林計画を策定するとともに同計画の遂行を監視し、必要に応じて計画の改正を行う役割を負っている。

(2) 林業センター

林業センターは、森林法の規定³⁸により森林法の遵守を監督する責務を負っている農林省傘下の国家機関である。さらに同センターは、地元共同体との協力関係を築き、林業関連産業の代表、その他の利害関係者と連携して地域森林計画の策定と実施状況の監督を行っている。

(3) 地方行政庁

地方行政庁は、木材及び木材製品の市場投入に関する法律が定める EUTR が規定する管理官庁 (The Competent Authority) として EUTR 遵守の監督業務を行っている他、森林法に違反している事業者また個人への施業禁止命令その他の対応措置も担当している。同庁は、EU が指定した EU 及びフィンランドの補助金を管理するための行政機関で、農業補助金及び経済開発運輸環境センターの予算を管理している。

地方行政庁の中心的業務は、「e ビジネス」の実施及び IT システムの開発と支援並びに法令運用のための地方自治体、地方の団体や産業のリーダーグループとの調整業務である。

³⁶ 森林再生物資の取引に関する法律第 3 条。

³⁷ 森林再生物資の取引に関する法律第 1 条。

³⁸ 森林法第 25 条。

4.7.4 木材の合法性確保

今次の文献調査では、法令上の違法伐採または違法伐採木材の定義を木材及び木材製品の市場投入に関する法律の規定からのみ見い出せた。同法の第3条（定義）第4項は、違法伐採木材を EUTR 第2条³⁹（g）に掲げられた木材（伐採国で適用される法律に違反して伐採された木材）をいうと定義している。

フィンランドにおける木材の合法性確保は、フィンランド国産材、輸入木材ともに EUTR のデュー・デリジェンス・システムと木材のサプライチェーンに関する情報を取得し管理するトレーサビリティ及び林業センターが管理している森林の情報を主要なツールとして行われている⁴⁰。フィンランドの市場に初めて木材を投入する事業者はデュー・デリジェンス・システムを備えてリスク評価を行い、木材の取引をする者は必ずトレーサビリティを行って木材の情報を取得し、取扱木材の情報を管理しなければならない。フィンランドの木材の合法性確保は、フィンランド国内の全ての木材原料の合法性を確保し、その原料から生産される林産物を合法製品とする方法をとっている。

なお、フィンランド林産物協会によれば、フィンランドでフィンランド国産材の法令遵守を担うのは、丸太を生産する森林所有者である。しかし、実際に森林所有者が行う法令遵守の確認は10年に一度作成する森林計画に基づいた施業の実施及び伐採するときに林業センターに提出する森林利用宣言書の承認によって完了し、さらに木材購買者が作成し森林所有者に提供する検量確認書（受領書）によりトレーサビリティも確保されるので、森林所有者には EUTR 導入にともなう新たな負担が課されていないといわれている⁴¹。

本項では、フィンランドの木材の合法性確保を含む木材生産及び木材流通に係る行政手続の情報を主に法令文書及び林業センターのウェブサイトの解説を資料として報告する。

なお、この調査は文献により行い、現地の行政機関、森林所有者、加工工場その他の関係者に法令の運用及び遵守の実際の方法についての調査は行っていないので、報告内容が実際に行われている行政手続及び取引手順と異なる部分がある可能性があるのご留意いただきたい。

³⁹ 定義条項。

⁴⁰ EUTR 開始直後は、EUTR は EU 域外から輸入する木材を対象としていたが、2013年3月以降は EU 加盟国が各国内で生産する丸太にも EUTR の適用されるようになっている。

⁴¹ フィンランド林産物協会ウェブサイト（<https://smy.fi/>）。

1) 木材生産及び木材輸送手続きの概要

(1) 森林所有者登記及び森林計画の策定

フィンランドでは、森林面積の半分を上回る個人有林の平均所有期間は約 20 年で、年間約 1 万 5,000 件の森林の変更登記がなされている。新たに森林を所有する者は、所有権を確定するために国土測量局に森林所有者の登記を行う。登記の内容は、国土測量局が運営する財産登記システムで管理している。

国土測量局に登記をした森林所有者は、森林計画を作成しなければならない。森林計画は、林業センターが毎年行っているリモートセンシング調査の結果を基礎データとしている。多くの場合、森林管理計画は、林業センターがリモートセンシング調査の結果をもとに提案し、立木の状態、土壌の変化その他のリモートセンシング調査では明らかになっていない森林の状態の推奨事項への組入れまたは森林所有者の森林経営の意向を盛り込むことができる。林業センターは森林計画の内容を審査し、承認したときに林業センターが運営する森林情報システムに森林計画の情報を入力して管理する。森林計画は、10 年に一度改正する。

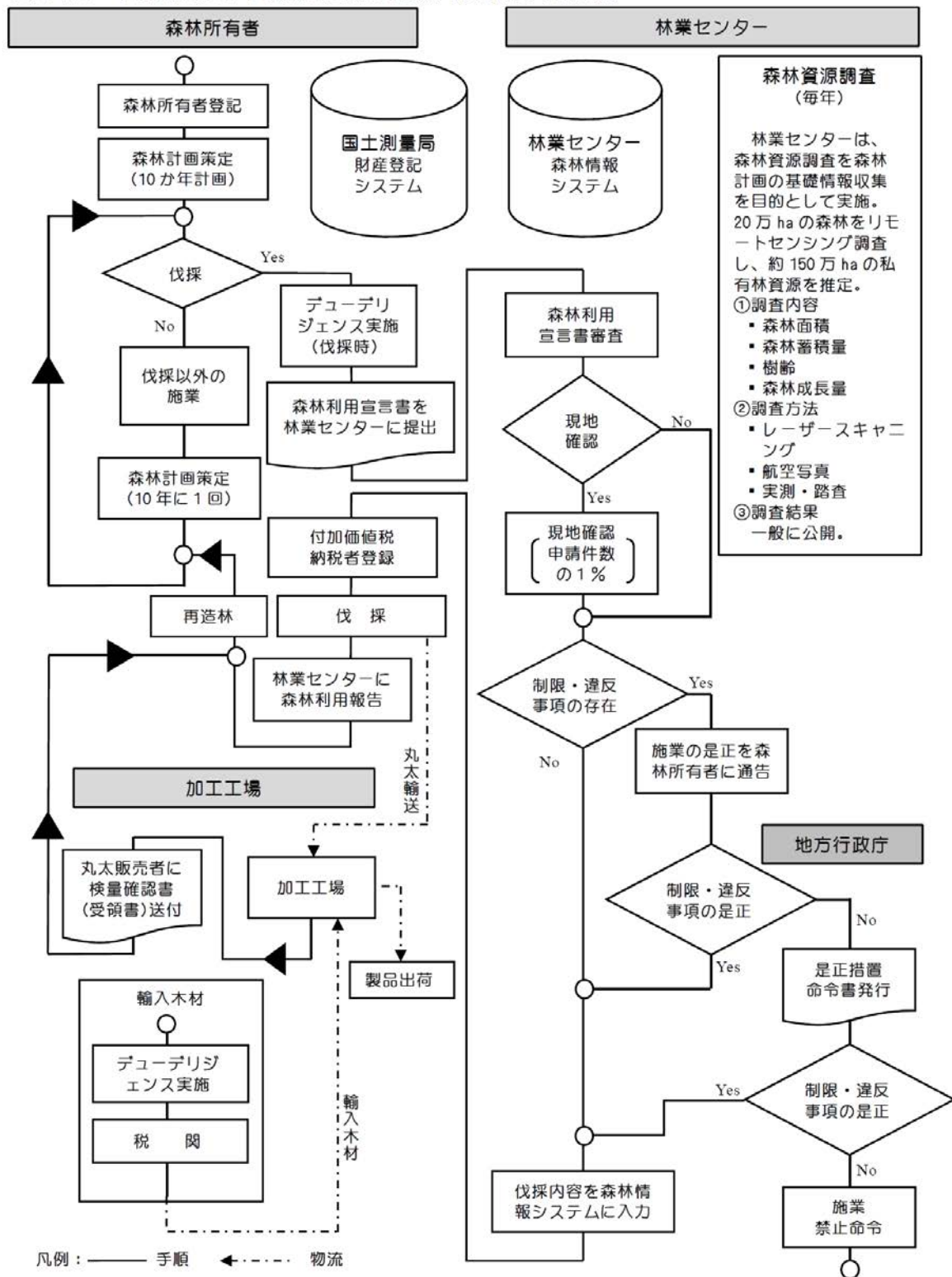
フィンランドでは、国土測量局への登記と林業センターによる森林計画の承認がなされていない者は、林業活動が行えない仕組みが構築されている。

(2) 施業の実施と森林利用宣言書

森林所有者は、胸高直径 13 cm 以上の立木の伐採を行うときは、少なくとも施業を行う 10 日前に、林業センターに森林利用宣言書を提出する。

森林利用宣言書の様式は、林業センターのウェブサイトから取得できる。森林所有者は、所有者または経営者及び伐採件所持者の氏名及び連絡先を記入した上で、林班別に施業内容を記入して林業センターに提出する。林業センターへの森林利用宣言書の提出は、郵送でも可能であるが、ウェブサイトから入手した pdf 形式の森林利用宣言書の様式のファイルは、必要事項をコンピュータで入力して閉じると自動的にインターネットを経由して林業センターに送信される仕組みになっている。

森林所有者から森林利用宣言書を受け取った林業センターは、森林利用宣言書の内容を森林情報システムに登録済の情報その他の管理情報を参照しながら審査する。さらに林業センターは、必要に応じてまたは無作為抽出方式で提出された森林利用宣言書の件数の約 1% について現地確認を行っている。



注1：森林関係法令及び林業センターのウェブサイト (<https://www.metsakeskus.fi/>) の解説を参考に作成。
 注2：行政機関、森林所有者その他の関係者への調査を行っていないため「未定稿」とする。

図 4.7.3 木材生産及び木材流通に係る行政手続の概要

Suomen metsäkeskus täyttää

Nro	Saapunut
-----	----------

1 Omistajan/hallinto-oikeuden haltijan yhteystiedot

Nimi	Puhelin +358	Sähköposti
Lähiosoite	Postinumero	Postitoimipaikka

2 Kiinteistötiedot

Sijaintikunta	Kylä	Kiinteistötunnus tai kiinteistön nimi ja rekisterinumero
Sijaintikunta	Kylä	Kiinteistötunnus tai kiinteistön nimi ja rekisterinumero

3 Haku-oikeuden haltija

Haku-oikeuden haltijan (puunostaja) yhteystiedot: nimi, osoite, puh.,
Sähköposti

Käsittelyalue- ja kuviotiedot (kukin käsittelyalue ja kuvio omalle rivilleen)

Käsittely- alueen numero 4	Kiinteistötunnus 5	Kuvion numero 6	Pinta- ala ha 7	Hakkuun tarkoitus 8	Erityisen tärkeä elinympäristö		Kohdat 11 – 16 täytetään alueista, joilla tehdään uudistushakkuu sekä metsätuhoon vuoksi tehtävässä puunkorjauksessa syntyvistä yli 0,3 ha:n avoimista alueista		Taimikon perustamistoimenpiteet							Kasvatus- hakkuu				
					Elinympäristön numero ohjeista 9	Toimenpide erityisen tärkeässä elinympäristössä 10	Kasvupaikka ja maatalaj 11	Toteuttamistapa 12	Uudistamisen pääasiallinen puulaji 13	Uudistamis- tapa 14	Maanpinnan käsittely 15	Muu perustamistoimenpide 16	Toteuttamis- tapa 17							
				Kasvatushakkuu Uudistushakkuu Erityishakkuu Maanvaytömmuodon muutos Metsähuoltoalue		Ympäristön poimintahakkuu Luonnonhoito Ernelläminen Puutarhan kultaus Purouuman ylläpitäminen Muu (lisäselite)	Tuore kangas tai sillä rehevöinti Kuvioho kangas tai sillä rehevöinti Kovernaismaa Turvemaan (suopöytä)	Avohakkuu Siemenpuuhakkuu Suokaspuuhakkuu Käsitteishakkuu Muu (lisäselite)	Märty Kuusi Raudaleikku Heidekku Muu (puu) (lisäselite)	Luontainen Kylä Isutus	Leikku Aenitys Mädäytys Ei tarpeen	Rainaus Visakon torjunta Ruohon- ja heinin torjunta Kulutus Vesäsuojien jättäminen (tunnus)	Tasakäsitteleminen Pönnitähakkuu Pienaukonhakkuu							

18 Käsittelyalue sijaitsee suojametsäalueella tai suoja-alueella

19 Lisätiedot ilmoitettavat pakolliset lisätiedot ks. täyttöohjeet

20 Allekirjoitus

Paikka ja aika	Allekirjoitus (Omistaja tai valtuutettu)	Nimen selvitys	Laatijan/valtuutetun nimi, osoite, puhelin ja sähköposti
----------------	--	----------------	--

21 Liitteet Kartta Valtakirja (jos täytät ja allekirjoitat omistajan puolesta) Muita kpl

図 4.7.4 森林利用宣言書の様式

林業センターは審査の結果、森林利用宣言書に記載されている施業に制限事項がある場合または法令に抵触する場合は、林業センターが指定する期間内に施業の是正を行うよう森林所有者に通告する。この通告に森林所有者が応じないときまたは該当する施業について林業センターと森林所有者の協議が物別れになったときは、地方行政庁が森林所有者に是正命令書を発する。森林所有者が地方行政庁の是正命令に従わないときは、地方行政庁は森林所有者に施業禁止命令を発する。

林業センターは、審査の結果、森林利用宣言書の内容に問題がない場合または森林利用宣言書の不適合部分の是正がなされた場合、伐採の内容を森林情報システムに入力し管理する。

林業センターは上記の一連の審査が完了すると、森林利用宣言書の右上の欄に受理番号を入れて所有者に書類を送付する。林業センターの受理番号が記載された森林利用宣言書は、行政機関が発行している合法的な伐採を証明する唯一の書類である。

しかし、林業センターがデータベースにより伐採対象地の立木資源量を把握しているとしても、森林利用宣言書には丸太の材積に関するデータを記載する欄がない。木材及び木材製品の市場投入に関する法律では事業者がトレーサビリティーの文書を備える義務の履行が地方行政庁の行う検査対象になっていること、売買時に数量の特定がないと契約が成立しないことから、丸太の材積の確認が書類上で必ず行われているはずである。売買契約締結の手順、売買の対象となる森林利用宣言書に記載されている林地から生産された丸太の特定方法、売買契約書その他の契約書類の記載内容を含む丸太の合法性を証明するための手法については、文献調査で明らかにならなかったため、現地で確認する必要がある。

(3) 伐採とその前後の手続き

森林所有者は年間で1万ユーロを超える木材の売上が見込まれるときは、伐採を行う前に付加価値税納税者登録をしなければならない。フィンランドでは一次生産者に付加価値税の納付義務があるので、森林所有者は伐採を行う前に付加価値税納付の準備をする。

伐採については、森林法では伐採は残存木の育成及び伐採区域外の環境に悪影響をもたらさない方法で実施すること、林分育成条件の悪化につながる地形への影響を回避することが定められ、伐採による林分への悪影響、立木の損害及び地形への影響の判定は関連規則で定めると規定している⁴²。

森林所有者は、伐採が完了した後に林業センターに森林利用報告を行う。

さらに前述のように再生林は、土地所有者に課された義務であり、伐採後、必ず実施しなければならない⁴³。

⁴² 森林法第6条。

⁴³ 森林法第5a条第1項の規定は、主伐をするときは林分の更新を担保しなければならないと定め、第9条第1項の規定は、土地所有者は本法第8条の規定が定める更新義務を履行しなければならないと定めている。

(4) 加工工場の丸太受領

加工工場は受領したフィンランド国産材丸太の検寸・検量を荷口単位で行い、丸太販売者に検量確認書を送付する。検量確認書には法令で定めた様式はないが、この検量確認書がトレーサビリティの証拠書類になっている。木材及び木材製品の市場投入に関する法律の規定により、地方行政庁が行うトレーサビリティの検査の主要な対象となる書類はこの検量確認書の情報である。本文献調査では検量確認書への記載内容の確認ができていないが、一般的に国の規制法に係る書類については、様式が定められていない場合でも書類に記載する最低要件が規定されているので、記載内容を現地調査などで確認する必要がある。

なお、木材輸入については、輸入業者がデュー・デリジェンス・システムを経て行うが、加工工場が輸入材を受領するときの手続き全般については本調査で明らかにできなかった。

4.7.5 森林認証

森林利用宣言書及びその関連書類に基づく木材製品の合法性の証明ができない場合は、合法性の証明に森林認証の CoC 認証のトレーサビリティを用いる方法が採用できる。この方法による合法性の証明は、正式には同じ森林認証スキームの CoC 認証を取得している事業者間で成立する。しかし、バイヤーが CoC 認証を取得していなくても、バイヤーの要求によりシッパーが認証番号を記入したインボイスその他の貿易関係書類を作成しているケースがみられる。

1) 森林管理認証

フィンランドは、森林認証を積極的に導入している国の一つである。2018 年後半に FSC が認証した森林面積は約 161 万 1,000ha、PEFC が認証した森林面積は約 1,813 万 2,000 で、フィンランドの森林面積 (2,280 万 ha) に占めるスキーム別割合は、FSC が 7%、PEFC は 80% である。FSC と PEFC の共同発表によれば、2017 年中頃にフィンランドで FSC と PEFC の両方の認証を受けている森林の面積は 128 万 1,799ha である⁴⁴。あくまで参考指標であるが、FSC と PEFC の両方の認証を受けている認証林面積に変化がないと仮定して FSC と PEFC の認証面積の合計から重複分を差し引くと、フィンランドの認証林面積は森林面積の 81% に該当する。森林認証取得者数は、FSC が 11 件、PEFC は 9 件である。フィンランドの木材生産の担い手は、民間が主体で、個人所有者も積極的に森林認証にグループ認証のメンバーとして参加しているほか、国際的な林産企業も系列企業とグループを形成してグループ認証を取得している。林産企業の認証取得事業者の中には、複数の認証グループに所属しているものがある。

⁴⁴ FSC & PEFC, “Estimated total global double certified area FSC/PEFC (end 2017)”, January, 2018.

認証面積が広い PEFC については、持続可能な森林協会 (Kestävän Metsätalouden Yhdistys ry) が地域別に 5 つの認証グループを組織し、1,300 万 ha 以上、フィンランドの PEFC 認証面積の 73%にあたる森林で認証を取得している⁴⁵。この協会は、森林所有者に PEFC 認証への参加を呼びかけ、グループ認証を組織している。

なお、フィンランドにおける FSC 森林管理認証では、コントロールウッド認証を取得者は存在していない。

2) CoC 認証

フィンランドにおける CoC 認証は、FSC が 247 件、PEFC は 388 件である。フィンランドでは CoC 認証をグループ認証で取得している事業者が多く、グループ認証参加事業者数が CoC 認証取得事業者数に占める割合は、FSC が 65%、PEFC は 45%となっている。CoC のグループ認証は、同一企業の複数の事業所で形成されている場合が多いようである。

4.7.6 その他の事項

1) 第三者の権利

フィンランドでは、全ての国民に森林内での次の行為を認めている。

- 徒歩、スキー、自転車での移動。
- 住宅から十分に離れた場所におけるテントの設置。
- 野生の果実、キノコ及び花の採取。
- 釣り及び氷上釣り。

一方で、森林内で行う次の事項は、制限または禁止をしている。

- 森林に害または悪影響を及ぼす行為。
- 樹木への損傷。
- コケ、地衣類、鳥類の採取。

表 4.7.35 森林認証の概要

		(ha、件)	
		FSC	PEFC
森林認証	森林認証面積	1,611,184 (2018年11月)	18,131,682 (2018年9月)
	認証取得事業者数	11	9
	グループ認証件数	1	6
	グループ認証参加事業者数	3	8
	単独認証事業者数	8	1
CoC認証	認証取得事業者数	247	388
	グループ認証件数	33	27
	グループ認証参加事業者数	160	174
	単独認証事業者数	87	214

資料 1 : 森林認証面積は、FSCはFSC, "Facts & Figures", January 2, 2018、PEFCはPEFC, "PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2018に掲載されている数値。

2 : 認証事業者に係る数字は、2018年12月3日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

⁴⁵ <http://kestavametsa.fi/>

- 直火。
- ごみの投棄。
- 自動車の運転。
- 動物の行動の妨げ。
- 許可のない漁労及び狩猟。

さらに自然保護法第 16 条の規定は、少数民族であるサーミ族の居住地域について、サーミ族の文化の維持及び発展のために国立公園内及び特別自然保護区内であっても保護すると定めている。先住民によるトナカイの取扱い、狩猟、漁労及び薪の採取は、協定による取決めにより伝統的な実施が可能になっている⁴⁶。

2) ワシントン条約の保護対象樹木

フィンランドには、ワシントン条約が保護対象としている樹木は存在しない。

3) 税制

木材の販売については、木材販売税及び付加価値税が課され、共有林の森林所有者には収入が発生したときに所得税が課されている。

4) 労働安全

労働安全は労働安全法、雇用については雇用契約法により確保されている。

⁴⁶ NEPCon, “Timber Legality Risk Assessment Finland”, August 2017, p29.

4.8 スウェーデン

4.8.1 木材等の生産及び流通の状況

スウェーデンは、北ヨーロッパ、スカンジナビア半島東部を占める立憲君主制国家であり、正式名称をスウェーデン王国(Konungariket Sverige)という。また、首都はストックホルムである。

国土面積は、44万7420km²で、人口は約1,012万人(2017年12月、スウェーデン統計局¹⁾)である。国土の8.5%を10万にも及ぶ湖水が占めており、北部地方は森林地域で、南部地方は低い丘陵性台地と沿岸低地からなる農業地帯である。北部にはエスキモー系サミ人やフィン人が住んでいるが、国民の大部分はゲルマン系のスウェーデン人である²。スウェーデン国内は21の郡に分けられ、それぞれに政府から任命された郡知事および郡管理委員会が存在する。主な産業は、機械工業、化学工業、林業、ITである³。

国土の3分の2(約2,800万ha)が森林に覆われており、森林は重要な天然資源のひとつである。人工林面積は約1300万haであり、計画的かつ積極的な植林の結果、スウェーデンの森林蓄積量は1920年代半ばから約75%増加し、現在は32億m³に達している。その8割は針葉樹である⁴。

森林のうち、約2,200万haが生産的森林⁵とされている。生産的森林の半分を個人が所有しており、その他約4分の1を林業関係などの企業、約5分の1を国やその他の公的機関が保有している。

所有形態ごとの生産林の比率をみると、国有林で75.4%、企業有林で79.5%、個人所有林で81.7%となっており、国有林に比べて企業有林・個人所有林の生産林の割合が高い。

個人所有の所有規模別所有者構成比をみると、21~50haが22.6%、51~100haが15.1%など、比較的規模の大きい所有者が多く、一人当たりの平均所有規模は35.6haで他の欧州諸国と比較して大きい。

上述のように個人所有林の比率が高いが、これら所有者を組織・支援しているのが森林組合である。現在、4つの森林組合があり、南部を拠点とするソドラ(Sodora)は大規模製材工場やパルプ工場をグループ企業として持つなど、特に活発な活動を行っている。

伐採量は、1980年以降はほぼ一貫して増大してきており、2011年の伐採量は8,880万m³であり、世界第7位の位置にある。2006~2010年の生産林の年平均生長量は1億1,100万m³となっており、成長量の約8割を伐採している計算となる。以上のような活発な伐採をもとに木材産業が発達しており、林産物輸出も活発に行われている⁶。

¹ Statistics Sweden (SCB), [https://www.scb.se/en/](最終検索日:2018年11月29日)

² コトバンク、「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典」

[https://kotobank.jp/word/%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3-83232](最終検索日:2018年11月6日)

³ 日本、外務省、「スウェーデン基礎データ」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html)(最終検索日:2018年11月6日)

⁴ Treasures of the FOREST 森のタカラ、未来のチカラ()(https://www.cellmark.com/wp-content/uploads/2016/03/Treasures_of_the_Forest_Brochure_FINAL.pdf(最終検索日:2018年11月6日)

⁵ haあたり年間1m³以上成長する森林を生産的森林と定義している。

⁶ 柿澤宏昭「スウェーデンにおける環境保全型森林管理—「非規制的森林政策」はなぜ機能するのか?—」(岡裕泰、石崎涼子編著『森林経営をめぐる組織イノベーション—諸外国の動きと日本—』広報ブレイス、2015年、209-233ページ)

スウェーデンの生産林の面積は世界の生産林の 1% 足らずだが、スウェーデンはグローバル市場で取引される製材、パルプ、紙の 1 割を生産している⁴。2017 年の林産物の輸出量は製材 1,315 万 m³、パルプ 332 万トン、紙・板紙 999 万トンとなっており、製材と紙では世界 3 位、パルプでは世界 7 位にあたる⁷。

我が国の 2017 年の製材の輸入先国としては、カナダ、ロシア、フィンランドに次ぐ第 4 位となっており、輸入量は 82 万 m³ である。また、スウェーデンの 2016 年の木材製品の輸出価額は 149 億 US ドルで、スウェーデンの全輸出価額の 10.7% を占めている⁸。

このように、林業・林産業はスウェーデン経済にとって重要な位置を占めており、特に輸出産業としての性格を強く持っている。

スウェーデンの林産物の輸入については、2017 年は 1120 万トンを入力しており、主要な輸入先国はノルウェー（3 割強）をはじめとした EU 加盟国である（6 割弱）。ロシアからも 7% 弱輸入されており、主な品目は原木・おがくずとなる。

その他、スウェーデンの森林・林業に関する概要はスウェーデン王立農林業アカデミーの発行した資料⁹が参考となる。

4.8.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

スウェーデンにおいて木材生産を行う上で表 4.8.1 の書類または記録が法的に要求される^{10, 11, 12, 13}。

NEPCon¹⁴によると、土地境界の表示が古く、また視野が開けない状況で伐採を行ったため、誤って境界の外の森林財産を伐採することはあるが、通常は裁判手続を経ずに、不動産所有者への補償により解決される。故意に木材を土地境界外で伐採した事例は知られていない。

所得税法では、木材の売却および伐採権の売却は事業として課税対象となる。課税の登録がされていない森林所有者は、木材の購入者によって登録が求められる（木材購入者が用いる会計システムにおいて、木材の販売者が登録済み事業者であることが求められるため）¹⁵。

⁷ FAOSTAT (<http://www.fao.org/faostat/en/#home>)(最終検索日:2018年11月29日)

⁸ World Integrated Trade Solution, (<https://wits.worldbank.org/Default.aspx?lang=en>)(最終検索日:2018年11月29日)

⁹ Forests and Forestry in Sweden (https://www.skogsstyrelsen.se/globalassets/in-english/forests-and-forestry-in-sweden_2015.pdf)

¹⁰ Land Code(1970 : 994), Chapter 4, 16, 18, 19, 20, Chapter 7 Section 3, 5, 11-21 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19700994.htm>)

¹¹ Land Acquisition Law(1979 : 230), (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790230.htm>)

¹² The Reindeer Husbandry Act(1971 : 437), Section 18, 20 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm>)

¹³ Forestry Act(1979 : 429), Section 10a (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

¹⁴ NEPCon, Timber Legality Risk Assessment Sweden(Ver.1.1 August 2017)

(<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-sweden>)(最終検索日 : 2018 年 11 月 6 日))

¹⁵ Swedish Income Tax Law(1999 : 1229), Chapter 13 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm>)

表 4.8.1 関連する書類例

名称	備考
不動産権利証書	土地登録管理局 (Lantmäteriet) の不動産登記所が発行
不動産登録簿	Lantmäteriet が管理する不動産登録簿における不動産の所有権の記録
伐採権の契約書	特定の財産および/または地域に対して発行されたもの
登録証明書	スウェーデン税務当局からの登録証明書(営業税および売上税の登録が記載されたもの)

② コンセッション・ライセンス

コンセッション・ライセンスに該当する制度は存在しない。

③ 森林管理・伐採計画

「森林経営をめぐる組織イノベーション—諸外国の動きと日本—」(岡、石崎ら(2015))⁶では、スウェーデンの森林管理について以下のように整理されている。

全森林面積のうち、国立公園や自然保護区として木材の生産対象から除外されている森林が約 1 割程度存在する。また、森林認証の取得に関わり、森林所有者が自主的に生産対象から外している森林も存在し、経営計画等に記載はしているものの、国や自治体に対して保護の義務は負っていない。

木材生産の対象となる森林については、次項のような事前通知制による規制がかけられている。

施業の規制としては、主伐後の 3 年以内の更新(人工または天然)が義務付けられており、十分な数・蓄積の稚樹がない場合は補植が求められる。また、一定の林齢までは主伐を禁止されている。

④ 伐採許可

林業法によれば、森林所有者は、伐採を行う予定の 0.5ha 以上の区域における伐採計画について 6 週間前にスウェーデン林野庁に報告する義務があり、「木材収穫通知」という形式で提出する。この報告義務は、更新伐や、木材生産以外の目的のための伐採(燃料としての収穫、外来樹種の使用、保護的掘削、優良品種クローンの植栽)も対象となる¹⁶。また、山岳地の森林や特定の広葉樹(noble broad tree: ニレ、トネリコ、シデ、ブナ、カシ、サクラ、シナノキ、カエデ類)を伐採しようとする場合は、スウェーデン林野庁からの伐採許可が必要となる¹⁷。

木材収穫通知は、通常、スウェーデン林野庁において年間 5 万~6 万件が処理されている。2012 年夏から 2013 年夏までを対象にしたスウェーデン林野庁の統計情報によると、当該期間に航空計測によって 0.5ha 以上とされた伐採跡地のうち 1100 件が未報告であった(全伐採通知の 2%)。スウェーデン林野庁は 1100 件すべての未報告の伐採跡地を追跡調査しており、2012 年にスウェーデン林野庁はそのうち 83 件を起訴申請している。起訴申請が 1100 件中 83 件と少ない理由は、多くが実際の伐採面積が 0.5ha よりも小さ

¹⁶ Forestry Regulation(1993 : 1096), Section 15, 15c (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM>)

¹⁷ Forestry Act(1979 : 429), Section 15, 16, 23, 25 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

く、森林所有者が報告を免除されたためである。

なお、2014年9月1日現在、木材収穫通知の提出がされていない伐採地からの木材を市場に持ち込むことは、森林所有者・木材または伐採権の購入者双方が違法となる。違法者は、罰金または6ヶ月を超えない懲役に加え、対象木材の没収が課せられる。

木材収穫通知の提出されていなかった1100件の伐採跡地に関連した木材購入者は、当局から特に通知を受けており、将来的には木材収穫通知がなく伐採される事例は減少すると思われる¹⁴。

0.5ha以下での伐採に加え、間伐も同様に木材収穫通知の報告は必要ないが、その林分の材積成長が一定のレベル以上に保たれていることが条件となる¹⁷。

また、通常は木材収穫通知が必要ない場合でも、林業活動が自然環境に重大な影響を与えると考えられる時にはスウェーデン林野庁の諮問を受ける必要がある。具体的には、いわゆる”Key Habitat”(重要生息地)と当局によって指定されている地域内での林業活動が対象となる^{18,19,20}。

表 4.8.2 関連する書類例

名称	備考
スウェーデン林野庁の収穫許可証	山岳上の森林、または特定の広葉樹(noble broad tree; ニレ類、トネリコ類、シデ類、ブナ、カシ類、サクラ類、シナノキ、カエデ類)について必要となる
スウェーデン林野庁の木材収穫登録簿における公開情報	主伐(Final felling)の許可証を必要としない山林について必要
スウェーデン林野庁からの確認書	該当する書類が発行されている場合
6週間の待機期間の例外承認	伐採前6週間までの通知提出の例外を認める文書

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

ロイヤルティの支払と伐採手数料に該当する制度は存在しない。

②付加価値税とその他売上・販売税

2013年および2014年に実施された、スウェーデン税務当局による2011年度の民間林業所有者の税務申告に関する具体的な国家的監査において、スウェーデンにおける上位30位の木材購入業者における木材購入の支払いに関する情報と、森林所有者のうち重要性の高い者の所得申告とが比較された。この監査に基づいて、スウェーデン税務当局は売上税と所得税を正しく宣言していない森林所有者の数は低いと結論づけている^{14,21}。

¹⁸ Regulation SKSFS 2013 : 3, Section 4-10

(<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

¹⁹ Regulation SKSFS 2011 : 7, Chapter 3 Section 15, Chapter 4

(<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

²⁰ Swedish Environmental Code, Chapter 12 Section 6

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm>)

²¹ Swedish Tax Authority (www.skatteverket.se) (最終検索日: 2018年11月6日)

本項目について適用される法令はスウェーデン販売税法(1994:200)²²がある。

表 4.8.3 関連する書類例

名称	備考
スウェーデン税務当局(registreringsbevis)が発行した登録証明書	-
売上税に関する提出された納税申告書の写し(momsdeklaration)	-
特定の個人、会社または他の組織の登録に関するスウェーデン税務当局の公的記録情報	-

③収入及び利益税

前項で記述したスウェーデン税務当局の監査から、本項目についても売上税と所得税を正しく宣言していない森林所有者の数は低いと結論づけている。

関連する書類例については前項と同様である。

本項目について適用される法令はスウェーデン所得税法(1999:1229)²³である。

(3) 伐採施業

①林業(木材伐採)規則

スウェーデンでは、1993年の森林法改正により森林所有者に対する計画策定義務や間伐義務などの詳細な施業義務が廃止され、非規制的な森林管理に転換された⁶。ただし、環境配慮に関する一定の規制措置は盛り込まれており、前項の「(1)合法的な伐採権③森林管理・伐採計画」に記述した主伐後の更新義務等に加え、届出された伐採面積の10%は希少動植物種の保護や老齢木を残置することなどの配慮を行うことが求められている^{24, 25, 26}。

スウェーデン林野庁の2013年の統計²⁷によると、木材収穫通知のうち約4,300件(7.3%)、面積にして24,000ha(9.6%)について、木材の伐採活動が始まる前に当局により現場検査が実施された。同年に、約5100箇所が伐採活動の数年後の状況を確認・保証するために再訪問され、年間伐採件数の約10%について、適切な更新のための処置が取られているか確認している。これらの検査の結果、2013年にはスウェーデン林野庁は152件について再植林や掻き起こしなどの更新処置を施すよう差し止め処置を行った。同年には、木材収穫通知の提出以外の法的要求(上記の伐採規制)に基づき、現場立会の結果、7件が起訴された。これらの7件の適用については、伐採手法や伐採技術、伐採活動に関する要求の違反を必ずしも含んではいないが、環境保護の面での基準違反とみなされた(詳しくは「③環境配慮事項」の項を参照)。

²² Swedish Sales Tax Law (1994:200), Chapter 1 Paragraph 1, 4, Chapter 3, Chapter 13 Section 22.

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19940200.htm>)

²³ Swedish Income Tax Law (1999:1229), Chapter 13, 21, Chapter 45 Section 8, Chapter 66 Section 19

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm>)

²⁴ Forestry Act(1979 : 429), Section 1-14, 22-27, 29 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

別添和訳資料：森林法(1979:429) 新版：SFS 1993:553

²⁵ Forestry Regulation(1993 : 1096), Section 2-6, 9, 10, 12 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM>)

²⁶ Swedish Forest Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 2, 3, 5, 6 (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

²⁷ Skogsstyrelsen, (2013). Årsredovisning. Annual report of the Swedish Forest Authority 2013

②保護地域及び樹種

スウェーデンでは、法的な森林保護に関して、国立公園、自然保護区（広い面積で価値の高い多様な生態系を保護）、生息地保護区（小面積の価値の高い生態系を保護）、Natura-2000 地域（EU 域内に指定された生物保護地区ネットワーク）²⁸、および自然保全協定などを通して計画的に実施されている。国立公園は国有地にのみ制定されるが、自然保護区、生息地保護区、Natura-2000 地域および自然保全協定は、公有地だけでなく私有地にも設定されうる。自然保全協定は、国と森林所有者との公的な契約で、所有者は施業の制限や林地の保全義務を負う代わりに政府から金銭的補償を受け取ることができる²⁹。

私有林にかかる自然保護区、Natura-2000 および生息地保護区の土地所有者には適用される土地利用の条件と制限が通知され、これらの土地におけるあらゆる木材伐採は許可が必要となる³⁰。許可のプロセスは、通常、木材収穫通知の必要がない間伐を除き木材収穫通知が提出された後に開始される。なお、裁判になったケースでは、違反は土地所有者の過失によるものであり、故意ではないとされることが多い。

スウェーデン国内の種の保護に関する規制(2007:845)³¹によると、故意・過失を問わず特定の動物種を殺傷したり繁殖地や生息地を破壊したりすることは、郡の行政委員会による免除判断を得ない限り違法である。同じように、植物もその個体や一部の破損や生育地の破壊は、郡の行政委員会による免除判断を得ない限り違法である。

特定の種に対する殺傷、妨害、破壊の禁止は、林業活動にも適用される。これらの行為は故意・過失を問わず法的処罰の対象となるが、林野庁や裁判所が、事前に木材収穫通知がされた、もしくは行政への相談のための正式な通知がなされた上で対象種が伐採活動によって誤って破壊された場合に、森林所有者や伐採権所有者の過失責任を問うことはあまりない。

NGO は監視当局が林業活動に対して種の保護のための規制を適用していないと批判している。また、伐採等の林業活動によって、動植物が被害を受ける可能性はあるが、存在を脅かすわけではない場合に、林業活動を禁止できるのかどうかについても議論がなされている。種の保護に関する規制を林業活動においてどのように適用するかについて、現在スウェーデン林野庁と環境保護庁とでガイドラインを作成中である。

スウェーデン林野庁による規制(SKFS 2011:7 第7章 17 節)³²によると、林業活動による繊細・敏感な生態系への損傷は、避けるもしくは規制されなければならない。スウェーデン林野庁はさらに一般的な助言として生態系のどのタイプが敏感・繊細かを権限下で類型化している。しかし、林業活動においてこれらの生態系を破壊した場合、事前にスウェーデン林野庁から林業活動によって土地所有者に対して特定の地域、樹木、生息地が破壊されてはならないという差し止めがされていないかぎり法的な制裁は受けない^{33, 34}。

²⁸ Natura 2000 database and GIS (<http://www.naturvardsverket.se/natura2000>)

²⁹ Swedish Environmental Code(1998:808), Chapter 7 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm#K7>)

³⁰ Forestry Act(1979:429), Section 13a, 13b (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

別添和訳資料：森林法（1979:429）新版：SFS 1993:553

³¹ Regulation on protection of species(2007:845), Section 4-9, 14-15 and appendix 1-2 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm>)

³² Swedish Forestry Agency's Regulation SKFS 2011:7, Chapter 7 Section 17, 19, 33a (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

³³ Swedish Environmental Code (1998:808), Chapter 7 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm#K7>)

³⁴ Regulation on protection of species (2007:845), Section 4-9, 14-15 and appendix 1-2

表 4.8.4 関連する書類例

名称	備考
保護地域における規制免除の認可	-

③環境配慮事項

前項「①林業(木材伐採)規則」で示した 2013 年にスウェーデン林野庁が実施した現場検査では、更新状況の確認のほか、違反行為を検出することを目的とはしていないが、主伐が行われる際に適切な対処がされているか（たとえば、特定の地域や樹木の伐採の制限など詳細な環境基準に対処されていること）が確認された。検査において、129 件の差し止め命令があり、森林所有者や伐採権を所持したバイヤーに対して、申請された主伐に対して制限をかける、もしくは特定の環境対策を取るよう指導した。ただし、そのような差し止め命令は、現場の状況が法律にどの程度適合しているかについての情報は持たない³⁵。

同年には 637 箇所 3,800ha 相当が、林業法及び環境条例に基づき伐採中または直後に検査された。検査の結果、スウェーデン林野庁は、21 件について、環境保護基準に基づく差し止め命令を発行し、改善処置を求めた。改善処置の内容は、深いわだちの修復、古代の遺構の修復や被覆物の除去、攪乱された流路の修復、または頻繁に利用される林道の刈り払いなどである。このうち、木材収穫通知の提出以外の法的要求（伐採規制等）に基づき、現場確認によって 7 件が起訴された。これらの 7 件は、環境保護の観点だけでなく、更新方法を含めた伐採方法についての規制の観点も含めて適用された^{36,37,38}。

2013 年の現場での検査において見られた不履行などは、1~3%という低い率で確認された。検査対象はランダムには選定しておらず、ランダムに実施した場合はさらに低い率での検挙が予想される¹⁴。

その他、本項目に関連する法律・規制を表 4.8.5 に整理した。

(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm>)

³⁵ Forestry Act(1979 : 429)Section 1-14, 22-27, 29. (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

別添和訳資料：森林法（1979:429）新版：SFS 1993:553

³⁶ Swedish Environmental Code (1998:808), Sw. Miljöbalken, Chapter 2, 9, 11, 14 and 15, Chapter 26 Section 9, 32. (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm>)

³⁷ Skogsstyrelsen (2013). Hänsynen till forn- och kulturlämningar - Resultat från Kulturpolytaxen 2012. Swedish Forest Agency's report 2013-03 on consideration regarding ancient monuments

³⁸ Cultural Heritage Act (1988:950), Chapter 2 Section 5, 6, 10 and 12 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19880950.htm>)

表 4.8.5 適用される法律・規制

名称	出典
林業規制 (1993:1096), Section 30-33	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM
スウェーデン林野庁による規制 SKSFS 2011:7, Chapter 7	http://www.skogsstyrelsen.se/Global/myndigheten/f%c3%b6rfattningar/SKSFS%202011-7%20omtryck%20140813.pdf
欧州委員会規制 (Regulation (EC)), No. 1107/2009, 市場で植物防疫製品を扱うことに関して, Article 28.1, 52	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:309:0001:0050:EN:PDF
殺虫剤等の使用に関する法律 (2014:425), Chapter 2 Section 18, 19, 21, 41, 42, 45, 33, 34, 35, 51, 52, 56, 58, 62	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20140425.htm
スウェーデン環境保護庁による規制 SNFS 1997:2, 化学殺虫剤薬品の使用について Section 11, 12, 14, 16	http://www.naturvardsverket.se/Documents/foreskrifter/nfs1997/SNFS1997_02.pdf
スウェーデン化学薬品庁による規制 KIFS 2008:3, appendix 3	https://www.kemi.se/Documents/Forfattningar/KIFS/K08_3.pdf
火器爆発物に関する法律 (2010:1011), section 6, 7, 11, 16, 17	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20101011.htm
火器爆発物に関する規制 (2010:1075), section 6, 8, 16	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20101075.htm
スウェーデン環境庁による規制 NFS 2003:24, 火器爆発物による土壌および水の汚染からの保護, Chapter 1, 4, 5, 8, 9, 10	http://www.naturvardsverket.se/Documents/foreskrifter/nfs2003/nfs2003_24k.pdf
スウェーデン内政規制 (MSBFS 2011:8), 火器爆発物の貯蔵容器および配管, Chapter 5	https://www.msb.se/externdata/rs/43623a8e-0697-4c1d-8a76-ef23d0986c64.pdf
スウェーデン内政規制 (MSBFS 2013:3), 火器爆発物の取扱許可, Chapter 2	https://www.msb.se/externdata/rs/b9e6d354-2654-4e68-a880-12ce12217afe.pdf

④安全衛生

スウェーデンにおける労働者の健康と安全に関する法令は、主にスウェーデン労働環境局の広範な規制に規定されている多数の詳細な要件を含んでいる。これらの要件の主要な部分は、罰金や懲役などの直接的な制裁を受けるものではなく、事故や事故の際に犯罪が起きたかどうかを判断する基準として使用される。直接制裁のない要件は、特定の措置を講じるための雇用者への差し止め命令が当局によって出された場合に参照として使用することもできる^{39,40}。

2012年9月から2013年12月まで、スウェーデンの労働環境庁は、伐採収穫または林業活動が行われている、推定約27,500箇所全国の現場のうち1,254の林地について検査を実施した⁴¹。検査は、主に i) 設備に関する技術的要件、ii) 事故や事故の報告と追跡、iii) 使用者の体系的な作業環境管理、を対象としたもので、林業分野に関する特定の監督プロジェクト内で実施され、スウェーデン労働環境局の規制のうち、下記のようないくつかの要件に準拠していないことが明らかになった。

- ・リスク分析の欠如、制度的作業環境管理に関する規制(AFS 2001:1)⁴²による行動
- ・応急処置をする能力の不足^{43,42}

³⁹ Workers Safety Act (1977:1160), Chapter 2, Chapter 3 Section 1a, 2, 2a, 2c, 3, 4, 5, 7g, 12, Chapter 6, Chapter 8 Section 2, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771160.htm>)

⁴⁰ Workers Safety Regulation (1977:1166), Sections 3-6, 7-13. (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771166.htm>)

⁴¹ av.se (2014). Tillsyn af Skogsbranchen. Project report INF 2011/101631 dated 2014-04-22 of the Swedish Work Environment Authority. (www.av.se)

⁴² Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2001:1) Systematic Work Environment Management, (<https://www.av.se/globalassets/filer/publikationer/foreskrifter/engelska/systematic-work-environment-management-provisions-afs2001-1.pdf>)

⁴³ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1999:7) First aid and Crisis Support, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/forsta-hjalpen-och-krisstod-afs-1999-foreskrifter/>)

- ・単独で働く労働者のための安全対策の欠如⁴⁴
- ・事故を報告するプロジェクト内の取り決めがない⁴⁵

上述の2013年の検査の結果、林業・農業分野の雇用主に対して3件の起訴申請が行われ、認定された違反について、関連する雇用者に対し6つの差止命令が発行された。差止命令の数が少ないことは、法的拘束力のある差し止め命令の発行前に、雇用主が査察官の助言に従って是正措置を取る意思を示したことによる。ただし、重大な事故につながる法令遵守の欠如が明らかになり、その責任を持つ雇用者は起訴される可能性があった点は無視できない。

2013年には、林業労働者の100件以上の労働関連事故による休養が発生した。死亡者や負傷者の数が最も多い活動はチェーンソーを扱う作業である。しかし、スウェーデン労働環境局の情報によると、事故のうち刑事捜査および起訴の対象となるものはほとんどない。スウェーデンの林業分野における雇用者が約4万人であるのに対し、上述した2013年の大規模な検査の結果、起訴件数が3件であった事実から、労働者の安全衛生に関する法令違反のリスクが低いことが示唆される。

その他、本項目に関連する法律・規制を表4.8.6に整理した。

表 4.8.6 適用される法律・規制

名称	出典
労働時間法 (1982:673)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19820673.htm
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:3) 軽作業環境	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/minderarigas-arbetsmiljo-afs-20123-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:2) 筋骨格障害防止のための人間工学	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/belastningsergonomi-afs-20122-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2008:13) 指示・信号	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/skyltar-och-signaler-afs-200813-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2008:3) 機械使用	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/maskiner-som-slappts-ut-pa-marknaden-efter-29-dec-2009-afs-20083-foreskrift/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2007:5) 妊娠中及び乳幼児保育中の労働者	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/gravida-och-ammande-arbetstagare-afs-20075-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2006:4) 労働器具の使用	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-arbetsutrustning-afs-20064-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2005:6) 労働医療体制	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/

⁴⁴ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1982:3) Work alone (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/ensamarbete-afs-19823-foreskrifter/>)

⁴⁵ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1993:17) Victimization at Work, (https://www.kth.se/polopoly_fs/1.527926.1550157127!/Provisions%20on%20measures%20against%20Victima.pdf)

名称	出典
	medicinska-kontroller-i-arbetslivet-AFS-20056-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1996:7) 個人用保護具	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/utforande-av-personlig-skyddsutrustning-afs-19967-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1994:1) 労働とリハビリの調整	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/arbetsanpassning-och-rehabilitering-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1982:17) 準備・残業時間の情報管理	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anteckningar-om-jourtid-overtid-och-mertid-afs-198217-foreskrifter/

表 4.8.7 関連する書類例

名称	備考
チェーンソーの理論的および実践的試験を合格していることを証明する書類	従業員がチェーンソーを利用する場合。スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:1) ⁴⁶ に基づく
化学物質のリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2011:19) ⁴⁷ による
労働者が曝される振動と騒音に関するリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2005:15, AFS 2005:16) ^{48, 49} に基づく
個人安全装備の使用方法について記載された情報の提供、及びそのリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2001:3, AFS 2001:1) ^{50, 42} に基づく
従業員 10 人以上の企業における従業員の労働安全指針及び組織立った労働環境管理のための運営手順・体制及び組織立った労働環境管理の責任者に関する情報	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2001:1) ⁴² に基づく
記載された殺虫剤等の農薬の取り扱いと保管に関する手引き	スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 1998:6) ⁵¹ に基づく
殺虫剤等の利用に関する安全情報データシート	EU 化学物質規制 (REACH) の第 31 文書 ⁵² に基づく

⑤合法的な雇用

間伐と主伐は、スウェーデン人の常設雇用者がいるスウェーデン人経営者によって主に行われる。一方、造林(植栽、下刈り)は、国内外の経営者によって行われ、限られた期間のみしばしば外国人労働者も従事する。

ほとんどのスウェーデンの職場は、健康保険や傷害保険を含む賃金と労働条件を規

⁴⁶ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2012:1) Chain saws and Clearing saws, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-motorkedjesagar-och-rojsagar-afs-201201-foreskrifter/>)

⁴⁷ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2011:19) Chemical Hazards in the Working Environment, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/kemiska-arbetsmiljorisker-201119.-andrad-och-omtryckt-i-afs-201443-foreskrifter/>)

⁴⁸ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2005:15) Vibrations, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/vibrationer-afs-200515-foreskrifter/>)

⁴⁹ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2005:16) Noise, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/buller-afs-200516/>)

⁵⁰ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2001:3) Use of Personal Protective Equipment, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-personlig-skyddsutrustning-afs-200103-foreskrifter/>)

⁵¹ Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1998:6) Pesticides, (<https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/bekampningsmedel-afs-19986-foreskrifter/>)

⁵² Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and the Council (Reach) art 35, (<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2006R1907:20130701:EN:PDF>)

制する労働組合と雇用主の間の団体協約に加盟している。団体協約は、同じ規則が全員に適用され、その分野における最低限の雇用条件を確立することを保証している。ただし、雇用主は自由に労働条件を提示することができる。スウェーデン人に対する労働者の権利は通常尊重されるが、他の国の労働者の処遇については時折問題が発生している。

スウェーデンは1990年に国連の「子どもの権利条約」を批准している。スウェーデン憲法に規定されている児童労働はスウェーデンでは発生していないと考えられている⁵³。

その他、本項目に関連する法律・規制を表4.8.8に整理した。

表4.8.8 適用される法律・規制

名称	出典
労働時間法 (1982 : 673)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19820673.htm
移民法 (2005 : 716), Chapter 2 Section 7, 8c, Chapter 3a, Chapter 6	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20050716.htm
社会保険法 (2000 : 980), Chapter 2	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20000980.htm
労働者安全法 (1977 : 1160)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771160.htm
スウェーデン労働環境局規制 (AFS 2012 : 1), チェーンソーおよび刈払機, Section 17-18	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/avnvandning-av-motorkedjesagar-och-rojsagar-afs-201201-foreskrifter/
刑法 (1962 : 700), Chapter 4 Section 1a, Chapter 16 Section 9	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19620700.htm
雇用(職場における共同決定)法 (1976 : 580) Section 7-8	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19760580.htm
休暇法 (1977 : 480)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19770480.htm

表 4.9.9 関連する書類

名称	備考
雇用者に関する月間または四半期の納税申告書の写し	—
書面による雇用契約書または各労働者の雇用条件に関する書面による情報	雇用保護法第6c条 ⁵⁴ に基づく
労働許可証または永住許可証のコピー	EES 諸国以外の従業員の場合

(4) 第三者の権利

①慣習的な権利

サミ族は、スウェーデン憲法⁵⁵における先住民の地位を持つ唯一の民族集団である。サミの文化は、サミ族の伝統的なトナカイの畜産と密接に関連している。トナカイの飼育、狩猟、漁業の訓練を行う際のサミ族の土地（民有・国有にかかわらず）を使用する

⁵³ Constitution of Sweden, Chapter 2 section 1 (freedom of expression, freedom of assembly, freedom to demonstrate, freedom of association). (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19740152.htm>)

⁵⁴ Employment Protection Act (1982:80), (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19820080.htm>)

⁵⁵ Sweden Constitution, (<http://www.riksdagen.se/en/how-the-riksdag-works/democracy/the-constitution/>)

権利は古くから認められてきたが、現在はトナカイ畜産法⁵⁶で規定されている。

しかし、実際に伝統的なサミ族の領土については、いくつかの紛争が、サミ族と土地所有者の間で起きてきた。そのうちのいくつかは裁判所で解決されているが、その他のいくつかの判例では、サミ族は、サミ族による土地の使用が十分に長期間継続されており、そこがサミ族の土地であると十分に特徴づけられていることを証明できないことから、土地を失っている。

この問題の転機となる判決が、2011年に最高裁判所でなされた(いわゆる Nordmalings 事件)。裁判所は、サミ族の村が古来の習慣に基づいて係争中だった牧草地を冬に使用する資格があると裁決した⁵⁷。この Nordmalings 事件の判例により、同様の権利問題が関係当事者間で裁判を経ずに解決された¹⁴。

表 4.8.10 関連する書類

名称	備考
当事者となるサミ村と協議済みであることを証明する書類	林業法第 20 条 ⁵⁸ およびスウェーデン林業局規制 SKSFS 2011 : 7 ⁵⁹ に基づく

②FPIC(自由で事前の十分な情報に基づく同意、事前のインフォームド・コンセント)

FPIC に該当する制度は存在しない。

③先住民族の権利

スウェーデン林業法では、収穫などの林業活動は、トナカイの畜産の利益を考慮しなければならないこととなっている。先住民族の権利に関する林業活動の規制の多くは、スウェーデン林野庁が、木材収穫通知の管理と許可申請により検討の上判断する^{58, 60}。

下記のような場合に、森林の所有者または伐採権の所有者は、サミ族のトナカイの畜産を保護する法律に違反して罰則の適用を受ける可能性がある⁵⁶。

- スウェーデン林野庁が、トナカイの畜産活動を鑑みて、特定の場所での特定の活動を禁止している場合⁵⁸
- 土地所有者または伐採権の所有者が、一年を通してトナカイを放牧する可能性のある地域で、伐採活動を始める前に、関係するサミ族の村と協議しない場合⁵⁸

関係するサミ族の村と協議する義務は、伐採面積が大きい伐採箇所(20ha 以上または山岳地帯の場合 10ha 以上)、および 500ha 以上の私有地におけるすべての伐採箇所が発生する。義務が発生する基準となる面積が大きいため、トナカイが一年中放牧される可能性のある地域では、事前の協議無しに多数の主伐が行われる可能性がある。スウェーデンサミ協会 (SSR; Svenska SamernasRiksförbund)の代表によると、伐採活動を始める前に、関係するサミ族の村と協議しなかった義務違反の例があるとされている。しかし、スウェーデン林野庁によれば、直接制裁の対象となる違反は無いとのことである¹⁴。

⁵⁶ The Reindeer Husbandry Act (1971:437), Section 15-25, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm>)

⁵⁷ Nytt Juridiskt Arkiv(NJA2011s 109),(<https://lagen.nu/dom/nja/2011s109>)(最終検索日:2018年11月6日)

⁵⁸ Forestry Act (1979:429), Section 13b, 14, 16, 18a, 18b, 20, 31, 38a, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.htm>)

⁵⁹ Swedish Forestry Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 4 Section 3, (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

⁶⁰ Forestry Regulation (1993:1096), Section 15, 15b, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.htm>)

(5) 貿易と輸送

①樹種、量、品質の分類

売買を目的としてスウェーデンで収穫された木材（丸太、パルプ材、チップ等）は、品質や量を測定することを木材測定法(2014：1005)⁶¹で規定されている。この法律は、木材の価格を決定し、その価格が適正かどうかを判断するための平等な機会を売り手と買い手に与えることを目的とする。税金や手数料の基準を提供するのではなく、取引事業者のための丸太や木材の市場が、高い信頼性と透明性をもってうまく機能することに寄与するものである。木材の測定は独立機関によって実施されており、測定結果を保存し、木材の売り手・買い手に通知することが規定されている。

この法律に関連する規制として、スウェーデン林野庁による木材測定に関する規制(2014：1006)⁶²がある。

表 4.8.11 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
BIOMETRIA(独立測定機関)の記録	スウェーデンのほとんどの供給木材はBIOMETRIAによって測定され、木材報告システム(VIOL)に登録される ⁶³ 。従来は3つの測定機関(VMF)と情報管理機関(SDC ⁶⁴)によって木材測定が実施されてきたが、2019年1月1日より合併し、BIOMETRIAとなった。

②貿易と輸送

スウェーデン国内で生産される木材のスウェーデン国内の輸送に関しては、あらゆる商品に関連する商業輸送を行うための一般的なライセンスを除いて、特定の法的要件はない。

EU域外からの輸入については、EU木材規則(EUTR)^{65,66,67}に従って、EU市場へ木材製品を輸入する事業者がデュー・デリジェンスを実施する必要がある。詳細は「⑥デュー・デリジェンス/デュー・ケア」にて後述する。

EU域外への輸出について、文献調査を実施した限りでは規制は確認されなかった。

⁶¹ Timber measurement Act(2014:1005)

(<http://www.lagboken.se/Views/Pages/GetFile.ashx?portalId=56&cat=213728&docId=2086435&propId=5>)

※2015年3月1日に Timber Measurement Act (1966: 209)から改正された。

⁶² Regulation of the Swedish Forest Agency(2014：1006) (https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20141006-om-virkesmatning_sfs-2014-1006)

⁶³ BIOMETRIA (<https://www.biometria.se/virkesmatning/>)

⁶⁴ SDC (<https://www.sdc.se/default.asp?id=1007&ptid=>)

⁶⁵ Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market, article 4, 5, 6 and appendix (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:295:0023:0034:EN:PDF>)

EUの国内市場での違法伐採による木材および木材製品の取引を禁止している。
(<http://www.euflegt.efi.int/documents/10180/23310/Japanese%20Translation%20of%20the%20EU%20Timber%20Regulation>)

⁶⁶ Commission Delegated Regulation (EU) No 363/2012 of 23 February 2012 on the procedural rules for the recognition and withdrawal of recognition of monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0363&from=EN>)

⁶⁷ Commission Implementing Regulation (EU) No 607/2012 of 6 July 2012 on the detailed rules concerning the due diligence system and the frequency and nature of the checks on monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0607&from=EN>)

③外国間貿易と振替価格操作

OECD が開発し、国連と G20 の支援を受けて作成された国際税務基準は、国内税務上の要件や税務上の銀行の秘密保持義務に関わらず、すべての税務問題に関する情報の完全な交換を規定している。現在、スウェーデンを含む OECD 加盟国 30 カ国すべてが国際税務基準を支持し合意している。さらに、すべてのオフショア金融センター⁶⁸が基準を受け入れている。スウェーデンは、少なくとも 11 の主要なオフショア金融センターと租税回避地(タックスヘイブン)を含む 46 の税務情報交換協定(TIEAs)に署名している⁶⁹。

本項目に関連する法律・規制として、所得税法(1999:1229)⁷⁰、国際取引における振替価格操作に関する法律(2009:1289)⁷¹ および国際取引における振替価格操作に関する規則(2009:1295)⁷² がある。

表 4.8.12 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
振替価格に関する文書	課税手続法 (2011:1244) ⁷³ 第 39 章 16 節に規定
特定の適用に関するスウェーデン税務当局の振替価格操作についての決定	—

④税関規則

スウェーデンで収穫された通常の商業用木材の輸出については、輸出許可は必要ない。輸入に関する合法性確認に関連する書類には、表 4.8.13 に示すものがある。

本項目に関連する法律・規制として、欧州委員会規則 (EU) (No. 498/2012)⁷⁴がある。

表 4.8.13 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
税関申告	—
EU 外の国から輸入する際の検疫証明書	害虫の広がりに対する保護措置に関するスウェーデン農業委員会規則 (SJVFS 1995:94) ⁷⁵ で規定

⑤CITES (ワシントン条約)

スウェーデンで生産される樹種で CITES リストに記載されているものは存在しない。木材または木材製品を EU 市場に出荷する事業者は下表に示す書類が要求される。

本項目に関連する法律・規制として、種の保護に関する規制(2007:845)⁷⁶がある。

⁶⁸ 非居住者が資金調達・運用などの資金取引を自由に行える金融機関

⁶⁹ Exchange of Tax Information Portal
(<http://www.eoi-tax.org/jurisdictions/SE#agreements>)

⁷⁰ Income Tax Law (1999:1229), Chapter 14 Section 19, 20 (principle of arm's length price)
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm>)

⁷¹ Law on decision on transfer pricing on international transactions (2009:1289)
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20091289.htm>)

⁷² Regulation on decision on transfer pricing on international transactions (2009:1295)
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20091295.htm>)

⁷³ Law on Taxation Procedure (2011:1244), Chapter 39 Section 15, 16 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20111244.htm>)

⁷⁴ Commissions Implementing Regulation (EU) No 498/2012 of 12 June 2012 on the allocation of tariff-rate quotas applying to exports of wood from the Russian Federation to the European Union (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:152:0028:0037:EN:PDF>)

⁷⁵ Swedish Board of Agriculture's regulation (SJVFS 1995:94) on protective measures against spreading of pests, Section 9-15 (<http://www.jordbruksverket.se/download/18.7caa00cc126738ac4e880002721/1265302247516/2010-003.pdf>)

⁷⁶ Regulation on protection of species (2007:845), Sections 7-45 and appendix 1-2
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm>)

表 4.8.14 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
理事会規則 (EC) No 338/97(1996 年 12 月 9 日)の 附属書 A および B にある樹種からの木材の輸入許 可	理事会規則 (EC) No 338/97(1996 年 12 月 9 日) ⁷⁷ で規定
理事会規則 (EC) No 338/97(1996 年 12 月 9 日)の 附属書 C にある樹種からの木材輸入通知を示す書 類	同上

⑥ デュー・デリジェンス/デュー・ケア

EU 市場に木材および木材製品を出荷する事業者は、EU 木材規則 (EUTR)⁶⁵ により、デュー・デリジェンスの実施を義務付けられている。輸入品とスウェーデン産品の両方に適用され、スウェーデンにおける監督官庁は林野庁である。EU 木材規制に対応する国内法に木材と木材製品の貿易に関する法律(2014: 1009)⁷⁸がある。林野庁によると、EU 木材規制に関して、森林所有者または木材購入者は以下のことを義務づけられている。

1. 伐採を申請する際は、スウェーデン林業法に従う。
2. 木材の測定(木材測定機関によって実施される)レポートを保存する。

2014 年 12 月および 2015 年 3 月に、契約に基づいて木材を伐採している 3 つの林業会社の検査がなされ、すべての企業が問題なしとされた。

木材測定法(2014: 1005)⁶¹の下、スウェーデンの木材測定と追跡に関する現在のシステムと、公式記録の一般市民への公開原則のおかげで、EU 木材規則のデュー・デリジェンスの要件は、スウェーデンの森林からの木材について比較的容易に遵守することができるという木材関連業者間での共通の認識がある。これは輸入木材とは対照的である。

木材輸入の場合、木材輸入業者が EUTR に従ってデュー・デリジェンスを実施し、林野庁は適切に実施されているかチェックを行う。2016 年 11 月には、スウェーデンの行政裁判所が、ミャンマー産のチーク材輸入業者が EUTR に基づくデュー・デリジェンス要件を満たさなかったとして 17,000 クローネの罰金を科した⁷⁹。

表 4.8.15 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
事業者がデュー・デリジェンス システムを実施する義務を履行するために必要な書類	欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 995/2010 ⁶⁵ , 第 4.2 条、第 6 条
事業者の供給に関する情報に関する文書	欧州委員会規則 (EU) No 607/2012 ⁶⁷ , 第 3 条
事業者の供給に関する情報の登録およびリスク軽減手続の適用に関する文書	欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 995/2010 ⁶⁵ , 第 6.1a 条

⁷⁷ Council Regulation (EC) No 338/97 of 9 December 1996 on the protection of species of wild fauna and flora by regulating trade therein, article 4, 5, 7, 8 (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1997R0338:20080411:EN:PDF>)

⁷⁸ Law on Trade with Timber and Wood products (2014:1009), Section 9 and 11 (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20141009.htm>)

⁷⁹ EUTR ニュース-2016 年 10 月～12 月

(<https://www.clientearth.org/eutr%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9-2016%E5%B9%B410%E6%9C%88%EF%BD%9E12%E6%9C%88/>) (最終検索日:2019 年 2 月 26 日)

4.8.3 森林認証制度

1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

スウェーデンにおける森林認証の展開は、自然保護団体を中心に 1994 年から FSC 基準の策定準備を開始したことから始まる。後に企業有林を所有する林産業界等も参加し、1998 年にスウェーデンについて世界で初めての FSC 国別認証基準が策定された。一方、森林組合が中心となって、小規模所有者の状況も把握できる PEFC 森林認証制度の設立が進められ、スウェーデンの森林認証システムが 2000 年に PEFC に承認されている。こうした経緯があり、FSC による認証は大規模社有林を中心に、PEFC による認証は森林組合を中心に進められてきた。しかし、近年では両者は 0.5ha 以上であればどの規模の森林も対象としており、認証基準も似通っていることから、両者の違いは薄れてきており、両方の認証を取得している場合もある⁸⁰。

FSC は 1,227 万 ha(2018 年 9 月時点)⁸¹、PEFC は 1,581 万 ha(2018 年 6 月時点)⁸²をカバーしている。重複面積は 720 万 ha あるとされている⁸³ため、重複を除いた FSC と PEFC の認証面積の合計は 2088 万 ha となる。これは、スウェーデンの森林面積の約 75%、生産的森林の約 95%にあたる。

2) CoC 認証の普及概況

CoC 認証について、FSC で 357 件(2018 年 9 月時点)、PEFC で 209 件(2018 年 6 月時点)が認証されている。

なお、FM 認証および CoC 認証を受けている事業者については、各認証機関のウェブサイトを検索が可能である^{81,82}。

⁸⁰Villalobos, Laura, Jessica Coria, and Anna Nordén. "Has Forest Certification Reduced Forest Degradation in Sweden?." *Land Economics* 94.2 (2018): 220-238.

⁸¹ FSC : Facts and Figures 2018 (<https://ic.fsc.org/en/facts-and-figures>)

⁸² PEFC : PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification (https://www.pefc.org/images/documents/PEFC_Global_Certificates_-_June_2018.pdf)

⁸³ Double certification FSC and PEFC – Estimations mid 2017 and corrections 2016 (https://ic.fsc.org/file-download_double-certification-fsc-and-pefc-estimations-mid-2017-and-corrections-2016.a-7044.pdf) (最終検索日：2019年2月26日)